

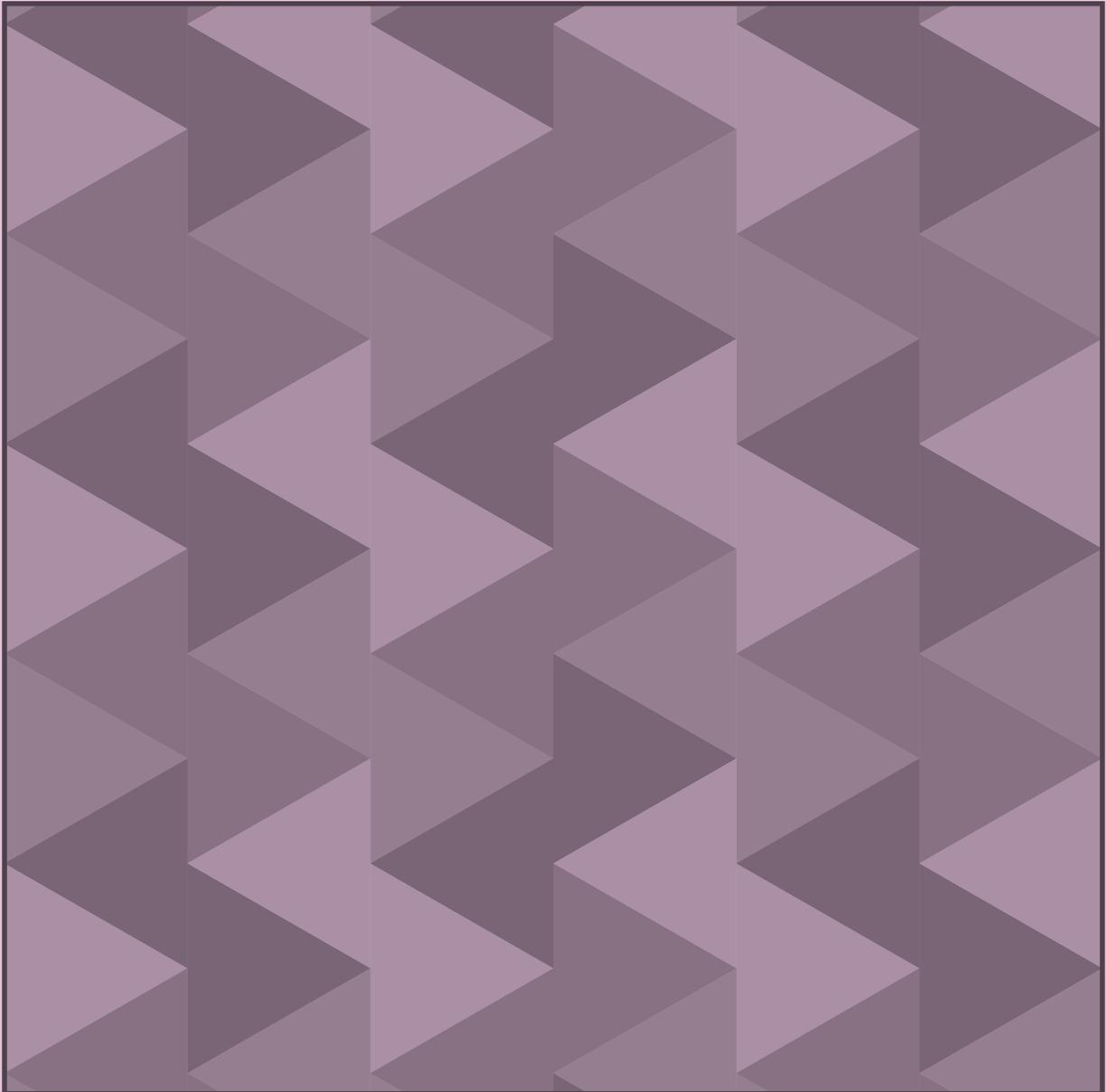
---

2019年度

---

# シラバス

# 法学部



秋学期は配布しません。1年間必ず保管すること。

---

獨協大学

## 「法学部シラバス」について

法学部長 小川 健

シラバス (syllabus) とは、一般的には「要目」や「細目」、「一覧」という意味で用いられ、大学等では特に、「開設科目の内容や計画などを要約した一覧」を指します。

学生諸君が教室内外および教室外の勉学で利用しやすいように、本学ではシラバスを冊子形式で作成しています。冊子形式のシラバスは学部別に分冊化されています。この「法学部シラバス」には、法学部（法律学科・国際関係法学科・総合政策学科）開設科目（ただし、演習等特別の開講形態のものは除きます）すべてが収録されています。本学 HP には、全学共通授業科目や他学部の開設科目の PDF ファイルも用意されています。

シラバスによって法学部のカリキュラムの全容がわかります。まずは全体に目をとおしてみてください。また、シラバスは科目ごとに、①講義目的、講義概要、②授業計画、③到達目標、④事前・事後の学修の内容、⑤テキスト、⑥参考文献、⑦評価方法の 7 項目からなっています。書式の基本は共通ですが、記述の仕方にはおのずから教員の個性や教育理念が現れています。

このうち、「講義目的、講義概要」欄には、教員による科目の位置づけ、講義の内容、方法、などが記されています。「授業計画」欄には、講義の詳細な内容とその進め方が、各学期 14 週にわたって記載されています。「到達目標」には、受講者がその科目で到達すべき目標が示されています。「事前・事後の学修の内容」には、受講者が受講前に準備、学修すべき事項と、受講後に確認・学修すべき事項が示されています。「テキスト」と「参考文献」欄には講義で使用する教科書や参考にするべき文献の情報が載っています。「評価方法」欄を見れば、試験やレポートの形式や教員が受講生になにを期待しているかを知ることができます。これらを参考に、受講者は学期ごとの学習計画を立てることになります。

シラバスは、単なる学年初めの履修登録のときだけに必要な講義案内ではありません。シラバスは、教員と学生諸君とのあいだの講義に関する契約書です。教員はこれに則して講義を進め、成績評価をします。また、受講者もこれにしたがって講義に参加し成績評価を受けねばなりません。そのためには、講義期間をつうじてシラバスを参照する必要があります。

大学の講義は、教員と学生諸君とが共同して作りあげるものです。その成否は、学生諸君の場合には成績として現れますし、教員の場合にはいわゆる授業評価によって現れることになります。法学部では、講義をさらに良くする第一歩として、学生諸君によってこのシラバスが大いに活用されることを希望しています。



## 目次

## 【法律学科】2019年度入学生

## 専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	国	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	国	総	11
憲法入門(法律用)		大藤 紀子	木5	1	外	養	経	国	総	12
	憲法・人権(法律用)	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	国	総	12
民法入門(法律用)		納屋 雅城	金1	1	外	養	経	国	総	15
	民法 I (代理・時効・物権総論)	小野 秀誠	火1	1	外	養	経	国	総	16
刑法入門		若尾 岳志	金3	1	外	養	経	国	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	国	総	18
	国際法入門	鈴木 淳一	月3	1	外	養	経	国	総	19
	総合政策入門(法律・国関用)	網谷 壮介	金2	1	外	養	経	国	総	20
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	国	総	21
	経済学入門	野村 容康	木3	1	外	養	経	国	総	28
	日本史	會田 康範	月4	1	外	養	経			22
東洋史		兼田 信一郎	木2	1	外	養	経			23
	西洋史	久慈 栄志	木5	1	外	養	経			24

## 目次

## 【国際関係法学科】2019年度入学生

## 専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	総	11
憲法入門(国関・総政用)	憲法・人権(国関・総政用)	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	13
憲法入門(国関・総政用)	憲法・人権(国関・総政用)	岡田 順太	金1	1	外	養	経	律	総	14
民法入門(国関・総政用)	民法 I (代理・時効・物権総論)	小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	総	16
刑法入門		若尾 岳志	金3	1	外	養	経	律	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	総	18
	総合政策入門(法律・国関用)	網谷 壮介	金2	1	外	養	経	律	総	20
国際関係法入門		鈴木 淳一	月1	1	外	養	経	律	総	25
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	総	21

## 目次

## 【総合政策学科】2019年度入学生

## 専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	国	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	国	11
総合政策入門(総政用)		木藤 茂	水1	1	外	養	経	律	国	26
憲法入門(国関・総政用)	憲法・人権(国関・総政用)	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	国	13
憲法入門(国関・総政用)	憲法・人権(国関・総政用)	岡田 順太	金1	1	外	養	経	律	国	14
民法入門(国関・総政用)	民法 I (代理・時効・物権総論)	小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	国	16
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	国	18
国際関係法入門(17以降入学者)		鈴木 淳一	月1	1	外	養	経	律	国	25
	政治学入門(17以降入学者)	網谷 壮介	金2	1	外	養	経	律	国	27
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	国	21

## 目次

## 【法律学科】2011～2018年度入学生

## 専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ	
					外	養	経	国	総		
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	国	総	11	
憲法入門(法律用)		大藤 紀子	木5	1	外	養	経	国	総	12	
	憲法・人権(法律用)	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	国	総	12	
民法入門(法律用)		納屋 雅城	金1	1	外	養	経	国	総	15	
	民法Ⅰ(代理・時効・物権総論)	小野 秀誠	火1	1	外	養	経	国	総	16	
刑法入門		若尾 岳志	金3	1	外	養	経	国	総	17	
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	国	総	18	
国際関係法入門		鈴木 淳一	月1	1	外	養	経	国		25	
	総合政策入門(法律・国関用)	網谷 壮介	金2	1	外	養	経	国	総	20	
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	国	総	21	
法思想史	法哲学	嶋津 格	月3	2					総	29	
日本法制史	日本近代法史	小柳 春一郎	火2	2				国	総	30	
西洋法制史a	西洋法制史b	藤田 貴宏	水1	2				国		31	
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2					総	32	
法心理学a		南部 さおり	土2	2						33	
法心理学b		石橋 昭良	金5	2						34	
	英米法b	大川 俊	木1	2				国		35	
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3				国		36	
	ドイツ法b	山田 洋	月2	3				国		37	
フランス法a	フランス法b	小柳 春一郎	火4	3				国		38	
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木4	3				国		39	
外国法講読Ⅰ		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	国	総	40	
	外国法講読Ⅱ	木藤 茂	木3	2	外	養	経	国	総	41	
	外国法講読Ⅱ	L. ペドリサ	木4	2	外	養	経	国	総	42	
	外国法講読Ⅱ	山田 恒久	火4	2	外	養	経	国	総	43	
	外国法講読Ⅱ	岡垣 知子	土1	2	外	養	経	国	総	44	
憲法・統治		岡田 順太	金3	2				国	総	45	
	憲法・発展	大藤 紀子	水2	2				国	総	46	
行政法Ⅰ	行政法Ⅱ	山田 洋	火2	2				国	総	47	
行政法Ⅲ		木藤 茂	火2	3					総	48	
	比較公法	L. ペドリサ	火1	2				国		49	
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3					総	50	
地方自治法a		山田 洋	水1	3					総	51	
	地方自治法b	市川 須美子	水1	3					総	52	
教育法a	教育法b	市川 須美子	木2	2	外	養	経		総	53	
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				国	総	54	
	民法Ⅲ(担保物権・債権総論)	納屋 雅城	金1	2				国	総	55	
民法Ⅳ(親族法)	民法Ⅴ(相続法)	藤田 貴宏	木1	2					総	56	
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	大川 俊	月2	2				経	国	総	57
会社法Ⅰ		吉川 信將	月3	2				経	国	総	58
	会社法Ⅱ	松谷 秀祐	月3	2				経	国	総	59
手形・小切手法		松谷 秀祐	月5	3					総	60	
商法総則・商行為		吉川 信將	水1	3				国	総	61	
保険法		松谷 秀祐	月4	3					総	62	
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2				国		63	
国際取引法		三浦 哲男	金4	3				国		64	
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	神馬 幸一	木1	2				国	総	65	
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2				国	総	66	
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	神馬 幸一	木2	2				国	総	67	
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	若尾 岳志	水1	2				国	総	68	
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	木3	3				国	総	69	
少年法a	少年法b	安部 哲夫	火4	3					総	70	

## 目 次

## 【法律学科】2011～2018年度入学生

## 専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	国	総	
労働法a	労働法b	滝原 啓允	水2	2					総	71
社会保障法a	社会保障法b	滝原 啓允	水3	3					総	72
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	水1	2			経		総	73
経済法		宗田 貴行	木3	3					総	74
消費者法		岩重 佳治	金5	3					総	75
知的財産権法a	知的財産権法b	張 睿暎	火1	3						76
民事訴訟法a	民事訴訟法b	小川 健	火2	2					総	77
民事執行・保全法		小川 健	木2	3						78
	倒産法	小川 健	木2	3					総	79
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	木5	2					総	80
国際法Ⅰ		鈴木 淳一	月3	2				国	総	81
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2				国	総	82
国際法Ⅲ		大塚 敬子	木2	3				国		82
	国際人道法	鈴木 淳一	月1	3				国		83
	国際政治学a	岡垣 知子	水1	2	外	養	経	国	総	84
国際政治学b		山下 光	金5	2	外	養	経	国	総	85
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2		養		国	総	86
政治学原論a		網谷 壮介	木1	2				国	総	87
	政治学原論b	福永 文夫	木1	2				国	総	88
日本政治論a	日本政治論b	福永 文夫	木3	2				国		89
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3				国	総	90
政治思想史a	政治思想史b	網谷 壮介	金3	3				国	総	91
行政学a(17以降入学者)	行政学b(17以降入学者)	大谷 基道	月1	2				国	総	92
行政学a(16以前入学者)	行政学b(16以前入学者)	大谷 基道	月1	3				国	総	92
	法律学特講(医事法)	神馬 幸一	月2	3						93
法律学特講(裁判法1)	法律学特講(裁判法2)	小川 佳子	月3	3						94
	法律学特講(生命保険)	松谷 秀祐	月4	3						62
	法律学特講(企業法)	松谷 秀祐	月5	3						60
法律学特講(担保物件法に関する諸問題)		遠藤 研一郎	火1	3						95
	法律学特講(行政過程論)	木藤 茂	火2	3					総	96
法律学特講(債権総論a)※1		納屋 雅城	火2	3						97
法律学特講(初めての著作権法)	法律学特講(著作権法の諸問題)	張 睿暎	火2	3			経			98
法律学特講(法学と広義の経済学について)	法律学特講(現代世界と自由権の苦境)	嶋津 格	火3	3						99
	法律学特講(刑法各論と特別刑法)	若尾 岳志	木3	3						100
法律学特講(刑法総論: 不作為犯、未遂犯、共犯)		内山 良雄	水3	3						101
	法律学特講(刑法各論上の社会・国家法益に対する罪)	内山 良雄	木4	3						101
法律学特講(刑事訴訟法演習a)	法律学特講(刑事訴訟法演習b)	齋藤 実	水5	3						102
	法律学特講(借地借家法)	小柳 春一郎	木1	3						103
	法律学特講(被害者学)	齋藤 実	木4	3						104
	法律学特講(消費者法)	岩重 佳治	金5	3						75
法曹特講(法曹の仕事-弁護士業務を中心として)	法曹特講(弁護士業務の諸問題)	小川 佳子	月4	3	外	養	経	国	総	105
法曹特講(債権回収・担保法上の諸問題)		遠藤 研一郎	火2	3	外	養	経	国	総	106
	法曹特講(債権総論b)※2	納屋 雅城	火2	3	外	養	経	国	総	107
	法曹特講(刑事法14)	中空 壽雅	水3	3	外	養	経	国	総	108
法曹特講(刑事政策演習)		齋藤 実	水4	3	外	養	経	国	総	109
経済原論a		野村 容康	木3	2	外	養	経	国	総	110
会計学a	会計学b	内倉 滋	月1	3	外	養	経			111

※1 法律学特講(債権総論「基礎編」)を修得している場合は履修不可。

※2 法曹特講(債権総論「発展編」)を修得している場合は履修不可。

## 目次

## 【国際関係法学科】2011～2018年度入学生

## 専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	総	11
憲法入門(国関・総政用)	憲法・人権(国関・総政用)	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	13
憲法入門(国関・総政用)	憲法・人権(国関・総政用)	岡田 順太	金1	1	外	養	経	律	総	14
民法入門(国関・総政用)	民法Ⅰ(代理・時効・物権総論)	小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	総	16
刑法入門		若尾 岳志	金3	1	外	養	経	律	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	総	18
	総合政策入門(法律・国関用)	網谷 壮介	金2	1	外	養	経	律	総	20
国際関係法入門		鈴木 淳一	月1	1	外	養	経	律		25
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	総	21
国際法Ⅰ		鈴木 淳一	月3	2	外	養	経	律	総	81
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2	外	養	経	律	総	82
国際法Ⅲ		大塚 敬子	木2	3	外	養	経	律		82
	国際政治学a	岡垣 知子	水1	2		養	経	律	総	84
国際政治学b		山下 光	金5	2		養	経	律	総	85
	比較法史	小野 秀誠	金2	2						112
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2	外	養	経	律		63
	国際人道法	鈴木 淳一	月1	3	外	養	経	律		83
比較政治a(17以降入学者)	比較政治b(17以降入学者)	作内 由子	金1	2					総	113
比較政治a(16以前入学者)	比較政治b(16以前入学者)	作内 由子	金1	3					総	113
	国際組織法	鈴木 淳一	火1	2	外	養	経			114
国際人権法a	国際人権法b	L. ペドリサ	木1	2					総	115
国際環境法a	国際環境法b	一之瀬 高博	木2	3		養	経			116
国際経済法		宗田 貴行	金1	3			経			117
	国際租税法	石村 耕治	木3	3						118
国際取引法		三浦 哲男	金4	3	外	養	経	律		64
	国際知的財産権法	張 睿暎	木3	3						119
	国際民事訴訟法	山田 恒久	金5	3						120
	国際関係法特講(国際経済法)	宗田 貴行	金1	3			経			117
国際関係法特講(国際文化遺産法)	国際関係法特講(国際宇宙法)	大塚 敬子	木3	3						121
	国際関係法特講(国際企業法務)	三浦 哲男	金4	3						122
	比較公法	L. ペドリサ	火1	2	外	養	経	律		49
比較会社法a		大川 俊	木1	3						123
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木4	3	外	養	経	律		39
	英米法b	大川 俊	木1	2	外	養	経	律		35
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3	外	養	経	律		36
	ドイツ法b	山田 洋	月2	3	外	養	経	律		37
フランス法a	フランス法b	小柳 春一郎	火4	3	外	養	経	律		38
憲法・統治		岡田 順太	金3	2				律	総	45
	憲法・発展	大藤 紀子	水2	2				律	総	46
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				律	総	54
	民法Ⅲ(担保物権・債権総論)	納屋 雅城	金1	2				律	総	55
商法総則・商行為		吉川 信将	水1	3	外	養	経	律	総	61
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	大川 俊	月2	2			経	律	総	57
会社法Ⅰ		吉川 信将	月3	2			経	律	総	58
	会社法Ⅱ	松谷 秀祐	月3	2			経	律	総	59
行政法Ⅰ	行政法Ⅱ	山田 洋	火2	2	外	養	経	律	総	47
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	神馬 幸一	木1	2	外	養	経	律	総	65
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2	外	養	経	律	総	66
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	神馬 幸一	木2	2	外	養	経	律	総	67
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	若尾 岳志	水1	2	外	養	経	律	総	68

## 目 次

## 【国際関係法学科】2011～2018年度入学生

## 専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	総	
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	木3	3	外	養	経	律	総	69
国際関係論a		大串 敦	火2	2		養	経			124
	国際関係論b	大串 敦	火2	2			経			124
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養	経	律	総	86
国際協力論a	国際協力論b	片岡 貞治	月2	3			経			125
国際関係史a	国際関係史b	永野 隆行	月2	3	外	養	経			126
アメリカ政治外交史a		渡部 恒雄	月1	3						127
	アメリカ政治外交史b	岡垣 知子	木4	3						128
国際政治特講(ドイツ古典哲学における戦争と平和と政治a)	国際政治特講(ドイツ古典哲学における戦争と平和と政治b)	杉田 孝夫	火3	3						129
現代経済論a		野村 容康	木3	2	外	養	経	律	総	130
日本経済論a	日本経済論b	須藤 時仁	火4	3	外	養	経		総	131
国際経済論a	国際経済論b	益山 光央	月3	3	外	養	経			132
国際金融論a	国際金融論b	相沢 幸悦	火3	3	外	養	経			133
多国籍企業論a	多国籍企業論b	小林 哲也	火1	3	外	養	経			134
政治学原論a		網谷 壮介	木1	2	外	養	経	律	総	87
	政治学原論b	福永 文夫	木1	2	外	養	経	律	総	88
日本政治論a	日本政治論b	福永 文夫	木3	2	外	養	経	律		89
日本法制史(13以降入学者)	日本近代法史(13以降入学者)	小柳 春一郎	火2	2	外	養	経	律	総	30
西洋政治史a	西洋政治史b	作内 由子	金2	3					総	135
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	網谷 壮介	金3	3	外	養	経	律	総	136
西洋法制史a(13以降入学者)	西洋法制史b(13以降入学者)	藤田 貴宏	水1	2	外	養	経	律		31
	人権の歴史	岡田 順太	金3	2						137
地域政治史(17以降入学者)		大谷 基道	火2	3	外	養	経		総	138
地域政治史(16以前入学者)		大谷 基道	火2	2	外	養	経		総	138
行政学a(17以降入学者)	行政学b(17以降入学者)	大谷 基道	月1	2	外	養	経	律	総	92
行政学a(16以前入学者)	行政学b(16以前入学者)	大谷 基道	月1	3	外	養	経	律	総	92
アジア政治論a	アジア政治論b	松岡 格	水1	3	外	養	経		総	139
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3	外	養	経	律	総	90
地域研究特講(ラテンアメリカ経済と法)		A. 松本	金2	3						140
地域研究特講(ラテンアメリカ社会の課題と法律問題)		A. 松本	金3	3						141
外国法講読 I		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	律	総	40
	外国法講読 II	木藤 茂	木3	2	外	養	経	律	総	41
	外国法講読 II	L. ペドリサ	木4	2	外	養	経	律	総	42
	外国法講読 II	山田 恒久	火4	2	外	養	経	律	総	43
	外国法講読 II	岡垣 知子	土1	2	外	養	経	律	総	44

## 目 次

## 【総合政策学科】2011～2018年度入学生

## 専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	国	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	国	11
総合政策入門(総政用)		木藤 茂	水1	1	外	養	経	律	国	26
憲法入門(国関・総政用)	憲法・人権(国関・総政用)	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	国	13
憲法入門(国関・総政用)	憲法・人権(国関・総政用)	岡田 順太	金1	1	外	養	経	律	国	14
民法入門(国関・総政用)	民法Ⅰ(代理・時効・物権総論)	小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	国	16
刑法入門※1		若尾 岳志	金3	1	外	養	経	律	国	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	国	18
国際関係法入門(17以降入学者)		鈴木 淳一	月1	1	外	養	経	律	国	25
	政治学入門(17以降入学者)	網谷 壮介	金2	1	外	養	経	律	国	27
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	国	21
憲法・統治		岡田 順太	金3	2				律	国	45
行政法Ⅰ	行政法Ⅱ	山田 洋	火2	2	外	養	経	律	国	47
行政法Ⅲ		木藤 茂	火2	3	外	養	経	律		48
地方自治法a		山田 洋	水1	3	外	養	経	律		51
	地方自治法b	市川 須美子	水1	3	外	養	経	律		52
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				律	国	54
	民法Ⅲ(担保物権・債権総論)	納屋 雅城	金1	2				律	国	55
民法Ⅳ(親族法)	民法Ⅴ(相続法)	藤田 貴宏	木1	2	外	養	経	律		56
商法総則・商行為		吉川 信将	水1	3	外	養	経	律	国	61
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	神馬 幸一	木1	2	外	養	経	律	国	65
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2	外	養	経	律	国	66
政治学原論a		網谷 壮介	木1	2	外	養	経	律	国	87
	政治学原論b	福永 文夫	木1	2	外	養	経	律	国	88
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養	経	律	国	86
地域政治論a(17以降入学者)		大谷 基道	火2	3					国	142
地域政治論a(16以前入学者)		大谷 基道	火2	2					国	142
	地域政治論b(17以降入学者)	大谷 基道	火2	3						142
	地域政治論b(16以前入学者)	大谷 基道	火2	2						142
まちづくり特論		荏原 美恵	土3	2						143
	行政過程論	木藤 茂	火2	3	外	養	経	律		144
	政策過程論	田中 富雄	金4	2						145
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3	外	養	経	律	国	90
行政学a(17以降入学者)	行政学b(17以降入学者)	大谷 基道	月1	2	外	養	経	律	国	92
行政学a(16以前入学者)	行政学b(16以前入学者)	大谷 基道	月1	3	外	養	経	律	国	92
経済原論a		野村 容康	木3	2	外	養	経	律	国	110
経済政策a	経済政策b	童 適平	火4	2	外	養	経			146
環境政策a	環境政策b	塩田 尚樹	水1	2	外	養	経			147
都市政策a	都市政策b	倉橋 透	金1	2	外	養	経			148
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	木3	3	外	養	経	律	国	69
教育法a	教育法b	市川 須美子	木2	2	外	養	経	律		53
土地法		小柳 春一郎	木1	3						149
医療・福祉概論a	医療・福祉概論b	和久津 尚彦	月2	2	外	養	経			150
地方財政論a	地方財政論b	金田 美加	火4	3	外	養	経			151
財政学a	財政学b	野村 容康	木2	2	外	養	経			152
日本経済論a(13以降入学者)	日本経済論b(13以降入学者)	須藤 時仁	火4	3	外	養	経		国	131
日本文化論a		城崎 陽子	火4	2	外	養	経			153
	日本文化論b	飯島 一彦	金4	2	外	養	経			154
	地域文化	林 英一	木1	2	外	養	経			155

## 目次

## 【総合政策学科】2011～2018年度入学生

## 専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ	
					外	養	経	律	国		
	多文化共生論	石川 朝子	火3	2						156	
	国際政治学a	岡垣 知子	水1	2	外	養	経	律	国	84	
国際政治学b		山下 光	金5	2	外	養	経	律	国	85	
比較政治a(17以降入学者)	比較政治b(17以降入学者)	作内 由子	金1	2	外	養	経		国	113	
比較政治a(16以前入学者)	比較政治b(16以前入学者)	作内 由子	金1	3	外	養	経		国	113	
西洋政治史a	西洋政治史b	作内 由子	金2	3	外	養	経		国	135	
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	網谷 壮介	金3	3	外	養	経	律	国	136	
アジア政治外交史a	アジア政治外交史b	松岡 格	水1	3	外	養	経		国	157	
法思想史	法哲学	嶋津 格	月3	2	外	養	経	律		29	
日本法制史	日本近代法史	小柳 春一郎	火2	2	外	養	経	律	国	30	
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2	外	養	経	律		32	
	憲法・発展	大藤 紀子	水2	2				律	国	46	
会社法 I	会社法 II	大川 俊	月2	2				経	律	国	57
会社法 I		吉川 信将	月3	2				経	律	国	58
	会社法 II	松谷 秀祐	月3	2				経	律	国	59
手形・小切手法		松谷 秀祐	月5	3	外	養	経	律		60	
保険法		松谷 秀祐	月4	3	外	養	経	律		62	
経済法		宗田 貴行	木3	3	外	養	経	律		74	
刑法各論 I	刑法各論 II	神馬 幸一	木2	2				律	国	67	
刑法各論 I	刑法各論 II	若尾 岳志	水1	2				律	国	68	
民事訴訟法a	民事訴訟法b	小川 健	火2	2	外	養	経	律		77	
	倒産法	小川 健	木2	3	外	養	経	律		79	
少年法a	少年法b	安部 哲夫	火4	3	外	養	経	律		70	
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	木5	2	外	養	経	律		80	
社会保障法a	社会保障法b	滝原 啓允	水3	3	外	養	経	律		72	
労働法a	労働法b	滝原 啓允	水2	2	外	養	経	律		71	
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3	外	養	経	律		50	
消費者法		岩重 佳治	金5	3	外	養	経	律		75	
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	水1	2	外	養	経	律		73	
国際法 I		鈴木 淳一	月3	2	外	養	経	律	国	81	
	国際法 II	大塚 敬子	木2	2	外	養	経	律	国	82	
国際人権法a	国際人権法b	L. ペドリサ	木1	2	外	養	経		国	115	
外国書講読 I		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	律	国	40	
	外国書講読 II	木藤 茂	木3	2	外	養	経	律	国	41	
	外国書講読 II	L. ペドリサ	木4	2	外	養	経	律	国	42	
	外国書講読 II	山田 恒久	火4	2	外	養	経	律	国	43	
	外国書講読 II	岡垣 知子	土1	2	外	養	経	律	国	44	

※1 春学期の「刑法入門」は1年生は履修不可。

## 目 次

**【法律学科・国際関係法学科・総合政策学科共通】 2013～2018年度入学生**

### 「関連」部門科目 法学部教職課程登録者対象

「関連」部門の科目は、教育職員免許状を取得するために必要な科目で、法学部の教職課程登録者のみ履修可能です。履修にあたっては、免許課程シラバスを参照してください。

※「関連」部門科目は、卒業に必要な単位には含まれません。

「関連」部門科目名	開講 学期	担当教員	曜日 時限	開始 学年
日本史概説Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
日本史概説Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会経済史a		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会経済史b		免許課程シラバスを参照のこと		1
日本思想史a		免許課程シラバスを参照のこと		2
日本思想史b		免許課程シラバスを参照のこと		2
外国史概説Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
外国史概説Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会思想史a		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会思想史b		免許課程シラバスを参照のこと		1
東洋史Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
東洋史Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1
西洋史Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
西洋史Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1
経済学史a		免許課程シラバスを参照のこと		3
経済学史b		免許課程シラバスを参照のこと		3
外国経済史a		免許課程シラバスを参照のこと		2
外国経済史b		免許課程シラバスを参照のこと		2
社会学概説Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会学概説Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1

律・国・総	入門演習／入門演習／入門演習	担当者	各専任教員
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>法学部の新入生は、全員が、この科目を1年次の春学期に履修します(必修科目です)。授業は、18人程度のクラスに分かれて、演習(ゼミナール)形式で行われます。所属するクラスは、入学時に指定されます。</p> <p>授業では、大学生活におけるさまざまなルール、大学で「学問」(高校までの「勉強」とは違います)を行う心構え、日々の学習や期末試験に臨む準備のしかた、資料や文献の調べ方・集め方、専門書の読み解き方、論文・レポートの作成方法、研究・調査報告(発表)や討論・議論のしかたなどを学びます。大学での「学問」への取り組み方を理解し、そして身につけることが本演習の目的です。</p> <p>クラス担任の教員は、科目登録、履修のしかたや勉強のしかたなど大学での修学をはじめ学生生活全般について、クラスに所属する学生の相談相手となる「クラスアドバイザー」を兼ねています。大学生活等に関する質問・相談があれば、入門演習の担当者に気軽にご相談ください。</p>		<p>全14回の授業を予定しています。</p> <p>具体的な授業計画は、担当者により若干異なりますが、第1回目の授業において、各担当教員から提示されます。</p>	
<b>到達目標</b>	法学、政治学を学ぶ際の基本的な作法を習得し、専門書の講読、論文・レポートの執筆、報告発表、討論ができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	担当教員の指示に従ってください。		
<b>テキスト</b>	担当教員の指示に従ってください。		
<b>参考文献</b>	担当教員の指示に従ってください。		
<b>評価方法</b>	担当教員から説明があります。		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

律・国・総	憲法入門／憲法入門／憲法入門	担当者	大藤 紀子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>【講義目的】 日本国憲法の立憲主義とは何か、国民主権、権力分立、基本的人権の保障を中心に、総論部分の基礎的な理解を得ることを目標とする。</p> <p>【講義目標】 憲法とは何か、人権や統治機構の基本的な問題について扱う。</p> <p>【注意事項】 総論は、理論的な考察が必要なので、授業を注意深く聞き、教科書・参考書をよく読んで理解に努めること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 憲法の意味と特質</li> <li>3. 日本国憲法と明治憲法の比較</li> <li>4. 日本国憲法の基本原理</li> <li>5. 人権の観念</li> <li>6. 人権の享有主体-天皇・皇族、法人</li> <li>7. 人権の享有主体-外国人</li> <li>8. 人権と公共の福祉</li> <li>9. 特別権力関係論とその問題点</li> <li>10. 私人間における人権の保障と限界</li> <li>11. 包括的基本権-生命・自由・幸福追求権</li> <li>12. 包括的基本権-判例</li> <li>13. 法の下での平等-平等の観念・法の下での平等の意味</li> <li>14. 法の下での平等-判例</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	憲法および公法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	授業で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業の後に再度教科書を熟読し、週ごとにノートを整理事務すること。		
<b>テキスト</b>	大津・大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』第二版、有信堂高文社		
<b>参考文献</b>	芦部信喜『憲法』第六版、岩波書店		
<b>評価方法</b>	学期末試験 80% 平常点 10%、授業での発言 10%		

律・国・総	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権	担当者	大藤 紀子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>【講義目的】 基本的人権の保障についての理解を深める。</p> <p>【講義目標】 事例を通じた具体的争点の把握が主として重要となる。</p> <p>【注意事項】 『六法』（小型）を持参すること（出版社は問わない）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 思想・良心の自由</li> <li>3. 信教の自由-明治憲法との比較</li> <li>4. 信教の自由の内容と限界</li> <li>5. 政教分離原則</li> <li>6. 学問の自由</li> <li>7. 表現の自由と知る権利・報道の自由</li> <li>8. 表現の自由の限界、その他</li> <li>9. 経済的自由権</li> <li>10. 人身の自由の基本原則</li> <li>11. 被疑者・被告人の権利</li> <li>12. 生存権</li> <li>13. 教育を受ける権利</li> <li>14. 勤労権・労働基本権</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	憲法に定める人権、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	授業で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業の後に再度教科書を熟読し、週ごとにノートを整理事務すること。		
<b>テキスト</b>	大津・大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』第二版、有信堂高文社		
<b>参考文献</b>	芦部信喜『憲法』第六版、岩波書店		
<b>評価方法</b>	学期末試験 80% 平常点 10%、授業での発言 10%		

律・国・総	憲法入門／憲法入門／憲法入門	担当者	加藤 一彦
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義は、初めて日本国憲法を学ぶ1年生を対象にしているので、憲法入門講義を行う。また、「法律学」を学ぶのも最初と思われるので、法学基礎的なところから始める。</p> <p>現代社会における多くの問題を憲法の切り口で論ずる。なお、講義では、必ず判例に言及するので、教科書の他、『判例集』を持参すること。当然、『六法』は必携である。夏休み前までの講義範囲は、「信教の自由」(20条)までである。秋学期の「憲法・人権」講義と連続するので、注意すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 『六法』の使い方+「憲法」の意味</li> <li>3. 憲法概念と立憲主義</li> <li>4. 憲法における人権の意味</li> <li>5. 日本国憲法制定小史</li> <li>6. 私人間効力論</li> <li>7. 法人の人権論+外国人の人権</li> <li>8. 法の下での平等(1) 総論</li> <li>9. 法の下での平等(2) 判例</li> <li>10. 精神的自由権の設計図</li> <li>11. 思想/良心の自由</li> <li>12. 信教の自由(1) 総論</li> <li>13. 信教の自由(2) 判例</li> <li>14. 総評+「法律答案の書き方」+質問コーナー</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	憲法および公法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前：必ず教科書を通読しておくこと。事後：復習用の「憲法ノート」を作成すること。ノートには判例と学説が整理されていることに注意。		
<b>テキスト</b>	加藤一彦『憲法〔第3版〕』(法律文化社)、柏崎・加藤編著『新憲法判例特選〔第2版〕』(敬文堂)		
<b>参考文献</b>	芦部信喜『憲法〔第6版〕』(岩波書店)		
<b>評価方法</b>	定期試験：100%		

律・国・総	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権	担当者	加藤 一彦
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>「憲法入門」の講義を踏まえて、精神的自由権から社会権及び平和主義までの講義を行う。</p> <p>毎回、判例を読みながら、通説(芦部説)と判例理論の習得を目的とする。なお、講義では、必ず判例に言及するので、教科書の他、『判例集』を持参すること。当然、『六法』は必携である。問題意識をもって講義に出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス+学問の自由</li> <li>2. 表現の自由/総論</li> <li>3. 表現の自由/報道の自由</li> <li>4. 表現の自由/プライバシーの権利</li> <li>5. 経済的自由/総論</li> <li>6. 経済的自由/判例</li> <li>7. 経済的自由と憲法訴訟入門</li> <li>8. 人身の自由/起訴前手続</li> <li>9. 社会権/総論</li> <li>10. 社会権/生存権</li> <li>11. 社会権/教育権</li> <li>12. 平和主義/総論+9条解釈論</li> <li>13. 平和主義/平和的生存権</li> <li>14. 総評+「法律答案の書き方」+質問コーナー</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	憲法に定める人権、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前：必ず教科書を通読しておくこと。事後：復習用の「憲法ノート」を作成すること。ノートには判例と学説が整理されていることに注意。		
<b>テキスト</b>	加藤一彦『憲法〔第3版〕』(法律文化社)、柏崎・加藤編著『新憲法判例特選〔第2版〕』(敬文堂)		
<b>参考文献</b>	芦部信喜『憲法〔第6版〕』(岩波書店)		
<b>評価方法</b>	定期試験：100%		

律・国・総	憲法入門／憲法入門／憲法入門	担当者	岡田 順太
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>【講義目的】憲法の全体像、人権論の体系的理解を中心に、日本国憲法の基礎知識を身につける。あわせて、法的思考方法（リーガルマインド）を修得する。</p> <p>【講義概要】教科書に掲載される判例を紹介し、それに関連する人権論を展開する。適宜、レジュメ・補助資料を配布して、講義内容を補う。また、随時、憲法学を学ぶ上での基本的知識を試す演習問題を実施する。</p> <p>【受講上の注意】授業中に触れることができる内容は自ずと限界が生じる。授業の復習とともに、積極的に独力で学ぶ姿勢が求められる。全ての講義内容は一つの体系としてつながり合っているので、論点相互の関係性について意識しながら復習すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション</li> <li>2. 日本国憲法の基本原理①（憲法の基本原理）</li> <li>3. 日本国憲法の基本原理②（近代個人主義と憲法）</li> <li>4. 日本国憲法の基本原理③（近代憲法の史的展開）</li> <li>5. 基本的人権の主体と限界①（人権の種類）</li> <li>6. 基本的人権の主体と限界②（人権享有主体性）</li> <li>7. 基本的人権の主体と限界③（私人間効力）</li> <li>8. 包括的基本権①（幸福追求権、新しい人権）</li> <li>9. 包括的基本権②（プライバシー権、自己決定権）</li> <li>10. 法の下での平等①（平等と自由の史的变化）</li> <li>11. 法の下での平等②（平等権・平等原則）</li> <li>12. 精神的自由権①（総説、思想・良心の自由）</li> <li>13. 精神的自由権②（信教の自由、学問の自由）</li> <li>14. 総括</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	憲法および公法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	【予習】教科書の該当箇所の通読。【復習】授業内容の再現、演習問題の再考、ノートのとまとめなど。なお、大学設置基準上、授業時間の2倍の時間を自習時間として確保することが必要となる。		
<b>テキスト</b>	川崎政司・小山剛編『判例から学ぶ憲法・行政法〔第4版〕』（法学書院、2014年）		
<b>参考文献</b>	芦部信喜『憲法〔第6版〕』（岩波書店、2015年）その他、講義中指示するもの。		
<b>評価方法</b>	学期末試験 100%		

律・国・総	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権	担当者	岡田 順太
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>【講義目的】人権各論の理解を中心に、日本国憲法の基礎知識を身につける。あわせて、法的思考方法（リーガルマインド）を修得する。</p> <p>【講義概要】教科書に掲載される判例を紹介し、それに関連する人権論を展開する。適宜、レジュメ・補助資料を配布して、講義内容を補う。また、随時、憲法学を学ぶ上での基本的知識を試す演習問題を実施する。</p> <p>【受講上の注意】授業中に触れることができる内容は自ずと限界が生じる。授業の復習とともに、積極的に独力で学ぶ姿勢が求められる。全ての講義内容は一つの体系としてつながり合っているので、論点相互の関係性について意識しながら復習すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション</li> <li>2. 精神的自由権①（総説、表現の自由、二重の基準）</li> <li>3. 精神的自由権②（知る権利、報道の自由）</li> <li>4. 精神的自由権③（検閲の禁止、事前抑制）</li> <li>5. 精神的自由権④（集会・結社の自由）</li> <li>6. 経済的自由権①（総説、職業選択の自由）</li> <li>7. 経済的自由権②（規制目的二分論）</li> <li>8. 経済的自由権③（財産権・損失補償）</li> <li>9. 人身の自由（総説、刑事的適正手続、行政手続）</li> <li>10. 能動的権利（総説、参政権、選挙権）</li> <li>11. 積極的権利①（総説、生存権）</li> <li>12. 積極的権利②（教育を受ける権利）</li> <li>13. 積極的権利③（勤労の権利、労働基本権）</li> <li>14. 総括</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	憲法に定める人権、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	【予習】教科書の該当箇所の通読。【復習】授業内容の再現、演習問題の再考、ノートのとまとめなど。なお、大学設置基準上、授業時間の2倍の時間を自習時間として確保することが必要となる。		
<b>テキスト</b>	川崎政司・小山剛編『判例から学ぶ憲法・行政法〔第4版〕』（法学書院、2014年）		
<b>参考文献</b>	芦部信喜『憲法〔第6版〕』（岩波書店、2015年）その他、講義中指示するもの。		
<b>評価方法</b>	学期末試験 100%		

律・国・総	民法入門／民法入門／民法入門	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法は、不動産の売買、借金の連帯保証、マンションの貸し借り、他人にケガをさせられたときの損害賠償、結婚や相続等、私たちの日常生活に直接関係する身近な法律である。この民法の全体像と基本的な考え方を理解することが本講義の目的である。</p> <p>概要としては、民法の導入部分ともいえる「第一編 総則」と「第二編 物権」を中心として、「法律行為の主体」「法律行為の客体」「法律行為そのもの」という3つの大きなテーマについて、関連する条文・判例・学説を取り上げて説明をしていく。</p> <p>*授業の際は2019年版の六法を必ず持参すること。なお、第1回の授業日までに教科書の改訂版が出版されたときの対応については、授業時に指示する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 民法の全体像</li> <li>3. 自然人の権利能力</li> <li>4. 失踪宣告</li> <li>5. 制限行為能力者の意義</li> <li>6. 制限行為能力者の相手方の保護、法人</li> <li>7. 所有権の意義</li> <li>8. 所有権の取得、共同所有</li> <li>9. 所有権の効力</li> <li>10. 法律行為の意義</li> <li>11. 契約の成立</li> <li>12. 虚偽表示、心裡留保</li> <li>13. 錯誤、詐欺、強迫</li> <li>14. 無効、取消しほか</li> </ol>	
到達目標	民法および民事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は教科書とレジュメを精読すること。		
テキスト	山野目章夫『民法 総則・物権 第6版（有斐閣アルマ）』（有斐閣、2017年）		
参考文献	必要に応じて授業中に紹介する。		
評価方法	定期試験 100%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	民法入門／民法入門／民法入門	担当者	小野 秀誠
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>民法入門は、法律や民法全般の制度の概要と民法総則編の前半（1条～89条）を対象とします。</p> <p>まず、本講義では、民法を素材に、法律の体系やでき方、私法の体系と意義、法律の解釈、判例の意味など、法律学習の基礎を修得することを目的とします。</p> <p>ついで、民法総則の前半を学びます。民法総則は、民法典第1編を指し、通則、人、法人、物、法律行為、時効などを対象とします。民法全体の概論ではないので、注意してください。民法総則の後半は、民法Ⅰの講義の対象です。</p> <p>民法全体を知るには、民法総則のほか、物権、債権総論、債権各論、親族、相続の各授業を聴く必要があります。卒業までに、あわせて履修してください。</p> <p>実定法の講義の性質上、必ず六法を持参してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 法律と常識、六法</li> <li>3. 公法と私法、民法の体系</li> <li>4. 判例の意味、読み方</li> <li>5. 信義則、権利の濫用</li> <li>6. 紛らわしい概念、人の能力</li> <li>7. 人、自然人、失踪宣告、制限能力</li> <li>8. 理論と実用性、法人の能力</li> <li>9. 概念のあいまいなこと、物</li> <li>10. 法律に書いてないこと、無権利の法理.</li> <li>11. 地震売買、抗弁の切断</li> <li>12. 大法廷、連合部判決、物権変動</li> <li>13. 裏側から書いてあること、法律行為</li> <li>14. 条文に書いてないこと、現存利益</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	民法および民事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	シラバスに従い該当部分の予習、復習が必要です。授業では、確認の趣旨で毎回、質問をします。		
<b>テキスト</b>	小野秀誠『法律学習入門』（信山社、2019年）		
<b>参考文献</b>	小野秀誠ほか『民法総則』（法律文化社、2018年）		
<b>評価方法</b>	定期試験 9割、授業への参加度、発言 1割		

律・国・総	民法Ⅰ（代理・時効・物権総論）（3学科共通）	担当者	小野 秀誠
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>民法Ⅰは、民法入門に続き、民法総則編の後半（90条～174条の2）を対象とします。物権法の前半（175条～294条）も含まれます。</p> <p>民法は私法の一般法のため、商法などの特別法に規定のない事項は、すべて民法が参照されます。民法総則は、民法典第1編を指し、通則、人、法人、物、法律行為、時効などを対象とします。民法全体の概論ではないので、注意してください。民法総則の後半と物権法の前半の、権利の変動を中心に講義を行います。</p> <p>民法全体を知るには、民法総則のほか、物権、債権総論、債権各論、親族、相続の各授業を聴く必要があります。卒業までに、あわせて履修してください。</p> <p>実定法の講義の性質上、必ず六法を持参してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 法律行為</li> <li>3. 意思表示</li> <li>4. 代理1（有権代理）</li> <li>5. 代理2（無権代理）</li> <li>6. 無効と取消</li> <li>7. 条件と期限</li> <li>8. 時効1（総則、意義）</li> <li>9. 時効2（取得時効、消滅時効）</li> <li>10. 物権総則</li> <li>11. 物権変動</li> <li>12. 所有権</li> <li>13. 用益物権</li> <li>14. むすび</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	代理・時効・物権変動に関する基本的な制度や概念、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	シラバスに従い該当部分の予習、復習が必要です。授業では、確認の趣旨で毎回、質問をします。		
<b>テキスト</b>	小野秀誠ほか『民法総則』（法律文化社、2018年）、本田純一ほか『物権・担保物権法』（同、2007年）		
<b>参考文献</b>	『民法判例百選Ⅰ』（有斐閣、2018年）		
<b>評価方法</b>	定期試験 9割、授業への参加度、発言 1割		

律・国・総	刑法入門／刑法入門／刑法入門	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「刑法」は、学習者が、学び始める前に漠然ともっているイメージと、実際に学んでいく内容のギャップが非常に大きい法律科目です。難解な法律用語、抽象的な概念操作、求められる精緻な論理構築といった壁に、弾き返されないように、少しずつ慣れていくようにしましょう。</p> <p>まず、「刑事法」と「刑法」は違います。刑事法は、①犯罪とは何か、犯罪に対してどのような刑罰が科されるのかといったことを定めた「刑法」、②犯罪が発生した時に、捜査・起訴・公判・判決と進む、刑罰を科す手続きを定めた「刑事訴訟法」、③犯罪の原因を調べ、対策を考える「刑事学」の3つに大別できます。</p> <p>この講義は「刑法」入門ですから、①の入門的な内容を中心に授業を行います。ただ、入門ですので、②や③との関連性もお話するようにしたいと思います。また、大学のシステムを利用して課題を出します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑法とは</li> <li>2. 「被害なければ刑罰なし」(侵害原理)</li> <li>3. 「法律なければ犯罪・刑罰なし」(罪刑法定主義)</li> <li>4. 「責任なければ刑罰なし」(責任主義)</li> <li>5. 犯罪の概念</li> <li>6. 構成要件該当性</li> <li>7. 違法性総論 (違法阻却の原理について)</li> <li>8. 違法性各論 (いろいろな違法阻却事由)</li> <li>9. 故意と過失</li> <li>10. 勘違い! (錯誤のいろいろ)</li> <li>11. 命と刑法 / 12. 性と刑法</li> <li>13. 財産と刑法 / 14. 交通刑法</li> </ol> <p>(「授業計画」と実際の授業内容が異なることもあります。)</p>	
到達目標	刑法および刑事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前に、資料を探し読んでくること。事後に、授業を踏まえて課題に取り組むこと。		
テキスト	井田良『基礎から学ぶ刑事法(最新版)』(有斐閣)		
参考文献			
評価方法	授業期間中の課題 50%、定期試験 50%のみ		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	刑法入門／刑法入門／刑法入門	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「近代刑法」が誕生して以来、「刑法」に記載された「犯罪」の成立をめぐる「解釈論」が積み重ねられてきた。「刑事法学」は、この「解釈論」を中心とする「刑法学」と、その行為者の犯罪を捜査し訴追して犯罪立証をすすめてゆく、いわば手続きとしての「刑事訴訟法学」、そして犯罪の現状を把握し、適切な犯罪対策としての「刑事制裁論」「刑罰論」を展開して犯罪者の処遇を講ずる「刑事政策学」から構成されている。</p> <p>学期が進むと、いずれ刑事法のそれぞれの学習を深めることになるが、その前に、刑事法全般について鳥瞰する必要がある。本授業では、まず刑事法の基本理念やその役割を論じ、刑法の歴史と刑法学の系譜とを通覧し、刑事司法の全領域における現代的課題について論じることとする。受講者には、犯罪報道や刑事裁判に関する報道に注意しつつ講義に臨んでもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑事法とは何か。刑法の条文を読む。</li> <li>2. 刑事裁判とは何か。刑事判例を読む。</li> <li>3. 刑事制裁(刑罰)の意義について。刑事政策を語る。</li> <li>4. 刑法学とは何か。近代刑法の基本原理。</li> <li>5. 刑法解釈の実際。類推解釈の禁止について。</li> <li>6. 刑事司法の概要(警察・検察・裁判・矯正・保護)</li> <li>7. 刑事裁判の基本原則(証拠主義をめぐる問題)</li> <li>8. 誤った裁判(冤罪はなぜ生じるか)</li> <li>9. 国民の司法参加 裁判員裁判と検察審査会</li> <li>10. 犯罪総論のポイント(1)犯罪論体系、構成要件論</li> <li>11. 犯罪総論のポイント(2)違法論、違法性阻却事由</li> <li>12. 犯罪総論のポイント(3)責任論、未遂論、共犯論</li> <li>13. 犯罪各論の重要問題(1)生命・身体・性・名誉</li> <li>14. 犯罪各論の重要課題(2)財産侵害(窃盗、詐欺など)</li> </ol>	
到達目標	刑法および刑事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。		
テキスト	特に指定はしない。		
参考文献	井田 良『基礎から学ぶ刑事法(第6版)』有斐閣2017年		
評価方法	学期末試験50%、提出物(ワークシート作成及び数回のレポート)50%で評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

19～律・国・総	国際法入門／*****／*****	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 本講義は、大学に入学したばかりの新入生の皆さんに、専門課程に進む前の予備知識として、国際法と国際関係に関する基礎知識を提供することを目的としています。</p> <p>〔講義の概要〕 国際法の対象は広く、様々な専門分野があります。この講義では、これら個々の専門分野を詳述することはせずに、個々の法分野が主に国際公法の観点からどのように分析されるのかを紹介したいと思います。</p> <p>この講義を通じて国際法の様々な分野に興味を持ってもらい、将来それらの専門分野の教員の講義を履修して、勉強を進めてもらうことを希望します。</p> <p>この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、オンラインでの資料配布や質問の受付等を個別に行い、教員とのコミュニケーションを図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本講義を受講するにあたって</li> <li>2. 国際社会と法</li> <li>3. 国際法の主体（国家、国際組織、個人）</li> <li>4. 国際法の法源（条約、慣習法、法の一般原則）</li> <li>5. 国際法と国内法の関係</li> <li>6. 国際法からみた国家</li> <li>7. 国際法からみた海洋・宇宙・南極</li> <li>8. 国際法からみた安全保障（紛争の平和的解決を含む）</li> <li>9. 国際法からみた国際機構</li> <li>10. 国際法からみた個人（国籍・外国人を含む）</li> <li>11. 国際法からみた人道（戦争犯罪を含む）</li> <li>12. 国際法からみた人権</li> <li>13. 国際法からみた国際経済（開発を含む）</li> <li>14. 今後の勉強のために</li> </ol>	
到達目標	国際法および国際政治領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義までにポルタを通じて資料を配布しますので、あらかじめ読んでください。講義中に提示される「今日のポイント」を提出し、後日教員の添削・コメントを読んで復習してください。		
テキスト			
参考文献	玉田大ほか著『国際法（有斐閣ストゥディア）』（有斐閣，2017年）、『国際条約集2019』（有斐閣，2019年）		
評価方法	学期末に実施するテストにより評価し(100%)、平常点を加点材料とします(ただし上限10%)。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

17～律・国・総 ～16 律・国・総	総合政策入門／総合政策入門／政治学入門 総合政策入門／総合政策入門／****	担当者	網谷 壮介
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>政治について友人や親と普段話すことはほとんどないし、ワイドショーで取り上げられる政治はスキャンダルばかりでうんざりする。政治はどこか縁遠く退屈だ……。皆さんがそう思っていたとしても当然だろう。実際、政治を「楽しむ」には、ある程度の素養が必要になる。この講義では、政治を学問として学ぶことで、テレビや新聞、ネットで取り上げられる政治の話題を「楽しむ」ための下地をつくりたい。政治に学術的にアプローチすることができれば、巷の政治談義の真価を見極められるし、なにより「私にも一言言わせてよ」という気分になるはずで、それが「楽しむ」ことにつながる。</p> <p>授業はパワーポイントを用いて行う予定である。ポータルサイトに事前にPDFファイルをアップロードしておくので、各自（印刷するかまたはPCやタブレットにダウンロードして）持参する必要がある。</p>		①ガイダンス ②政治のとらえ方 ③国家 ④政治体制 ⑤選挙 ⑥政党 ⑦民主主義 ⑧ポピュリズム ⑨三権のかたち ⑩官僚制と利益団体 ⑪福祉国家 ⑫地方自治 ⑬安全保障と平和 ⑭国際政治経済	
到達目標	総合政策および総合政策領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	授業後、テキストの該当箇所を読み、理解を深めること。		
テキスト	砂原庸介・稗田健志『政治学の第一歩』有斐閣、2015年		
参考文献	適宜指示する。		
評価方法	期末テスト 60%、授業時に時折課す小テスト 40%		

律・国・総	社会科学概論-1/社会科学概論-1/社会科学概論-1	担当者	嶋津 格
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>大学でこれから学問を始めようとしている諸君を相手に社会科学の入門的授業をするというのは、私のような老学者にとってはとてもワクワクする挑戦です。私の能力の許す限りで、自分が18歳だったらこんな授業が聴きたかったな、と思えるような授業をしたいと考えています。講義の目的は、これから社会科学上の様々な議論を学ぶ諸君に対して、全体の海図として使えるような大まかな地図を与えることです。もちろんそれは、私の個人としての偏りから自由ではありませんが、後で学生諸君が自由に訂正・批判してゆくための手始めとして役立てばよいのです。何の先入観ももたずに大海原の航海に乗り出すのは、あまりにも無謀、いやむしろ不可能なことですから。</p> <p>前半の社会科学概論1では、私がこれまで付き合ってきた何人かの思想家を種にして、自分の学問史の要素も含めて講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ケルゼン</li> <li>2. マルクス主義1 (歴史哲学)</li> <li>3. マルクス主義2 (搾取論)</li> <li>4. ポパー1 (科学哲学)</li> <li>5. ポパー2 (開かれた社会論)</li> <li>6. ハイエク1 (思想史)</li> <li>7. ハイエク2 (自生的秩序論)</li> <li>8. ロールズ1 (正義論)</li> <li>9. ロールズ2 (政治的リベラリズム論) とクカタス</li> <li>10. ノージック</li> <li>11. オークショット1 (政治的合理主義)</li> <li>12. オークショット2 (Human Conduct論)</li> <li>13. ファインバーグ1 (道徳的権利論)</li> <li>14. ファインバーグ2 (安楽死論、環境論など)</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	法学、政治学の視点から現代の社会問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	下記 <a href="#">HomePage</a> で挙げる文献に目を通してみよう。嶋津に、質問や自分の意見を書いたメールを出してみよう。メアドは <a href="mailto:k17010@dokkyo.ac.jp">k17010@dokkyo.ac.jp</a>		
<b>テキスト</b>	一部のテキストはネット経由 ( <a href="http://regulativeidea.cool.coocan.jp">regulativeidea.cool.coocan.jp</a> ) で配布する。		
<b>参考文献</b>	参考文献については、上記ネット経由で指示する。授業で Password 確認のこと。		
<b>評価方法</b>	期末試験 100% (短答式) による。質問等のメールは 5%以内で加点する (減点はなし)。		

律・国・総	社会科学概論-2/社会科学概論-2/社会科学概論-2	担当者	嶋津 格
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>前期では何人かの (私が影響を受けた) 思想家の思想内容を駆け足で紹介することが中心でした。後期は私なりの近現代史です。現代日本の理解のために必要と思われる部分について、日本から見た世界史、世界から見た日本史、を話してみます。これまで学校で学んだものとはかなり異なる内容になる予定です。できれば一つ一つの論点を、自分がこれまで信じてきたものと突き合わせ、チェックしながら授業を聴いてほしいと思います。もちろん、その結果が私と同じ考えになる必要はまったくありません。それぞれ私の授業の元になったアイデアの書いてある本を紹介しながら授業を進めます。学生諸君にはその中から自由にどれか一冊を選んで読み、それについて期末試験に代わるレポートを書いてもらいます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 序論：全体の見通し、その他</li> <li>2. 第1次世界大戦と平和主義</li> <li>3. 戦間期の日本 (台湾・朝鮮・満州)</li> <li>4. 第2次世界大戦1 (開戦)</li> <li>5. 第2次世界大戦2 (終戦)</li> <li>6. 米軍の占領政策と日本の戦後体制</li> <li>7. 冷戦と日本 (安全保障と平和主義)</li> <li>8. 明らかになった共産主義の現実1 (ソ連)</li> <li>9. 共産主義の現実2 (中国他)</li> <li>10. 冷戦の終焉と「歴史の終わり」</li> <li>11. 「終わ」らなかつた歴史と文明の衝突</li> <li>12. もう一つのフェミニズム</li> <li>13. 米国における多文化主義またはdiversity論の日常</li> <li>14. ナショナリズム論</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	法学、政治学の視点から現代の社会問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	全部は無理でも、授業の前または後に、できるだけネットで示した参考書に目を通してみてほしい。		
<b>テキスト</b>	なし		
<b>参考文献</b>	ネット経由 ( <a href="http://regulativeidea.cool.coocan.jp">regulativeidea.cool.coocan.jp</a> ) で、各回の授業について参考書を指示する。		
<b>評価方法</b>	期末レポート (100%) による。質問等のメール ( <a href="mailto:k17010@dokkyo.ac.jp">k17010@dokkyo.ac.jp</a> ) は 5%以内で加点する (減点はなし)。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

19～律・国・総	日本史／*****/*****	担当者	會田 康範
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近年の日本史研究では、日本列島に展開した歴史像がより多角的、多面的に捉えなおされており、今日では豊富な成果を確認することができます。こうした研究状況をふまえ、それぞれの時代像や歴史認識を豊かにするために重要と思われるテーマを講義していきます。極めて限られた時間数の中での講義のため、歴史経過にそって通史的に講義することは必要最低限にとどめるとともに、取り上げるテーマには時代的に多少の多寡があることも予め了承しておいてください。中等教育において日本史を指導する上で求められる視点を養うことを目標に講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の導入—日本史にどう向き合うか—</li> <li>2. 日本における歴史研究と歴史教育の歴史</li> <li>3. 原始の社会</li> <li>4. 古代社会の成立—律令制の形成—</li> <li>5. 古代社会の展開—律令制の変容—</li> <li>6. 中世社会の成立—武士と百姓—</li> <li>7. 中世社会の展開—武家社会の成長—</li> <li>8. 中間まとめ</li> <li>9. 近世社会の成立—幕藩体制の確立—</li> <li>10. 近世社会の展開—幕藩体制の変容—</li> <li>11. 近代社会の成立—国民国家の時代—</li> <li>12. 近代社会の展開—戦争の世紀—</li> <li>13. 現代社会の諸課題</li> <li>14. 講義のまとめ</li> </ol>	
到達目標	中等教育諸学校において、社会および歴史の授業を行う際に必要とされる日本列島に展開した歴史像、国民国家の歴史的位置づけ、歴史研究や歴史教育の役割や意義について、通史のかつ主体的に解説できるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前にシラバスに該当する日本史の基礎的知識を補って講義に臨んでください。事後学修として講義内容を整理し、提示された課題に取り組んでください。		
テキスト	特定のテキストは使用しない。		
参考文献	講義の中で随時、紹介・配布します。高等学校の日本史の教科書や概説書が手元にあれば参考になります。		
評価方法	定期テスト 70%、小テスト 20%、授業への参加度（提出物、授業態度など）10%		

19～律・国・総	東洋史／*****／*****	担当者	兼田 信一郎
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義では、はじめに現代中国の地理的特徴や近年の中国事情を概観した後、新石器時代から唐宋変革期までの歴史展開を、①政治史、②郷里社会の展開、③周辺諸族との関係、を軸に概観していきます。つまり、単に政権の変遷を概観するだけでなく、それぞれの時代の基層社会の展開を見ることで、伝統中国社会の特質の一端にふれてみたいと思います。さらに、中国を中心とする地域的世界がどのように成立し、独自の歴史展開をしていったかも併せて考えてみたいと思います。</p> <p>なお、付論として、宋代以降の中国社会の歴史的展開にも触れてみたいと思います。また、中・高校の教育職を目指す場合、新たに導入される「暦総合」を含めどのような歴史教育が必要となっているかということも考えてみたいと思います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーション</li> <li>2. 現代中国概況（地誌・現代中国社会の諸問題）</li> <li>3. 中華文明の形成（新石器時代～殷周時代）</li> <li>4. 最初の社会変動と小農民の登場（春秋戦国時代）</li> <li>5. 皇帝支配の成立・周辺諸族との関係（秦漢時代1）</li> <li>6. 皇帝支配と郷里社会（秦漢時代2）</li> <li>7. 統一政権の崩壊と社会変動（後漢～西晋時代）</li> <li>8. 周辺諸族の侵入と長期分裂（東晋十六国南北朝時代）</li> <li>9. 中国社会の再統一と東アジア世界の展開（隋時代）</li> <li>10. 唐帝国の盛衰1（律令制支配の特質）</li> <li>11. 唐帝国の盛衰2（律令制の崩壊と基層社会の変化）</li> <li>12. 宋代以降の展開</li> <li>13. 歴史研究と歴史教育のあいだ（東アジア史の授業）</li> <li>14. 中国社会の特質（まとめ）</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	中等教育諸学校において、社会および歴史の授業を行う際に必要とされる東洋史の通史的展開、外国史の学習を通じた世界史教育の意義、異文化理解の複雑性などについて、主体的に解説できるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前に参考文献の指定部分を読むこと、事後に各回のレジュメに掲げた論述問題の解答を各自作成する。		
<b>テキスト</b>	授業中配布のレジュメ。		
<b>参考文献</b>	岸本美緒『中国の歴史』（ちくま学芸文庫）筑摩書房、2015年9月		
<b>評価方法</b>	授業参加評価（30%）と筆記試験（70%）で評価する。		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

19～律・国・総	西洋史／*****/*****	担当者	久慈 栄志
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>西欧における「近代化」過程の歴史を社会・文化・経済・宗教等の側面から考察し、その特質と功罪について検証する。また、「和魂洋才」の語が示す通り、明治維新以後、わが国が西欧から受容し、「血や肉」とした文物は計り知れない。今日の日本社会においても大きな影響を与えている西欧の「伝統」とは何なのか？このことを宗教・政治・経済の諸革命を通して考察する。また、現代における歴史学の果たす役割についても論じてみたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小川 哲／上垣 豊／山田史郎／杉本淑彦編『大学で学ぶ西洋史（近現代）』（ミネルヴァ書房）</li> <li>中井義明／佐藤専次／渋谷 聡／加藤克夫／小澤卓也編『教養のための西洋史入門』（ミネルヴァ書房）</li> <li>遅塚忠躬『史学概論』（東京大学出版会）</li> <li>永原陽子／南塚信吾他編『「世界史」の世界史』（ミネルヴァ書房）</li> </ul>		<ol style="list-style-type: none"> <li>オリエンテーション</li> <li>古典古代に見る歴史叙述の特徴</li> <li>中世世界における歴史観とは何か</li> <li>啓蒙期における人間中心史観とは何か</li> <li>近代後期、経済発展にともなう価値観の変化</li> <li>「近代」の概念について</li> <li>宗教改革前夜のカトリック教会の状況</li> <li>宗教改革に見る革新性と、インパクトについて</li> <li>英仏市民革命、原因・経過の共通性をさぐる</li> <li>英仏両革命に見る理念・国民性の差異を考える</li> <li>産業革命～拝金主義と社会の諸矛盾</li> <li>社会主義の理念とその限界</li> <li>「近代化」とは何だったのか～その変質を考える</li> <li>帝国主義と世界再分割～経済的矛盾の「武力による打開」と「差別意識」について</li> </ol>	
到達目標	中等教育諸学校において、社会および歴史の授業を行う際に必要とされる西洋史の通史的展開、外国史の学習を通じた世界史教育の意義、異文化理解の複雑性などについて、主体的に解説できるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前に高校レベルの基礎知識は各自補っておくこと。また、各テーマの目的を理解した上で授業に臨み、不明な箇所を質問してほしい。		
テキスト	授業中に配布する。		
参考文献	上記参考文献中、2冊程度は目を通してほしい。また、高校世界史教科書・図録なども有用である。		
評価方法	定期試験（記述形式。ノート持ち込み不可）85%、授業への参加態度 15%により評価		

17～律・国・総 ～16 律・国・総	国際関係法入門(～18)／国際関係法入門／国際関係法入門 国際関係法入門／国際関係法入門	担当者	鈴木 淳一
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>〔講義目的〕 本講義は、大学に入学したばかりの新入生の皆さんに、専門課程に進む前の予備知識として、国際法と国際関係に関する基礎知識を提供することを目的としています。</p> <p>〔講義の概要〕 国際法の対象は広く、様々な専門分野があります。この講義では、これら個々の専門分野を詳述することはせずに、個々の法分野が主に国際公法の観点からどのように分析されるのかを紹介したいと思います。</p> <p>この講義を通じて国際法の様々な分野に興味を持ってもらい、将来それらの専門分野の教員の講義を履修して、勉強を進めてもらうことを希望します。</p> <p>この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、オンラインでの資料配布や質問の受付等を個別に行い、教員とのコミュニケーションを図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本講義を受講するにあたって</li> <li>2. 国際社会と法</li> <li>3. 国際法の主体(国家、国際組織、個人)</li> <li>4. 国際法の法源(条約、慣習法、法の一般原則)</li> <li>5. 国際法と国内法の関係</li> <li>6. 国際法からみた国家</li> <li>7. 国際法からみた海洋・宇宙・南極</li> <li>8. 国際法からみた安全保障(紛争の平和的解決を含む)</li> <li>9. 国際法からみた国際機構</li> <li>10. 国際法からみた個人(国籍・外国人を含む)</li> <li>11. 国際法からみた人道(戦争犯罪を含む)</li> <li>12. 国際法からみた人権</li> <li>13. 国際法からみた国際経済(開発を含む)</li> <li>14. 今後の勉強のために</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際法、国際政治および国際法、国際政治領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義までにポルタを通じて資料を配布しますので、あらかじめ読んでください。講義中に提示される「今日のポイント」を提出し、後日教員の添削・コメントを読んで復習してください。		
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>	玉田大ほか著『国際法(有斐閣ストゥディア)』(有斐閣, 2017年)、『国際条約集 2019』(有斐閣, 2019年)		
<b>評価方法</b>	学期末に実施するテストにより評価し(100%)、平常点を加点材料とします(ただし上限 10%)。		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

律・国・総	*****/*****/総合政策入門	担当者	木藤 茂
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義は、総合政策学科新入生へのオリエンテーションという位置付けを与えられたオムニバス形式の入門講義です。</p> <p>その全体テーマは、学科名と講義名が示すとおり「総合政策」ということになりますが、しかしながら、ここでは、1つの独立した学問領域について体系的な概説を行うわけではありません。実際にも、それぞれ数回を分担する教員の専門分野は多岐にわたっています。</p> <p>本講義の主眼は、各教員の“それぞれの専門分野”から見たときに「政策」というものがいったいどのように映るのか、その一端を紹介することにより、それぞれの理解やアプローチの仕方の共通点や相違点を受講生のみなさんに実感してもらい、という点にあります。その意味でも、この講義は、“大学における学問”あるいは“大学で学ぶ”ことの意味をみなさん自身が考える機会になるはずで</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. グローバル化の視点から</li> <li>3. 地域活性化の視点から</li> <li>4. 地域の視点から（総論）</li> <li>5. 地域の視点から（各論）</li> <li>6. 国際比較の視点から（総論）</li> <li>7. 国際比較の視点から（各論）</li> <li>8. 政治思想の視点から（総論）</li> <li>9. 政治思想の視点から（各論）</li> <li>10. 法哲学の視点から（総論）</li> <li>11. 法哲学の視点から（各論）</li> <li>12. 刑法の視点から</li> <li>13. 政策と法の視点から（総論）</li> <li>14. 政策と法の視点から（各論） &amp; まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	総合政策および総合政策領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	各回のテーマに関するテスト又はレポートを通して理解の確認をします。詳細はガイダンスで説明します。		
<b>テキスト</b>	特に指定しない。		
<b>参考文献</b>	特に指定しない。		
<b>評価方法</b>	各回のテーマに関するテスト及びレポートの総合評価（100％）により評価します。		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

17～律・国・総 ～16 律・国・総	総合政策入門／総合政策入門／政治学入門 総合政策入門／総合政策入門／****	担当者	網谷 壮介
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>政治について友人や親と普段話すことはほとんどないし、ワイドショーで取り上げられる政治はスキャンダルばかりでうんざりする。政治はどこか縁遠く退屈だ……。皆さんがそう思っていたとしても当然だろう。実際、政治を「楽しむ」には、ある程度の素養が必要になる。この講義では、政治を学問として学ぶことで、テレビや新聞、ネットで取り上げられる政治の話題を「楽しむ」ための下地をつくりたい。政治に学術的にアプローチすることができれば、巷の政治談義の真価を見極められるし、なにより「私にも一言言わせてよ」という気分になるはずで、それが「楽しむ」ことにつながる。</p> <p>授業はパワーポイントを用いて行う予定である。ポータルサイトに事前にpdfファイルをアップロードしておくので、各自（印刷するかまたはPCやタブレットにダウンロードして）持参する必要がある。</p>		①ガイダンス ②政治のとらえ方 ③国家 ④政治体制 ⑤選挙 ⑥政党 ⑦民主主義 ⑧ポピュリズム ⑨三権のかたち ⑩官僚制と利益団体 ⑪福祉国家 ⑫地方自治 ⑬安全保障と平和 ⑭国際政治経済	
到達目標	政治学の基礎的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業後、テキストの該当箇所を読み、理解を深めること。		
テキスト	砂原庸介・稗田健志『政治学の第一歩』有斐閣、2015年		
参考文献	適宜指示する。		
評価方法	期末テスト 60%、授業時に時折課す小テスト 40%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

19～律・国・総	経済学入門／*****／*****	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要</p> <p>経済学を初めて学ぶ者を対象に、現代経済学の基礎的な理論を概説し、これらの道具を用いて日本経済および国際経済における様々な経済現象とその意味について考えていく。</p> <p>講義目的</p> <p>経済学的なモノの見方を習得することにより、日本経済を取り巻く現状と諸外国との関係について理解し、日本経済が解決すべき課題について自らで探求できる力を身につける。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 家計の行動</li> <li>3. 企業の行動</li> <li>4. 市場均衡と価格</li> <li>5. 日本経済の全体像</li> <li>6. マクロ経済における消費と投資</li> <li>7. 国民所得決定の理論</li> <li>8. 景気対策としての経済政策</li> <li>9. お金の流れと金融政策</li> <li>10. 国民経済における政府の役割</li> <li>11. 日本財政の現状と社会保障</li> <li>12. 開放マクロ経済学の基礎</li> <li>13. グローバル化と日本経済</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	経済学的なモノの見方を習得することにより、日本経済を取り巻く現状とその課題について理解し、自ら考える力を身につける。		
事前・事後学修の内容	各回の講義で解説した専門用語（プリントを配布）について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義に臨むこと。		
テキスト	特に指定しない		
参考文献	須藤時仁・野村容康『日本経済の構造変化』岩波書店		
評価方法	定期試験の成績（80％）に授業内での小テストの結果（20％）を加味して評価する。		

律・国・総	法思想史／*****／法思想史	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ギリシャ時代から最近の正義論まで、西洋法思想の流れを概観する。法の観念は、歴史的には西洋社会を、そして現代ではその影響を受けた日本を含む近代先進国の社会を、他の社会と区別する場合のキー概念となる。テキストは、我が国の中堅の法哲学者たちが、それぞれ自分の専門に近い時代・法思想家について、1人で1講を担当して書いている。それぞれが力を込めて書いているから、少し難しいかもしれないが、できるだけわかりやすく授業で解説することを試みる。ただし、対象となっている思想や思想家をどう捉えるかは、学者によって異なる場合が多い。だから私の説明も、教科書を書いている人と違うこともあると思う。思想史は「暗記科目」ではないから、どちらを採用するかは、学生諸君が自分で決めればよい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 古代ギリシャの正義論</li> <li>2. ローマ法の形成</li> <li>3. 「法」と法の支配</li> <li>4. 社会契約</li> <li>5. ドイツ観念論の完成</li> <li>6. 中世ゲルマン法と歴史法学</li> <li>7. 「概念法学」批判</li> <li>8. 法社会学の形成</li> <li>9. 国法学と立憲主義</li> <li>10. 法実証主義の極限と「例外状態」の合法性</li> <li>11. 法実証主義の再興</li> <li>12. 法実証主義への挑戦</li> <li>13. 正義論の展開</li> <li>14. リバタリアニズムの法思想</li> </ol>	
到達目標	法思想史に関する古典を現代的視点で正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの各回の該当部分を事前に読んでおくことが望ましい。事後には、質問や意見を email で嶋津に書いてみよう。メアドは：k17010@dokkyo.ac.jp		
テキスト	森村進編『法思想の水脈』（法律文化社、2016年）		
参考文献	各回の参考文献は、テキストの当該講の末尾に挙げてある。興味がわけば読んでみるとよい。		
評価方法	期末試験（100%）による。質問等のメールは5%以内で加点する（減点はなし）。		

律・国・総	法哲学／*****／法哲学	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>もし諸君が、何かをすべきだとか、すべきでないと誰かに主張するとしよう。もし相手が「どうしてですか」と尋ねると、普通法律家は「法がそうなっているからです」と答える。法の権威を借りるわけだが、これが一定の正確さでできないと、法律学を学んだとはいえない。では次に、「なぜ法はそうなっているのですか」とか「そんな法はおかしくありませんか」とか尋ねられた場合はどうだろうか。この種の問題に一定の水準で自分なりに答えられないと、あなたは、法律を知っているだけの二流の人物とみなされる危険がある。このような法の根拠を、徹底して考えようとするところに法哲学の存在意義がある。もちろん、この種の問題には確定的な既存の回答は用意されていないから、最後は学生諸君が自分で答を考えねばならない。そのきっかけを与え、諸君が今後その種の思考を自分なりに発展させていく準備をすることが、本授業の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法における「事実」（テキスト1節）</li> <li>2. 法の権威（同3節）</li> <li>3. 法の認識とイデオロギー（同5節）</li> <li>4. 司法改革論（同6節）・裁判員制度論（18節）</li> <li>5. 正義論の経緯（同7節）</li> <li>6. 平等論（同9節）</li> <li>7. ユートピア論（同11節）</li> <li>8. リバタリアニズム論（同12節）</li> <li>9. 民主主義論（同13節）</li> <li>10. 秩序論（同14節）</li> <li>11. 生命倫理基礎論（同15節）</li> <li>12. 題材としての「慰安婦」論（17節）</li> <li>13. 尊厳死論（ファイルを配布）</li> <li>14. IT社会の規範的考察——知財法（ファイルを配布）</li> </ol>	
到達目標	「法とは何か」について、哲学的考察の意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの各回の該当部分を事前に読んでおくことが望ましい。事後には、質問や意見を email で嶋津に書いてみよう。メアドは：k17010@dokkyo.ac.jp		
テキスト	嶋津 格『問いとしての＜正しさ＞』（NTT出版、2011年）		
参考文献	多くある法哲学教科書のリストと解説はHomePage( <a href="http://regulativeidea.cool.coocan.jp">regulativeidea.cool.coocan.jp</a> )に挙げておく。		
評価方法	期末試験（100%）による。質問等のメールは5%以内で加点する（減点はなし）。		

律・国・総	日本法制史／日本法制史（13～）／日本法制史	担当者	小柳 春一郎
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>・近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を遂げている。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本法の歴史について土地法制を手掛かりに理解を与えることである。</p> <p>・講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。</p> <p>・講義では、近代日本の土地法制を、大きく2つに区分し、春学期においては、明治、大正、昭和（ただし、第二次大戦まで）の3時期について論ずる。各期の重要な法律を取り上げ、歴史的・社会的背景、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について解説する。講義に当たっては、土地法制の変化を通じて歴史にも一定のイメージを持てるように努める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 明治期1・現在の土地制度の出発点</li> <li>2 明治期2・地租改正</li> <li>3 明治期3・民法1 民法の編纂事情</li> <li>4 明治期4・民法2 民法の制定と土地秩序</li> <li>5 明治期5・訴訟制度 裁判所構成法などの法典編纂</li> <li>6 明治期6・土地開発に関する制度の誕生</li> <li>7 明治期7・民法典の矛盾と建物保護法</li> <li>8 大正期1・建物保護法・借地法・借家法</li> <li>9 大正期2・都市計画法 最初の都市計画法</li> <li>10 大正期3・特別都市計画法</li> <li>11 昭和戦前期1・借地法等改正1</li> <li>12 昭和戦前期2・正当事由制度</li> <li>13 昭和戦前期3（戦時体制）</li> <li>14 戦後の混乱と新秩序の形成・まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	近代の司法制度の展開のなかで、裁判所の独立、裁判官の職権の独立、裁判所の審級制度、弁護士制度などの意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
<b>テキスト</b>	稲本洋之助＝小柳春一郎＝周藤利一『日本の土地法（第3版）』成文堂，2016年		
<b>参考文献</b>	講義の中で指示，引用する。		
<b>評価方法</b>	学年末の試験を中心にする（80％）。平常点も加味する（20％）。		

律・国・総	日本近代法史／日本近代法史（13～）／日本近代法史	担当者	小柳 春一郎
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>・近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を遂げている。講義の目的は、第二次大戦後から現在までの日本法の歴史について土地法制を手掛かりに理解を与えることである。</p> <p>・講義は、土地法制の展開・変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討し、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。高度経済成長時代には土地や住宅の供給が不足したが、現在では空き地空き家問題のような需要不足が問題である。</p> <p>・秋学期においては、戦後及び昭和30年代の高度経済成長期以後の土地法制について論ずる。昭和20年代、昭和30・40年代、石油ショックから昭和55年まで、その後のバブル期、更に成熟社会期という時代区分をする。各期の重要な法律を取り上げ、歴史的社会的背景、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例を解説する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戦後復興期1・農地改革・財産税</li> <li>2 戦後復興期2・憲法制定と土地法</li> <li>3 戦後復興期3・建築基準法</li> <li>4 経済回復期1・首都圏整備法 グリーンベルト構想</li> <li>5 経済回復期2・日本住宅公団法と公的住宅供給</li> <li>6 高度成長期1・都市計画法</li> <li>7 高度成長期2・農振法 高度成長と農地所有権</li> <li>8 高度成長期3・都市再開発法と市街地再開発事業</li> <li>9 高度成長期4・開発指導要綱 市町村と土地利用</li> <li>10 高度成長期5・地価公示法 土地価格の諸制度</li> <li>11 安定成長期1・国土利用計画法 土地価格規制</li> <li>12 安定成長期2・生産緑地法</li> <li>13 バブル期・土地基本法</li> <li>14 バブル期 借地借家法・成熟社会期 空家法</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	日本近代の土地法の概括的な特徴、個別重要立法の意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
<b>テキスト</b>	稲本洋之助＝小柳春一郎＝周藤利一『日本の土地法（第3版）』成文堂，2016年		
<b>参考文献</b>	講義の中で指示，引用する。		
<b>評価方法</b>	学年末の試験を中心にする（80％）。日常点も加味する（20％）。		

律・国・総	西洋法制史 a / 西洋法制史 a (13～) / ****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
古代ローマ及び中世ヨーロッパの法制度と法律学について原典史料を適宜用いながら講義します。		1: ガイダンス 2: 古代ローマの法 (1) 共和政期 3: 古代ローマの法 (2) 帝政前期 4: 古代ローマの法 (3) 帝政後期 5: 古代ローマの法 (4) ユスティニアヌス法典 6: ゲルマン民族の法 (1) 部族法典 7: ゲルマン民族の法 (2) 裁判手続 8: 中世封建社会と法 (1) 封建制 9: 中世封建社会と法 (2) 法書 10: 中世ローマ法学 (1) 大学と法学 11: 中世ローマ法学 (2) 注釈学派 12: 中世ローマ法学 (3) 助言学派 13: カノン法 (1) カトリック教会と法 14: カノン法 (2) 教令学派と教皇令学派	
到達目標	古代ローマから近世ヨーロッパまでの法制度の変遷、近代ヨーロッパの法をめぐる諸論点を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義で指示する課題に各自取り組んでください。		
テキスト	必要に応じて配布します。		
参考文献	必要に応じて紹介指示します。		
評価方法	出席を前提に講義内で行うテスト (100%) で評価します。		

律・国・総	西洋法制史 b / 西洋法制史 b (13～) / ****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
近世ヨーロッパの法制度と法律学について原典史料を適宜用いながら講義します。「西洋法制史a」既習者を対象とします。		1: ガイダンス 2: 普通法と地域固有法 (1) ローマ法の継受 3: 普通法と地域固有法 (2) 神聖ローマ帝国 4: 普通法と地域固有法 (3) フランス王国 5: 普通法と地域固有法 (4) 都市法 6: 人文主義法学 (1) ルネサンスと法 7: 人文主義法学 (2) 法文の校訂考証 8: 人文主義法学 (3) 古代法研究 9: 自然法 (1) 自然法の歴史 10: 自然法 (2) 近世自然法 11: 自然法 (3) 自然法と実定法 12: 法典編纂 (1) 啓蒙主義と法 13: 法典編纂 (2) プロイセン 14: 法典編纂 (3) フランス	
到達目標	古代ローマから近世ヨーロッパまでの法制度の変遷、近代ヨーロッパの法をめぐる諸論点を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義で指示する課題に各自取り組んでください。		
テキスト	必要に応じて配布します。		
参考文献	必要に応じて紹介指示します。		
評価方法	出席を前提に講義内で行うテスト (100%) で評価します。		

律・国・総	法社会学 a/*****/法社会学 a	担当者	森 謙二
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>社会の変化とともに、市民法のあり方がどのように変化をしてきたか、という視点から講義を進めていきます。今、どのような時代に住んでいるのか、その社会で法はどのようなあり方をすべきなのか、について考えてもらいたいと思います。</p> <p>春学期のテーマは、大きく二つに区分できます。(1)法社会学における法の考え方…法社会学がどのように形成され、どのように発展してきたか、(2)市民社会と法…資本主義社会のなかで法がどのように発展・展開してきたのか、について話を進めていきます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1.法社会学はどのような学問か？</li> <li>2.法社会学の形成…(1)法社会学の成立</li> <li>3.法社会学の形成…(2)エールリッヒとヴェーバー</li> <li>4.法社会学における法の概念…「生ける法」と法の解釈</li> <li>5.市民社会と法(1) 近代市民法の構造</li> <li>6.市民社会と法(2) 市民的公共性の成立と基本的人権</li> <li>7.市民社会と法(3) 市民的公共性の崩壊</li> <li>8.市民社会と法(4) (近代家族)の成立と法</li> <li>9.市民社会と法(5) 市民的自由と社会法の形成</li> <li>10.市民社会と法(6) 福祉国家論の展開</li> <li>11.市民社会と法(7) 現代家族と公共的親密圏(地域社会)</li> <li>12.リスク社会と法(1) リスク社会の性格</li> <li>13.リスク社会と法(2) 福祉国家の崩壊と家族</li> <li>14.リスク社会と法(3) 孤立する個人</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	近代法の展開、発展や、日本社会と法の関わりを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義中に配布するレジュメと講義ノートをしっかり整理してください		
<b>テキスト</b>	清水浩昭・森謙二・岩上真珠・山田昌明『家族革命』(弘文堂)		
<b>参考文献</b>	ハーバーマス『公共性の構造転換』未来社：ベック『危険社会—新しい近代への道』(法政大学出版部)		
<b>評価方法</b>	試験(40%)・レポート(60%)を総合的に判断。試験は穴埋めなどの客観的な知識を問うもの、レポートとは小論文形式のものです。		

律・国・総	法社会学 b/*****/法社会学 b	担当者	森 謙二
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>講義の目的は春学期と同じです。</p> <p>秋学期のテーマは、「近代日本社会と法」を中心に話していきます。伝統的な日本社会が多様であることを前提とし、「近代化」される日本を比較法社会学史的に話していきます。(1)明治維新、変動する成果の中で明治国家はどのように「近代化」「文明化」を進めていったか、①大政奉還に始まる政治過程、②国境問題(特に沖縄問題)、③国家神道体制 (2)戦後改革とはどのようなものであったか、①戦後改革から冷戦構造へ、②高度成長下の法制度、③日本の安全保障体制、(3)「第二に近代」と位置づける現代日本がかかえているリスク社会の状況、について話していきます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本社会と法…問題の視座と日本社会の多様性</li> <li>2 明治維新を考える三つの視点—法社会学史の立場から</li> <li>3 世界史の中の近代日本—日本外交(沖縄を中心に)</li> <li>4 明治国家の近代化・文明開化(版籍奉還・地租改正)</li> <li>5 近代国家と天皇制—国家神道体制の確立</li> <li>6 近代国家と天皇制—「日本型近代家族」の確立</li> <li>7 「家族」—日本とヨーロッパ</li> <li>8 戦前と戦後と…何が変わったか？</li> <li>9 戦後日本法の展開(1)戦後改革</li> <li>10 戦後日本法の展開(2)高度成長期</li> <li>11 戦後日本法の展開(3)戦後日本の安保体制</li> <li>12 日本型福祉国家の崩壊</li> <li>13 「日本型近代家族」の終焉</li> <li>14 リスク社会と法</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	近代法の展開、発展や、日本社会と法の関わりを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義中に配布するレジュメと講義ノートをしっかり整理してください		
<b>テキスト</b>	森謙二『墓と葬送のゆくえ』(吉川弘文館)		
<b>参考文献</b>	岩上・鈴木・森・渡辺『いま、この日本の家族—絆のゆくえ』(弘文堂)、森『墓と葬送のゆくえ』(吉川弘文館)		
<b>評価方法</b>	試験(40%)・レポート(60%)を総合的に判断。試験は穴埋めなどの客観的な知識を問うもの、レポートとは小論文形式のものです。		

律・国・総	法心理学 a/*****/*****	担当者	南部 さおり
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、実際に起きた事件・事故を素材として、その原因や予防策につき、犯罪学、医科学、法学、社会学、教育学などの多分野から、犯罪心理学的にアプローチする。</p> <p>【受講生への注意事項】</p> <p>① <u>土曜日午後の部活動までの暇つぶしとして受講した運動部活動学生のマナーが非常に悪い。土曜日に試合等が多い部活動であれば、そもそも受講すべきではない。従って、部活動を理由とした優遇措置は一切しません。</u></p> <p>② 授業スライドは個別事件に対する1つの見方にすぎないため配布やオンライン公開はしません。例外を除き、配布物は主に判決文などの公刊されたものとします。</p> <p>③ 授業内容に鑑み、授業中のスマートフォンやタブレット類など、撮影・録音機能の搭載された電子機器の使用は一切禁止。授業中使用を発見次第、退席を命じます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法心理学・プロローグ</li> <li>2. 児童虐待（1）身体的虐待</li> <li>3. 児童虐待（2）心理的虐待・ネグレクト</li> <li>4. 児童虐待（3）代理ミュンヒハウゼン症候群</li> <li>5. 少年事件（1）少年犯罪と集団心理</li> <li>6. 少年事件（2）少年と矯正</li> <li>7. 重大事件と精神鑑定</li> <li>8. 学校事故</li> <li>9. いじめの心理学</li> <li>10. 謝罪学</li> <li>11. ストーカーの心理学</li> <li>12. 性犯罪の被害者学</li> <li>13. 犯罪捜査の心理学</li> <li>14. 法心理学エピローグ</li> </ol> <p>※上記順番は変更・前後することがあります。</p>	
到達目標	基本的な犯罪・非行理論や犯罪者処遇システム、および、犯罪者の理解と社会復帰のための働きかけを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	第1回目授業において配布する文献リストの文献をそれぞれあたること。		
テキスト	テキストはなし。授業に関連する文献をできる限りたくさんあたるようにして下さい。		
参考文献	各回毎の参考文献リストを第1回目授業において配布		
評価方法	平常授業時に毎回求める感想や課題などの提出物で50%、期末試験の結果で50%とする。出席日数が5日未満の場合には自動的に不可となるので、4年生は特に注意のこと。4年生の特別措置は特になし。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法心理学 b/***** /*****	担当者	石橋 昭良
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
この講義では、犯罪心理学の観点から犯罪・非行の基礎理論と発生にかかる個人要因などを紹介し、犯罪・非行の抑止、矯正・更生を解説します。犯罪からの更生については、非行少年の心理的支援及び被害者支援を取り上げます。また、プロファイリング、精神鑑定、DV、ストーカー、性犯罪、違法薬物、インターネット犯罪、詐欺・悪質商法などを随時取り上げます。		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要、オリエンテーション</li> <li>2. 犯罪・非行の現状を知る</li> <li>3. 犯罪・非行の基礎理論-社会学的理論-</li> <li>4. 犯罪・非行の基礎理論-生物学、心理学的理論-</li> <li>5. 犯罪の個人要因-知能、ビッグファイブ-</li> <li>6. 犯罪の個人要因-自己統制、認知的バイアス-</li> <li>7. 犯罪の個人要因-パーソナリティ障害-</li> <li>8. 犯罪の発達の要因-家庭環境-</li> <li>9. 犯罪の発達の要因-学校、地域等-</li> <li>10. 犯罪・非行の発生及び発展要因</li> <li>11. 犯罪者・非行少年の処遇システム</li> <li>12. 非行少年の更生支援-アセスメントの基本-</li> <li>13. 非行少年の更生支援-盗み・暴力行為事例から-</li> <li>14. 被害者支援</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	基本的な犯罪・非行理論や犯罪者処遇システム、および、犯罪者の理解と社会復帰のための働きかけを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前の配布資料に基づき、不明な用語や最近の犯罪統計を調べてください。授業終了後は、犯罪の基礎理論、犯罪の背景要因、更生支援などの内容を確認してください。		
<b>テキスト</b>	資料を配布する		
<b>参考文献</b>	副読本：石橋昭良「非行・問題行動と初期支援」学事出版 ISBN978-4-7619-2503-1		
<b>評価方法</b>	小テスト 30%、課題レポート 70%		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	英米法 b/英米法 b/*****	担当者	大川 俊
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 英米法系（特にアメリカ法）の機構的特色に関する基礎知識の修得を目的とする。</p> <p>【講義概要】 英米法系の特徴を概説した後、アメリカ法形成の歴史、立法権、裁判権、訴訟手続等の観点からアメリカ法の機構的特色を講じる。次いで、アメリカ会社法を概説した後、同法領域の判例研究を通じて英米法系の特徴の一つである判例法主義の実際を確認する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 英米法概説</li> <li>2 わが国における外国法の摂取</li> <li>3 アメリカ法形成の歴史(1)：植民地時代、本国との抗争</li> <li>4 アメリカ法形成の歴史(2)：独立戦争</li> <li>5 アメリカ合衆国憲法</li> <li>6 立法権</li> <li>7 裁判所・裁判権</li> <li>8 法</li> <li>9 アメリカの民事訴訟手続(1)：訴答、開示手続</li> <li>10 アメリカの民事訴訟手続(2)：事実審理、判決、上訴</li> <li>11 アメリカ会社法(1)：デラウェア州会社法の役割</li> <li>12 アメリカ会社法(2)：取締役の信認義務</li> <li>13 判例研究(1)：Van Gorkom事件、Caremark事件等</li> <li>14 判例研究(2)：Stone事件、Unocal事件等</li> </ol>	
到達目標	英米法の基礎、英米法の様々な学問分野に触れ、英米法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後に配布レジュメを精読すること。		
テキスト	講義ごとにレジュメを配布する。		
参考文献	適宜指示する		
評価方法	学期末の筆記試験（100%）により評価する。		

律・国・総	ドイツ法 a/ドイツ法 a/*****	担当者	市川 須美子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>ドイツ法aでは、まず、ドイツ法の基礎知識として、ドイツ法資料のアクセスのしかたを学んだあとで、ドイツの公法領域を、基本法、地方自治法、教育法・子ども法を中心に研究対象とします。</p> <p>ドイツ憲法である基本法については、歴史的な位置づけ、その基本的特徴、人権規定の日本国憲法との比較、連邦主義と二院制、司法制度などを取り上げます。</p> <p>地方自治については、その構造と特徴、地方自治レベルでかなり進んでいる直接請求の制度などを検討します。</p> <p>教育法・子ども法については、ドイツの教育憲法裁判、児童虐待と親権など、ドイツと日本で共通の問題をかかえているテーマを取り上げ、それぞれの解決方向の共通性と相違点を考察します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講義の進め方とスケジュール</li> <li>2 ドイツ法文献のアクセス</li> <li>3 ドイツ基本法とドイツ統一</li> <li>4 基本権の概要と特徴</li> <li>5 日独基本権の比較</li> <li>6 連邦主義</li> <li>7 参議院</li> <li>8 司法制度</li> <li>9 地方自治 (1) ——3層構造と4類型</li> <li>10 地方自治 (2) ——直接請求</li> <li>11 ドイツ教育法 (1) ——教育憲法裁判</li> <li>12 ドイツ教育法 (2) ——生徒の権利と政治教育</li> <li>13 子ども法改革</li> <li>14 児童虐待と親権</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	ドイツ法の基礎、ドイツ法の様々な学問分野に触れ、ドイツ法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	ドイツ法の標準的教科書を読んでください。		
<b>テキスト</b>	講義時に指定します。		
<b>参考文献</b>	講義時に指定します。		
<b>評価方法</b>	試験またはレポート 100%		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	ドイツ法 b/ドイツ法 b/*****	担当者	山田 洋
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ドイツは、いわゆる「環境国家」として知られ、その環境政策や法制度は、わが国にも大きな影響を与えてきた。本講義においては、ドイツにおける環境政策と法を概観することによって、ドイツ法に関する理解を深めることとしたい。狭い意味での環境問題だけではなく、さまざまな問題を取り上げることになる。もちろん、わが国の法制度にも触れることになる。講義計画は、仮のものであり、講義の開始時に、新たな講義予定を配布する。購読ではないので、必ずしもドイツ語の語学力は前提としないが、多少の読解力があつたほうが楽しめよう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ドイツ基本法と環境政策</li> <li>2 EU環境法とドイツ</li> <li>3 連邦法と州法</li> <li>4 環境リスクと予防原則</li> <li>5 協働原則など</li> <li>6 大気汚染の防止</li> <li>7 道路大気汚染</li> <li>8 河川の水質汚濁防止</li> <li>9 洪水への防御</li> <li>10 土壌汚染の防止</li> <li>11 化学物質規制</li> <li>12 自然環境の保護</li> <li>13 循環経済とリサイクル</li> <li>14 環境影響評価</li> </ol>	
到達目標	ドイツ法の基礎、ドイツ法の様々な学問分野に触れ、ドイツ法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義の中で、さまざまな文献を紹介するので、興味のあるものを参照して理解を深めて欲しい。		
テキスト	一定のテキストを用いることはなく、レジュメ等の資料を配布する。		
参考文献	参考文献は講義冒頭のほか、随時、紹介する。		
評価方法	最終試験の結果 100%		

律・国・総	フランス法 a/フランス法 a/*****	担当者	小柳 春一郎
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>・フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきました。本講義の目的は、日本法への関連に配慮しながら、フランス法の特徴を明らかにすることです。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的な制度を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。</p> <p>・春学期では、フランス公法の制度的特質を概論的に明らかにする。具体的には、現在のフランス第5共和制の大統領制、内閣（政府）の制度、議会制度、司法制度等の特質を明らかにする。例えば、立法府のあり方を説明する場合でも、日本法との比較を常に意識して説明する。</p> <p>・講義に当たっては、TV放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 フランス第5 共和政の成立</li> <li>2 大統領1 大統領選挙</li> <li>3 大統領2 大統領の権限</li> <li>4 内閣1 内閣の組織</li> <li>5 内閣2 内閣の権限</li> <li>6 議会1 二院制と選挙制度</li> <li>7 議会2 政党の役割</li> <li>8 憲法院 違憲審査の特質</li> <li>9 司法裁判所1 裁判所の組織・権限</li> <li>10 司法裁判所2 民事手続と刑事手続</li> <li>11 行政裁判所 国務院の役割</li> <li>12 法学教育</li> <li>13 地方制度</li> <li>14 日本法への影響・まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
<b>テキスト</b>	テキストとしてプリントを講義で配布するが、学生も図書館等で参考図書を見る必要がある。		
<b>参考文献</b>	講義プリント等で指示する		
<b>評価方法</b>	学年末の試験を中心にする（80%）。日常点も加味する（20%）。教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。		

律・国・総	フランス法 b/フランス法 b/*****	担当者	小柳 春一郎
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>・フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講義の目的は、フランス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的な制度、判例を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにする。</p> <p>・秋学期では、親族法と相続法を取り上げ、日本との比較に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立でも、日本民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フランス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹介し、具体的理解に努めたい。</p> <p>・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 婚姻の成立1 儀式</li> <li>2 婚姻の成立2 婚姻意思を欠く場合</li> <li>3 婚姻の効果1 夫婦の身分的關係</li> <li>4 婚姻の効果2 夫婦の財産關係</li> <li>5 離婚手続1 協議に基づく離婚</li> <li>6 離婚手続2 協議に基づかない離婚</li> <li>7 内縁</li> <li>8 パックス・同性婚</li> <li>9 氏・名</li> <li>10 成年後見</li> <li>11 相続と相続人・公証人</li> <li>12 遺言</li> <li>13 相続と債権者</li> <li>14 相続登記・まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
<b>テキスト</b>	テキストとしてプリントを講義で配布するが、学生も図書館等で参考図書を見る必要がある。		
<b>参考文献</b>	講義プリント等で指示する。		
<b>評価方法</b>	学年末の試験を中心にする（80%）。日常点も加味する（20%）。教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。		

律・国・総	地域共同体法 a/地域共同体法 a/*****	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 EU（欧州連合）法の沿革、性質に対する基本的な理解の習得を目的に、講義する。</p> <p>【講義概要】 EU 法発展の歴史、EU の組織や政策決定過程、EU 法の性質や加盟国国内法・欧州人権条約との関係 などについて概説する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. EU の設立動機と歴史的背景</li> <li>3. EU 法発展の歴史</li> <li>4. EU 法の国内法に対する優越性</li> <li>5. EU 法の直接効果</li> <li>6. EU 指令の水平的直接効果の否定</li> <li>7. EU の機関</li> <li>8. EU の立法・行政、EU の法と裁判</li> <li>9. 国内法の EU 法への適合解釈義務</li> <li>10. 実効的救済の保障</li> <li>11. 加盟国の EU 条約違反行為の損害賠償責任</li> <li>12. EU 基本権憲章</li> <li>13. 欧州人権条約との関係</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	EU 設立に至るヨーロッパの歴史、EU という地域共同体における法の基本的性質に触れ、EU が扱う具体的かつ多様な政策についての重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書・参考書で確認し、授業の後に再度教科書・参考書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。		
テキスト	中村民雄『EU とは何か』（第 2 版、信山社）		
参考文献	中村・須網編著『EU 法基本判例集』（第 2 版 日本評論社）、庄司克宏著『新 EU 法 基礎編』（岩波書店）		
評価方法	レポート 30%、小テスト 50%、平常点 10%、発言・その他の課題 10%		

律・国・総	地域共同体法 b/地域共同体法 b/*****	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 教科書、参考書を用いながら、EU の各政策分野の理解を目的とする。</p> <p>【講義概要】 EU 域内においては、モノ・人・サービス・資本の自由移動が原則化し、国家を跨ぐ性質を有する EU 法が、各国家法と並んで重要な役割を担っている。授業では、個別政策分野における EU 法の内容について学ぶ。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 共同市場と域内市場</li> <li>3. 商品の自由移動</li> <li>4. 商品の自由移動に関する判例</li> <li>5. 人の自由移動-人=労働者</li> <li>6. 人の自由移動-人=市民</li> <li>7. サービス・資本の自由移動</li> <li>8. 共通政策</li> <li>9. 社会政策</li> <li>10. 環境政策</li> <li>11. 共通難民政策</li> <li>12. EU の人権保障</li> <li>13. 対外関係</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	EU 設立に至るヨーロッパの歴史、EU という地域共同体における法の基本的性質に触れ、EU が扱う具体的かつ多様な政策についての重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書・参考書で確認し、授業の後に再度教科書・参考書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。		
テキスト	中村民雄『EU とは何か』（第 2 版、信山社）		
参考文献	中村・須網編著『EU 法基本判例集』（第 2 版 日本評論社）、庄司克宏著『新 EU 法 政策編』（岩波書店）		
評価方法	レポート 30%、小テスト 50%、平常点 10%、発言・その他の課題 10%		

律・国・総	外国法講読 I / 外国法講読 I / 外国書講読 I	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法律学の基礎的な概念や制度について概説したドイツ語文献を輪読検討します。</p>		<p>1: ガイダンス  2: 文献講読(1) 法と道徳  3: 文献講読(2) 正義  4: 文献講読(3) 人格と行為  5: 文献講読(4) 所有権  6: 文献講読(5) 契約  7: 文献講読(6) 婚姻  8: 文献講読(7) 家族  9: 文献講読(8) 団体と法人  10: 文献講読(9) 犯罪と刑罰  11: 文献講読(10) 裁判  12: 文献講読(11) 私法と公法  13: 文献講読(12) 国家  14: 文献講読(13) 国際法</p>	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストを精読し、授業で指示する課題に各自取り組んでください。		
テキスト	必要に応じて配布します。		
参考文献	必要に応じて紹介指示します。		
評価方法	割り当て箇所の訳読 (50%)、授業期間中に行うテスト (50%) で評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ドイツ語・ドイツ文法の基礎的知識のある学生を対象として、ドイツの法学に関するドイツ語の文献を講読することを通じて、ドイツ法さらには日本法の理解を深めることを目的とします。</p> <p>具体的な文献は、開講直前の時点で公開されているものの中から最適と思われるものを候補に選びますが、これまでの実績からすると、ドイツの学生向けの法学の入門書、公法（憲法・行政法）の分野の教科書・論文、政府機関等の報告書といったものの抜粋になると思います。</p> <p>なお、ドイツ語文法の基礎を一通り終えていない未修者には、受講を認めません。また、語学としてのドイツ語の文法や会話の講義ではないため、ドイツ語能力の向上のみを目的とする方は、受講しないでください。その意味でも、語学としてのドイツ語能力がいくら優れていても、出席や輪読への参加が不十分な場合には、単位は認定しません。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス、ドイツ語能力の確認、文献の確定</li> <li>2. ドイツ法の歴史</li> <li>3. 法の概念</li> <li>4. 公法と私法</li> <li>5. 憲法と行政法</li> <li>6. 連邦法と州法</li> <li>7. 立法権</li> <li>8. 執行権</li> <li>9. 司法権</li> <li>10. 憲法訴訟</li> <li>11. 行政手続</li> <li>12. 行政訴訟</li> <li>13. ドイツ法と日本法</li> <li>14. まとめ</li> </ol> <p>※ テーマのイメージ／文献により大幅な抜粋を予定</p>	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後 学修の内容	初回に、講読の前提となるドイツ語能力についてごく簡単な確認を行いますので、必ず参加してください。予習の際は、単なる和訳だけでなく、原文の構造について文法的な観点からも確認をしておいてください。		
テキスト	初回のガイダンスで、受講者の語学能力や関心を確認した上で、文献を確定し、コピーを配布します。		
参考文献	独和辞典は必ず毎回持参してください。		
評価方法	予習・理解の度合い（60％）と質問・議論等による参加の度合い（40％）を基に総合的に評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ	担当者	L. ペドリサ
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>議院内閣制や象徴としての国王など、日本の憲法制度に共通するところが多いにもかかわらず、スペイン憲法制度は、日本ではそれほど知られていません。この授業では、Victor FERRERES, <i>The Constitution of Spain</i> (Hart, 2013) を輪読し、スペイン憲法について学びます。授業の進み方として、事前にする原文の箇所を丁寧に、一文ずつ、そして英語のまま読み上げた上、その趣旨を日本語で確認します。受講者数に関係しますが、毎回必ず発言が求められます。そして、この授業では、英語で書かれた専門書を読みますので、その心構えも求められます。言うまでもなく、授業に出席することは必要不可欠です。輪読への参加と出席が不十分な場合、単位は認定しません。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ・ ガイダンス</li> <li>2 ・ Spanish Constitutional History</li> <li>3 ・ An Overview of Spain's Basic Constitutional Principles</li> <li>4 ・ The Rule of Law</li> <li>5 ・ Parliamentary Monarchy and Direct Democracy</li> <li>6 ・ Relevance of Political Parties</li> <li>7 ・ Quasi-Federalism</li> <li>8 ・ Constitutional Amendments</li> <li>9 ・ Constitutional Law and International Law</li> <li>10 ・ The Parliament</li> <li>11 ・ The Cabinet</li> <li>12 ・ The Courts</li> <li>13 ・ Constitutional Control</li> <li>14 ・ まとめ</li> </ul>	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後学修の内容	指定されたと資料を精読しておいてください。また、定期的に出される課題を解いて提出してください。およそ4時間分の学習時間になります。		
テキスト	ガイダンスの際、文献のコピーを配布します。		
参考文献	英和辞典は必ず持参すること。		
評価方法	授業への意欲的参加を基に総合的に評価します。(100%)		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>This course is designed to provide undergraduates with a general education in basic and current issues on English Contract Law. 英国契約法の基本的で現代的な知識を原文で学びます。</p> <p>Curriculum This program consists of 15 components, which are not divisible. Each students is required to attend at all of components and to submit all reports. 14回の全ての講義回において、事前に準備した自身の邦訳文を発表し、討論することにより、受講者の理解を深める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Compendium on The Contract</li> <li>2. Type of Contracts</li> <li>3. Essential Elements of a Contract</li> <li>4. Offer</li> <li>5. Definite Offer</li> <li>6. Termination of Offer</li> <li>7. Acceptance</li> <li>8. Conditions of Acceptance</li> <li>9. Means of Acceptance</li> <li>10. Consideration</li> <li>11. Written Contracts</li> <li>12. Assignment of Contracts</li> <li>13. Interpretation of Agreements</li> <li>14. Breach of Contract</li> </ol>	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：該当箇所の英文を確認して下さい。事後学修：講義中に扱った練習問題を復習して下さい。		
テキスト	Xeroxed materials will be distributed in class appropriately.		
参考文献	講読する英文の文献をコピーしてお渡しします。		
評価方法	Evaluation will be graded according to the results of the quality of reports(100%).		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ	担当者	岡垣 知子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代の国際政治を理解する上で役立つ英語の文献を毎週読み、今日の国際社会の課題についての幅広い知識を身につけると同時に、社会科学や時事問題を英語で読む力を培う。毎週、異なるテーマを設定し、国際政治の古典的文献から新聞・雑誌まで、様々な英語の文章に触れながら、現代国際社会についての理解を深め、議論を通して論理的・批判的にものを考える力を養うのが目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション：国際政治用語復習</li> <li>2. 国際政治を考える視点</li> <li>3. 第2次大戦後の世界</li> <li>4. 国際連合</li> <li>5. 核拡散の問題</li> <li>6. テロリズム</li> <li>7. 破綻国家</li> <li>8. EUとBrexit</li> <li>9. 中国の台頭</li> <li>10. 冷戦の終焉とロシア</li> <li>11. 貿易摩擦</li> <li>12. 移民・難民問題</li> <li>13. 歴史問題</li> <li>14. 国際社会と日本</li> </ol>	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後学修の内容	各週割り当てられているポータルサイトの文献をすべて読み、それぞれについて概要をまとめて授業に臨む。		
テキスト	ポータルサイトにすべての文献を載せるので、購入は不要。		
参考文献			
評価方法	授業参加度：50%；期末テスト：50%		

律・国・総	憲法・統治／憲法・統治／憲法・統治	担当者	岡田 順太
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】日本国憲法を中心とする法領域を扱い、主に統治機構論について講義する。</p> <p>【講義概要】国家機関相互の関係、国家と国民の関係など、統治の仕組みについて概説していく。</p> <p>【履修上の注意】この講義を通じて、伝統的な憲法学体系に依拠した学説・判例の理論を学び、憲法の理解を深めるとともに、法学的視点から現代的な国家の諸課題について考える力をつけてもらいたい。なお、履修者の希望があれば、授業内での討論会や施設見学などを実施することも検討したい。</p> <p>毎回、『六法』は必携である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション</li> <li>2. 国民主権</li> <li>3. 立法①（代表概念、最高機関性、唯一の立法機関性）</li> <li>4. 立法②（議院の権能、議員特権、二院制の意義）</li> <li>5. 行政①（内閣の権能、議院内閣制、独立行政委員会）</li> <li>6. 行政②（解散権の所在、内閣総理大臣の権能）</li> <li>7. 司法①（司法権の意義・限界）</li> <li>8. 司法②（裁判官職権行使の独立、身分保障）</li> <li>9. 憲法訴訟</li> <li>10. 財政（財政民主主義、公の財産の使用制限）</li> <li>11. 地方自治（地方自治の本旨、条例）</li> <li>12. 天皇（象徴天皇制、国事行為、無答責）</li> <li>13. 安全保障（9条解釈、国際平和協力、集団的自衛権）</li> <li>14. 総括</li> </ol>	
到達目標	憲法に定める統治機構、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	【予習】関連判例を通読すること。【復習】授業内容の再現、演習問題の再考、ノートのとまとめなど。なお、大学設置基準により授業時間の2倍の自習時間確保が必要となる。		
テキスト	長谷部恭男ほか『憲法判例百選Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣、2013年）		
参考文献	授業中に指示する。		
評価方法	学期末試験 100%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	憲法・発展／憲法・発展／憲法・発展	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 憲法に関連する問題の理解を深める。</p> <p>【講義目標】 憲法規範が歴史的に担ってきた意味や役割を勉強する。 また、グローバル化の諸現象を踏まえて、憲法の新たな論点の獲得を試みる。</p> <p>講義内容の詳細、参考文献については、改めて第1回の講義で指示する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 日本憲法史-明治憲法と日本国憲法の比較</li> <li>3. 日本憲法史-日本国憲法の成立経過</li> <li>4. 象徴天皇</li> <li>5. 天皇の権能</li> <li>6. 第9条成立の経緯</li> <li>7. 第9条の解釈と安保法制</li> <li>8. 前半のまとめ</li> <li>9. 憲法保障の諸類型</li> <li>10. 違憲審査制 2</li> <li>11. 憲法改正の手続</li> <li>12. 憲法改正の限界</li> <li>13. 条約の国内法的効力</li> <li>14. 人権条約の裁判所による適用と政府報告制度</li> </ol>	
到達目標	憲法の歴史や未来、およびこれに関する重要な学説等を理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業の後に再度教科書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。		
テキスト	大津・大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』有信堂高文社（2017年発行のもの）		
参考文献	芦部信喜『憲法』第六版、岩波書店、その他教室で指示する。		
評価方法	学期末試験 80% 平常点 10%、授業での発言 10%		

律・国・総	行政法Ⅰ／行政法Ⅰ／行政法Ⅰ	担当者	山田 洋
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>行政法とは、単一の法典を意味するものではなく、広範な行政活動に関わる多様な法の集合体である。これらの前提として存在する法原則や、これらの多くに共通して用いられている法的な仕組みを整理し、それを理解することによって、多様な法の解釈や適用を助けることが行政法学の役割ということになる。そのため、その学習においては、通常の実定法学とは、やや異なった頭の使い方が必要となるが、テキストによる予習復習などにより、これに早めになれることが寛容であろう。本講義においては、後期に開講される「行政法Ⅱ」に先立って、いわゆる行政法総論の前半部分を講義する。詳しい講義予定は、あらためて講義の冒頭に示す。テキストについては、すでに別のもので学習を開始している者は、それを継続して使用しても差し支えない。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政活動と法① 行政法とは何か</li> <li>2 行政活動と法② 法律による行政の原理</li> <li>3 行政組織と法</li> <li>4 行政による立法① 委任命令の仕組み</li> <li>5 行政による立法② 委任命令の限界・執行命令</li> <li>6 行政による立法③ 行政規則</li> <li>7 行政行為とはなにか</li> <li>8 いろいろな行政行為① 下命と禁止など</li> <li>9 いろいろな行政行為② 許可など</li> <li>10 行政行為の公定力と不可争力</li> <li>11 取消制度の排他性と公定力の限界</li> <li>12 行政行為の無効</li> <li>13 行政行為の取消しと撤回</li> <li>14 行政行為の附款</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	行政法の全体像とともに、特に重要な理論・概念・論点や基本的な制度の概要を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前にテキストの該当箇所を予習しておくことにより、理解が深まる。		
<b>テキスト</b>	『現代行政法入門【第4版】』有斐閣 2019年3月予定		
<b>参考文献</b>	参考文献は講義において、随時、紹介する。		
<b>評価方法</b>	最終試験の結果 100%		

律・国・総	行政法Ⅱ／行政法Ⅱ／行政法Ⅱ	担当者	山田 洋
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>春学期に開講される「行政法Ⅰ」に引き続いて、いわゆる総論の残りの部分を講義する。したがって、「行政法Ⅰ」の理解が前提となるので、これを受講することなく、本講義のみを受講しても、理解は難しいものと思われる。講義の予定は、ある程度は変更される可能性もあり、より詳しい講義予定は、あらためて講義の冒頭に配布することとする。テキストについては、すでに下記以外のもので学習を開始している者は、それを継続して使用しても差し支えない。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政の実効性確保① 行政上の強制執行</li> <li>2 行政の実効性確保② その他の実力行使</li> <li>3 行政の実効性確保③ 行政罰その他</li> <li>4 非権力的行政活動① 行政指導</li> <li>5 非権力的行政活動② 行政と契約</li> <li>6 行政と情報① 行政調査</li> <li>7 行政と情報② 情報公開</li> <li>8 行政と情報③ 個人情報保護</li> <li>9 行政手続法① 行政と手続</li> <li>10 行政手続法② 申請による処分</li> <li>11 行政手続法③ 不利益処分</li> <li>12 行政手続法④ その他の手続</li> <li>13 実体法的統制① 行政裁量</li> <li>14 実体法的統制② 法の一般原則 と 民法</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	行政法総論に関する基本的な項目・論点や制度を体系的かつ正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前にテキストの該当箇所を予習しておくことにより、理解が深まる。		
<b>テキスト</b>	『現代行政法入門【第4版】』有斐閣 2019年3月予定		
<b>参考文献</b>	参考文献は講義において、随時、紹介する。		
<b>評価方法</b>	最終試験の結果 100%		

律・国・総	行政法Ⅲ／*****/行政法Ⅲ	担当者	木藤 茂
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>「行政法Ⅲ」では、Ⅰ・Ⅱで学んだ行政法総論・作用法の基礎的な理解を前提として、行政救済法の分野における基本的な（法）制度について概説します。</p> <p>行政救済法では、行政法総論・作用法の基本的な考え方や基礎概念が具体的な場面でどのように実際上の論点になってくるのかに触れることになるはずで、行政法Ⅲまで学んで初めてⅠ・Ⅱで学んだことの意味を実感できるようになる、と言っても過言ではないでしょう。</p> <p>このような目的・内容から、「行政法Ⅰ・Ⅱ」を履修済であることを当然の前提として講義を行います。</p> <p>なお、この講義では、単なる“知識”の丸暗記ではなく自らの頭で“理解”しそれを適切な“概念”を用いて自らの言葉で“文章”として表現するという“大学での学問”といったことを意識し実践してもらおうことにも重点を置きますので、この点も十分に認識して臨んでください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス、行政救済法の全体像</li> <li>2. 行政上の不服申立て①（総論）</li> <li>3. 行政上の不服申立て②（各論）</li> <li>4. 行政訴訟①（行政事件訴訟法の沿革と特色）</li> <li>5. 行政訴訟②（訴訟類型）</li> <li>6. 行政訴訟③（取消訴訟の訴訟要件①：処分性）</li> <li>7. 行政訴訟④（取消訴訟の訴訟要件②：原告適格等）</li> <li>8. 行政訴訟⑤（取消訴訟の審理、判決、執行停止）</li> <li>9. 行政訴訟⑥（その他の抗告訴訟）</li> <li>10. 行政訴訟⑦（当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟）</li> <li>11. 国家賠償①（第1条）</li> <li>12. 国家賠償②（第2条ほか）</li> <li>13. 損失補償、国家補償の谷間</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	行政救済法に関する基本的な項目・論点や制度を体系的かつ正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	教員が作成するレジュメの中で、各回で扱う内容・項目に対応する教科書の該当ページを明示するので、当該箇所について、講義前に目を通すとともに、講義後に再読して知識・理解の定着を図ってください。		
<b>テキスト</b>	曾和俊文＝山田洋＝亘理格『現代行政法入門〔第4版〕』（有斐閣、2019年）。既に手元にある別の最新の教科書でも可。		
<b>参考文献</b>	小型の『六法』は各自で用意してください。詳細は、初回のガイダンスで説明します。		
<b>評価方法</b>	学期末の筆記試験（100％）により評価します。ただし、受講人数によっては、学期末試験を受験するための“要件”としてのレポートを課すことも考えています。		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	比較公法／比較公法／*****	担当者	L. ペドリサ
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義において、公法の領域における中核的な学問である「憲法学」にスポットライトを当て「比較憲法」を学びます。比較憲法とは、諸外国の憲法規範と憲法現象を、憲法解釈と区別された憲法科学の手法で、近代憲法から現代憲法への歴史的展開を重視しながら体系的に比較研究する学問分野です。比較の対象国として、日本、米国、イギリス、スペインを検討します。この講義を受ける前に、「憲法・入門」と「憲法・統治」と「憲法・人権」を履修したことを極力勧めます。授業は講義式で行います。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1・講義の概要</li> <li>2・比較憲法学の歴史</li> <li>3・日本：総論</li> <li>4・日本：統治</li> <li>5・日本：人権</li> <li>6・アメリカ：総論</li> <li>7・アメリカ：統治</li> <li>8・アメリカ：人権</li> <li>9・イギリス：総論</li> <li>10・イギリス：統治</li> <li>11・イギリス：人権</li> <li>12・スペイン：総論</li> <li>13・スペイン：統治</li> <li>14・スペイン：人権</li> </ul>	
到達目標	比較公法の基礎、および、比較公法に関する各種の事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回配布される講義ノートと資料を精読しておいてください。また、定期的に出される課題を解いて提出してください。およそ4時間分の学習時間になります。		
テキスト	毎回、講義ノートを配布します。		
参考文献	授業中に紹介します。		
評価方法	定期試験 70%、小テスト・課題 30%		

律・国・総	租税法 a/*****/租税法 a	担当者	石村 耕治
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>税金については、大きく分けて、次の三つの観点から学ぶことができます。一つは、会計学の観点からです。一般に、商学部や経営学部などで、「税務会計」の科目として開講されています。二つ目は、財政学の観点からです。経済学部などで、「財政学」または「租税論」の科目として開講されています。そして、三つ目は、法律学の観点からです。一般に、法学部で、「租税法」または「税法」の科目として開講されています。租税法は、大きく①実体税法（租税実体法）と②手続税法（租税手続法）に分けることができます。法学部学生諸君には、この「租税法a」の講義においては、法律学の観点から、税金の種類、租税法に関するさまざまな制度や原理などについて広く学んでもらいます。加えて、所得税の確定申告、不服申立制度や税務争訟など手続税法についても学んでもらいます。事例を示して、できるだけわかりやすく講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税法の基礎知識を学ぶ</li> <li>2. 国税と地方税、税金の種類</li> <li>3. 租税法の基本原理</li> <li>4. 「所得」とは何か、「租税」の法的定義とは</li> <li>5. 超過累進税率、課税単位</li> <li>6. 課税庁の仕組み、課税庁保有情報の開示、課税庁職員の守秘義務</li> <li>7. 税理士制度、課税庁の納税者サービススタンダード</li> <li>8. 個人企業と法人企業の税金</li> <li>9. 消費税のあらまし</li> <li>10. 相続・贈与の税金のあらまし</li> <li>11. 住民税のあらまし</li> <li>12. 租税確定手続：申告納税、賦課課税、自動確定、</li> <li>13. 税務調査、更正、決定、再更正、更正の請求、推計課税、附帯税</li> <li>14. 納税者救済制度：不服申立て、税務争訟</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	租税法の基礎、租税法の仕組み、租税法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	教科書の指定された箇所を精読してください。授業中に出した課題は次回に提出してください。		
<b>テキスト</b>	石村耕治編『現代税法入門塾〔第9版〕』（2018年、清文社）		
<b>参考文献</b>	授業中に紹介します。		
<b>評価方法</b>	① 定期試験～70%(論述試験)、②小レポート～10%、③平常授業への参加度など～20%		

律・国・総	租税法 b/*****/租税法 b	担当者	石村 耕治
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>「租税法 a」に続いて、「租税法 b」の講義では、所得税を中心に実体税法について詳しく学んでもらいます。所得税法は所得の種類を10種類に区分して課税しています。それぞれの種類の所得の特徴、課税の仕方、さらには、所得控除や税額控除などの仕組みについて学んでもらいます。</p> <p>また、申告納税（確定申告）と年末調整の仕組みとの関係などについても学んでもらいます。</p> <p>授業では、事例を示して、できるだけわかりやすく講義します。所得税の基礎をしっかり学んで、将来に役立ててください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得税とはどのような税金か</li> <li>2. 所得税の納税義務者と所得税のかかる範囲</li> <li>3. 所得税のかからない所得とは</li> <li>4. 申告所得税と源泉所得税</li> <li>5. 所得税計算と基本的な仕組み、所得税の種類とその計算の仕方</li> <li>6. 所得税の課税方法：総合課税と分離課税</li> <li>7. 給与所得、事業所得、不動産所得</li> <li>8. 利子所得、配当所得、退職所得</li> <li>9. 山林所得、譲渡所得、</li> <li>10. 一時所得、雑所得</li> <li>11. 青色申告、損益通算、平均課税</li> <li>12. 所得控除</li> <li>13. 税額控除</li> <li>14. 確定申告と年末調整</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	租税法の基礎、租税法の仕組み、租税法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	教科書の指定された箇所を精読してください。授業中に出した課題は次回に提出してください。		
<b>テキスト</b>	石村耕治編『現代税法入門塾〔第9版〕』（2018年、清文社）		
<b>参考文献</b>	授業中に紹介します。		
<b>評価方法</b>	①定期試験～70%(論述試験)、②小レポート～10%、③平常授業への参加度など～20%		

律・国・総	地方自治法 a / * * * * * / 地方自治法 a	担当者	山田 洋
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>辺野古の埋立問題などを契機として、国と自治体との関係が話題になることが増えている。また、地方議会のあり方など、自治体自体の運営の改善も急がれる。こうした状況を受けて、その組織と運営を定める地方自治法についても、近年、さまざまな改正が相次いでいる。本講義においては、わが国の地方自治の基本的な仕組みへの理解を深めるとともに、それが直面する諸課題についても、考えていくこととしたい。テキストは、地方自治体の初任職員等を読者として想定したものであるが、最新の情報が分かりやすく解説されており、学生にとっても有益であると評価できる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治の意味</li> <li>2 地方自治の経緯</li> <li>3 自治体の種類</li> <li>4 住民</li> <li>5 自治体の事務</li> <li>6 国の関与</li> <li>7 自治体の街づくりなど</li> <li>8 自治体の情報公開など</li> <li>9 自主財政権</li> <li>10 自主立法権</li> <li>11 議会と長</li> <li>12 委員会など</li> <li>13 住民監査請求と住民訴訟</li> <li>14 公の施設</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	地方自治法の基礎、および、主要な法規範や判例、学説、地方自治法に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストの該当箇所事前に目を通しておけば、理解は深まる。		
<b>テキスト</b>	『ようこそ地方自治法【改訂版】』 板垣勝彦 第一法規 2018年		
<b>参考文献</b>	参考文献は講義において、随時、紹介する。		
<b>評価方法</b>	最終試験の結果 100%		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	地方自治法 b/*****/地方自治法 b	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>自治体を実際に動かしている公務員についての制度を概説します。行政機関における公務員の位置づけ、現状における問題点を検討した後で、公務員関係における法紛争に関し判例を素材に考察します。基本的に公務員のライフサイクルに沿って、任用、服務、人事異動（昇格・転任・派遣）、分限・懲戒、離職という順に問題を分析します。</p> <p>公務員判例を素材とする講義なので、事前に行政法Ⅲの履修が望ましい。また、理解度の確認と判例学習のために毎回小テストを行います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講義の進め方と概要</li> <li>2 公務員関係の特徴と裁判</li> <li>3 外国人の公務就任権</li> <li>4 公務員の服務の概要</li> <li>5 職務命令履行義務</li> <li>6 公務員の昇格</li> <li>7 公務員の転任</li> <li>8 公務員の派遣</li> <li>9 公務員の不利益処分</li> <li>10 起訴休職</li> <li>11 分限免職処分</li> <li>12 懲戒処分と裁量</li> <li>13 飲酒運転処分</li> <li>14 離職</li> </ol>	
到達目標	地方自治法の基礎、および、主要な法規範や判例、学説、地方自治法に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義に配布した判例を中心に復習をしてほしい。		
テキスト	小6法必携		
参考文献	兼子仁「地方公務員法」北樹出版		
評価方法	小テスト 30%と試験 70%		

律・国・総	教育法 a / *****/教育法 a	担当者	市川 須美子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>教育法は、教育の場で生じる様々な問題を、法的視点から、つまり、権利義務関係の視点から整理して問題の分析・解決を提起してゆく法分野です。現在、学校でも、家庭でも、子どもの人権侵害が多発しています。教師の体罰で子どもが心身に重大な被害を受ける事例も後を絶たないし、一部の部活動では一定程度の体罰・暴力を当然視している場合もあります。また、いじめについては対策法も制定されるほど学校では常態化しており、いじめ自殺報道も続いており、いじめ裁判は増加しています。この講義では、学校での子どもの人権侵害についての具体的な裁判例を、体罰、いじめ、校則、学校教育措置、教育情報に分類して、法的に分析し、教育法の考え方と現時点での理論的到達点を解説します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校における子どもの人権侵害と裁判</li> <li>2 学校事故裁判と子どもの人権裁判</li> <li>3 体罰裁判とその特徴</li> <li>4 天草市体罰事件最高裁判決</li> <li>5 生活指導とその限界（指導死事件）</li> <li>6 いじめ裁判とその論点</li> <li>7 いじめ自殺と予見可能性</li> <li>8 いじめ対策推進法と課題</li> <li>9 丸刈り訴訟と校則裁判の論点</li> <li>10 パーマ校則裁判</li> <li>11 学校教育措置と原級留置き訴訟</li> <li>12 信教の自由と学習権（エホバの証人信徒退学事件）</li> <li>13 教育個人情報保護（指導要録開示請求事件）</li> <li>14 学力テスト学校別結果公開請求事件</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	教育法学の主要論点、現代公教育の法制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義で取り上げる判例を事前または事後に読んでほしい。		
<b>テキスト</b>	教育関係 6 法：教育小六法（学陽書房）・解説教育六法（三省堂）		
<b>参考文献</b>	市川須美子「学校教育裁判と教育法」（三省堂）		
<b>評価方法</b>	試験 100%		

律・国・総	教育法 b / *****/教育法 b	担当者	市川 須美子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>教育法の現代的状況把握（教育法a）を前提に、教育法のより体系的な理解のために、歴史的アプローチとして簡略な戦後教育史を解説し、教育法の基礎概念である教育人権の理解を深めます。まず、戦後教育改革の法制とその変質過程（教育法の生成過程でもあります）を、代表的な自主性擁護的教育裁判を通じて通覧し、国家と教育のかかわり方を考察します。次に、主要な教育人権である学習権、親の教育の自由、教師の教育の自由を教育判例によって考察します。最後に、地方教育行政のあり方、2006年教育基本法改正とその後の教育法制の展開を分析します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戦後教育改革と憲法・教育基本法法制</li> <li>2 逆コースの教育改革</li> <li>3 教科書裁判——教科書検定制度</li> <li>4 教科書裁判——家永教科書訴訟の論点</li> <li>5 最高裁学テ判決</li> <li>6 障害児の学習権（特殊学級入級処分訴訟）</li> <li>7 子どもの市民的自由（内申書裁判）</li> <li>8 親の教育の自由の歴史的展開（日曜日訴訟）</li> <li>9 道徳教育債務履行請求事件</li> <li>10 親の教育情報請求権</li> <li>11 教師の教育の自由（伝習館高校事件）</li> <li>12 教師の教育の自由と日の丸・君が代強制</li> <li>13 教育委員会制度の変遷</li> <li>14 教育基本法改正とその後の教育法制</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	教育法学の主要論点、現代公教育の法制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義で取り上げる判例を事前または事後に読んでほしい。		
<b>テキスト</b>	教育関係 6 法：教育小六法（学陽書房）・解説教育六法（三省堂）		
<b>参考文献</b>	兼子仁「教育法」（有斐閣）		
<b>評価方法</b>	試験 100%		

律・国・総	民法Ⅱ（債権各論）（3学科共通）	担当者	小野 秀誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法第3編の債権のうち、第2章以下の各論部分を扱います（第1章の債権総論を除いた部分）。講学上、債権各論といいます。おもな内容は、契約と不法行為です。契約は、具体的に13種類が規定されていますが、非典型の契約もありかなり大部になります。債権各論は、具体的な法律関係を扱うことから、民法の中では一番とつきやすい部分ですが、反面、対象が多種・大量であることから、修得には勤勉さが求められます。</p> <p>民法の財産法の体系は密接に関連しているので、民法総則、物権、債権総論の講義もあわせて履修してください。</p> <p>実定法の講義の性質上、必ず六法を持参してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 序説、契約の意義、契約総論</li> <li>3. 契約の成立、信義則、契約締結上の過失、意思実現</li> <li>4. 契約の効力、同時履行の抗弁権</li> <li>5. 危険負担、第三者のための契約</li> <li>6. 契約解除</li> <li>7. 売買総論、交換、贈与</li> <li>8. 担保責任、特殊な売買</li> <li>9. 消費貸借、使用貸借、賃貸借</li> <li>10. 事務管理、不当利得</li> <li>11. 不法行為の原理、過失責任主義、不法行為の要件</li> <li>12. 不法行為の要件、過失、違法性</li> <li>13. 特殊な不法行為（使用者、工作物、動物占有者）</li> <li>14. 不法行為の効果、損害賠償の範囲、方法</li> </ol>	
到達目標	契約法及び不法行為法の基本事項、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	シラバスに従い該当部分の予習、復習が必要です。授業では、確認の趣旨で毎回、質問をします。		
テキスト	松尾弘ほか『債権各論』（ハイブリット民法、法律文化社）。		
参考文献	民法判例百選（Ⅱ 有斐閣、2018年）		
評価方法	定期試験 9割、授業への参加度、発言 1割		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	民法Ⅲ（担保物権・債権総論）（3学科共通）	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法は、不動産の売買、借金の連帯保証、マンションの貸し借り、他人にケガをさせられたときの損害賠償、結婚や相続等、私たちの日常生活に直接関係する身近な法律である。この民法について知ることが本講義の目的である。</p> <p>概要としては、民法の「第三編 債権」の「第一章 総則」（民法399条～520条の20。学問上「債権総論」と呼ばれる部分）と、「第二編 物権」の第七章から第十章まで（民法295条～398条の22。学問上「担保物権」と呼ばれる部分）について、関連する条文・判例・学説を取り上げて説明をしていく。</p> <p>*授業の際は2019年版の六法を必ず持参すること。なお、第1回の授業日までに教科書の改訂版が出版されたときの対応については、授業時に指示する。</p> <p>*民法入門・民法Ⅰ・民法Ⅱを履修済みであることが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 債権の目的・効力</li> <li>3. 債務不履行</li> <li>4. 損害賠償</li> <li>5. 弁済</li> <li>6. 弁済（続）、相殺</li> <li>7. 債権者代位権</li> <li>8. 詐害行為取消権</li> <li>9. 連帯債務</li> <li>10. 保証債務</li> <li>11. 債権譲渡</li> <li>12. 抵当権の意義・効力</li> <li>13. 抵当権の効力（続）・消滅</li> <li>14. 抵当権以外の担保物権</li> </ol>	
到達目標	担保物権法及び債権法の基本事項、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は教科書とレジユメを精読すること。		
テキスト	野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論 [第4版] (有斐閣Sシリーズ)』(有斐閣、2018年)		
参考文献	必要に応じて授業中に紹介する。		
評価方法	定期試験 100%		

律・国・総	民法Ⅳ（親族法）／*****／民法Ⅳ（親族法）	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
親族法の基本的論点について講義します。		1: ガイダンス 2: 親族 3: 婚姻の成立 4: 婚姻障害 5: 婚姻の効果 6: 離婚の要件 7: 離婚の効果 8: 嫡出推定 9: 認知 10: 親権 11: 養子 12: 特別養子 13: 後見・扶養 14: まとめ	
到達目標	親族法の基本的論点、および、重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義内容の概要について各自参考書等で予習し、講義で指示した課題に取り組んでください。		
テキスト	特定のテキストは用いません。		
参考文献	高橋他『民法7親族・相続』（有斐閣）、窪田『家族法』（有斐閣）、潮見『民法（全）』（有斐閣）。		
評価方法	学期末試験（100%）		

律・国・総	民法Ⅴ（相続法）／*****／民法Ⅴ（相続法）	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
相続法の基本的論点について講義します。		1: ガイダンス 2: 相続人 3: 相続欠格・廃除 4: 相続分 5: 特別受益者・寄与分 6: 遺言の方式 7: 遺言の効力 8: 遺贈 9: 遺産分割の対象 10: 遺産分割の方式 11: 相続の承認・放棄 12: 債務の相続と債権者保護 13: 遺留分 14: まとめ	
到達目標	相続法の基本的論点、および、重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義内容の概要について各自参考書等で予習し、講義で指示した課題に取り組んでください。		
テキスト	特定のテキストは用いません。		
参考文献	高橋他『民法7親族・相続』（有斐閣）、窪田『家族法』（有斐閣）、潮見『民法（全）』（有斐閣）。		
評価方法	学期末試験（100%）		

律・国・総	会社法Ⅰ／会社法Ⅰ／会社法Ⅰ	担当者	大川 俊
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 会社法制のうちコーポレート・ファイナンスの領域に関する基本的な内容を修得することを目的とする。</p> <p>【講義概要】 会社の概念や種類、株式会社の基本的特質等を確認した上で、設立、株式、資金調達に関する諸問題について講じる。重要判例や重要論点、旧商法との比較、時事問題の検討等も行う。</p> <p>【履修上の注意】 最新版の六法を必ず持参すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社の意義、目的</li> <li>2 会社の概念、種類</li> <li>3 株式会社の基本的特質(1)：株式、有限責任、法人格</li> <li>4 株式会社の基本的特質(2)：株主利益最大化原則</li> <li>5 設立(1)：概要、定款の記載事項、変態設立事項</li> <li>6 設立(2)：払込みの仮装、設立の瑕疵</li> <li>7 株式(1)：株式の意義、株主の権利義務</li> <li>8 株式(2)：株主平等の原則、利益供与</li> <li>9 株式(3)：株式の内容と種類</li> <li>10 株式(4)：株券、株主名簿</li> <li>11 株式(5)：株式の譲渡等</li> <li>12 株式(6)：自己株式、単元株式制度</li> <li>13 資金調達(1)：募集株式の発行</li> <li>14 資金調達(2)：新株予約権、社債</li> </ol>	
到達目標	株式会社を中心に、会社法による法規制、会社法に関する判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後に配布レジュメを精読すること。		
テキスト	講義ごとにレジュメを配布する。		
参考文献	永田均編著『最新改正会社法』（八千代出版、2016年）。その他適宜指示する。		
評価方法	学期末の筆記試験（100％）により評価する。		

律・国・総	会社法Ⅱ／会社法Ⅱ／会社法Ⅱ	担当者	大川 俊
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 会社法制のうちコーポレート・ガバナンスの領域に関する基本的な内容を修得することを目的とする。</p> <p>【講義概要】 会社法Ⅰに続く内容として、機関、組織再編に関する諸問題について講じる。重要判例や重要論点、旧商法との比較、時事問題の検討等も行う。</p> <p>【履修上の注意】 最新版の六法を必ず持参すること。会社法Ⅰを履修済みであることが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機関総説</li> <li>2 株主総会(1)：意義、権限等</li> <li>3 株主総会(2)：運営、決議の瑕疵等</li> <li>4 取締役、取締役会(1)：意義、権限等</li> <li>5 取締役、取締役会(2)：運営、決議の瑕疵等</li> <li>6 代表取締役</li> <li>7 監査役（会）、会計監査人、会計参与</li> <li>8 役員等の義務(1)：善管注意義務、忠実義務</li> <li>9 役員等の義務(2)：利益相反、競業、報酬</li> <li>10 役員等の責任(1)：対会社責任</li> <li>11 役員等の責任(2)：対第三者責任</li> <li>12 株主による監督是正、株主代表訴訟等</li> <li>13 委員会型の会社、取締役会非設置会社</li> <li>14 組織再編</li> </ol>	
到達目標	会社法の基礎と重要な論点を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後に配布レジュメを精読すること。		
テキスト	講義ごとにレジュメを配布する。		
参考文献	永田均編著『最新改正会社法』（八千代出版、2016年）。その他適宜指示する。		
評価方法	学期末の筆記試験（100％）により評価する。		

律・国・総	会社法 I / 会社法 I / 会社法 I	担当者	吉川 信将
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義では、経済社会の中で大きな役割を担う会社の組織・運営を規律する会社法について、「機関」に関する部分を中心に検討します。</p> <p>会社法を含め、商法関連法規は私法の一般法である民法の特別法に当たります。民法には個人の日常生活に密接に関連する規定も多いのに対し、会社法は学生の殆どにとって直接的関係がないためイメージが湧きにくいものとなっています。条文も極めて技術的であり、複雑化しています。そのため、いたずらに細部にまで立ち入るのではなく、その骨格となる部分を中心に解説します。</p> <p>なお、会社法に関連するニュースや会社法の改正動向についても適宜紹介します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 総論</li> <li>3. 機関の設計</li> <li>4. 株主総会（権限等）</li> <li>5. 株主総会（運営手続）</li> <li>6. 株主総会決議の瑕疵</li> <li>7. 取締役、取締役会、代表取締役（概説）</li> <li>8. 取締役、取締役会、代表取締役（義務等）</li> <li>9. 取締役の報酬</li> <li>10. 監査役（会）、会計監査人等</li> <li>11. 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社</li> <li>12. 役員等の責任（会社に対する責任他）</li> <li>13. 役員等の責任（第三者に対する責任等）</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	株式会社を中心に、会社法による法規制、会社法に関する判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前にテキストの該当箇所を目を通し、授業後は新出の専門用語の意義、規定の趣旨・概要が理解できているか、適宜確認すること。		
<b>テキスト</b>	中東＝白井＝北川＝福島『有斐閣ストゥディア 会社法』（有斐閣・2015年）		
<b>参考文献</b>	岩原＝神作＝藤田編『会社法判例百選第3版』（有斐閣・2016年）		
<b>評価方法</b>	定期試験 80%、授業への参加度 20%		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	会社法Ⅱ／会社法Ⅱ／会社法Ⅱ	担当者	松谷 秀祐
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本科目は、株式会社に関するルールのうち、株式・資金調達・計算・組織再編・設立・解散に関するルールを講義対象とします。</p> <p>具体的には、これら各問題に関する会社法の諸規定、および関連する重要判例、さらには表には必ずしも表れませんが、それらの根底に存する会社法上・私法上の基礎理論について説明を行い、株式・資金調達・計算・組織再編・設立・解散に関する基本的ルール・基本原理について修得することを目的とします。</p>		<p>第1回：シラバスに基づく授業計画の説明等</p> <p>第2回：株式会社の仕組み（春学期の復習）</p> <p>第3回：株式（1）意義、株式譲渡自由の原則と例外</p> <p>第4回：株式（2）株式の譲渡と権利行使の方法</p> <p>第5回：株式（3）自己株式、投資単位の調整</p> <p>第6回：資金調達（1）募集株式の発行等</p> <p>第7回：資金調達（2）新株予約権</p> <p>第8回：資金調達（3）社債</p> <p>第9回：計算（1）計算書類等</p> <p>第10回：計算（2）剰余金の分配</p> <p>第11回：組織再編（1）設計と流れ</p> <p>第12回：組織再編（2）債務者保護</p> <p>第13回：組織再編（3）株主保護</p> <p>第14回：設立・解散</p>	
到達目標	会社法の基礎と重要な論点を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解いてくる。 事後学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解きなおす、講義ノートをまとめる。		
テキスト	中東正文ほか『会社法（有斐閣ストゥディア）』（有斐閣・2015年）		
参考文献	岩原紳作ほか編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣・2016年）		
評価方法	授業時間外の課題 30%、定期試験 70%		

律・国・総	手形・小切手法／*****／手形・小切手法	担当者	松谷 秀祐
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本科目は、有価証券の代表例である手形・小切手に関するルール・制度を講義対象とします。</p> <p>具体的には、手形法・小切手法における諸規定、および関連する重要判例、さらには表には必ずしも表れませんが、それらの根底に存する有価証券法上、私法上の基礎理論について説明を行い、手形・小切手に関する制度の法的特色、基本的なルール・基本原理について修得することを目的とします。</p> <p>なお、本科目では、手形・小切手の作成および交付に関するルール・諸問題を主として扱い、手形・小切手の作成・交付後の権利移転または権利行使に関するルール・諸問題の詳細については、秋学期開講予定の「法律学特講（企業法）」の講義にて取り扱うこととします。</p>		<p>第1回：シラバスに基づく授業計画の説明等</p> <p>第2回：手形小切手の基礎のキソ</p> <p>第3回：小切手・約束手形・為替手形の異同</p> <p>第4回：手形・小切手決済における銀行の役割</p> <p>第5回：必要的記載事項（1）；手形文句など</p> <p>第6回：必要的記載事項（2）；手形金額</p> <p>第7回：必要的記載事項（3）；満期など</p> <p>第8回：有益的・無益的・有害的記載事項</p> <p>第9回：手形の特質</p> <p>第10回：手形理論（1）；学説の対立</p> <p>第11回：手形理論（2）；権利外観法理による補完</p> <p>第12回：他人による手形行為（1）；総論、有効要件</p> <p>第13回：他人による手形行為（2）；無権代理</p> <p>第14回：他人による手形行為（3）；偽造、変造</p>	
<b>到達目標</b>	手形・小切手制度の基本的な仕組み（振出、裏書、支払など）を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解いてくる。 事後学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解きなおす、講義ノートをまとめる。		
<b>テキスト</b>	早川徹『基本講義 手形・小切手法（ライブラリ法学基本講義）〔第2版〕』（新世社・2019年）		
<b>参考文献</b>	神田秀樹、神作裕之編『手形小切手判例百選〔第7版〕』（有斐閣・2014年）		
<b>評価方法</b>	授業時間外の課題 30%、定期試験 70%		

律・国・総	法律学特講（企業法）／*****／*****	担当者	松谷 秀祐
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本科目は、有価証券の代表例である手形・小切手に関するルール・制度を講義対象とします。</p> <p>具体的には、手形法・小切手法における諸規定、および関連する重要判例、さらには表には必ずしも表れませんが、それらの根底に存する有価証券法上、私法上の基礎理論について説明を行い、手形・小切手に関する制度の法的特色、基本的なルール・基本原理について修得することを目的とします。</p> <p>なお、本科目では、手形・小切手の権利移転または権利行使に関するルール・諸問題について扱うこととし、その前段階となる手形・小切手の作成・交付に関するルール・諸問題については、春学期開講の「手形小切手法」の講義にて取り扱うこととします。</p>		<p>第1回：シラバスに基づく授業計画の説明等</p> <p>第2回：手形小切手の基礎のキソ（春学期の復習）</p> <p>第3回：裏書（1）；裏書の種類、方式</p> <p>第4回：裏書（2）；裏書の効力</p> <p>第5回：裏書（3）；裏書の連続・不連続</p> <p>第6回：裏書（4）；特殊の譲渡裏書</p> <p>第7回：裏書（5）；特殊の裏書；取立委任裏書など</p> <p>第8回：手形の善意取得（1）；要件</p> <p>第9回：手形の善意取得（2）；効果</p> <p>第10回：手形抗弁（1）；抗弁の種類、内容</p> <p>第11回：手形抗弁（2）；悪意の抗弁</p> <p>第12回：手形の支払（1）；呈示期間、遡求</p> <p>第13回：手形の支払（2）；不渡りの類型と効果</p> <p>第14回：色々な小切手</p>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解いてくる。 事後学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解きなおす、講義ノートをまとめる。		
<b>テキスト</b>	早川徹『基本講義 手形・小切手法（ライブラリ法学基本講義）〔第2版〕』（新世社・2019年）		
<b>参考文献</b>	神田秀樹、神作裕之編『手形小切手判例百選〔第7版〕』（有斐閣・2014年）		
<b>評価方法</b>	授業時間外の課題 30%、定期試験 70%		

律・国・総	商法総則・商行為／商法総則・商行為／商法総則・商行為	担当者	吉川 信將
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義では、私法の基本法である民法とその特別法である商法の差異に注目することにより、商人の営利性や取引の安全の保護等を顧慮した商法の特性を論じます。</p> <p>近年の改正点については、背景事情にも触れながら解説します。</p> <p>授業は講義形式で行いますが、受講者に発言を求めています。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス、商法の意義</li> <li>2. 商法総則・商行為の適用範囲</li> <li>3. 商業登記</li> <li>4. 商号</li> <li>5. 営業（事業）の譲渡</li> <li>6. 商業帳簿</li> <li>7. 商業使用人・代理商</li> <li>8. 商行為・商人の行為に関する規定</li> <li>9. 商事売買</li> <li>10. 有価証券</li> <li>11. 仲立・取次</li> <li>12. 運送営業・倉庫営業</li> <li>13. 場屋の主人の責任</li> <li>14. 匿名組合・交互計算</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	商法の原理・原則と各種商行為の法的構造を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前にテキストの該当箇所に通し、授業後は新出の専門用語、制度や規定の意義・趣旨が理解できているか、適宜確認する。		
<b>テキスト</b>	弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法 第3版 補訂版』（有斐閣・2019年）		
<b>参考文献</b>	山下=神田編『商法判例集 第7版』（有斐閣・2017年）		
<b>評価方法</b>	定期試験 70%、授業への参加度（確認テスト含む） 30%		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

律・国・総	保険法／*****／保険法	担当者	松谷 秀祐
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本科目は、予期せぬ経済的不利益に備えるための制度・仕組みである保険契約に関するルール・典型的トラブルを講義対象とします。</p> <p>具体的には、保険法の諸規定、および関連する重要判例、さらには表には必ずしも表れませんが、それらの根底に存する保険法上・契約法上・私法上の基礎理論について説明を行い、保険契約の法的特色、基本的ルール・基本原理について修得することを目的とします。</p> <p>なお、本科目では、保険法総論と呼ばれている分野および損害保険契約に関するルール・諸問題を中心的に扱い、生命保険契約および傷害疾病保険契約に関するルール・諸問題の詳細については、秋学期開講予定の「法律学特講（生命保険）」の講義にて取り扱うこととします。</p>		<p>第1回：シラバスに基づく授業計画の説明等</p> <p>第2回：我々の日常生活とリスク、保険とは何か</p> <p>第3回：保険法の歴史・構造・特徴</p> <p>第4回：保険契約の性質</p> <p>第5回：保険契約の諸原則と重要概念</p> <p>第6回：保険契約における登場人物</p> <p>第7回：保険の貯蓄的性格</p> <p>第8回：保険法の適用範囲（1）；共済契約</p> <p>第9回：保険法の適用範囲（2）；傷害疾病保険契約</p> <p>第10回：営利保険と相互保険</p> <p>第11回：保険募集</p> <p>第12回：保険約款と保険者の情報提供義務</p> <p>第13回：損害保険契約各論（1）；責任保険</p> <p>第14回：損害保険契約各論（2）；保険担保</p>	
<b>到達目標</b>	損害保険、生命保険について、保険法による法規制、保険法に関する判例や学説、保険約款を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解いてくる。 事後学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解きなおす、講義ノートをまとめる。		
<b>テキスト</b>	山下友信ほか『保険法〔第3版補訂版〕（有斐閣アルマ）』（有斐閣・2015年）		
<b>参考文献</b>	山下友信、洲崎博史編『保険法判例百選』（有斐閣・2010年）		
<b>評価方法</b>	授業時間外の課題 30%、定期試験 70%		

律・国・総	法律学特講（生命保険）／*****／*****	担当者	松谷 秀祐
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本科目は、予期せぬ経済的不利益に備えるための制度・仕組みである保険契約のうち、特に生命保険契約に関するルール・典型的トラブルを主たる講義対象とします。</p> <p>具体的には、生命保険契約に関する保険法の諸規定、および関連する重要判例、さらには表には必ずしも表れませんが、それらの根底に存する保険法上・契約法上・私法上の基礎理論について説明を行い、生命保険契約の法的特色、基本的ルール・基本原理について修得することを目的とします。</p> <p>繰り返しになりますが、本科目では、講義名称のとおり、生命保険契約および（生命保険契約と類似性を有している）傷害疾病保険契約に関するルール・諸問題を中心的に扱い、保険法総論と呼ばれている分野および損害保険契約に関するルール・諸問題の詳細については、春学期開講の「保険法」の講義にて取り扱うこととします。</p>		<p>第1回：シラバスに基づく授業計画の説明等</p> <p>第2回：保険の仕組み（春学期の復習）</p> <p>第3回：生命保険契約の意義、要素</p> <p>第4回：他人の生命の保険契約</p> <p>第5回：生命保険契約の成立</p> <p>第6回：責任開始条項・責任遡及条項、承諾義務</p> <p>第7回：告知義務（1）要件</p> <p>第8回：告知義務（2）効果</p> <p>第9回：保険金受取人の指定</p> <p>第10回：保険金受取人の変更</p> <p>第11回：保険給付</p> <p>第12回：生命保険契約の終了</p> <p>第13回：生命保険契約の多様な利用方法</p> <p>第14回：傷害疾病保険契約</p>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解いてくる。 事後学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解きなおす、講義ノートをまとめる。		
<b>テキスト</b>	山下友信ほか『保険法〔第3版補訂版〕（有斐閣アルマ）』（有斐閣・2015年）		
<b>参考文献</b>	山下友信、洲崎博史編『保険法判例百選』（有斐閣・2010年）		
<b>評価方法</b>	授業時間外の課題 30%、定期試験 70%		

律・国・総	国際私法 a/国際私法 a/*****	担当者	山田 恒久
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>講義の目的と講義概要</b> 国際私法とは、涉外的な私法関係（外国的な要素を何らかの形で含んでいる民商法に関連する事実関係）に、適用すべき法を指定する規則のことです。 例えば、「婚姻の身分的な効力」、「不法行為債権の成立」、「物権変動」など予め類型的に分類された法律関係（単位法律関係）ごとに、もっとも密接に関連する事項（連結点）を定めておき、この事項が存在する国の法が指定されません。 本講義では、この国際私法の基本的な考え方について、財産関係を中心に講義します。		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際私法概説</li> <li>2. 自然人の能力①権利能力</li> <li>3. 自然人の能力②行為能力</li> <li>4. 法人の能力</li> <li>5. 物権の静態</li> <li>6. 法律行為によらない物権変動</li> <li>7. 法律行為による物権変動</li> <li>8. 契約の準拠法①実質的成立要件（当事者自治）</li> <li>9. 契約の準拠法②実質的成立要件（最密接関係地法）</li> <li>10. 契約の準拠法③形式的成立要件（本則）</li> <li>11. 契約の準拠法④形式的成立要件（行為地法の補則）</li> <li>12. 消費者契約の特則</li> <li>13. 労働契約の特則</li> <li>14. 法定債権の準拠法</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	涉外的な財産関係に関する基本的な事項、および、単位法律関係、連結点、準拠法、さらに、国際私法（法適用通則法）の財産関係に関する条文や基本的な学説・裁判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学修：該当箇所の条文を確認して下さい。事後学修：講義中に扱った練習問題を復習して下さい。		
<b>テキスト</b>	テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。		
<b>参考文献</b>	澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門【第8版】」（有斐閣双書）		
<b>評価方法</b>	定期試験の成績（60%）、並びに、受講の様子、及び、レポートの提出状況（40%）を総合的に判断します。		

律・国・総	国際私法 b/国際私法 b/*****	担当者	山田 恒久
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>講義の目的と講義概要</b> 例えば、A国航空会社の飛行機が、B国内で墜落し乗客が死亡した場合には、「不法行為の成立」が単位法律関係とされますが、この連結点は「不法行為地」と定められていますから、B国民法が指定されることとなります。このB国民法を、準拠法（準拠実質法）といいます。 講義では、予め分類されている単位法律関係ごとに、その連結点と準拠法を確認してゆきます。加えて、その分類の妥当性、連結点の設定の仕方の妥当性（制定法の正当性）をも、検討してみたいと思います。主として、民法・商法にかかわる分野ですが、可能な限り、手続きについても扱う予定です。 本講義では、この国際私法の基本的な考え方について、身分関係を中心に講義します。		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際私法の基本原則①（反致）</li> <li>2. 国際私法の基本原則②（公序）</li> <li>3. 属人法（本国法と住所地法）</li> <li>4. 夫婦①（婚姻の実質的成立要件）</li> <li>5. 夫婦②（婚姻の形式的成立要件）</li> <li>6. 夫婦③（婚姻の身分的効力）</li> <li>7. 夫婦④（婚姻の財産的効力）</li> <li>8. 親子①（嫡出親子関係の成立）</li> <li>9. 親子②（非嫡出親子関係の成立）</li> <li>10. 親子③（養親子関係の成立）</li> <li>11. 親子④（親子間の権利義務関係）</li> <li>12. 扶養義務の特則</li> <li>13. 相続</li> <li>14. 遺言</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	涉外的な財産関係に関する基本的な事項、および、単位法律関係、連結点、準拠法、さらに、国際私法（法適用通則法）の財産関係に関する条文や基本的な学説・裁判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前学修：該当箇所の条文を確認して下さい。事後学修：講義中に扱った練習問題を復習して下さい。		
<b>テキスト</b>	テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。		
<b>参考文献</b>	澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門【第8版】」（有斐閣双書）		
<b>評価方法</b>	定期試験の成績（60%）、並びに、受講の様子、及び、レポートの提出状況（40%）を総合的に判断します。		

律・国・総	国際取引法／国際取引法／*****	担当者	三浦 哲男
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>「国際取引」の基礎的な分析・検討を行った上で、それらの取引の主体となる企業等の組織、国際取引の諸形態を為す契約の分析、国際取引を規律する様々な国際ルール、国際取引に伴う国際課税問題、更に国際取引から派生する紛争解決の仕組み等の分野を対象として講義を進める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際取引とは何か</li> <li>2. 国際取引契約の考え方</li> <li>3. 各種の国際取引契約（全体像）</li> <li>4. 国際売買（貿易）契約</li> <li>5. 貿易に伴う決済の仕組み</li> <li>6. 信用状、荷為替手形、船荷証券</li> <li>7. 製造物責任</li> <li>8. 同上</li> <li>9. 国際取引と知的財産権</li> <li>10. 国際技術提携</li> <li>11. 国際事業投資の形態</li> <li>12. 合弁事業と合弁会社</li> <li>13. 通商摩擦</li> <li>14. 原産地規則</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際取引法の法源、国際私法による契約準拠法の意義、国際売買契約を通して契約の成立から終了にいたる仕組みを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	毎回の講義で配布する説明資料の項目をよく調べ、理解に努めること。		
<b>テキスト</b>	「企業取引法の実務」（商事法務/補訂版第一刷/2011）		
<b>参考文献</b>	講義中に指示します		
<b>評価方法</b>	期末試験および小テスト（授業期間中4-5回実施）で評価する。期末試験 100%、小テストは付加点		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

律・国・総	刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ	担当者	神馬 幸一
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p><b>【目的】</b> 刑法総論とは、①刑事法上、諸々に規定されている犯罪類型に共通する一般的な成立要件を探求し、②そのような一般的な成立要件を総合的な原理の下に整序することで、③犯罪が成立するかどうかの判断の在り方を合理的に体系化する学問領域である。このような試みにより、刑事司法は、明確で安定的に妥当な結論が得られるようになる。本講義の目的は、そのような刑法総論における基本的（しかし、ある意味で特殊な!?) 視座の修得である。</p> <p><b>【概要】</b> 本講義では、刑法総論で取り扱うべき問題の内、基本原則から構成要件論・違法性論の領域に関して、右記の授業計画に基づき進行する予定である。講義では、適宜、新しい判例及び刑事法関連の改正内容についても説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 授業案内</li> <li>2. 刑法の史的展開</li> <li>3. 刑法の基本原則：特に罪刑法定主義を中心に</li> <li>4. 刑法の体系的思考：行為無価値と結果無価値</li> <li>5. 客観的構成要件論（1）：実行行為概論</li> <li>6. 客観的構成要件論（2）：不作為犯</li> <li>7. 客観的構成要件論（3）：未遂犯</li> <li>8. 客観的構成要件論（4）：因果関係</li> <li>9. 主観的構成要件論（1）：故意と過失の境界</li> <li>10. 主観的構成要件論（2）：過失犯の構造</li> <li>11. 錯誤論（1）：法律の錯誤と事実の錯誤</li> <li>12. 錯誤論（2）：事実の錯誤に関する論点</li> <li>13. 違法性論（1）：一般的正当行為・被害者の同意</li> <li>14. 違法性論（2）：正当防衛・緊急避難</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	教科書等に掲載されているような代表的な判例に関しては、概略のみならず、実際に判例集を調べた上で、何故、そのような結論に至ったのかを考えてみる学習を反復継続すること。		
<b>テキスト</b>	大野真義＝森本益之＝加藤久雄＝本田稔＝神馬幸一『刑法総論（新装版）』世界思想社（2015）		
<b>参考文献</b>	参考書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
<b>評価方法</b>	定期試験の結果により評価（100%）。判例・学説を正しく理解し、私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうか注目する。		

律・国・総	刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ	担当者	神馬 幸一
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p><b>【目的】</b> 刑法総論とは、①刑事法上、諸々に規定されている犯罪類型に共通する一般的な成立要件を探求し、②そのような一般的な成立要件を総合的な原理の下に整序することで、③犯罪が成立するかどうかの判断の在り方を合理的に体系化する学問領域である。このような試みにより、刑事司法は、明確で安定的に妥当な結論が得られるようになる。本講義の目的は、そのような刑法総論における基本的（しかし、ある意味で特殊な!?) 視座の修得である。</p> <p><b>【概要】</b> 本講義では、冒頭で上記「刑法総論Ⅰ」で取り扱うべき内容を復習した後、責任論と共犯論の領域を中心として、右記の授業計画に基づき進行する予定である。講義では、適宜、新しい判例及び刑事法関連の改正内容についても説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑法総論Ⅰの復習（構成要件論）</li> <li>2. 刑法総論Ⅰの復習（違法性論）</li> <li>3. 違法性論の応用問題</li> <li>4. 責任論（1）：責任能力</li> <li>5. 責任論（2）：原因において自由な行為</li> <li>6. 責任論（3）：違法性の意識</li> <li>7. 責任論（4）：違法性阻却事由の錯誤</li> <li>8. 共犯論（1）：共犯の従属性</li> <li>9. 共犯論（2）：処罰根拠論</li> <li>10. 共犯論（3）：共同正犯概論</li> <li>11. 共犯論（4）：共同正犯の諸問題</li> <li>12. 共犯論（5）：教唆犯・幫助犯</li> <li>13. 共犯論（6）：共犯と身分</li> <li>14. 共犯論（7）：共犯と錯誤、共犯からの離脱・中止</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	教科書等に掲載されているような代表的な判例に関しては、概略のみならず、実際に判例集を調べた上で、何故、そのような結論に至ったのかを考えてみる学習を反復継続すること。		
<b>テキスト</b>	大野真義＝森本益之＝加藤久雄＝本田稔＝神馬幸一『刑法総論（新装版）』世界思想社（2015）		
<b>参考文献</b>	参考書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
<b>評価方法</b>	定期試験の結果により評価（100%）。判例・学説を正しく理解し、私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうか注目する。		

律・国・総	刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ	担当者	中空 壽雅
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義では刑法に関する学習のうち刑法総論の分野を扱います。</p> <p>刑法総論は、殺人や傷害といった個々の犯罪が共通して持っている性格（犯罪成立要件）を明らかにすることで、犯罪と非犯罪とを明確に区別しようとするものです。また、一体刑法は何のためにあるのか、刑罰の目的は何かも、何が犯罪化を考えるには重要です。これらの点を含めて犯罪の本質について考えを深めていきます。</p> <p>刑法総論Ⅰでは、犯罪論の全体像、さらに犯罪成立要件のうち、構成要件と違法性の部分を中心に学習します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑法総論で何を学ぶか</li> <li>2. 刑法の機能・目的と刑罰の機能・目的</li> <li>3. 刑法の基本原則</li> <li>4. 犯罪論の基本的な枠組みについて</li> <li>5. 犯罪の種類と犯罪の形態について</li> <li>6. 作為犯と作為犯について</li> <li>7. 不真正不作为犯について</li> <li>8. 因果関係について一機能と条件関係について</li> <li>9. 因果関係について一判例事案を中心に</li> <li>10. 故意犯と過失犯について</li> <li>11. 事実の錯誤一具体的事実の錯誤について</li> <li>12. 事実の錯誤一抽象的事実の錯誤について</li> <li>13. 正当防衛について</li> <li>14. 緊急避難について</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	ポータルサイトを利用して配布するレジュメをプリントアウトし、学習内容について確認しておくこと。講義後は、レジュメと授業中のノートを使用して学習した内容を確認すること。		
<b>テキスト</b>	大谷實『刑法総論』（成文堂）		
<b>参考文献</b>	必要に応じて紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験100パーセント		

律・国・総	刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ	担当者	中空 壽雅
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義では刑法に関する学習のうち刑法総論の分野を扱います。</p> <p>刑法総論は、殺人や傷害といった個々の犯罪が共通して持っている性格（犯罪成立要件）を明らかにすることで、犯罪と非犯罪とを明確に区別しようとするものです。また、一体刑法は何のためにあるのか、刑罰の目的は何かも、何が犯罪化を考えるには重要です。これらの点を含めて犯罪の本質について考えを深めていきます。</p> <p>刑法総論Ⅱでは、犯罪成立要件のうち、違法性、責任、未遂論、共犯論を中心に学習します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害者の承諾について</li> <li>2. 責任の本質について</li> <li>3. 責任阻却事由について</li> <li>4. 誤想防衛・誤想過剰防衛について</li> <li>5. 共犯とは何か・共犯の種類</li> <li>6. 共同正犯とは何か</li> <li>7. 共同正犯の成否が問題となる場合について</li> <li>8. 教唆・幫助について</li> <li>9. 未遂・不能犯について</li> <li>10. 中止犯について</li> <li>11. 間接正犯について</li> <li>12. 原因において自由な行為について</li> <li>13. 過失犯の特殊問題</li> <li>14. 罪数論について</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	ポータルサイトを利用して配布するレジュメをプリントアウトし、学習内容について確認しておくこと。講義後は、レジュメと授業中のノートを使用して学習した内容を確認すること。		
<b>テキスト</b>	大谷實『刑法総論』（成文堂）		
<b>参考文献</b>	必要に応じて紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験100パーセント		

律・国・総	刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ	担当者	神馬 幸一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【目的】 刑法各論とは、①刑罰法規において設定された保護法益（法によって守られるべき社会生活上の利益）の内容（本質）を探究し、②各犯罪類型における（内部的）構造の中から、必須の成立要件及び派生的処罰条件を抽出化し、③類似する犯罪類型間の（外部的）相互関係を把握することで各々の明瞭な限界化を試みる学問領域である。本講義の目的は、そのような刑法各論における基本的視座の修得である。</p> <p>【概要】 本講義は「財産罪以外」の個人的法益、社会的法益、国家的法益に対する罪の中から、重要な論点を含む犯罪類型を取り扱う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生命に対する罪（1）：殺人</li> <li>2. 生命に対する罪（2）：自殺関与、同意殺人</li> <li>3. 身体に対する罪（1）：傷害、暴行</li> <li>4. 身体に対する罪（2）：遺棄</li> <li>5. 自由に対する罪（1）：逮捕・監禁、脅迫、強要</li> <li>6. 自由に対する罪（2）：強制性交等、住居進入</li> <li>7. 名誉に対する罪（1）：名誉棄損、侮辱</li> <li>8. 名誉に対する罪（2）：信用毀損、業務妨害</li> <li>9. 公共危険犯（1）：騒乱、放火（1）</li> <li>10. 公共危険犯（2）：放火（2）、往来妨害・往来危険</li> <li>11. 偽造関連犯罪（1）：通貨偽造、文書偽造（1）</li> <li>12. 偽造関連犯罪（2）：文書偽造（2）、有価証券偽造</li> <li>13. 国家的法益に対する犯罪（1）：公務執行妨害</li> <li>14. 国家的法益に対する犯罪（2）：収賄・贈賄</li> </ol>	
到達目標	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	刑法各論Ⅰの学習においては、犯罪の一般的な成立要件に関する基本的な知識が必要となる。従って、本講義を受講するに当たっては、「刑法入門」又は「刑法総論」が履修済みであることを推奨する。		
テキスト	大野真義＝加藤久雄＝飯島暢＝島田良一＝神馬幸一『刑法各論』世界思想社（2014）		
参考文献	参考書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
評価方法	定期試験の結果により評価（100%）。判例・学説を正しく理解し、私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうか注目する。		

律・国・総	刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ	担当者	神馬 幸一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【目的】 刑法各論とは、①刑罰法規において設定された保護法益（法によって守られるべき社会生活上の利益）の内容（本質）を探究し、②各犯罪類型における（内部的）構造の中から、必須の成立要件及び派生的処罰条件を抽出化し、③類似する犯罪類型間の（外部的）相互関係を把握することで各々の明瞭な限界化を試みる学問領域である。本講義の目的は、そのような刑法各論における基本的視座の修得である。</p> <p>【概要】 本講義は、個人的法益の中でも「財産犯（刑法各論Ⅰにおいて除かれた個人的法益に対する罪の部分）」を主として採り上げながら、そこにおける重要な論点を中心に解説を加えていく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財産犯の体系・分類、財物の意義</li> <li>2. 財産犯の保護法益（1）保護法益</li> <li>3. 財産犯の保護法益（2）不法領得の意思</li> <li>4. 窃盗罪（1）基本構造</li> <li>5. 窃盗罪（2）論点</li> <li>6. 強盗罪（1）基本構造</li> <li>7. 強盗罪（2）論点</li> <li>8. 強盗関連犯罪</li> <li>9. 詐欺罪（1）基本構造</li> <li>10. 詐欺罪（2）論点</li> <li>11. 恐喝罪</li> <li>12. 横領罪</li> <li>13. 背任罪</li> <li>14. 盗品等関与罪、毀棄・隠匿罪</li> </ol>	
到達目標	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	刑法各論Ⅱの学習においては、民法上の債権・物権に関する基本的知識が必要な論点も幾つか存在する。従って、本講義を受講するに当たっては、民法の上記該当科目が履修済みであることを推奨する。		
テキスト	大野真義＝加藤久雄＝飯島暢＝島田良一＝神馬幸一『刑法各論』世界思想社（2014）		
参考文献	参考書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
評価方法	定期試験の結果により評価（100%）。判例・学説を正しく理解し、私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうか注目する。		

律・国・総	刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ	担当者	若尾 岳志
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p><b>目的</b> どのような「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけばできるようになると思います。</p> <p><b>概要</b> 刑法各論では、刑法典の各則に定められた個別の犯罪類型をそれぞれ検討していきます。検討に当っては、刑法の基本原理や、犯罪論の理解が必要ですので、なるべく刑法入門、刑法総論Ⅰ・Ⅱなどを（少なくとも同時に）受講しておくようにしてください。</p> <p>刑法典の各則に規定される犯罪類型は、大きく三つに分類されます。個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪の三つです。春学期は、主に個人的法益に対する罪のうち財産罪以外の犯罪類型を取り上げます。</p> <p>なお、獨協大学のシステムを使って課題を課します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション（授業と刑法の）</li> <li>2. 人の始期と胎児性致傷</li> <li>3. 人の終期</li> <li>4. 傷害罪と暴行罪</li> <li>5. 遺棄罪 1（遺棄罪総説）</li> <li>6. 遺棄罪 2（遺棄概念）</li> <li>7. 自由に対する罪 1（逮捕罪・監禁罪）</li> <li>8. 自由に対する罪 2（脅迫罪・強要罪）</li> <li>9. 自由に対する罪 3（強制わいせつ罪・強姦罪）</li> <li>10. 公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等の罪</li> <li>11. 名誉毀損罪 1（名誉毀損罪総説）</li> <li>12. 名誉毀損罪 2（真実性の錯誤）</li> <li>13. 放火罪 1（放火罪総説）</li> <li>14. 放火罪 2（公共の危険）</li> </ol> <p>※授業計画は目安です。</p>	
<b>到達目標</b>	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストを読んで、課題に取り組むことを事前・事後、それぞれやってください。		
<b>テキスト</b>	曾根威彦『刑法各論（最新版）』弘文堂		
<b>参考文献</b>	松原芳博『刑法各論（最新版）』日本評論社、法学検定試験問題集		
<b>評価方法</b>	平常点（事前・事後の課題等）40%、定期試験（論述式）60%		

律・国・総	刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ	担当者	若尾 岳志
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p><b>目的</b> どのような「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけばできるようになると思います。</p> <p><b>概要</b> 刑法各論では、刑法典の各則に定められた個別の犯罪類型をそれぞれ検討していきます。検討に当っては、刑法の基本原理や、犯罪論の理解が必要ですので、なるべく刑法入門、刑法総論Ⅰ・Ⅱなどを（少なくとも同時に）受講しておくようにしてください。</p> <p>刑法典の各則に規定される犯罪類型は、大きく三つに分類されます。個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪の三つです。春学期は、主に個人的法益に対する罪のうち財産罪を取り上げます。</p> <p>なお、獨協大学のシステムを使って課題を課します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション（刑法各論Ⅰの復習）</li> <li>2. 財産罪総論（財産罪の体系）</li> <li>3. 窃盗罪 1（保護法益論）</li> <li>4. 窃盗罪 2（占有概念）</li> <li>5. 窃盗罪 3（不法領得の意思）</li> <li>6. 強盗罪 1（強盗罪）</li> <li>7. 強盗罪 2（事後強盗罪）</li> <li>8. 奪取罪の諸問題</li> <li>9. 詐欺罪 1（詐欺罪総説）</li> <li>10. 詐欺罪 2（交付・処分行為）</li> <li>11. 詐欺罪 3（詐欺罪の諸問題）</li> <li>12. 恐喝罪</li> <li>13. 横領罪 1（横領罪総説）</li> <li>14. 横領罪 2（横領罪と背任罪）</li> </ol> <p>※授業計画は目安です。</p>	
<b>到達目標</b>	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストを読んで、課題に取り組むことを事前・事後、それぞれやってください。		
<b>テキスト</b>	曾根威彦『刑法各論（最新版）』弘文堂		
<b>参考文献</b>	松原芳博『刑法各論（最新版）』日本評論社、法学検定試験問題集		
<b>評価方法</b>	平常点（事前・事後の課題等）40%、定期試験（論述式）60%		

律・国・総	刑事政策 a/刑事政策 a/刑事政策 a	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、犯罪予防と対策さらには刑事制裁のシステムについて検討を進めるものです。犯罪者の処遇（被収容者処遇法および更生保護法）や被害者の保護政策（犯罪被害者等基本法）などのように、近年、刑事立法や刑事司法をめぐる新たな重要課題が示されてきました。講義では、こうした動きを題材に、刑事政策のあるべき理念と対策提案を論じます。犯罪への対策は、安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実に目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目」とするリスト(Franz von Liszt)の言葉は、今日こそ重要です。ここでは、①犯罪現象の捉え方、②犯罪原因論、③近時の犯罪対策立法、④被害者保護の視点から見た刑事政策、⑤死刑制度の現在と将来を中心に授業展開します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 犯罪と刑事政策の基礎（刑事政策とは何か）</li> <li>2. 犯罪現象の捉え方（犯罪統計の読み方）</li> <li>3. 犯罪原因の研究①（素因論から環境論へ）</li> <li>4. 犯罪原因の研究②（相互作用論から新たな研究）</li> <li>5. 犯罪被害者の研究（被害者学の発展とその成果）</li> <li>6. 犯罪被害者の保護のための法整備</li> <li>7. 刑罰制度の意義と種類（刑罰はなぜ必要なのか）</li> <li>8. 刑罰と保安処分（責任と予防）</li> <li>9. 犯罪の司法的処理（警察・検察・裁判の流れ）</li> <li>10. 死刑制度を考える①（死刑存廃と米国の実情）</li> <li>11. 死刑制度を考える②（日本の問題と死刑代替刑）</li> <li>12. 財産刑の現状と課題（罰金を中心に）</li> <li>13. 犯罪者の社会復帰と刑事政策</li> <li>14. 新行刑法と新更生保護法</li> </ol>	
到達目標	犯罪の現状・動向、犯罪者処遇に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。		
テキスト	守山正＝安部哲夫『ビギナーズ刑事政策第3版』成文堂 2017年		
参考文献	法務総合研究所『平成30年版犯罪白書』2018年		
評価方法	学期末試験 50%、提出物（ワークシートの作成及び数回のレポート）50%で評価する。		

律・国・総	刑事政策 b/刑事政策 b/刑事政策 b	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>犯罪に対する認識と問題意識は、裁判員制度の実施とともに私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実に目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。</p> <p>「刑事政策 b」では、①刑罰制度としての自由刑、②保護観察・更生保護、③個々の犯罪対策（性犯罪、常習犯罪、精神障害犯罪、高齢者犯罪など）を中心に授業を進めます。とくに、被収容者処遇法（2006年）および更生保護法（2007年）によって、犯罪者処遇が現在どう展開されているのかを検討します。なお、2016年に施行された「刑の一部執行猶予」の運用状況についても目配りする必要があります。</p> <p>授業計画にある課題は、状況により変更もありますので、授業で確認してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現代刑事政策の課題</li> <li>2. 自由刑の現状と課題(欧米の行刑との比較)</li> <li>3. 受刑者処遇の歴史</li> <li>4. 施設内処遇の諸問題①（新たな受刑者処遇法）</li> <li>5. 施設内処遇の諸問題②（作業、改善処遇）</li> <li>6. 社会内処遇の諸問題①（中間処遇、仮釈放）</li> <li>7. 社会内処遇の諸問題②（保護観察、地域処遇）</li> <li>8. 重大犯罪・組織犯罪の現状と対策</li> <li>9. 薬物犯罪の現状と対策</li> <li>10. 外国人犯罪の現状と対策</li> <li>11. 触法精神障害の現状と対策</li> <li>12. 性犯罪の現状と対策</li> <li>13. 交通犯罪の現状と対策</li> <li>14. 高齢者犯罪の現状と対策</li> </ol>	
到達目標	犯罪の現状・動向、犯罪者処遇に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。		
テキスト	守山正＝安部哲夫『ビギナーズ刑事政策第3版』成文堂 2017年		
参考文献	法務総合研究所『平成30年版犯罪白書』2018年		
評価方法	学期末試験 50%、提出物（ワークシートの作成及び数回のレポート）50%で評価する。		

律・国・総	少年法 a / *****/少年法 a	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本授業では、少年非行の現状、背景、非行原因、法的対応、立法上の課題などについて講義を進める。現行少年法（1948年）は、少年事件の被害者の声や社会の「不寛容主義」の高まりとともに、2000年の「一部改正」がなされ、2007年には、14歳未満の「触法少年」についても、より厳正な司法的処理と新たな処分をねらいとした「一部改正」が行われ、続く2008年には少年審判への被害者の傍聴を認める法改正も行われた。さらには、2014年の第4次改正法により、少年不定期刑の重罰化が進められている。これに対応して、付添人制度の拡充など適正手続面も進んだが、少年司法の根幹にある保護主義が後退した観は否めない。こうした動きに目を向けつつ、現在の少年事件の司法的処理について、基本的な知識を習得することがこの授業の狙いである。秋学期の授業と併せて履修してほしい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 少年犯罪と少年法入門（はじめに）</li> <li>2. 少年非行の現状（わが国の現状と動向）</li> <li>3. 少年司法の流れと少年福祉</li> <li>4. 少年非行の原因と主要な非行理論</li> <li>5. 少年保護の法原理（自己決定と保護主義）</li> <li>6. 少年保護の歴史（救貧政策・感化教育・自立支援）</li> <li>7. 少年法の理念と国際準則（児童の権利条約との関係）</li> <li>8. 少年非行の発見（少年警察、街頭補導）</li> <li>9. 少年非行と審判（家庭裁判所・少年鑑別所の役割）</li> <li>10. 少年非行と矯正（少年院、少年刑務所）</li> <li>11. 少年非行と保護（保護観察）</li> <li>12. 少年事件報道と少年法</li> <li>13. 少年司法の改革（少年法の改正の経緯と展開）</li> <li>14. 諸外国の少年法（アメリカ・ドイツなど）</li> </ol>	
到達目標	少年法の目的と性格、少年犯罪の原因と対策、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。		
テキスト	安部哲夫『新版・青少年保護法 [第2版補訂版]』尚学社、2014年		
参考文献	守山正ほか『ビギナーズ少年法 [第3版]』成文堂、2017年		
評価方法	学期末試験 50%、提出物（ワークシートの作成及び数回のレポート）50%で評価する。		

律・国・総	少年法 b / *****/少年法 b	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期には、加害者としての少年に対する司法的対応について学習した。秋学期では、その少年事件の背景には、「家庭」や「学校」さらには「社会環境」の場において、さまざまな被害をうける状況に少年がおかれている点に目を向け、いわば「被害者」としての少年にスポットをあてることで、青少年の成長発達権を拡充する視点をもって授業を進める。</p> <p>具体的には、青少年保護に関する法令（少年法、児童福祉法、学校教育法、青少年健全育成条例など）や、青少年および青少年相互の諸問題について考察を深めることを目的とするが、「少年の福祉を害する犯罪」を中心に講義を進める。そこでは「家庭」における児童虐待や、「学校」における体罰やいじめ問題、「地域」における青少年育成活動、「社会」における青少年社会環境問題を取り上げる。「青少年の自立と大人社会の責任」を強調したい。</p> <p>春学期の授業と併せて履修してほしい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害者としての犯罪少年（はじめに）</li> <li>2. 青少年問題と法一般概説（少年法と青少年保護法制）</li> <li>3. 児童虐待とその対策（児童虐待防止法の意義と再編）</li> <li>4. 子どもの権利とは何か（権利条約をどう読むか）</li> <li>5. いじめ・体罰事件とその対策（裁判例を読む）</li> <li>6. 子どもの安全と社会環境</li> <li>7. 児童ポルノ規制のあり方（法の生成と展開）</li> <li>8. 青少年の性行動と法的対応（児童買春・淫行）</li> <li>9. 青少年の喫煙・飲酒と保護法制</li> <li>10. 青少年の薬物乱用の実態と対策</li> <li>11. 有害表現・有害情報と青少年</li> <li>12. 青少年の保護・育成・支援の担い手たち</li> <li>13. 青少年健全育成条例の生成から展開まで</li> <li>14. ドイツの青少年保護法</li> </ol>	
到達目標	少年法の目的と性格、少年犯罪の原因と対策、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。		
テキスト	安部哲夫『新版・青少年保護法 [第2版補訂版]』尚学社、2014年		
参考文献	内閣府『平成31年版子供・若者白書』2019年、内閣府のHPよりダウンロードできます。		
評価方法	学期末試験 50%、提出物（ワークシートの作成及び数回のレポート）50%で評価する。		

律・国・総	労働法 a / *****/労働法 a	担当者	滝原 啓允
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>みなさんが、現在または将来、働く側に立とうとも、管理・経営する側に立とうとも、労働法に関する知識なくして、身は守れませんし、コンプライアンスも実現できません。ですので、この授業では、「働く」上で必要不可欠な労働法の知識について学び、考えていきます。アルバイトや就活での悩みも、この授業で解決できるはずです。</p> <p>具体的には、労働法分野に分類される法律（労働基準法・労働契約法・労働組合法・男女雇用機会均等法など）はもとより関連する規則や通達などについて学び、解釈についての知見を得、あるいは具体的な判例・裁判例を通じ、それらについてさらに理解を深めることを目的とします。</p> <p>春学期は、労働契約論を中心に授業を進めていきます。テーマとしては、採用・内定、就業規則、賃金、労働時間、年次有給休暇といったところが中心になります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガイダンス（労働法の意義と目的）</li> <li>2 労働者と使用者それぞれの概念</li> <li>3 労働契約の成立（募集・採用、内定取消、試用期間）</li> <li>4 労働契約における労使の権利・義務</li> <li>5 労働条件の決定と変更（就業規則、不利益変更）</li> <li>6 賃金（諸原則、最低賃金）</li> <li>7 人事異動（配転・出向・転籍）</li> <li>8 懲戒（懲戒制度とその濫用）</li> <li>9 労働時間①（労働時間の概念、労働時間規制）</li> <li>10 労働時間②（時間外労働と割増賃金、36協定）</li> <li>11 労働時間③（みなし労働、フレキシブルな労働時間制）</li> <li>12 休日・休憩（年次有給休暇、週休制、休憩時間）</li> <li>13 労働における平等（男女、外国人、障害者）</li> <li>14 ワーク・ライフ・バランス（産前産後・育児・介護）</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	労働法に関する事例、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前にテキスト等の該当箇所を読み、事後は配布物等の内容を確認してください。		
<b>テキスト</b>	新谷真人編『労働法（2版）』（弘文堂、2019） ※最新の「2版」を指定します。		
<b>参考文献</b>	土田道夫ら編『労働法の争点』（有斐閣、2014）、村中孝史ら編『労働判例百選（9版）』（有斐閣、2016）		
<b>評価方法</b>	定期試験 70%、平常点（リアクション・シートの記入等） 30%		

律・国・総	労働法 b / *****/労働法 b	担当者	滝原 啓允
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>秋学期は、いわゆる非正規労働、職場いじめ・ハラスメント、労働災害、解雇、労働組合法関係の事項といった、春学期に比べると幅広いテーマを扱います。この中には、派遣労働、いわゆるマタニティ・ハラスメント、過労死、リストラ、地域労組といった今日的なトピックも含まれることとなります。</p> <p>春学期と同様の方針ですが、秋学期でも、なるべく多くの判例・裁判例を扱う予定です。それにより、具体的なイメージをもって欲しいと思います。</p> <p>また、秋学期は、とりわけ職場いじめ・ハラスメントや労働災害について、資料を配布することが多くなります。それは、厚生労働省による各種のパンフレットであったり、各種の指針であったり、あるいは統計などとなる予定です。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガイダンス（労働法の意義と目的 -再論-）</li> <li>2 非正規労働①（有期労働、派遣、パート）</li> <li>3 非正規労働②（不合理な労働条件の禁止）</li> <li>4 労働者人格権、ハラスメントの諸相</li> <li>5 労働災害①（労働安全衛生、労災保険制度、通勤災害）</li> <li>6 労働災害②（業務上外認定、過労死・過労自殺）</li> <li>7 解雇（解雇、雇止め、整理解雇（リストラ））</li> <li>8 労働基本権（労働三権の意義、公務労働）</li> <li>9 労働組合（組織強制、地域労組）</li> <li>10 団体交渉（当事者、団体交渉義務）</li> <li>11 労働協約（一般的拘束力、労働協約の終了）</li> <li>12 団体行動（争議行為の正当性）</li> <li>13 不当労働行為①（不利益取扱・黄犬契約、団交拒否）</li> <li>14 不当労働行為②（支配介入・経費援助、複数組合併存）</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	労働法に関する事例、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前にテキスト等の該当箇所を読み、事後は配布物等の内容を確認してください。		
<b>テキスト</b>	新谷真人編『労働法（2版）』（弘文堂、2019） ※最新の「2版」を指定します。		
<b>参考文献</b>	土田道夫ら編『労働法の争点』（有斐閣、2014）、村中孝史ら編『労働判例百選（9版）』（有斐閣、2016）		
<b>評価方法</b>	定期試験 70%、平常点（リアクション・シートの記入等） 30%		

律・国・総	社会保障法 a / *****/ 社会保障法 a	担当者	滝原 啓允
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>みなさんが病院にかかったとき、医療保険により、医療費は3割の負担となっているはずですが。また、みなさんがアルバイト中に仕事の原因で怪我をした場合、労災保険の保険給付がなされ得ます。そして、みなさんが就職した後に失業した場合、雇用保険から給付がなされる場合があります。さらに、みなさんが障害を負ったり、老齢になったりした際には、公的年金から給付がなされます。</p> <p>この授業では、以上のような諸制度を中心に社会保障法を巡る諸論点と課題について学ぶことを目的とします。</p> <p>具体的なイメージを持てるよう、資料やパンフレットを配布するとともに、なるべく多くの判例・裁判例を紹介していきます。</p> <p>春学期は、社会保障法の歴史を概観した後に、医療保険、労災保険、雇用保険を中心に学んでいきます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガイダンス (社会保障法の意義と目的)</li> <li>2 社会保障法の歴史</li> <li>3 社会保障法における理念と制度</li> <li>4 医療保険① (概観、沿革)</li> <li>5 医療保険② (保険給付の内容、保険診療)</li> <li>6 医療保険③ (医療保険の保険関係、財源)</li> <li>7 医療保険④ (高齢者医療制度)</li> <li>8 労災保険① (概観、沿革)</li> <li>9 労災保険② (業務上外認定)</li> <li>10 労災保険③ (過労死・過労自殺)</li> <li>11 労災保険④ (通勤災害)</li> <li>12 雇用保険① (概観、沿革)</li> <li>13 雇用保険② (求職者給付、就職促進給付)</li> <li>14 雇用保険③ (教育訓練給付、雇用継続給付)</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	社会保障法に関する基礎や様々な学問分野、社会保障法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前にテキスト等の該当箇所を読み、事後は配布物等の内容を確認してください。		
<b>テキスト</b>	本澤巳代子=新田秀樹編『トピック社会保障法 (13版)』(不磨書房、2019) ※最新の「13版」を指定します。		
<b>参考文献</b>	岩村正彦編『社会保障判例百選 (5版)』(有斐閣、2016)		
<b>評価方法</b>	定期試験 70%、平常点 (リアクション・シートの記入等) 30%		

律・国・総	社会保障法 b / *****/ 社会保障法 b	担当者	滝原 啓允
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>秋学期は、年金制度、生活保護、介護保険、児童福祉といったテーマを中心に授業を進めます。とりわけ、年金制度については、みなさんも見聞きするように幾多の課題があり、多様な視点からの考察が求められます。また、拡大する「格差」という現象を通じ、「貧困」に直面した場合の生活保護についても、通り一遍でない議論が必要な状況となっています。</p> <p>この授業では、「法」の観点から、様々な事柄に迫りますので、自ずと一定の視点をみなさんに提供することとなります。</p> <p>結局のところ、憲法をはじめ諸法における議論をも確認する必要が出てくるわけですが、そうした基本的視点から、現在いかなる問題点があるのか、そして今後あるべき方向性について、みなさんと考えていくこととなります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガイダンス (社会保障法の意義と目的 (再論-))</li> <li>2 年金制度① (概観、沿革)</li> <li>3 年金制度② (老齢給付)</li> <li>4 年金制度③ (障害給付)</li> <li>5 年金制度④ (遺族給付)</li> <li>6 年金制度⑤ (年金財政)</li> <li>7 生活保護① (概観、沿革)</li> <li>8 生活保護② (保護の要件、申請と決定の手続)</li> <li>9 生活保護③ (生活保護の種類、内容)</li> <li>10 生活保護④ (自立支援)</li> <li>11 介護保険① (概観、保険給付の内容)</li> <li>12 介護保険② (保険関係、財源)</li> <li>13 児童福祉① (保育所)</li> <li>14 児童福祉② (児童虐待)</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	社会保障法に関する基礎や様々な学問分野、社会保障法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前にテキスト等の該当箇所を読み、事後は配布物等の内容を確認してください。		
<b>テキスト</b>	本澤巳代子=新田秀樹編『トピック社会保障法 (13版)』(不磨書房、2019) ※最新の「13版」を指定します。		
<b>参考文献</b>	岩村正彦編『社会保障判例百選 (5版)』(有斐閣、2016)		
<b>評価方法</b>	定期試験 70%、平常点 (リアクション・シートの記入等) 30%		

律・国・総	環境法 a / *****/環境法 a	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たし得る課を考察する。</p> <p>〔講義概要〕 公害・環境問題の性質・歴史およびそれに対する環境法の発展を概観した上で、主として、環境紛争の法的解決の手法を素材に、環境法の救済法としての側面を検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講義の概要</li> <li>2 公害・環境問題の性質と法律学の関わり</li> <li>3 公害・環境法制度の歴史</li> <li>4 環境法制度の発展</li> <li>5 公害民事賠償の理論と裁判例—過失・違法性</li> <li>6 公害民事賠償の理論と裁判例—因果関係・損害</li> <li>7 環境問題と国家賠償法—公務員の違法な行為</li> <li>8 環境問題と国家賠償法—公の営造物の設置管理の瑕疵</li> <li>9 民事差止めの理論構成</li> <li>10 民事差止めと裁判例</li> <li>11 環境行政訴訟をめぐる諸問題—訴訟要件</li> <li>12 環境行政訴訟をめぐる諸問題—違法事由の判断</li> <li>13 被害者救済制度・紛争処理制度</li> <li>14 講義のまとめ</li> </ol>	
到達目標	環境法の意義や機能、環境法に関する事例、重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。		
テキスト	開講時に指示する。		
参考文献	『環境法判例百選』第3版有斐閣2018年、交告・臼杵ほか『環境法入門』第3版有斐閣2015年。		
評価方法	期末試験の成績により評価し（70%）、課題レポート・小テストなどの成果および授業への参加度も評価対象にする（30%）。		

律・国・総	環境法 b / *****/環境法 b	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目標〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たしうるかを考察する。</p> <p>〔講義概要〕 環境法の原則、手法、考え方などその基礎的な構造を検討するとともに、最近増加している個別的な環境保全の法制度の内容と機能を分析する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講義の概要</li> <li>2 環境権、自然の権利</li> <li>3 環境基本法・環境基本計画</li> <li>4 環境保全の法的手法</li> <li>5 環境影響評価</li> <li>6 環境規制法—大気</li> <li>7 環境規制法—水</li> <li>8 環境規制法—土壌・騒音</li> <li>9 化学物質管理法</li> <li>10 廃棄物法制</li> <li>11 リサイクル法制</li> <li>12 自然環境保全</li> <li>13 生物多様性保全</li> <li>14 講義のまとめ</li> </ol>	
到達目標	環境法の意義や機能、環境法に関する事例、重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。		
テキスト	開講時に指示する。		
参考文献	交告・臼杵ほか『環境法入門』第3版有斐閣2015年、『環境法判例百選』第3版有斐閣2018年。		
評価方法	期末試験の成績により評価し（70%）、課題レポート・小テストなどの成果および授業への参加度も評価対象にする（30%）。		

律・国・総	経済法／*****／経済法	担当者	宗田 貴行
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>経済法の中核に位置する独占禁止法について、基本的知識を習得することを目的とする。この目的達成のために、本講義においては、独占禁止法の基本的事項について、図、表、グラフ等を用いて、わかりやすく講義を行う。</p> <p>独占禁止法の目的、手続、禁止される行為類型について解説を行う。</p> <p>母法であるアメリカ反トラスト法や、EUの独占禁止法（競争法）についても、我が国の独占禁止法の理解を助けるために、解説を行う。</p> <p>独占禁止法の条文はきわめて抽象的に描かれているため、規制内容を確実に理解するためには、ケーススタディが不可欠である。このため本講義では、事例の分析を積極的に行う。また、改正が多い分野であるため、近時の改正についても解説を行う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 導入</li> <li>2. 経済法の誕生—近代市民法との関係</li> <li>3. 経済法の誕生—経済法の二つの型</li> <li>4. 独占禁止法の目的①—1条の目的規定</li> <li>5. 独占禁止法の目的②—一般消費者の利益の保護の意義</li> <li>6. 独占禁止法の適用除外、規制内容と規制手段の概要</li> <li>7. 独占禁止法の基本概念</li> <li>8. 私的独占</li> <li>9. 不当な取引制限</li> <li>10. 一定の取引分野</li> <li>11. 競争の実質的制限①—市場の確定</li> <li>12. 競争の実質的制限②—実質的制限</li> <li>13. 不公正な取引方法①—形式的要件：行為要件</li> <li>14. 不公正な取引方法②—実質的要件：公正競争阻害性</li> </ol>	
到達目標	経済法、ことに独占禁止法を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回の講義の内容について、各自教科書・参考書の該当箇所や指定された判例を読むこと。		
テキスト	テキストとして、岸井大太郎他『経済法（第8版）』有斐閣2016年。		
参考文献	『経済法判例・審決百選第2版』有斐閣2017年。		
評価方法	レポート（100%）		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	消費者法／*****/消費者法	担当者	岩重 佳治
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>講義目的</b> 1 消費者被害と救済の実態を知る 2 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける 3 解決方法を自分で考え、それを第3者に主張・展開し、第3者の法的見解を正当に評価する力を身につける 4 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける 5 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する <b>講義概要</b> 1 毎回レジュメを用いて講義する。 2 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 3 知識の多寡にかかわらず、受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 4 春学期は、消費者法の基礎的な知識の習得にも重点を置き、秋学期への足がかりにしたい。 5 受講には基礎的な法的知識があればよい。 6 <u>通年での受講が望ましい。</u>		1 ガイダンス 2 消費者被害救済の法理（消費者保護の必要性） 3 消費者被害救済の法理（解決事例） 4 消費者契約法（消費者契約の取消し） 5 消費者契約法（不当条項の無効） 6 敷金をめぐるトラブル 7 英会話教室をめぐるトラブル 8 クレジット契約をめぐるトラブル 9 内容証明郵便の利用の仕方 10 消費者団体訴訟制度 11 消費者被害の救済を考える 12 奨学金問題を考える 13 予備 14 まとめ	
<b>到達目標</b>	消費者事件の現場で法が果たしている役割や問題点、消費者被害の実態やその救済に特有の視点・法理を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義後に当該授業について復習を行うこと。それが次回講義の事前準備となる。		
<b>テキスト</b>	特に使用しない。毎回レジュメを配布する。		
<b>参考文献</b>	必要に応じて紹介する		
<b>評価方法</b>	定期試験 50%、課題レポート 20%、授業への参加度 20%、平常点 10%		

律・国・総	法律学特講（消費者法）／*****/*****	担当者	岩重 佳治
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>講義目的</b> 1 消費者被害と救済の実態を知る 2 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける 3 解決方法を自分で考え、それを第3者に主張・展開し、第3者の法的見解を正当に評価する力を身につける 4 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける 5 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する <b>講義概要</b> 1 毎回レジュメを用いて講義する。 2 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 3 受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 4 春学期で身につけた基礎的な知識を土台に、より実践的内容の講義にしたい。答弁書の作成等も行う予定である。 5 深刻化する多重債務問題についての講義も行う。 6 <u>春学期の講義で身につけた知識が前提になるので、通年での受講が望ましい。</u>		1 保証人被害 2 集団的消費者被害事件（預託商法被害） 3 リース契約をめぐるトラブル 4 訴状を受け取ったときの対処法（総論） 5 訴状を受け取ったときの対処法（答弁書作成） 6 振り込め詐欺の被害 7 クレジット・サラ金被害に関する基礎知識 8 借金整理法（任意整理、特定調停、自己破産、個人再生ほか） 9 借金整理法（事例検討） 10 犯罪被害収益の吐き出し 11 貧困ビジネスの実態 12 生活保護を考える 13 奨学金問題（制度の問題と解決法） 14 予備	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義後に当該授業について復習を行うこと。それが次回講義の事前準備となる。		
<b>テキスト</b>	特に使用しない。		
<b>参考文献</b>	必要に応じて紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験 50%、課題レポート 20%、授業への参加度 20%、平常点 10%		

律・国・総	知的財産権法 a/*****/*	担当者	張 睿暎
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>知的財産権法は、産業的な側面の工業所有権法（特許・実用新案・商標・意匠等）と文化的な側面の著作権法に大別することができる。この講義では、工業所有権法のうち、様々な不正競争行為を規制する<b>不正競争防止法</b>、登録を受けたマークを保護する<b>商標法</b>を扱う。これらは、特定の者が用いている特定の商品等表示やブランドなどを、他人による無断使用から守るための法律である。なお、特許法・意匠法は、秋学期の「知的財産権法b」で、著作権法は、「法律学特講（著作権法a/b）」で扱うので、合わせて受講することが望ましい。</p> <p>教科書と併用して、裁判例を豊富に紹介しながら講義を進める。毎回の講義には、教科書と知的財産権法文集を持参して出席してほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 授業のガイダンス、知的財産権法の概観</li> <li>2 不正競争防止法1：不正競争行為①主体混同行為</li> <li>3 不正競争防止法2：不正競争行為②著名表示の不正利用</li> <li>4 不正競争防止法3：不正競争行為③模倣品</li> <li>5 不正競争防止法4：不正競争行為④営業秘密</li> <li>6 不正競争防止法5：不正競争行為⑤その他</li> <li>7 不正競争防止法6：不正競争行為⑥違反の効果</li> <li>8 商標法1：商標制度の意義、商標法の保護対象</li> <li>9 商標法2：商標登録を受けるための要件</li> <li>10 商標法3：登録を受けられない商標</li> <li>11 商標法4：登録手続</li> <li>12 商標法5：商標権の効力、商標権侵害</li> <li>13 商標法6：商標権侵害に対する救済</li> <li>14 商標法7：消滅、特殊な商標、総括</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	不正競争防止法、商標法、および、意匠法に関する条文、重要な裁判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	初回ガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2時間）が求められる。		
<b>テキスト</b>	茶園編『知的財産法入門（第2版）』（有斐閣・2017年）		
<b>参考文献</b>	初回授業で提示		
<b>評価方法</b>	定期試験の結果（80%）および授業中 Quiz など参加度（20%）を合わせて評価する		

律・国・総	知的財産権法 b/*****/*	担当者	張 睿暎
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>知的財産権法は、産業的な側面の工業所有権法（特許・実用新案・商標・意匠等）と文化的な側面の著作権法に大別することができる。この講義では、登録を受けた工業的デザインを保護する<b>意匠法</b>、登録を受けた一定範囲の技術的思想（発明）を保護する<b>特許法</b>を扱う。また、保護の対象や手法において近縁の<b>実用新案法</b>も紹介する。なお、不正競争防止法および商標法は、前期の「知的財産権法a」で、著作権法は、「法律学特講（春/秋）」で扱うので、合わせて受講することが望ましい。</p> <p>教科書と併用して、裁判例を豊富に紹介しながら講義を進める。毎回の講義には、教科書と知的財産権法文集を持参して出席してほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 意匠法1：授業のガイダンス、意匠法・特許法・実用新案法の概要とその関係、意匠制度の意義</li> <li>2 意匠法2：意匠登録要件①意匠該当性、工業上の利用可能性、新規性</li> <li>3 意匠法3：意匠登録要件②創作非容易性、先願、不登録事由</li> <li>4 意匠法4：登録手続、意匠権の効力、消滅</li> <li>5 特許法1：特許制度の意義、特許登録要件①発明該当性</li> <li>6 特許法2：特許登録要件②業上の利用可能性、新規性</li> <li>7 特許法3：特許登録要件③進歩性、先願、不登録事由</li> <li>8 特許法4：登録手続①冒認出願、職務発明</li> <li>9 特許法5：登録手続②出願方法、審査の流れ</li> <li>10 特許法6：登録手続③出願者および第三者の主張</li> <li>11 特許法7：消尽、効力の制限</li> <li>12 特許法8：特許権侵害、均等論</li> <li>13 特許法9：間接侵害、特許権侵害に対する救済、消滅</li> <li>14 総括：実用新案法、総括</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	特許法、実用新案法に関する条文、重要な裁判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	初回ガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2時間）が求められる。		
<b>テキスト</b>	茶園編『知的財産法入門（第2版）』（有斐閣・2017年）		
<b>参考文献</b>	初回授業で提示		
<b>評価方法</b>	定期試験の結果（80%）および授業中 Quiz など参加度（20%）を合わせて評価する。		

律・国・総	民事訴訟法 a / * * * * * / 民事訴訟法 a	担当者	小川 健
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>「民事訴訟」は「私人間の法的な関係」（債権その他の権利関係等）の最終的な「実現手段」として用意されている制度である。私人間の法的関係実現のための手続の総体は「広義の『民事訴訟』」と呼ばれるが、法的関係実現の手続のうち「国が私人間の法的関係を確認し確定する手続段階」は、特に「狭義の『民事訴訟』」と呼ばれ、「民事訴訟法」という法律（「法典」）に規定されている。また、「国による私人間の法的関係の確認、確定」は、裁判所の「判決」という種類の「判断」によりなされることから、この手続段階は「判決手続」とも呼ばれる。本講義が対象とするのはこの「狭義の民事訴訟」である。</p> <p>本講義では、判決手続において確定されるべき対象である「法的関係」あるいは「法」とはどのようなものであるのか。国による法確定の手続の基本的な枠組みはどのようなものであるのか、またあるべきなのか。国による法の実現のしくみは全体としてどのようなものなのか。現在あるしくみにはどのような問題があるのか。といった点を、受講者とともに考えることにしたい。</p> <p>講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、下記「評価方法」に記した加算をする。</p>		<p>春学期は、「判決手続の基本的な構成要素」についての理解を目標として講義を行う。</p> <p>講義項目：</p> <p>《民事手続の意義》</p> <p>1 「法」とは何か（「国家法」と「法の実現」）</p> <p>《手続の開始》</p> <p>2 「訴え」訴えの種類、訴状</p> <p>《手続の目的》</p> <p>3 「判決 1」請求と判決事項、判決書</p> <p>4 「判決 2」処分権主義</p> <p>5 「裁判」裁判の種類</p> <p>6 「判決」と「審理手続」</p> <p>7 「判決の確定」審級制度</p> <p>8 レポート作成</p> <p>9 「判決の確定」確定の意味</p> <p>10 「判決の効力 1」終局判決</p> <p>11 「判決の効力 2」執行力、既判力、形成力</p> <p>12 「既判力の作用 1」物的限界</p> <p>13 「既判力の作用 2」人的限界</p> <p>14 「既判力の作用 3」限界の拡張</p>	
<b>到達目標</b>	民事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の民事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なっていれば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答についても、考察した上、納得ができれば再度質問してほしい。		
<b>テキスト</b>	授業の際にレジュメを配布する。		
<b>参考文献</b>	小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文堂)；中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編「新民事訴訟法講義」第3版(有斐閣大学双書-)¥5,292(税込)		
<b>評価方法</b>	希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」(100%)とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である(定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の1/2と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大5点)を加算する。		

律・国・総	民事訴訟法 b / * * * * * / 民事訴訟法 b	担当者	小川 健
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>春学期に、その「基本的な構成要素」を概観した判決手続の分野について、そのような「手続を現実にも動かしていくために考慮しなければならない重要な事項」を概観する。</p> <p>講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。レポートや報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>		<p>講義項目：</p> <p>《手続の変則的な終了》</p> <p>1 「判決によらない訴訟の終了 1」請求の放棄認諾、和解</p> <p>2 「判決によらない訴訟の終了 2」訴えの取下</p> <p>《手続の利用》</p> <p>3 「訴訟要件 1」裁判権、管轄</p> <p>4 「訴訟要件 2」当事者、代理人</p> <p>5 「訴訟要件 3」請求に関連する要件</p> <p>6 「訴え提起」の効果</p> <p>《手続の運営》</p> <p>7 「審理 1」判断資料の蒐集(当事者主義と職権主義)</p> <p>8 「審理 2」事実と証拠</p> <p>9 レポート作成</p> <p>《手続の運営機関》</p> <p>10 「管轄」</p> <p>11 「裁判機関」裁判機関の構成、公正な機関の確保</p> <p>《手続の人的変動》</p> <p>12 「訴訟関係の変動」参加、承継</p> <p>《特別な手続》</p> <p>13 「特殊な手続」</p> <p>14 「外国判決、仲裁判断」</p>	
<b>到達目標</b>	民事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の民事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	春学期と同様。		
<b>テキスト</b>	春学期と同様。		
<b>参考文献</b>	春学期と同様。		
<b>評価方法</b>	希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」(100%)とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である(定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の1/2と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大5点)を加算する。		

律・国・総	民事執行・保全法／*****/*****	担当者	小川 健
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>民事執行は私人間の法律関係の最終的な実現手段として用意されている制度である。</p> <p>判決で権利その他の「法律関係」が裁判所により確定されたとしても、ただそれだけで終わってしまうのなら、判決(書)はただの紙切れでしかないことになる。そこで執行手続は、法律関係が債務者により任意に履行されない場合に備えて、国家の実力をもって強制的にこの「観念的な存在に過ぎない法律関係」を「現実の世界で実現」するために用意されているわけである。</p> <p>もっとも、法律関係を実現しようとした時に目的物や相手方の財産が無くなってその実現自体が不可能となってしまうと、いかに強制的な法律関係の実現手段を用意しようとも役には立たない。従って、その実現についての事前確保の方法が用意される必要がある。また、実際に執行が必要な状況では相手方が支払能力を失っていることも少なくないため、そのような際に債務者に関わる債権債務関係全体を一括して処理しようとする倒産法制との関係も考えておかなければならない。さらには日本の裁判所の判断についてだけでなく、外国の裁判所その他により「確定」された「法的関係」を我が国の裁判所としてはどのように扱うべきかについても考える必要がある。</p> <p>本講義では、このような民事執行手続の基本的な構造と、それに関連する制度との関係の理解を主眼として民事執行と保全とを講義形式で概観する。</p>		<p>《民事執行総論》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法とは何か(「国家法」と「法の実現」)</li> <li>2 民事執行手続の概要、法典の構造</li> </ol> <p>《手続の開始》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 債務名義(債務名義の意義と種類)1 確定判決等</li> <li>4 債務名義(債務名義の意義と種類)2 執行証書、仲裁判断等</li> <li>5 民事執行の手続原則、執行文制度</li> </ol> <p>《執行の方法》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 金銭債権に基づく執行(執行対象による相違と差押)</li> <li>7 強制管理、船舶執行、動産執行</li> <li>8 レポート作成</li> <li>9 配当要求、換価、売却、関連する権利関係</li> <li>10 引渡命令、配当と配当異議</li> <li>11 債権執行(差押禁止債権、供託、取立訴訟、転付命令、譲渡命令)</li> </ol> <p>《執行に関わる紛争》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>12 その他の財産権に対する執行、非金銭執行(明渡、引渡、代替執行、間接強制)、担保権の実行</li> <li>13 各種の不服申立方法</li> </ol> <p>《保全》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>14 保全手続</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	民事執行の意義や基本的な構造、民事執行の手段や執行目的物の特性、ならびに、民事保全の目的、方法、審理構造を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なっていれば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答についても、考察した上、納得ができなければ再度質問をしてほしい。		
<b>テキスト</b>	授業の際にレジュメを配布する。		
<b>参考文献</b>	小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文堂)、中野 貞一郎 「民事執行・保全入門」補訂版(有斐閣 2013)¥2,268。		
<b>評価方法</b>	希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」(100%)とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である(定期試験の評価だけでは不合格となる場合に低評価解答の1/2と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大5点)を加算する。		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	倒産法／*****/倒産法	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>個人や会社が「倒産する」というと、これらの当事者や関係者は社会から抹殺されてしまうかのように思われがちである。</p> <p>確かに、無計画な借入れや支出を繰り返したり、無計画な投資を行った結果として倒産に至る者は多い。しかし、そのような無計画な借入や投資の資金を提供した側にも責任の一端が認められる場合は少なくない。また、倒産の結果、一般社会の外にはじき出される者が増えるとすれば、社会は不安定にならざるをえない。さらに、倒産者と取引していた、また今後取引の可能性を持つ人々にとっては、倒産により取引相手が社会から抹殺されてしまうとすれば、取引の機会が減少することにもなる。</p> <p>このようなことから、現代の倒産処理は、債権者の債権の本来の満足がある程度は犠牲にしても、倒産者の社会活動の継続あるいは再開をなるべく可能にするようなやり方で行われる。たとえば、個人倒産者の債務等を清算するにあたって、倒産者に財産を幾分かは残し、原則として残りの債務の負担からは解放するという方法を探るし、企業倒産にあたっては、収益をあげている部門等はこれを売却することによって、売却先において社会的な活動を続けることを可能にしながら債権者に対する弁済財源を増加させるということも行われる。倒産手続は、決して「倒産者についての残務整理」ではなく、経済活動が円滑に働くなくなった「倒産」という病理状態を正常な状態に戻す作用を行っているわけである。</p> <p>本講義では、倒産手続の全体像把握を試みることに、近年大きな改正が行われたこの制度の今後の行方も考えたい。</p>		<p>《倒産法概論》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒産手続とは(倒産手続の目的、倒産手続に用いられる手法、個別執行との関係)</li> <li>2 倒産手続の類型、倒産処理の現況、国際倒産の問題点</li> <li>3 倒産手続の開始原因、倒産手続の流れ、手続原則</li> </ol> <p>《破産手続》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 手続開始決定、公告、債権調査、不服申立</li> <li>5 手続開始の効果、他の手続との調整</li> <li>6 共有関係、双務契約、継続的契約等</li> <li>7 取戻権、別除権</li> <li>8 相殺権</li> <li>9 レポート作成</li> <li>10 否認</li> <li>11 手続に係る機関(裁判所、管財人、保全管理人、債権者集会、債権者委員会)</li> <li>12 保全、債権届出、倒産債権・財団債権・共益債権、届出の効果、債権調査、債権者表の作成と認否</li> <li>13 配当、廃止、免責、特則(住宅資金貸付債権、外国倒産処理、簡易再生、小規模個人再生、給与所得者再生)</li> </ol> <p>《破産以外の倒産手続》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>14 会社更生、民事再生、商法上の手続</li> </ol>	
到達目標	倒産手続の基本的な枠組み、倒産処理手続の流れ、倒産手続に現れる機関などについて正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なっていたら質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答についても、考察した上、納得ができなければ再度質問をしてほしい。		
テキスト	テキストを強いて挙げれば、山本和彦「倒産処理法入門」第5版(2018 有斐閣)¥2,592。		
参考文献	倒産関係法登載の携帯六法には、有斐閣「ポケット六法」と、三省堂「デイリー六法」があるが、いずれも会社更生法は抄録である。		
評価方法	希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」(100%)とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確認する予定である(定期試験の評価だけでは不合格となる場合に低評価解答の1/2と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大5点)を加算する。		

律・国・総	刑事訴訟法 a／*****／刑事訴訟法 a	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1 刑事訴訟法とは</p> <p>「刑事訴訟法」と聞いても、馴染みが薄い人が多いのではないかと思います。しかし、裁判員裁判という言葉聞いたことの無い人はいないでしょうし、刑事裁判に関連するニュース報道が全くない日はほとんどありません。刑事訴訟法は、実は馴染みやすく、面白い科目です。</p> <p>具体的には、犯罪が起り、捜査が開始され、(事件によっては)起訴され、判決が言い渡される、判決に不服のある者はさらに争う、という流れを扱います。</p> <p>2 講義の目的</p> <p>刑事訴訟法を通じて、事案を解決するために、適切な条文を探し出し、その要件を検討し結論を導く、という能力を鍛えることを最終的な目標とします。法律を「使い解決する」能力を、養って欲しいと思います。</p> <p>3 注意点</p> <p>犯罪による目を背けたい事実も直面することがあり、抵抗を感じる学生には受講をしないようにしてください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要</li> <li>2. 刑事法の中の刑事訴訟法</li> <li>3. 捜査の端緒と任意捜査</li> <li>4. 職務質問と所持品検査</li> <li>5. 宿泊を伴う取調べ</li> <li>6. 写真・ビデオ撮影</li> <li>7. 通常逮捕</li> <li>8. 現行犯逮捕・緊急逮捕</li> <li>9. 勾留</li> <li>10. 令状による搜索差押</li> <li>11. 逮捕に伴う搜索差押</li> <li>12. その他の強制捜査</li> <li>13. 被疑者の権利</li> <li>14. 接見交通権</li> </ol>	
到達目標	刑事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の刑事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業に集中し、授業内容をノートを中心に復習してください。		
テキスト	特にありません。ただ、六法は必ず持ってきてください(出版社は問いません)。		
参考文献	授業中に指定します。		
評価方法	原則として、定期試験(100%)により評価します。		

律・国・総	刑事訴訟法 b／*****／刑事訴訟法 b	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「刑事訴訟法 a」に続けて、刑事手続後半を扱います。刑事事件が起訴された後の刑事裁判の段階を扱います。刑事訴訟法 b から受講される学生でも対応出来るように工夫はしますが、前期刑事訴訟法 a が受講可能であれば、前期から受講することを勧めます。</p> <p>刑事訴訟法 b からの受講を考えている学生は、「刑事訴訟法 a」のシラパスも参考にしてください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 前期の概要</li> <li>2. 公訴の提起</li> <li>3. 起訴状における余事記載</li> <li>4. 訴因の特定・明示</li> <li>5. 訴因変更</li> <li>6. 公判手続</li> <li>7. 証拠による裁判</li> <li>8. 証人</li> <li>9. 自白法則</li> <li>10. 伝聞法則総論</li> <li>11. 検察官面前調書</li> <li>12. その他の伝聞例外</li> <li>13. 違法修習証拠</li> <li>14. 裁判・上訴</li> </ol>	
到達目標	刑事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の刑事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業に集中し、授業内容をノートを中心に復習してください。		
テキスト	特にありません。ただ、六法は必ず持ってきてください(出版社は問いません)。		
参考文献	授業中に指定します。		
評価方法	原則として、定期試験(100%)により評価します。		

律・国・総	国際法 I / 国際法 I / 国際法 I	担当者	鈴木 淳一
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>〔講義目的〕 本講義は、国際社会を国際法の視点から分析するために不可欠である国際法の基礎的知識を提供することを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 国際社会は、国内社会とは違って身近に感ずることは困難かもしれませんが、世界政府が存在しない状況下で、国際社会に「法」が果たして存在しうるのか疑問に感ずるかもしれません。本講義では、国際法をなるべく身近に感じてもらえるように、多くの事例をあげながら具体的に説明したいと考えています。</p> <p>具体的には、国際法の法源、国際法の主体、国際法と国内法の関係、国家管轄権、外交関係、国家承認等を扱います。</p> <p>また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 国際法の意義</li> <li>3. 国際法と国内法</li> <li>4. 国際法の法源</li> <li>5. 条約法（締結手続・解釈）</li> <li>6. 条約法（条約の無効・終了）</li> <li>7. 国際法の主体</li> <li>8. 国家の権利義務</li> <li>9. 国家管轄権</li> <li>10. 外交関係</li> <li>11. 領事関係</li> <li>12. 主権免除</li> <li>13. 国家承認・政府承認</li> <li>14. 国家承継・政府承継</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際法の意義や基本的な考え方を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	①事前学習：あらかじめ指定されたテキストの箇所を熟読。②講義中：教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習：教員の添削・コメントを読んで復習。		
<b>テキスト</b>	中谷ほか『国際法』（2016年）		
<b>参考文献</b>	『国際条約集 2019』（有斐閣，2019年）		
<b>評価方法</b>	学期末に実施するテストにより評価し（100%）、平常点を加点材料とします（ただし上限 10%）。		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

律・国・総	国際法Ⅲ／国際法Ⅲ／*****	担当者	大塚 敬子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>〔講義目的〕 この講義は、社会で起こっている出来事について、 ①国際法の観点から考えること、 ②各自の法的な見解を示すことができるようになること、 の二つを大きな目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 目的達成に資するよう、この講義は次のような内容で構成しています。 ①「授業計画」に掲げるような具体的分野について学び、国際法に関する知識を深めます。 ②各分野における国際法の伝統的な議論と、現代的な課題・問題意識について学びます。 ③①②を踏まえ、各自の考察・見解を示す機会を設けます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに／国際法とは</li> <li>2. 人と国際法 (1) 個人と国</li> <li>3. 人と国際法 (2) 人権の国際的保障</li> <li>4. 人と国際法 (3) 難民の保護</li> <li>5. 人と国際法 (4) 国際犯罪</li> <li>6. 国際法上の責任 (1) 責任発生要件等</li> <li>7. 国際法上の責任 (2) 賠償等</li> <li>8. 紛争の平和的解決 (1) 非裁判手続</li> <li>9. 紛争の平和的解決 (2) 裁判手続</li> <li>10. 武力行使と国際法 (1) 武力行使禁止原則</li> <li>11. 武力行使と国際法 (2) 自衛権</li> <li>12. 武力行使と国際法 (3) 集団安全保障</li> <li>13. 武力行使と国際法 (4) 軍縮・軍備管理</li> <li>14. まとめ — 平和について考える</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際違法行為が生じた場合の措置、国家間の対立を平和的手段で解決する諸方式、武力行使を規制する規則等を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	①「授業計画」に応じたテキスト該当箇所を読み、概要をつかんでおく。 ②ニュースを確認し、国際法との関連を考えてみる。		
<b>テキスト</b>	中谷和弘ほか著『国際法〔第3版〕』（有斐閣アルマ、2016年）		
<b>参考文献</b>	『国際条約集 2019年版』（有斐閣、2019年）		
<b>評価方法</b>	「定期試験 70%」と「授業の取り組み度 30%」 授業の取り組み度には、授業で指示する課題、コメント、リアクションなど各種ペーパー提出を含みます。		

律・国・総	国際法Ⅱ／国際法Ⅱ／国際法Ⅱ	担当者	大塚 敬子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>〔講義目的〕 この講義は、社会で起こっている出来事について、 ①国際法の観点から考えること、 ②各自の法的な見解を示すことができるようになること、 の二つを大きな目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 目的達成に資するよう、この講義は次のような内容で構成しています。 ①「空間に関する国際法」を学ぶことで、国際法の知識を深めます。 ②「空間に関する国際法」の伝統的な議論と、現代的な課題・問題意識について学びます。 ③①②を踏まえ、各自の考察・見解を示す機会を設けます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに／空間に関する国際法の全体像</li> <li>2. 陸の国際法 (1) 国家領域・領域主権</li> <li>3. 陸の国際法 (2) 領土紛争の解決</li> <li>4. 海の国際法 (1) 歴史・領海</li> <li>5. 海の国際法 (2) 排他的経済水域・大陸棚</li> <li>6. 海の国際法 (3) 深海底・公海</li> <li>7. 海の国際法 (4) 海洋資源</li> <li>8. 海の国際法 (5) 紛争解決</li> <li>9. 空・宇宙の国際法 (1) 領空・航空法</li> <li>10. 空・宇宙の国際法 (2) 宇宙法の形成・発展</li> <li>11. 空・宇宙の国際法 (3) 宇宙法の基本原則</li> <li>12. 空・宇宙の国際法 (4) 宇宙活動と国際協力</li> <li>13. 国際的な空間 — 南極・北極等</li> <li>14. まとめ — 空間の国際法から考える国際社会</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際法に関する特定の事例、重要な判例、学説を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	①「授業計画」に応じたテキスト該当箇所を読み、概要をつかんでおく。 ②ニュースを確認し、国際法との関連を考えてみる。		
<b>テキスト</b>	中谷和弘ほか著『国際法〔第3版〕』（有斐閣アルマ、2016年）		
<b>参考文献</b>	『国際条約集 2019年版』（有斐閣、2019年）		
<b>評価方法</b>	「定期試験 70%」と「授業の取り組み度 30%」 授業の取り組み度には、授業で指示する課題、コメント、リアクションなど各種ペーパー提出を含みます。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	国際人道法／国際人道法／*****	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 本講義は、国際法学の対象分野のうち、国際人道法に関する国際法の基礎的知識を提供することを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 本講義では、武力紛争(戦争・内戦)下の戦闘行動の規制と紛争犠牲者の保護、戦争犯罪人の処罰等について扱います。国際人道法は、武力紛争が実際に発生した場合に、どのようにして対処すべきなのか、具体的に規定している国際法です。国際人道法は戦争の悲惨な経験から人類が獲得してきた貴重な知恵であり、戦争の惨禍から自分自身や家族を守るためにも必要な知識となります。本講義を受講するにあたっては、国際法を履修していることが望ましいのですが、本講義だけを履修することも可能です。また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>はじめに</li> <li>戦争を規制する国際法</li> <li>自衛権と集団安全保障</li> <li>国際人道法の概念と歴史</li> <li>国際人道法の適用範囲（民族解放闘争と内戦）</li> <li>戦闘員・捕虜・文民の区別について</li> <li>敵対行為の方法を規制する基本原則</li> <li>害敵手段の規制</li> <li>紛争犠牲者の保護</li> <li>国際人道法の履行確保（相互主義）</li> <li>国際人道法の国内実施</li> <li>国際刑事裁判所</li> <li>中立</li> <li>おわりに</li> </ol>	
到達目標	武力紛争犠牲者を保護する規則、戦闘の方法手段を規制する規則、一定の兵器の使用を禁止する規則等を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①事前学習：あらかじめ指定された資料等の箇所を熟読。②講義中：教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習：教員の添削・コメントを読んで復習。		
テキスト	『国際条約集 2019』（有斐閣、2019年）		
参考文献	鈴木和之『実務者のための国際人道法ハンドブック』（内外出版、2013年）		
評価方法	学期末に実施する試験により評価し(100%)、平常点を加算材料とする(ただし上限10%)。秋学期にはテキストの『国際条約集』が在庫切れとなるおそれがあるため、春学期のうちに購入することを強く勧めます。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	国際政治学 a/国際政治学 a/国際政治学 a	担当者	岡垣 知子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際政治学は、他の社会科学および自然科学の知見を取り入れながら、戦争の原因および平和の条件をその中心的課題として、発展してきた学問である。この講義は、複雑化する今日の国際政治事象を体系的に考え、一見アト・ランダムな寄せ集めに見える国際的事件の中に一定のパターンを見出し、分析する力を養うことを目的として、国際政治学の基礎概念や代表的理論を紹介する。</p> <p>※第1回の授業に必ず出席すること</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際政治学とは何か</li> <li>2. 国際政治の先駆思想</li> <li>3. 国際政治の歴史</li> <li>4. 国際政治学の基礎概念（1）集合行為の論理</li> <li>5. 国際政治学の基礎概念（2）分析のレベル</li> <li>6. 国際政治学の基礎概念（3）国家とは</li> <li>7. 国際政治学の基礎概念（4）国際政治の構造と安定性</li> <li>8. リアリズムの世界（1）古典的リアリズム</li> <li>9. リアリズムの世界（2）構造主義とネオリアリズム</li> <li>10. リベラリズムの世界（1）相互依存論</li> <li>11. リベラリズムの世界（2）民主的平和論</li> <li>12. リベラリズムの世界（3）国際制度論</li> <li>13. コンストラクティヴィズム、その他の理論</li> <li>14. まとめ：理論と政策</li> </ol>	
到達目標	国際政治学の基礎的理論、ウェストファリア以降現代に至るまでの国際社会の変遷や歴史的流れ、現代国際社会の課題と日本のかかわり方を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	ポータルサイトに載せるアウトラインおよびリーディングリストに沿って予習しておく。 授業内容に沿った課題や小テスト、レポート提出が求められることがある。		
テキスト	なし		
参考文献	村田他『国際政治学をつかむ』有斐閣、藤原他『平和政策』有斐閣		
評価方法	小テスト・レポート：40%；宿題：10%；期末テスト：50%		

律・国・総	国際政治学 b/国際政治学 b/国際政治学 b	担当者	山下 光
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、国際政治を深く理解するためにポイントとなる知識や知的道具を提供する。前半では国際政治に主要な概念および重要なイシューについて紹介し、後半では国際政治の主要理論を導入する。なお、適宜時事問題についても取り上げる機会とする。		1. 講義概要、インダクション 2. 国際政治の概念と趨勢（1）：国家と主権 3. 国際政治の概念と趨勢（2）：民族と国民国家 4. 国際政治の概念と趨勢（3）：グローバリゼーション、グローバル・ガバナンス 5. 国際政治の概念と趨勢（4）：人道主義と人権 6. 国際政治の概念と趨勢（5）：9.11と国際テロ 7. 国際政治の概念と趨勢（6）：安全保障と戦争 8. 国際政治の概念と趨勢（7）：紛争と紛争管理 9. 国際政治を考える視点（1）：リベラリズム 10. 国際政治を考える視点（2）：リアリズム 11. 国際政治を考える視点（3）：ネオリベラリズム 12. 国際政治を考える視点（4）：ネオリアリズム 13. 国際政治を考える視点（5）：英国学派 14. 講義の総括・討議	
到達目標	国際政治学の基礎的理論、ウェストファリア以降現代に至るまでの国際社会の変遷や歴史的流れ、現代国際社会の課題と日本のかかわり方を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	レジュメおよび参考文献の読解		
テキスト	なし。レジュメに基づき進める。レジュメは Porta を通じ配布する。		
参考文献	テーマに応じ適宜授業の中で紹介する。参考文献リストは Porta を通じ配布する。		
評価方法	レポート（100％）による。長さ、期限など詳細は授業中に指示する。なお、期限を過ぎての提出は認めないため、指示をしっかりと確認して準備すること。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	日本政治外交史 a/日本政治外交史 a/日本政治外交史 a	担当者	福永 文夫
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>21世紀に入っても日本は混迷の淵にあり、出口を求めてさまよっている。それは他方で、戦後日本のあり方を改めて問うている。本講義では、第2次世界大戦後の日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方をたどる。</p> <p>春学期は敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつけられたかを、アメリカの日本占領政策をたどり、それに日本の諸政治勢力ー政府・諸政党などがどう対応していったかを考えてみたい。その際、日本国憲法を頂点とする占領期に行われた改革が戦後日本にどのような影響を与えたかを考えてみる。</p> <p>国際社会のなかで日本はどうあるべきかを念頭に、受講者には歴史を学ぶだけでなく、歴史を考えてもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめにー国際社会のなかの日本ー</li> <li>2. 日米戦争と戦後日本</li> <li>3. 敗戦に至る過程ーヤルタからポツダムへー</li> <li>4. 敗戦と占領の開始</li> <li>5. 戦後政治の胎動</li> <li>6. 日本国憲法の誕生</li> <li>7. 戦後政党政治の再出発</li> <li>8. 中道政権の形成と展開</li> <li>9. 占領政策の転換（1）ー民主化から経済復興へー</li> <li>10. 占領政策の転換（2）ードッジ・ライン</li> <li>11. 講和への胎動</li> <li>12. 朝鮮戦争と講和</li> <li>13. 講和をめぐる国内政治</li> <li>14. おわりに</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	歴史を「考える」意識をもって、歴史的事実とその因果関係を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストの指定された箇所を事前に精読しておくこと。その上で講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
<b>テキスト</b>	福永文夫『日本占領史 1945～1952』中公新書。そのほか、講義中にプリントを配布する。		
<b>参考文献</b>	参考文献については、適宜講義中に指示する。		
<b>評価方法</b>	講義中に行う平常試験（50点）と年度末の定期試験（50点）によって判定する。詳細は講義中に指示する。		

律・国・総	日本政治外交史 b/日本政治外交史 b/日本政治外交史 b	担当者	福永 文夫
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>21世紀に入っても日本は混迷の淵にあり、出口を求めてさまよっている。それは他方で、戦後日本のあり方を改めて問うている。未来図は、過去の経験と現在の選択においてしか描かれることはない。</p> <p>秋学期は、どのようにして戦後日本がつけられたかを、サンフランシスコ講和条約・日米安全保障条約の形成過程を追い、講和・独立から「55年体制」の成立を経て、1960年代に至る日本の政治外交のあり方をたどり、日本の諸政治勢力ーとくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。</p> <p>国際社会のなかで日本はどうあるべきかを念頭に、受講者には歴史を学ぶだけでなく、歴史を考えてもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめにー戦後日本の再生ー</li> <li>2. 講和をめぐる日米関係</li> <li>3. 講和をめぐる国際関係</li> <li>4. サンフランシスコ講和会議</li> <li>5. 講和・独立後の政党政治ー日本の《自立》をめぐる</li> <li>6. 「55年体制」の形成（1）ー政党再編の動き</li> <li>7. 「55年体制」の形成（2）ー保守合同と社会党統一</li> <li>8. 「55年体制」の展開（1）ー日ソ交渉</li> <li>9. 「55年体制」の展開（2）ー岸信介政権</li> <li>10. 60年安保騒動と政党政治</li> <li>11. 高度成長期の政治と外交ー池田政権</li> <li>12. 高度成長期の政治と外交ー佐藤政権</li> <li>13. 高度成長後の政治</li> <li>14. おわりに</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	歴史を「考える」意識をもって、歴史的事実とその因果関係を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストの指定された箇所を事前に精読しておくこと。その上で講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
<b>テキスト</b>	福永文夫『日本占領史 1945～1952』中公新書。そのほか、講義中にプリントを配布する。		
<b>参考文献</b>	参考文献については、適宜講義中に指示する。		
<b>評価方法</b>	講義中に行う平常試験（50点）と年度末の定期試験（50点）によって判定する。詳細は講義中に指示する。		

律・国・総	政治学原論 a/政治学原論 a/政治学原論 a	担当者	網谷 壮介
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義では政治学の基本的な考え方や概念を学ぶ。政治は疎遠な世界に思えるかもしれない。しかし政治について考えることは、実は面白い。どうして民主主義でなければならないのか？ 民主主義は結局多数決でしかないのか？ 自由と平等はどちらが大切か、自由と平等は両立するのか？ こうした問いについて考えることも政治学の役割の一つである。本講義では政治学の基本理解を深めるとともに、政治哲学の考え方にも触れることで、受講者が日常で触れるニュースに対して、自分なりの考えを持てるようになることを目標にする。</p> <p>授業はパワーポイントを用いて行う予定である。ポータルサイトに事前にpdfファイルをアップロードしておくので、各自（印刷するかまたはPCやタブレットにダウンロードして）持参する必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①ガイダンス</li> <li>②国家</li> <li>③権力と正統性</li> <li>④古典的自由主義</li> <li>⑤リベラリズム・リバタリアニズム</li> <li>⑥福祉国家</li> <li>⑦選挙制度と代表概念</li> <li>⑧執政制度</li> <li>⑨民主主義</li> <li>⑩ポピュリズム</li> <li>⑪メディア・世論</li> <li>⑫ジェンダー</li> <li>⑬ナショナリズム</li> <li>⑭総括</li> </ul>	
<b>到達目標</b>	政治に関する基本的な事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	授業後、テキストの該当箇所を読み、理解を深めること。		
<b>テキスト</b>	田村哲樹・松元雅和他『ここから始める政治理論』有斐閣、2017年		
<b>参考文献</b>	久米郁男・川出良枝他『補訂版 政治学』有斐閣、2011年		
<b>評価方法</b>	期末テスト 80%、授業時に時折課す小テスト 20%（リアクションペーパーも必要に応じて評価に加算する）		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	政治学原論 b/政治学原論 b/政治学原論 b	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>政治学には二つの顔がある。「政治学は難しい」という声がある一方、政治については誰でも何かを語ることができるというのも事実である。そして現在、日本においては、マス・メディアから政治に関するニュースが大量に垂れ流されている。それらは、人々に政治に対する関心を引き起こす一方、逆に政治についてのイメージの混乱を招き、それへの不信・無関心さえ引き起こしている。</p> <p>もちろん「政治とは何か」という問いかけに対し、即座に答えることは難しい。本講義では、素人談義ではない、科学としての「政治学」を紹介し、政治に対する見方を養いたい。講義ではできるだけ、歴史的背景および様々な国との比較を踏まえて、政治学の基礎概念および考え方を紹介したい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに一現代の政治過程</li> <li>2. デモクラシーとは何か</li> <li>3. 選挙と政治（1）－選挙制度</li> <li>4. 選挙と政治（2）－政治参加と投票</li> <li>5. 利益団体と政治（1）－多元主義とコーポラティズム</li> <li>6. 利益団体と政治（2）－日本の利益政治</li> <li>7. 政党と政治（1）－政党の機能と組織</li> <li>8. 政党と政治（2）－政党システム</li> <li>9. 議会と立法過程（1）－議会と立法過程</li> <li>10. 議会と立法過程（2）－各国の立法過程</li> <li>11. 官僚制と政策過程（1）－政策過程</li> <li>12. 官僚制と政策過程（2）－官僚優位論と政党優位論</li> <li>13. 国際化における政治過程</li> <li>14. おわりに</li> </ol>	
到達目標	政治に関する基本的な事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義中に配布されるプリントと講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
テキスト	適宜プリントを配布する		
参考文献	講義中に適宜、参考文献を紹介する。		
評価方法	定期試験（80％）を基本に評価する。その間、レポート（20％）を課す場合もありうる。		

律・国・総	日本政治論 a/日本政治論 a/*****	担当者	福永 文夫
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>誰しも政治に興味をもつはじめてのきっかけは、自分の生まれ育った国の政治制度や政治のあり方だろう。言うまでもなく、私たちにとって、日本政治は他の国の政治や国際政治よりもはるかに身近である。</p> <p>本講義では、日本の政治について学ぶことで、政治とは何か、私たちは政治とどのように関わっているのかを考えてみたい。同時に、政治学の基礎的な概念枠組みと方法を学び、政治に対する見方・考え方を養いたい。</p> <p>そのために、政党・政治家、官僚、利益団体などのアクターが、立法、行政、選挙、地方政治などのアリーナで展開する現代日本政治のさまざまな側面について、その動態を明らかにする。その際、歴史的経緯や他国との比較の視点からも考察する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに一現代日本の政治過程一</li> <li>2. デモクラシーとは何か</li> <li>3. 戦後日本政治のアウトライン</li> <li>4. 選挙と政治（1）－選挙制度</li> <li>5. 選挙と政治（2）－日本の選挙</li> <li>6. 政党と政治（1）－日本の政党組織</li> <li>7. 政党と政治（2）－政党システム</li> <li>8. 議会と立法過程（1）－国会の特徴</li> <li>9. 議会と立法過程（2）－立法過程</li> <li>10. 議院内閣制と首相</li> <li>11. 利益団体と政治（1）－団体・結社とは何か</li> <li>12. 利益団体と政治（2）－日本の利益団体</li> <li>13. 地方自治－中央・地方関係</li> <li>14. おわりに</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	「考える」意識をもって、日本政治に関する基本的な事柄、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義中に配布されるプリントと講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
<b>テキスト</b>	上神貴佳・三浦まり編『日本政治の第一歩』有斐閣		
<b>参考文献</b>	講義中に適宜、参考文献を紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験（80％）を基本に評価する。講義中、小テスト・レポート（20％）を課す場合もある。		

律・国・総	日本政治論 b/日本政治論 b/*****	担当者	福永 文夫
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>誰しも政治に興味をもつはじめてのきっかけは、自分の生まれ育った国の政治制度や政治のあり方だろう。言うまでもなく、私たちにとって、日本政治は他の国の政治や国際政治よりもはるかに身近である。</p> <p>本講義では、日本の政治について学ぶことで、政治とは何か、私たちは政治とどのように関わっているのかを考えてみたい。同時に、政治学の基礎的な概念枠組みと方法を学び、政治に対する見方・考え方を養いたい。</p> <p>秋学期は、現代日本の政治を題材に、福祉、外交・安全保障、環境などさまざまな 이슈ごとに、その歴史的経緯、現状、課題を考えてみたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 日本の福祉（1）－福祉国家とは何か</li> <li>3. 日本の福祉（2）－日本型福祉レジーム</li> <li>4. 戦後日本外交の展開</li> <li>5. 戦後日本の安全保障政策</li> <li>6. 日本の環境政策（1）－環境問題と政治</li> <li>7. 日本の環境政策（2）－日本の環境政策</li> <li>8. 日本の教育政策</li> <li>9. 戦争責任問題</li> <li>10. アジアの地域主義</li> <li>11. ナショナリズムとポピュリズム</li> <li>12. ジェンダーの政治</li> <li>13. 移民問題</li> <li>14. おわりに</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	「考える」意識をもって、日本政治に関する基本的な事柄、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義中に配布されるプリントと講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
<b>テキスト</b>	適宜プリントを配布する。		
<b>参考文献</b>	講義中に適宜、参考文献を紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験（80％）を基本に評価する。講義中、小テスト・レポート（20％）を課す場合もある。		

律・国・総	地方自治論 a/地方自治論 a/地方自治論 a	担当者	荏原 美恵
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義では、地方自治の基本的な考え方とその仕組みを習得することを目的とします。</p> <p>全体の講義を通じて、地方自治の主な理論とその実際、制度とその運用についての基本をおさえていきます。その上で、多角的かつ俯瞰的な視点を取り入れながら自治体の事例等も交えて講義を展開します。</p> <p>また、地方自治の仕組みをよりリアルに体感してもらうために、ゲストスピーカーをお呼びする予定です。</p> <p>春学期では地方自治の制度全般、秋学期では地方自治の理解を深めるべく、より実践的な内容を予定しているため、通年受講をお勧めします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 自治体と地方自治制度</li> <li>3. 地方自治制度の歴史①（戦後改革まで）</li> <li>4. 地方自治制度の歴史②（戦後改革以降）</li> <li>5. 地方自治と分権改革①（第1次地方分権改革まで）</li> <li>6. 地方自治と分権改革②（第1次地方分権改革以降）</li> <li>7. 市区町村と都道府県</li> <li>8. 地方自治の未来・自治体のカタチ</li> <li>9. 自治体の統治機構①（知事）</li> <li>10. 自治体の統治機構②（議会）</li> <li>11. 自治体の組織管理</li> <li>12. 職員の職務と人事管理</li> <li>13. 自治体の財政運営</li> <li>14. 自治体の現状と課題</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	地方自治に関する基礎的知識のうえに、地方自治の体系を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストの指定された箇所を事前に精読しておいてください。事後学修として、講義中に提示する課題について提出してください。		
<b>テキスト</b>	磯崎初仁、伊藤正次、金井利之『ホーンブック地方自治』（第三版）北樹出版、2014年		
<b>参考文献</b>	講義中に紹介します。		
<b>評価方法</b>	平常点 60%（授業への参加度及び毎回出席カード提出が前提）、レポート 40%		

律・国・総	地方自治論 b/地方自治論 b/地方自治論 b	担当者	荏原 美恵
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義では、地方自治の「今」を特に意識しています。自治体を取り巻く急激な環境変化に対応するための政策手法を多面的に習得することで、受講生が将来実務で求められる問題解決能力に必要な基礎的思考力を養うことを目的としているのが特色です。</p> <p>講義の前半では、自治体の行政改革の実際とその課題について実例を交えながら考察します。後半では自治体が直面する複雑・多様化、広域化する政策課題を取り上げます。</p> <p>講義の中では、その一線で活躍するゲストスピーカーをお呼びし、変化が著しい自治体の現場を体感するとともに、自治体行政の事例研究を新しい視点を取り入れながら実施します。</p> <p>また、先進自治体の取組事例等を紹介することで、新たな挑戦をする自治体行政の実際について知見を深めます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 行政統制と自治体改革①（NPM）</li> <li>3. 行政統制と自治体改革②（改革手法）</li> <li>4. 行政統制と自治体改革③（事例研究）</li> <li>5. 自治体の政策と総合計画</li> <li>6. 自治体の政策形成</li> <li>7. 政策法務と条例</li> <li>8. 自治体の広報戦略</li> <li>9. 政策提案（グループワーク）</li> <li>10. 危機管理政策</li> <li>11. 環境政策</li> <li>12. 健康・福祉政策</li> <li>13. 自治体の先進政策</li> <li>14. 行政ビジネス</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	地方自治に関する基礎的知識のうえに、地方自治の体系を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストの指定された箇所を事前に精読しておいてください。事後学修として、講義中に提示する課題について提出してください。		
<b>テキスト</b>	磯崎初仁、伊藤正次、金井利之『ホーンブック地方自治』（第三版）北樹出版、2014年		
<b>参考文献</b>	講義中に紹介します。		
<b>評価方法</b>	平常点 60%（授業への参加度及び毎回出席レポート提出が前提）、レポート 40%		

律・国・総	政治思想史 a / 西洋政治思想史 a / 西洋政治思想史 a	担当者	網谷 壮介
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>政治思想史とは、過去の人々が政治をどのように考えてきたのかを研究する学問である。ただしここで「政治」は、通常よりも広い意味で捉えられ、「複数の人々がともに生きる」ということに関わる営みすべてを指す。そのため、国家や政府だけでなく、人間や社会、経済についても広く見ていくことになるだろう。西欧の過去の思想をひもとき、私たちが今「当たり前」だと思っている政治や社会のあり方を批判的に問いなおす視座の獲得が目指される。</p> <p>春学期のテーマは「社会契約」である。社会契約とは「社会は契約によって成立している」という一見奇妙な発想だ。しかしこの考え方は、なぜ国家に服従すべきなのか、政治はどのように行われるべきか、どんな社会が正しい社会なのかといった問題を考える上で、非常に重要なツールとなる。代表的な考え方とその歴史的背景を理解し、自分の言葉で説明できるようになることが到達目標である。</p>		<p>①イントロダクション——政治思想史とは何か</p> <p>②古代・中世の社会観</p> <p>③ホッブズと『リヴァイアサン』</p> <p>④ホッブズの批判者たち</p> <p>⑤ロックと名誉革命</p> <p>⑥ヒュームの契約論批判</p> <p>⑦ルソーと『社会契約論』</p> <p>⑧カントの道徳論</p> <p>⑨カントの国家論とフランス革命</p> <p>⑩市民社会の秩序——アダム・スミス</p> <p>⑪市民社会と国家——ヘーゲル、マルクス</p> <p>⑫ロールズと『正義論』</p> <p>⑬ロールズの批判者たち</p> <p>⑭総括</p>	
<b>到達目標</b>	政治思想史の概括とその根幹となる主な諸思想の特徴、および、重要な概念や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	ポータルサイトにアップロードされている資料を事前に読み、(印刷するか、PCやタブレットにダウンロードして) 授業時に持参すること。		
<b>テキスト</b>	網谷壮介『カントの政治哲学入門：政治における理念とは何か』白澤社、2018年		
<b>参考文献</b>	重田園江『社会契約論』ちくま新書、2013年		
<b>評価方法</b>	定期試験 70% 授業内で時折課スリアクションペーパー30%		

律・国・総	政治思想史 b / 西洋政治思想史 b / 西洋政治思想史 b	担当者	網谷 壮介
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>政治思想史とは、過去の人々が政治をどのように考えてきたのかを研究する学問である。ただしここで「政治」は、通常よりも広い意味で捉えられ、「複数の人々がともに生きる」ということに関わる営みすべてを指す。そのため、国家や政府だけでなく、人間や社会、経済についても広く見ていくことになるだろう。西欧の過去の思想をひもとき、私たちが今「当たり前」だと思っている政治や社会のあり方を批判的に問いなおす視座の獲得が目指される。</p> <p>秋学期のテーマは「公と私」である(春学期を未受講でも理解可能な内容である)。公的なもの(the public)と私的なもの(the private)の理解は、歴史的に変遷してきた。公共空間とはどんな空間か。公的な生活とは何か。宗教は私的な事柄か公的な事柄か。ウェブは公共空間か。こうした問いを導きにして、古代ギリシアから現代へと思想史をたどり、公と私の関係を歴史的に捉えたい。</p>		<p>①イントロダクション</p> <p>②古代ギリシアとローマの公共性</p> <p>③市民的・観想的・宗教的生</p> <p>④初期近世の代表的公共性</p> <p>⑤近代の市民的公共性の勃興</p> <p>⑥共和主義</p> <p>⑦カント「啓蒙とはなにか」を読む</p> <p>⑧市民的公共性への批判</p> <p>⑨自由主義・大衆社会・社会国家</p> <p>⑩全体主義時代の公共性</p> <p>⑪アーレント</p> <p>⑫ハーバーマス</p> <p>⑬現代の公共性の問題</p> <p>⑭総括</p>	
<b>到達目標</b>	政治思想史の概括とその根幹となる主な諸思想の特徴、および、重要な概念や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	ポータルサイトにアップロードされている資料を事前に読み、(印刷するか、PCやタブレットにダウンロードして) 授業時に持参すること。		
<b>テキスト</b>	特に指定しない。		
<b>参考文献</b>	網谷壮介『カントの政治哲学入門：政治における理念とは何か』白澤社、2018年		
<b>評価方法</b>	定期試験 70% 授業内で時折課スリアクションペーパー30%		

律・国・総	行政学 a/行政学 a/行政学 a	担当者	大谷 基道
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>我々の生活は、身近な福祉、教育、水道、消防から外交、安全保障に至るまで行政が提供する公共サービスなしには成り立たない。</p> <p>近年は、行政による一元的なサービス供給が困難となり、住民、NPO、民間企業等との協働も進められている。そのため、公務員でなくとも行政に深く接する機会が増加しつつあり、住民一人ひとりが行政に関する理解を深める必要性がこれまでに高まっている。</p> <p>本講義においては、そのような「行政」が、誰によって、どのように行われているのかを、主に国家行政を取り上げて講義する。特に春学期においては、行政組織の大枠とその作動・行動様式を理解することに重点を置く。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要と進め方</li> <li>2. 内閣制度</li> <li>3. 中央省庁</li> <li>4. 行政組織の外延</li> <li>5. 国家公務員制度①（採用）</li> <li>6. 国家公務員制度②（異動と昇進）</li> <li>7. 国家公務員制度③（退職（天下り））</li> <li>8. 官僚制論①（官僚制の特徴）</li> <li>9. 官僚制論②（官僚制を巡る諸理論）</li> <li>10. 官僚制論③（第一線公務員論）</li> <li>11. 意思決定方式</li> <li>12. 中央地方関係①（国と地方の役割分担）</li> <li>13. 中央地方関係②（財政面における国と地方の関係）</li> <li>14. 中央地方関係③（国による地方への関与の意義）</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	社会の需要を課題・政策に変換、実施、評価するために必要な行政サービス、諸政府、組織、集団などの実態と変化を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストの指定された箇所を事前に一読しておくこと。 また、授業後は、配付されたレジュメを参照しながらテキストを改めて精読すること。		
<b>テキスト</b>	真淵勝『行政学』（有斐閣、2009年）		
<b>参考文献</b>	授業中に適宜紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験 60%、レポート 30%、授業への参加度 10%		

律・国・総	行政学 b/行政学 b/行政学 b	担当者	大谷 基道
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>我々の生活は、身近な福祉、教育、水道、消防から外交、安全保障に至るまで行政が提供する公共サービスなしには成り立たない。</p> <p>近年は、行政による一元的なサービス供給が困難となり、住民、NPO、民間企業等との協働も進められている。そのため、公務員でなくとも行政に深く接する機会が増加しつつあり、住民一人ひとりが行政に関する理解を深める必要性がこれまでに高まっている。</p> <p>本講義においては、そのような「行政」が、誰によって、どのように行われているのかを、主に国家行政を取り上げて講義する。特に秋学期においては、行政組織の活動の実態を、近年の変化も含めて理解することに重点を置く。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要と進め方</li> <li>2. 予算編成過程</li> <li>3. 特別会計</li> <li>4. 決算と会計検査</li> <li>5. 行政の責任①（制度的責任）</li> <li>6. 行政の責任②（非制度的責任）</li> <li>7. 行政改革①（行政改革の歴史）</li> <li>8. 行政改革②（行政改革の理論）</li> <li>9. 官民関係①（市場の失敗、政府の失敗）</li> <li>10. 官民関係②（ニュー・パブリック・マネジメント）</li> <li>11. 政策形成過程①（課題設定）</li> <li>12. 政策形成過程②（政策立案）</li> <li>13. 政策形成過程③（政策決定）</li> <li>14. 政策形成過程④（政策実施、政策評価）</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	社会の需要を課題・政策に変換、実施、評価するために必要な行政サービス、諸政府、組織、集団などの実態と変化を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストの指定された箇所を事前に一読しておくこと。 また、授業後は、配付されたレジュメを参照しながらテキストを改めて精読すること。		
<b>テキスト</b>	真淵勝『行政学』（有斐閣、2009年）		
<b>参考文献</b>	授業中に適宜紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験 60%、レポート 30%、授業への参加度 10%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法律学特講（医事法）／*****／*****	担当者	神馬 幸一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p><b>【目的】</b>          医事法とは、臨床医療・医学研究に関連する様々な法規範の内容に対して体系的な枠組みを付与することで、そのような医療・医学の現場における具体的な諸問題への理論的な解決を示唆する試みである。それは、<b>従来型の法的問題解決に対して再検討を迫るものである</b>。すなわち、新しい法の在り方を模索する挑戦的な領域である。本講義の目的は、そのような医事法における基本的視座の修得である。</p> <p><b>【概要】</b>          本講義は、医事法領域の諸問題において共通の検討課題を採り上げる「総論」部分と個別具体的な医療分野の問題を採り上げる「各論」部分とに大きく区分される。各々の内容に関しては、右欄の「授業計画」を参照すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医事法とは何か？</li> <li>2. 医療紛争の法的解決</li> <li>3. 医療安全対策（1）：従前の議論展開</li> <li>4. 医療安全対策（2）：現行法の状況</li> <li>5. インフォームド・コンセントの法理（1）：論点</li> <li>6. インフォームド・コンセントの法理（2）：判例</li> <li>7. 医療情報の保護（1）：守秘義務の限界</li> <li>8. 医療情報の保護（2）：個人情報保護法との関連</li> <li>9. 人工妊娠中絶（1）：従前の議論展開</li> <li>10. 人工妊娠中絶（2）：近時の議論状況</li> <li>11. 生殖補助技術（1）：従前の議論展開</li> <li>12. 生殖補助技術（2）：近時の議論状況</li> <li>13. 終末期医療（1）：論点</li> <li>14. 終末期医療（2）：判例</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	医事法は、学際的な領域であることから、難易度は高めである。本講義の受講に当たっては、憲法・行政法・民事法・刑事法領域において配当されている基本科目が履修済みであること。		
テキスト	教科書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
参考文献	参考書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
評価方法	「授業内レポート（40%）」・「学期末テスト（60%）」を総合的に勘案して成績評価する。授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		

律・国・総	法律学特講（裁判法1）／*****／*****	担当者	小川 佳子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>法と裁判について講義を行う。</p> <p>春学期は、民事裁判について実務的な立場から講義を行う。</p> <p>具体的には、裁判制度の概略、訴訟と裁判外紛争解決手続、保全と執行、民事調停、家事調停など。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 裁判と法</li> <li>2 裁判の基本原則：民事裁判と刑事裁判</li> <li>3 民事訴訟の基本</li> <li>4 民事訴訟（請求と主張）</li> <li>5 民事訴訟（証拠）</li> <li>6 裁判外紛争解決</li> <li>7 民事調停</li> <li>8 家事調停</li> <li>9 民事保全</li> <li>10 民事執行</li> <li>11 弁護士倫理（秘密保持義務と真実）</li> <li>12 弁護士倫理（利益相反ほか）</li> <li>13 裁判事例</li> <li>14 まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	シラバス及び直前の講義においてテーマとして指定された論点につき、考察しておくこと。		
<b>テキスト</b>	最新版の六法		
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）で評価する。なお、答案作成は黒または青のペン書きに指定する（鉛筆で作成された答案は成績評価の対象としない）。		

律・国・総	法律学特講（裁判法2）／*****／*****	担当者	小川 佳子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>法と裁判について講義を行う。</p> <p>秋学期は、刑事裁判について、やはり実務的な観点からの講義を行う。</p> <p>具体的には、裁判員制度、刑事訴訟の原理原則、心神喪失者医療観察制度、被害者参加制度、矯正の実務と新しい制度運用など。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 裁判と法</li> <li>2 裁判の基本原則：民事裁判と刑事裁判</li> <li>3 刑事裁判手続（捜査）</li> <li>4 刑事裁判手続（公判）</li> <li>5 刑事裁判手続（裁判員制度）</li> <li>6 刑事裁判手続（被害者参加ほか）</li> <li>7 心神喪失者医療観察制度</li> <li>8 刑罰と執行</li> <li>9 行刑（刑事施設と監獄法）</li> <li>10 行刑（刑事施設の新潮流）</li> <li>11 刑事弁護における弁護人の職務</li> <li>12 弁護士倫理</li> <li>13 重要な裁判事例</li> <li>14 まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	シラバス及び直前の講義においてテーマとして指定された論点につき、考察しておくこと。		
<b>テキスト</b>	最新版の六法		
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）で評価する。なお、答案作成は黒または青のペン書きに指定する（鉛筆で作成された答案は成績評価の対象としない）。		

律・国・総	法学特講（担保物権法に関する諸問題）／ *****／*****	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>担保物権に関する諸制度，各条文の理解を深めることを目的とする。なお，授業の具体的な進め方などは，受講者数を考慮して最終決定するが，いずれにせよ，具体的な事例（設問や判例）を素材として，受講者の問題発見能力・分析力・論理的思考力を養うことに主眼を置く。</p> <p>なお，やる気のない者，単なる単位合わせのためだけに履修する者，提出物の期限などが守れない者などは，他の受講者の迷惑になるので，履修を認めない。</p>		<p>① ガイダンス ② 留置権 (1)要件 ③ 留置権 (2)効果 ④ 先取特権 (1)要件・効果 ⑤ 先取特権 (2)物上代位 ⑥ 先取特権 (3)競合問題 ⑦ 質権 ⑧ 抵当権 (1)範囲 ⑨ 抵当権 (2)効果 ⑩ 抵当権 (3)物上代位 ⑪ 抵当権 (4)法定地上権 ⑫ 抵当権 (5)利用権との調整 ⑬ 非典型担保 (1)譲渡担保 ⑭ 非典型担保 (2)所有権留保</p>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回出題される事例の分析		
テキスト	特に出題しない。授業時に事例を配布する。		
参考文献	授業時に紹介する。		
評価方法	テスト等を行わない。毎回の授業への参加状況、授業での発表・発言内容等を総合的に勘案し決定する（平常点100%）4回以上欠席した（理由は問わない。一切例外はない）場合は単位を付与しない。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法律学特講（行政過程論）／*****／行政過程論	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「行政過程論」は、専門分野により理解の仕方が異なるように思いますが、この講義では、「法律学特講」の表記が示すとおり、「行政法」の“応用的復習”ないし“発展”とも言うべき内容をイメージしています。</p> <p>具体的には、憲法・行政法の基礎的理解を前提としつつ、行政過程において「法」がどのような役割や機能を持っているのかについて、いくつかの課題事例を通して受講生が主体的に考え実感してもらおう機会になると思います。</p> <p>したがって、「憲法（入門・人権・統治）」及び「行政法Ⅰ・Ⅱ」を履修済であることを前提に、行政学や公共政策学等にも関心がある3年生以上の方を対象とします。</p> <p>例年受講人数が5～10名程度ということもあり、教員の一方的な説明ではなく、受講生の主体的な参加や積極的な議論を求めるゼミ類似の形式で進めていますので、この点に十分留意した上で履修するかどうかを決めてください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 憲法・行政法の基礎知識の確認（テストと議論）</li> <li>2. 憲法・行政法の基礎知識の確認（第1回の続き）</li> <li>3. 行政活動と法の交錯（総論）</li> <li>4. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法①：総論）</li> <li>5. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法②：各論）</li> <li>6. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法③：詳論）</li> <li>7. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法④：総括）</li> <li>8. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画①：総論）</li> <li>9. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画②：各論）</li> <li>10. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画③：総括）</li> <li>11. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為①：総論）</li> <li>12. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為②：各論）</li> <li>13. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為③：総括）</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	第1回と第2回では、憲法・行政法の基礎的理解を確認するための簡単なテスト形式の議論を行います。また、第4回以降は、それぞれのテーマに関連する内容について教科書等での復習が必要になります。		
テキスト	教材・資料等を適宜配布します。ただし、小型の『六法』は、各自毎回持参してください。		
参考文献	憲法・行政法の教科書を予習・復習のために手元に置いておいてください。		
評価方法	講義時間中の議論への積極的な参加（60%）と学期末のレポート（40%）を基に総合的に評価します。ただし、冒頭のテストと議論で理解が不十分と確認できた場合や、十分な参加がない場合には、学期末のレポートの提出は認めません。		

律・国・総	法律学特講（債権総論 a）／*****／*****	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法の「第三編 債権」の「第一章 総則」は学問上「債権総論」と呼ばれている。この債権総論についての理解を深めることが本講義の目的である。</p> <p>概要としては、「第一章 総則」の中から「第一節 債権の目的」（民法399条～411条）、「第二節 債権の効力」の前半部分（民法412条～422条の2）、「第六節 債権の消滅」（民法473条～520条）について、つまり債権が発生し、行使され、消滅するまでの基礎的な流れについて、関連する条文・判例・学説を取り上げて説明をしていく。</p> <p>*授業の際は2019年版の六法を必ず持参すること。なお、第1回の授業日までに教科書の改訂版が出版されたときの対応については、授業時に指示する。</p> <p>*民法Ⅲの単位を取得してから履修すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 債権の目的</li> <li>3. 債権の効力</li> <li>4. 履行の強制</li> <li>5. 債務不履行（履行遅滞、履行不能）</li> <li>6. 債務不履行（不完全履行）</li> <li>7. 損害賠償の意義</li> <li>8. 損害賠償の諸類型</li> <li>9. 弁済の意義、弁済の提供</li> <li>10. 弁済による代位</li> <li>11. 弁済の受領権、弁済の充当</li> <li>12. 相殺の意義・要件</li> <li>13. 相殺の行使・効果</li> <li>14. 更改、免除、混同</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は教科書とレジュメを精読すること。		
テキスト	野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論 [第4版] (有斐閣Sシリーズ)』(有斐閣、2018年)		
参考文献	必要に応じて授業中に紹介する。		
評価方法	定期試験 100%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法律学特講（初めての著作権法）／*****／*****	担当者	張 睿暎
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>今どき、著作権という言葉を知らない人はもはや少ない。しかし、著作権を正しく理解するためには、著作権法を読み、立法意図や条文の解釈をしなければならない。この講義は、著作権法を学びたい初学者のための入門講義であり、著作権法を基本概念から理解していく。</p> <p>講義では教科書と著作権法の条文を用いて著作権法の体系と内容を理解し、裁判例を数多く見ながら著作権法の解釈と適用を理解していく。また、関連する視聴覚情報も紹介しながら講義を進める。</p> <p>毎回の講義には教科書と著作権法条文を持参し、事前に予習してきてほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 授業のガイダンス、著作権法の体系</li> <li>2 著作物 1：著作物とは、著作物の種類</li> <li>3 著作物 2：二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、共同著作物</li> <li>4 著作者と著作権者：創作者主義の原則と例外</li> <li>5 著作者の権利 1：著作者人格権</li> <li>6 著作者の権利 2：著作権（著作財産権）</li> <li>7 著作権の制限 1：例外規定の概観、私的複製</li> <li>8 著作権の制限 2：引用、保護期間</li> <li>9 著作物の利用：利用許諾、出版権</li> <li>10 著作隣接権</li> <li>11 権利侵害 1：侵害の要件</li> <li>12 権利侵害 2：パロディ問題、みなし侵害</li> <li>13 権利侵害に対する救済</li> <li>14 総括：質問への回答と復習</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	初回ガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2時間）が求められる。		
<b>テキスト</b>	茶園編『知的財産法入門（第2版）』（有斐閣・2017年）		
<b>参考文献</b>	初回授業で提示		
<b>評価方法</b>	定期試験の結果（80%）および授業中 Quiz など参加度（20%）を合わせて評価する		

律・国・総	法律学特講（著作権法の諸問題）／*****／*****	担当者	張 睿暎
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義では、著作物の種類や利用局面ごとに、著作権とその隣接分野で実際に起こった紛争や新たに台頭してきた問題、法改正に向けてなされている議論等を詳しく解説する。法学部の講義として、著作権法の基礎知識のある学生に向けておこなうため、春学期の「【法】（法律学特講（初めての著作権法））」、「【経】著作権法a」を履修していることが前提となる。本講義では著作権法の体系にそっての解説は行わないので、先修科目を履修せずに受講しても、本講義が目標としている事例分析はできないので、必ず先修すること。</p> <p>講義では教科書と併用して、裁判例、論文、報告書、最新の海外動向なども数多く紹介しながら進める。</p> <p>毎回の講義には教科書と著作権法条文を持参し、予習してきてほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 授業のガイダンス、著作権法の体系、著作物、著作者</li> <li>2 著作権、著作権の制限、著作隣接権、著作物の利用、権利の侵害と救済</li> <li>3 出版物（雑誌、書籍、写真）</li> <li>4 漫画、アニメ、キャラクター</li> <li>5 音楽 1：音楽著作権と著作隣接権、音楽配信</li> <li>6 音楽 2：音楽の放送使用、CM音楽、ゲーム音楽</li> <li>7 映像物 1：映画における権利関係、映画の商業的利用</li> <li>8 映像物 2：放送、動画配信ビジネス</li> <li>9 ゲーム</li> <li>10 インターネット 1：アップロード、ダウンロード、リンク行為</li> <li>11 インターネット 2：侵害責任の主体、プロバイダの責任、クラウドサービス</li> <li>12 二次創作、パロディ</li> <li>13 肖像権・パブリシティ権</li> <li>14 総括：質問への回答と復習</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2時間）が求められる。		
<b>テキスト</b>	初回授業で提示		
<b>参考文献</b>	島並＝上野＝横山『著作権法入門（第2版）』（有斐閣・2016年）、高林龍『標準著作権法（第3版）』（有斐閣・2016年）		
<b>評価方法</b>	定期試験の結果（80%）および授業中 Quiz など参加度（20%）を合わせて評価する。		

律・国・総	法律学特講（法学と広義の経済学について）／**／**	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法学における優れた解釈論は、実際にはどこかで必ずその一般的な帰結を考えているのだが、それを明示的に語るには限らない。その理由は、帰結の予測は極めて複雑で予見し難く、それが簡単にできるかのように語ることで、大きなミスリード（結果の誤導）につながる危険が大きいことを、鋭敏な解釈学者たちは理解しているからだと思う。ただ、少しでもそれをやってみようとするれば、もっともその目的に近い学問は（マイクロ）経済学である。しかし、主に米国で盛んな「法と経済学」と呼ばれる学問は、かなり単純な経済学の内部で法の帰結を予測して見せているだけなので、これもミスリードとなる危険を孕んでいる。本講義では、そんな問題関心を背景にしてこれまで嶋津が書いてきた、主に民法基礎論に関わる論文をいくつか取り上げて、それらをもっと掘り下げる試みをしてみたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規制緩和は何のためか1——導入の理由</li> <li>2. 規制緩和は何のためか2——保護主義の再生</li> <li>3. 経済学の洞察と法学1——法と経済学解説</li> <li>4. 経済学の洞察と法学2——哲学的考察</li> <li>5. 所有権論1——何のためか（第1論文）</li> <li>6. 所有権論2——公と私の法理（第2論文）</li> <li>7. 進化論的契約論素描</li> <li>8. 契約の自由とその制限（民法改正を含む）</li> <li>9. 不法行為論1——不運の位置</li> <li>10. 不法行為論2——リスク論</li> <li>11. 規範意識の位置1——規範の進化論</li> <li>12. 規範意識の位置2——法学と経済学再考</li> <li>13. ハイエクと福祉——解説</li> <li>14. 福祉国家論——考察</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前では難しいと思うので、講義の後に当該の論文を読んでみてください。		
テキスト	各回に使用する嶋津の論文は、HomePage ( <a href="http://regulativeidea.cool.coocan.jp">regulativeidea.cool.coocan.jp</a> ) にアップします。		
参考文献	嶋津 格『F.A.ハイエクの法理論とその基礎』木鐸社（オンデマンド出版）		
評価方法	期末試験に代わるレポート（100％）による。課題は複数の中から選択してもらおう予定。質問等のメールは5％以内で加点する（減点はなし）。		

律・国・総	法律学特講（現代世界と自由権の苦境）／**／**	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法学においては、様々な自由権はもっとも基本的な人権だとして議論の前提にされる。では世界規模で考えた場合、この前提を我々はどの程度現在でも取り得るだろうか。「個人の自由よりも〇〇を」といった主張とそれを推進する政治勢力は、あるいは現代世界の中でもその半分、あるいはそれ以上を占めているかもしれない。本講義では、憲法問題を遠くから眺めながら、現代の思想と政治の中に見られる、人権思想、特に自由権（主には思想表現の自由）とそれを事実上否定するものとの間の対立について、考えてみたい。結果としては、自由権の意義およびそれが現在置かれている「苦境」を理解することにもなるかと思う。講義の目的は、学生諸君に、法学の中で学ぶ抽象的規範論と、現実の世界で起きている事象との関連性（順接逆接を含む）を常に意識しながら考える習慣を身につけてもらうことにある。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに——授業全体の見通し</li> <li>2. J.S.ミルの自由論</li> <li>3. 第一次大戦と表現の自由——「明白かつ現在の危険」</li> <li>4. 大日本帝国憲法下および戦前期の自由権</li> <li>5. 戦前の日本思想と自由主義</li> <li>6. 日本国憲法導入と日本社会の変化——自由と平等</li> <li>7. プロパガンダと検閲の問題</li> <li>8. 歴史理解と表現の自由——歴史教科書・歴史修正主義</li> <li>9. 共産主義と表現の自由——理念と現実</li> <li>10. Identity Politics と個人の自由</li> <li>11. 政教分離原則1——歴史</li> <li>12. 政教分離原則2——現状</li> <li>13. 背教と瀆神1——中東諸国内部</li> <li>14. 背教と瀆神2——西欧諸国と国際機関</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	HomePage であげる文献を読んでみよう。質問などをメール ( <a href="mailto:k17010@dokkyo.ac.jp">k17010@dokkyo.ac.jp</a> ) してみよう。		
テキスト	一部はネット経由で配布します。		
参考文献	HomePage ( <a href="http://regulativeidea.cool.coocan.jp">regulativeidea.cool.coocan.jp</a> ) 経由で文献等を指示する。		
評価方法	期末試験に代わるレポート（100％）による。質問等のメールは5％以内で加点する（減点はなし）。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法律学特講（刑法各論と特別刑法）／***** ／*****	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的身近な犯罪類型を学ぶことを通して、抽象的な刑法理論をどのように生かしていくのかを身につけます。</p> <p>概要刑事罰の対象となる行為は、主に「刑法典」に定められています。ですが、「刑法典」以外にも、臓器移植法や売春防止法など、様々な法律の中で、刑事罰の対象となる行為が定められています（「広義の特別刑法」）。このような特別刑法に規定されている犯罪類型の方が、より身近な行為であることが多いです。そこで、刑法各論の発展として、刑法各論と関連性の深い特別刑法上の犯罪類型を取り上げて、その法解釈上の問題や判例などを検討していきたいと思えます。テーマは大きく分けると二つです。まず、①生命にかかわる問題です。安楽死や臓器売買などの問題を取り上げます。次に②性に関わる問題です。特に売春防止法や児童買春・ポルノ禁止法などを取り上げます。根底の問題意識は、「倫理」の問題と「自己決定」の限界です。なお、Portaを利用します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション（授業と刑法各論の）</li> <li>2. 人と胎児</li> <li>3. 人工妊娠中絶</li> <li>4. 出生前診断</li> <li>5. 脳死と臓器移植</li> <li>6. クローン・ES細胞・iPS細胞</li> <li>7. 安楽死・尊厳死</li> <li>8. 性刑法の全体像</li> <li>9. わいせつ物頒布等罪</li> <li>10. 2017年刑法改正</li> <li>11. 売春防止法</li> <li>12. 児童買春・児童ポルノ処罰法</li> <li>13. 児童と性行為（青少年保護育成条例）</li> <li>14. 児童と性行為（児童福祉法）</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	事前に、授業で取り上げるテーマについて考え、事後に、授業内容を踏まえつつ、さらに文献・資料を調べてレポートにまとめるようにしてください。		
テキスト	テキストはありません。資料を配布することがあります。		
参考文献	各自で調べてください。（授業の中で紹介することもあります）		
評価方法	レポート2回（50%+50%）で評価します（出席を取ります）。		

律・国・総	法律学特講（刑法総論：不作為犯、未遂犯、共犯） ／***／***	担当者	内山 良雄
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義は、刑法総論を取り扱います。刑法「総論」は、すべての犯罪に共通する要素や原理・原則を解明することを課題とします。本講義では、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」の講義では十分に言及されない不作為犯、未遂犯、共犯を取り扱います。犯罪の原則形態は、「1人の行為者(単独犯)が、故意に基づいて(故意犯)、作為形態の行為(作為犯)で、1つの罪(一罪)を、やり遂げる(既遂犯)」場合です。本講義で取り扱う不作為犯は作為犯の、未遂犯は既遂犯の、共犯は単独犯の例外形態と位置づけられる犯罪類型ですから、原則形態に関する理解を前提に、原則形態との異同を意識しながら、例外とされる犯罪類型の成立要件、成立範囲を理解することが、本講義の目標です。</p> <p>【履修上の注意事項】本講義は、「刑法入門」または「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」を受講してから履修することを、強く推奨します(受講済であれば、単位の取得は問いません)。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正犯と共犯、共犯の諸形態</li> <li>2. 共犯の基礎理論（処罰根拠、共犯の従属性）</li> <li>3. 共謀共同正犯</li> <li>4. 共謀の射程と共犯の錯誤</li> <li>5. 承継的共犯</li> <li>6. 共犯からの離脱・共犯の中止</li> <li>7. 共犯と身分</li> <li>8. 不作為犯論（1）不真正不作為犯論の課題</li> <li>9. 不作為犯論（2）不真正不作為犯の成立要件</li> <li>10. 不作為犯論（3）作為義務の発生根拠</li> <li>11. 既遂犯と未遂犯、未遂犯の処罰根拠と実行の着手</li> <li>12. 早すぎた構成要件の実現</li> <li>13. 不能犯論</li> <li>14. 中止犯論</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	各自が「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」で使用した教科書の該当箇所を事前に読んで授業に臨み、授業で取り扱われた判例を判例集で確認してください。		
<b>テキスト</b>	プリントを配布します。		
<b>参考文献</b>	各自が「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」で使用した教科書		
<b>評価方法</b>	定期試験 100%（答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、他説を批判しながら、論理的かつ説得力ある論旨で自分の考えを主張できているか、を重視して評価します）		

律・国・総	法律学特講（刑法各論の社会・国家的法益に対する罪） ／***／***	担当者	内山 良雄
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義は、刑法各論を取り扱います。刑法「総論」は、すべての犯罪に共通する要素や原理・原則を解明するものですが、「各論」は、殺人罪や傷害罪といった個別犯罪に特有の成立要件や、類似する他の犯罪との異同・限界を明らかにすることを課題とします。本講義は、「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」の講義では十分に言及されない「社会的法益、国家的法益に対する罪」を取り扱います。これらの犯罪は、それを処罰することによって何を保護しているのかが具体的にでないことから、解釈に困難が伴います。犯罪の成立要件を正しく理解し、具体的な事案を対象に、犯罪の成否、成立するのは何罪かを、刑法各則の条文解釈を通じて論理的に結論づけられるようになることが、本講義の目標です。</p> <p>【履修上の注意事項】本講義は、「刑法入門」「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」、「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」を受講してから履修することを、強く推奨します(受講済であれば、単位の取得は問いません。「刑法各論Ⅱ」は同時履修でも構わないです)。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 騒乱罪・多衆不解散罪</li> <li>2. 放火罪（1）放火罪の諸類型</li> <li>3. 放火罪（2）建造物の物理的・機能的一体性</li> <li>4. 放火罪（3）公共の危険の内容と認識の要否</li> <li>5. 文書偽造罪（1）文書の意義、偽造罪の諸類型</li> <li>6. 文書偽造罪（2）作成者と名義人、偽造と変造</li> <li>7. 文書偽造罪（3）文書偽造罪の諸問題</li> <li>8. わいせつ物に関する罪、公然わいせつ罪</li> <li>9. 公務執行妨害罪</li> <li>10. 犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪（1）供述調書の証拠性</li> <li>11. 犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪（2）自己隠避教唆の可罰性</li> <li>12. 偽証罪</li> <li>13. 贈収賄罪（1）基本概念、収賄罪の諸類型</li> <li>14. 贈収賄罪（2）贈収賄罪の諸類型</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	各自が「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」で使用した教科書の該当箇所を事前に読んで授業に臨み、授業で取り扱われた判例を判例集で確認してください。		
<b>テキスト</b>	プリントを配布します。		
<b>参考文献</b>	各自が「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」で使用した教科書		
<b>評価方法</b>	定期試験 100%（答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、他説を批判しながら、論理的かつ説得力ある論旨で自分の考えを主張できているか、を重視して評価します）		

律・国・総	法律学特講(刑事訴訟法演習 a) /***** /*****	担当者	齋藤 実
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>1 講義目的 本講義は、刑事訴訟法 a・b で学んだ知識を元に、具体的な事件を「自分の力で解決」出来る能力を育成することを本講義の目的とします。</p> <p>2 講義概要 判例百選に出てくる事案の中から、重要な事件を選び、検討していきたいと考えています。裁判官ならどう考えるのか、弁護士ならどう考えるのか、検察官ならどう考えるのか、様々な立場の違いを前提とし考えながら、皆さんが「自分の力で解決」することが出来るようになって欲しいと思っています。 「刑事訴訟法を楽しみながら学びたい」と思っている学生の皆さんが受講することを大歓迎します。</p> <p>3 受講条件・出席等 刑事訴訟法 ab を取得していることを前提とします。</p>		<p>1. 刑事訴訟法の概論</p> <p>2. 強制処分と任意処分の限界 (百選 1 事件)</p> <p>3. 職務質問 (百選 2・3 事件)</p> <p>4. 所持品検査 (百選 4 事件)</p> <p>5. 宿泊を伴う取調べ・長時間の取調べ (百選 6・7 事件)</p> <p>6. 写真・ビデオ撮影 (百選 8 事件)</p> <p>7. 逮捕一特に現行犯逮捕 (百選 11・12 事件)</p> <p>8. 勾留 (百選 13)</p> <p>9. 令状による搜索差押 (百選 19・20・21 事件)</p> <p>10. 逮捕に伴う搜索差押 (百選 23・24・25 事件)</p> <p>11. 強制採尿 (百選 27)</p> <p>12. GPS 捜査・電話検証 (百選 30 : 31 事件)</p> <p>13. 接見交通権 (百選 33・34 事件)</p> <p>14. 前記のまとめ</p>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	毎回、次回の判例をしますので事前に目を通すことを勧めます。		
<b>テキスト</b>	井上正仁等編『刑事訴訟法判例百選 第10版』(有斐閣 2017年)		
<b>参考文献</b>	授業中にお話しします。		
<b>評価方法</b>	原則として、定期試験(100%)で評価します。		

律・国・総	法律学特講(刑事訴訟法演習 b) /***** /*****	担当者	齋藤 実
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>刑事訴訟法aを参照してください。 出来れば、刑事訴訟法aから受講することをお勧めします。</p>		<p>1. 前期の復習</p> <p>2. 検察審査会・公訴権の濫用百選38事件)</p> <p>3. 起訴状の余事記載 (百選40事件)</p> <p>4. 訴因の特定・明示 (百選43事件)</p> <p>5. 訴因変更 (百選45~47事件)</p> <p>6. 公判前整理手続 (百選54~58事件)</p> <p>7. 証拠による証明 (百選62事件)</p> <p>8. 供述の信用性 (百選69事件)</p> <p>9. 自白 (百選70・71事件)</p> <p>10. 補強証拠 (百選77事件)</p> <p>11. 伝聞の意義 (百選79事件)</p> <p>12. 伝聞例外 (百選80事件)</p> <p>13. 違法収集証拠 (百選90~92事件)</p> <p>14. まとめ</p>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	毎回、次回の判例をしますので事前に目を通すことを勧めます。		
<b>テキスト</b>	井上正仁等編『刑事訴訟法判例百選 第10版』(有斐閣 2017年)		
<b>参考文献</b>	授業中にお話しします。		
<b>評価方法</b>	原則として、定期試験(100%)で評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法律学特講（借地借家法）／*****／*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>・借地借家法は、身近で重要な法律である。東京都では50%近い世帯が借家世帯であり、持家の約10%が借地の上にある。最近でも、定期借地権（平成3年）、定期借家権（平成11年）、終身借家権（平成13年）の創設など変化が多い。本講義の目的は、他の法律との関連に注意しつつ、借地借家法の規定と重要判例の意義を明らかにすることである。</p> <p>・講義は、借地借家法の条文の順番とは逆に、借家法から論ずる。借家は建物の賃貸借に絞って検討すれば足りるが、借地では、土地についての借地と土地の上の建物所有という二つの点を理解しなければならず、また、借地のための法制度として地上権と賃借権があり、複雑であるためである。</p> <p>・講義に際しては、債権法改正後の民法の一般的な法理との関係のみならず権利の実現という面から訴訟・執行との関係についても言及する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 借地及び借家の意義</li> <li>2 借家の期間 借家契約は期間満了でどうなるか。</li> <li>3 借家権の対抗力 借家人は、借家売却で退去するのか</li> <li>4 借家人の契約上の権利・義務 借家人賃料不払の帰結</li> <li>5 借家権の譲渡・転貸 賃貸人の承諾との関係</li> <li>6 近年の諸問題 定期借家・終身借家制度</li> <li>7 借地権の意義 借地権の種類。 土地賃貸借一般との相違</li> <li>8 借地権の期間 借地期間が満了したときの問題</li> <li>9 定期借地権 3種類の定期借地権の特徴は何か</li> <li>10 借地権の対抗力 土地売却での借地権の帰趨</li> <li>11 借地権者の権利・義務 借地権者の建物増改築等</li> <li>12 借地権の譲渡・転貸 借地上の建物売却、抵当権</li> <li>13 判例百選の借地関係</li> <li>14 講義のまとめ</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
テキスト	テキストとしてプリントを講義で配布するが、学生も図書館等で参考図書を見る必要がある。		
参考文献	講義プリントで指示する。		
評価方法	学年末の試験を中心にする（80%）。日常点も加味する（20%）。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法律学特講（被害者学）／*****／*****	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>犯罪の「当事者」は加害者と被害者ですが、被害者は長い間、刑事手続の蚊帳の外に置かれていました。たとえ自分の親族が殺されても、被害者は「忘れられた存在」として扱われていました。</p> <p>しかし、近年、その被害者に注目が集まっており、2008年から被害者参加制度が導入されるなど、被害者に関する様々な立法がなされています。ただ、残念ながら、日本の被害者支援は十分とは言えません。</p> <p>他方で、諸外国を見ると、様々な取組みがされており、被害者の支援のみに特化した官庁（犯罪被害者庁）を設ける国もあります。このように、被害者学は新しい分野ではありますが、近年とてもホットな分野です。出来る限り、実務を意識した内容でお話をします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害者学とは</li> <li>2 刑事法学の中の被害者学</li> <li>3 1980年までの被害者の状況</li> <li>4 2000年までの被害者の状況</li> <li>5 2000年以降の被害者の状況</li> <li>6 犯罪被害者への経済的支援</li> <li>7 損害賠償命令</li> <li>8 被害者参加制度</li> <li>9 地方自治体による支援</li> <li>10 諸外国の被害者支援の状況</li> <li>11 犯罪被害者庁</li> <li>12 性犯罪の被害者</li> <li>13 DV・ストーカートの被害者</li> <li>14 まとめ</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業の中で関心を持った分野について、論文を読み進めるなど、さらに深めてください。		
テキスト	特にありません。ただ、六法は必ず持ってきてください（出版社は問いません）。		
参考文献	国家公安委員会・警察庁『平成30年度版 犯罪被害者白書』		
評価方法	原則として定期試験（100%）で評価します。		

律・国・総	法曹特講（法曹の仕事 - 弁護士業務を中心として）／ ***／***	担当者	小川 佳子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
いわゆる法曹三者の仕事について解説し、とりわけ弁護士業務の内容について具体的に説明する。多岐にわたる弁護士の業務につき、進路決定の参考となるイメージを描けるよう講義を行う。		1 法曹三者 2 弁護士の仕事 3 裁判官の仕事 4 検察官の仕事 5 弁護士業務：一般民事 6 弁護士業務：刑事 7 弁護士業務：会社法務・渉外 8 弁護士業務：福祉 9 弁護士業務：労働 10 弁護士業務：知財 11 弁護士業務：行政 12 弁護士業務：特殊不法行為（交通事故、医療、公害） 13 弁護士業務：スポーツ・エンタテインメント 14 まとめ	
<b>到達目標</b>	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	シラバス及び直前の講義においてテーマとして指定された論点につき、考察しておくこと。		
<b>テキスト</b>	最新版の六法		
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）で評価する。なお、答案作成は黒または青のペン書きに指定する（鉛筆で作成された答案は成績評価の対象としない）。		

律・国・総	法曹特講（弁護士業務の諸問題）／***** ／*****	担当者	小川 佳子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
春学期での講義を前提に、秋学期は弁護士としての事件処理について、より具体的に説明する。		1 法律相談 2 受任、準備、方針決定 3 さまざまな手続と起案 4 交渉・示談 5 裁判・尋問 6 財産関係事件 7 家族関係事件 8 相続関係事件 9 民法改正と家族法 10 その他特殊分野 11 刑事弁護と弁護士 12 弁護士倫理 13 公益活動 14 まとめ	
<b>到達目標</b>	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	シラバス及び直前の講義においてテーマとして指定された論点につき、考察しておくこと。		
<b>テキスト</b>	最新版の六法		
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）で評価する。なお、答案作成は黒または青のペン書きに指定する（鉛筆で作成された答案は成績評価の対象としない）。		

律・国・総	法曹特講（債権回収・担保法上の諸問題）／ ***／***	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>債権回収・担保法は、民法の中でも特に学生にとってはハードルの高い分野であると思われるが、取引実務においては、避けて通れない重要な領域である。本特講は、履修者が債権総論および担保物権に関する基礎知識を有していることを前提として、事例問題等を通じて実力を要請していく。「知っている」から「使える」という所まで実力を高めることを目的とする。</p> <p>毎週、基礎知識の定着を確認する作業を行った後に、事例問題を検討する。毎週、必ず予習が義務付けられるので、それができない者の受講は認めない。与えられる課題の内容も、相当ハイレベルのものとなるので、その自覚をもって履修すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>① ガイダンス</li> <li>② 抵当権Ⅰ 抵当権侵害</li> <li>③ 抵当権Ⅱ 物上代位</li> <li>④ 抵当権Ⅲ 総合</li> <li>⑤ 保証Ⅰ 連帯保証</li> <li>⑥ 保証Ⅱ 弁済による代位</li> <li>⑦ 債権譲渡担保Ⅰ 他の担保権との競合</li> <li>⑧ 債権譲渡担保Ⅱ 法的性質</li> <li>⑨ 相殺Ⅰ 差押えと相殺</li> <li>⑩ 相殺Ⅱ 三角（多角）相殺</li> <li>⑪ 責任財産保全Ⅰ 債権者代位権</li> <li>⑫ 責任財産保全Ⅱ 詐害行為取消権</li> <li>⑬ 動産担保Ⅰ 動産譲渡担保</li> <li>⑭ 動産担保Ⅱ 所有権留保</li> </ul>	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回出題される事例の分析		
テキスト	特に指定しない。授業時に、事例を配布する。		
参考文献	授業時に紹介する。		
評価方法	テスト等を行わない。毎回の授業への参加状況、授業での発表・発言内容等を総合的に勘案し決定する（平常点100%）4回以上欠席した（理由は問わない。一切例外はない）場合は単位を付与しない。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法曹特講（債権総論b）／*****／*****	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法の「第三編 債権」の「第一章 総則」は学問上「債権総論」と呼ばれている。この債権総論についての理解を深めることが本講義の目的である。</p> <p>概要としては、「第一章 総則」の中から「第二節 債権の効力」の後半部分（民法423条～426条）、「第三節 多数当事者の債権及び債務」（民法427条～465条の10）、「第四節 債権の譲渡」（民法466条～469条）、「第五節 債務の引受け」（民法470条～472条の4）について、関連する条文・判例・学説を取り上げて説明をしていく。</p> <p>*授業の際は2019年版の六法を必ず持参すること。なお、第1回の授業日までに教科書の改訂版が出版されたときの対応については、授業時に指示する。</p> <p>*民法Ⅲの単位を取得してから履修すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 債権者代位権の意義・要件</li> <li>3. 債権者代位権の行使・効果</li> <li>4. 詐害行為取消権の意義・要件</li> <li>5. 詐害行為取消権の行使・効果</li> <li>6. 分割債権・債務、不可分債権・債務</li> <li>7. 連帯債務の意義・効力</li> <li>8. 連帯債務における求償</li> <li>9. 保証債務の意義・効力</li> <li>10. 保証債務における求償</li> <li>11. 債権譲渡の意義</li> <li>12. 債権譲渡の対抗要件</li> <li>13. 債権譲渡の効果</li> <li>14. 債務引受</li> </ol>	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は教科書とレジュメを精読すること。		
テキスト	野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論 [第4版] (有斐閣Sシリーズ)』(有斐閣、2018年)		
参考文献	必要に応じて授業中に紹介する。		
評価方法	定期試験 100%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法曹特講（刑事法14）／*****／*****	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法曹特講（刑事法14）では、刑法総論・刑法各論の分野の中での重要論点をとりあげて、その重要論点についての判例・学説状況を細かく分析することで、それぞれの論点では何が問題となっているのか、なぜ学説が分かれているのかを丁寧に分析します。そして、そのことにより、刑法的な考え方を養成することを目的としています。</p> <p>講義は、各論点での重要判例や学説状況を説明したレジюмеをもとに分析をしていき、そこで確認した基本事項を事例に適用する形でその知識の定着を図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクションー刑法的思考とは何か</li> <li>2. 因果関係について</li> <li>3. 真正不作為犯についてー不没去罪と遺棄罪</li> <li>4. 不真正不作為犯について</li> <li>5. 事実の錯誤について</li> <li>6. 誤想防衛・誤想過剰防衛について</li> <li>7. 正当防衛の制限について</li> <li>8. 緊急避難の特殊事例について</li> <li>9. 詐欺罪の諸問題について</li> <li>10. 民法と刑法の交錯する場面について</li> <li>11. 文書偽造罪の諸問題について</li> <li>12. 放火罪の諸問題について</li> <li>13. 不作為犯に共犯について</li> <li>14. 共謀罪の諸問題について</li> </ol>	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	ポータルサイトで配布するレジюмеをプリントアウトし、学習内容を確認して講義に参加すること。講義後はレジюмеと講義でのノートを使用して学習した事項を確認すること。		
テキスト	各自が刑法総論・刑法各論で使用した教科書		
参考文献	必要に応じて紹介する。		
評価方法	レポート課題（100パーセント）で評価する。		

律・国・総	法曹特講（刑事政策演習）／*****／*****	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1 講義目的 本講義は、犯罪者の処遇に焦点としながら、講義することを目的とします。「犯罪は社会の鏡」と言います。犯罪者の処遇を見ながら、日本の社会を見つめていきたいと思えます。</p> <p>2 講義概要 刑務所などの刑事施設で処遇する施設内処遇、保護観察などの社会で処遇する社会内処遇を中心に検討していきます。毎回、特定のテーマを講義していきます。ただ、重大な事件等が発生した場合には、授業の内容を変更し、その内容を扱うこともあります。</p> <p>3 受講にあたって このような科目を積極的に勉強したいと考えている学生の受講を望みます。一緒に勉強していきましょう。 また、安部哲夫先生の刑事政策 ab を受講したことが、あるいは平行的に受講することが望ましいと思えます。</p>		<p>1. 講義の概要（刑事政策の勉強の仕方）</p> <p>2. 犯罪統計をどのように読むか</p> <p>3. 受刑者処遇はどのように行っているのか</p> <p>4. 男子受刑者の処遇の現状と対策</p> <p>5. 女子受刑者の処遇の現状と対策</p> <p>6. P F I 刑務所での処遇の現状と対策</p> <p>7. 少年手続について</p> <p>8. 少年院などの処遇はどのように行っているのか</p> <p>9. 保護観察はどのように行っているのか</p> <p>10. 保護観察の現状と対策</p> <p>11. どのような種類の刑罰があるか</p> <p>12. 死刑制度について</p> <p>13. 諸外国の刑事政策について</p> <p>14. 新しい時代の刑事政策について</p>	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	関心のあるテーマは、さらに論文等にあたり、勉強を深めることをお勧めします。		
テキスト	特にありません。ただ、六法は必ず持ってきてください（出版社は問いません）。		
参考文献	法務省総合研究所『平成 30 年版 犯罪白書』		
評価方法	原則として、定期試験（100％）で評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	経済原論 a/現代経済論 a/経済原論 a	担当者	野村 容康
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p><b>講義概要</b>          経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。とりわけ家計と企業に代表される個別経済主体の行動原理(ミクロ経済学)を詳細に明らかにし、市場で望ましい状態が達成されない場合の政府の役割について考察する。</p> <p><b>講義目的</b>          身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経済学の目的と方法</li> <li>2. 家計の行動①－効用の概念と予算制約</li> <li>3. 家計の行動②－効用最大化</li> <li>4. 家計の行動③－消費者余剰の概念</li> <li>5. 企業の行動①－生産技術の決定</li> <li>6. 企業の行動②－費用曲線と利潤最大化</li> <li>7. 企業の行動③－生産者余剰の概念</li> <li>8. 市場価格の決定</li> <li>9. 不完全競争市場</li> <li>10. 厚生経済学の基本定理</li> <li>11. 市場の失敗</li> <li>12. 政府の役割①－規制および補助金政策</li> <li>13. 政府の役割②－租税政策</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	経済原論の基本、経済原論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	各回の講義で解説した専門用語（プリントを配布）について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義に臨むこと。		
<b>テキスト</b>	特に指定しない		
<b>参考文献</b>	塩澤修平『基礎コース経済学』新世社		
<b>評価方法</b>	定期試験の成績（80％）に授業内での小テストの結果（20％）を加味して評価する。		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

律・国・総	会計学 a / *****/*****	担当者	内倉 滋
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>「会計学 a, b」という科目は、複式簿記原理の最低限の知識を前提として、それに内容的な意味付けを試みていくものであり、会計を言語に例えるならば「意味論」に相当するものである。そこで取り扱われる中身は、広義の意味での会計学の全領域ということになる。</p> <p>そのうち「会計学 a」では、決算修正や10桁精算表の作成手続きを含めた複式簿記の基本原理の説明に、その重点を置きたい。その上で、企業グループを対象とした財務諸表(連結財務諸表)の作成方法の説明もしていきたい。</p> <p>なお、本講義は、ここ数年 科目登録が抽選制になってしまい、設置学科の学生が希望しても受講できない事態になってしまっていた。そのため本年度については、経営学科には類似科目が設置されていることもあるので、<u>経営学科生の履修を許可しないこと</u>としたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーション(本講義の 目的, 目標 等)</li> <li>2. バランスシート</li> <li>3. 財産の増減表と損益計算書</li> <li>4. 残高試算表について</li> <li>5. 残高試算表作成の別の方法(取引を仕訳していく)</li> <li>6. 「勘定」という工夫(仕訳データを「勘定」に記録して残高試算表を作成する)</li> <li>7. 仕訳帳と総勘定元帳</li> <li>8. 試算表と精算表(6桁精算表)</li> <li>9. 純損益の振替</li> <li>10. 帳簿の締切りと繰越試算表</li> <li>11. 決算修正/決算整理 について</li> <li>12. 10桁精算表について</li> <li>13. 連結財務諸表の作成方法</li> <li>14. 総復習：第2回講義～第13回講義の総復習</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	会計学の基本、会計学の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義は、当日配付するハンドアウト資料の要点だけを説明していく形で行う。講義のあとハンドアウト資料を通読し、自分なりの整理をしておくこと。		
<b>テキスト</b>	特定の教科書は無し。		
<b>参考文献</b>	必要に応じ そのつどハンドアウトの中で指示する。		
<b>評価方法</b>	5割前後は期末試験の結果で、残りは平常点(講義中の小テスト等)で評価する。その詳細は、最初の講義時に説明したい。		

律・国・総	会計学 b / *****/*****	担当者	内倉 滋
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>「会計学b」は、「会計学a」の知識を前提として、まずはキャッシュフロー計算書の作成方法を説明し、財務会計論領域の説明の締めくくりとして 資産, 負債 の定義の説明をしたい。次いで、コストの計算方法(「原価計算論」と 意思決定のための会計情報の作成(「管理会計論」) という2つの問題領域の説明をしていきたい。</p> <p>なお、本講義は、ここ数年 科目登録が抽選制になってしまい、設置学科の学生が希望しても受講できない事態になってしまっていた。そのため本年度については、経営学科には類似科目が設置されていることもあるので、<u>経営学科生の履修を許可しないこと</u>としたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーション(前期末試験の結果 その他)</li> <li>2. キャッシュフロー計算書 その1：間接法による作成</li> <li>3. キャッシュフロー計算書 その2：直接法による作成</li> <li>4. 資産, 負債 の定義</li> <li>5. 原価計算で言う「原価」とは</li> <li>6. 見込生産の製造業における原価計算手続の概要</li> <li>7. 総合原価計算(期首仕掛品も期末仕掛品もある場合)</li> <li>8. 標準原価計算制度について</li> <li>9. CVP分析 その1：販売価格一定の場合</li> <li>10. CVP分析 その2：価格戦略</li> <li>11. セグメント貢献利益分析</li> <li>12. 差額キャッシュフロー分析: DCF法(特に「現在価値法」)</li> <li>13. 経済的発注量の計算</li> <li>14. 総復習：第2回講義～第13回講義の総復習</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	会計学の基本、会計学の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義は、当日配付するハンドアウト資料の要点だけを説明していく形で行う。講義のあとハンドアウト資料を通読し、自分なりの整理をしておくこと。		
<b>テキスト</b>	特定の教科書は無し。		
<b>参考文献</b>	必要に応じ そのつどハンドアウトの中で指示する。		
<b>評価方法</b>	5割前後は期末試験の結果で、残りは平常点(講義中の小テスト等)で評価する。その詳細は、最初の講義時に説明したい。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	****/比較法史/****	担当者	小野 秀誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>私法、とくに財産法には各国に共通した規定が多く、沿革的にも、日本の民法は、大陸法、とくにドイツとフランスの民法を参考に制定された経緯があります。近時は、国際的な私法の統一の動きがあり、その一部は、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」のように、わがくにでも実現されています。また、民法などの解釈論でも、条文の意味を理解するには、沿革的な検討が不可欠です。解釈論の基礎となる各国私法の関係や、比較の方法、比較の対象などを検討することが、本講義の目的です。</p> <p>比較の基礎となる日本法の知識が不可欠ですから、民法の各講義（総則、物権、債権）をあらかじめ、少なくとも同時に聴講し、予習しておく必要があります。六法を持参してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 総論、比較法概念、他の基礎法学との関連</li> <li>3. 比較法の意義、日本法の沿革、大陸法と英米法</li> <li>4. 条約や国際私法との関係、統一法、ウィーン条約</li> <li>5. 法の継受、大陸法とローマ法、フランス民法</li> <li>6. 法の移転、お雇い外国人、ドイツ民法、スイス法</li> <li>7. 契約の自由、契約の成立</li> <li>8. 契約の効力、同時履行、危険負担</li> <li>9. 契約の解除、担保責任</li> <li>10. 所有権移転、抵当権、従物</li> <li>11. 個別の継受概念、権利概念、物権と債権、形成権</li> <li>12. 契約締結上の過失、安全配慮義務</li> <li>13. 積極的契約侵害、給付障害論、状態債務</li> <li>14. 代理権と委任、日本独自の立法、判例法</li> </ol>	
到達目標	比較法史の概括、根幹となる重要な思想や制度の特徴を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	シラバスに従い該当部分の課題の予習、復習が必要。授業では、出欠をとり質問をします。		
テキスト	五十嵐清『ヨーロッパ私法への道』（2016年、悠々社）		
参考文献	小野秀誠『ドイツ法学と法実務家』（2017年、信山社）		
評価方法	定期試験 5割、授業への参加度、小作文、発言 5割		

律・国・総	****／比較政治 a／比較政治 a	担当者	作内 由子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>日本を含め近年の先進諸国においては、政治をめぐってさまざまな問題が生じている。しかしそれを単に国民性や政治家の資質に帰すのでは、問題解決を図るための一歩を踏み出すことができない。現在われわれの直面する問題がなぜ生じるのか、政治制度の側面から分析する視角を身に付ける。</p> <p>春学期はまず政治とは何かについて冒頭で扱う。その後ここで紹介した見方に従って政治体制論、選挙制度論、政党論などを扱う。</p> <p>日米欧の各国の具体例を豊富に挙げることによって、抽象的な理論と具体的な実態とを結びつけることができるようになることが講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 政治のとらえ方①分析視角</li> <li>3. 政治のとらえ方②ゲーム理論</li> <li>4. 国家という枠組み①国家とは何か</li> <li>5. 国家という枠組み②国家の役割</li> <li>6. 政治体制①政治体制の分類</li> <li>7. 政治体制②民主化と近代化</li> <li>8. 政治体制③古典的近代化論への対抗</li> <li>9. 選挙と投票①代表を選ぶ</li> <li>10. 選挙と投票②選挙制度</li> <li>11. 選挙と投票③投票行動</li> <li>12. 政党と政党システム①何のために政党はあるのか</li> <li>13. 政党と政党システム②政党組織</li> <li>14. 政党と政党システム③政党システム</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	日本の政治を外国の政治と対比させながら、現代政治に関する事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前に教科書の指定された箇所を読むこと。		
<b>テキスト</b>	砂原庸介・稗田健志・多湖淳『政治学の第一歩』有斐閣、2015年		
<b>参考文献</b>	授業中に指示する。		
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）による。別途20点満点の任意レポートを課す。		

律・国・総	****／比較政治 b／比較政治 b	担当者	作内 由子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>日本を含め近年の先進諸国においては、政治をめぐってさまざまな問題が生じている。しかしそれを単に国民性や政治家の資質に帰すのでは、問題解決を図るための一歩を踏み出すことができない。現在われわれの直面する問題がなぜ生じるのか、政治制度の側面から分析する視角を身に付ける。</p> <p>秋学期は立法権・執行権・司法権のあいだの関係、官僚制・利益団体論、連邦制などを扱う。</p> <p>日米欧の各国の具体例を豊富に挙げることによって、抽象的な理論と具体的な実態とを結びつけることができるようになることが講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 政権とアカウンタビリティ①政治リーダーとは</li> <li>3. 政権とアカウンタビリティ②政権の形成</li> <li>4. 政権とアカウンタビリティ③多数決型／合意型</li> <li>5. 執政・立法・司法①執政</li> <li>6. 執政・立法・司法②立法</li> <li>7. 執政・立法・司法③司法</li> <li>8. 政策過程と官僚制・利益団体①民主主義との関係</li> <li>9. 政策過程と官僚制・利益団体②官僚制とのかわり</li> <li>10. 政策過程と官僚制・利益団体③政策過程の説明</li> <li>11. 連邦制と地方制度①国家と連邦制</li> <li>12. 連邦制と地方制度②地方自治の機能</li> <li>13. 連邦制と地方制度③地方分権とその帰結</li> <li>14. 問題演習</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	日本の政治を外国の政治と対比させながら、現代政治に関する事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前に教科書の指定された箇所を読むこと。		
<b>テキスト</b>	砂原庸介・稗田健志・多湖淳『政治学の第一歩』有斐閣、2015年		
<b>参考文献</b>	授業中に指示する。		
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）による。別途20点満点の任意レポートを課す。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	****／国際組織法／****	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕本講義は、国際連合を中心とする国際組織を規律している法に関する講義を提供することを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕今日、国際連合をはじめとした多くの国際組織が活動し、多くの人々がいわゆる「国際公務員」として活躍しています。しかし、これらの活動は、国際組織の設立条約や地位協定、職員規則などのルールに従っています。本講義は、国際組織や国際公務員の活動を規律しているルールについて、主に国際連合を例として分析を行います。</p> <p>本講義は、国際法を履修していなくても履修できます(主に国際法の視点から国際組織の分析を行うため、全学共通授業科目の国際法や法学部の国際法も同時に受講することを奨励します)。また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 国際組織の概念と歴史</li> <li>3. 国際法の基礎知識</li> <li>4. 国際組織の設立と解散</li> <li>5. 国際組織の国際法上の地位</li> <li>6. 国際組織の国内法上の地位</li> <li>7. 国際組織と加盟国</li> <li>8. 国際組織間の連携・協力</li> <li>9. 国際組織とNGO（民間団体）</li> <li>10. 国際公務員</li> <li>11. 国際組織の意思決定</li> <li>12. 国際組織と財政・分担金・運営上の諸問題</li> <li>13. 国際組織に関する事例研究</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	国際組織法の基本的な考え方、および、国際組織法に関する重要な判例、学説を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①事前学習：あらかじめ指定されたテキストの箇所を熟読。②講義中：教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習：教員の添削・コメントを読んで復習。		
テキスト	浦部・望月編『国際機構論[総合編]』（国際書院、2015年）		
参考文献			
評価方法	学期末に実施する試験により評価し(100%)、平常点を加算材料とします(ただし上限10%)。		

律・国・総	****/国際人権法 a/国際人権法 a	担当者	L. ペドリサ
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>国際人権法は、国際法の一分野として、第2次世界大戦後、人権の尊重を謳う1945年の国連憲章の制定、そして1948年の世界人権宣言の採択を契機に発展してきた学問分野です。確かに、第2次世界大戦以前には、人権問題は各国の国内問題に該当する事項として理解されたが、21世紀の国際社会にとって人権の保障は、地球いっばいに広がった人類が1つの地球共同体を構成できるかどうかのメルクマールとなっています。この講義では、人権の歴史と国際人権に関する基礎知識を学びます。この講義を受ける前に、「憲法・入門」と「憲法・人権」を履修したことを極力勧めます。授業は講義式で行います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1・講義の概要</li> <li>2・国際人権法の意義</li> <li>3・第2次世界大戦前の事情</li> <li>4・第2次世界大戦後の事情</li> <li>5・国際人権法の理念：人間の尊厳と生命の尊重</li> <li>6・国際人権法の理念：平等・無差別の原則</li> <li>7・世界各地の人権保障：ヨーロッパと南北アメリカ</li> <li>8・世界各地の人権保障：アフリカとアジア</li> <li>9・人種差別禁止と女性差別禁止</li> <li>10・子どもの権利</li> <li>11・拷問と虐待および強制失踪の禁止</li> <li>12・難民の保護</li> <li>13・移住労働者の保護</li> <li>14・障がい者の保護</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際人権法の意義及び概要、および、国際人権法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	毎回配布される講義ノートと資料を精読しておいてください。また、定期的に出される課題を解いて提出してください。およそ4時間分の学習時間になります。		
<b>テキスト</b>	毎回、講義ノートを配布します。		
<b>参考文献</b>	授業中に紹介します。		
<b>評価方法</b>	定期試験 70%、小テスト・課題 30%		

律・国・総	****/国際人権法 b/国際人権法 b	担当者	L. ペドリサ
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>文字通り、国際人権法は、国際と人権と法の3要素から構成される学問分野です。「国際」というのは、「国家間」という意味で、基本的には、国家代表によって締結される条約という「法」によって、国家間で、「人権」という内容を保障することを示しています。しかし、人権条約の特徴は、国家間の拘束にも拘らず、国家相互間の利害調整によって国家の相互的利益を実現することを目指すものではなく、国家のレベルを超えて、人間の権利を普遍的に保障しようとしているところにあります。この講義では、「国際人権法a」で学んだ知識を踏み台にして、諸国際人権条約の国外・国内実施を検討します。授業は講義式で行います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1・講義の概要</li> <li>2・国際人権法と国際人道法</li> <li>3・国連の主な人権関係機構</li> <li>4・国連の人権高等弁務官事務所と人権理事会</li> <li>5・国家報告制度</li> <li>6・個人通徳制度</li> <li>7・個人の刑事責任を国際関に問う制度</li> <li>8・国際刑事裁判所</li> <li>9・国際的なNGOの活動</li> <li>10・憲法と国際人権法の関係</li> <li>11・人権訴訟の比較検討</li> <li>12・人権保護における行政の役割</li> <li>13・国内NGOの活動</li> <li>14・まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際人権法の意義及び概要、および、国際人権法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	毎回配布される講義ノートと資料を精読しておいてください。また、定期的に出される課題を解いて提出してください。およそ4時間分の学習時間になります。		
<b>テキスト</b>	毎回、講義ノートを配布します。		
<b>参考文献</b>	授業中に紹介します。		
<b>評価方法</b>	定期試験 70%、小テスト・課題 30%		

律・国・総	****/国際環境法 a/****	担当者	一之瀬 高博
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。</p> <p>〔講義概要〕 主に総論にあたる部分として、国際環境問題の性質・歴史、紛争の種類、国家や個人等の紛争当事者の地位、問題解決の基本的な手法、国際環境法における諸原則や国際環境保全規範の構造などを検討する。</p> <p>【注意事項】 本講義は、元来、法学部専門科目として3年生以上に開講される科目である。国際教養学部では、「グローバル社会特殊研究（地球環境と法a）」として2年生以上に開講されるが、2年生が受講を希望する場合は、履修が容易ではないので、開講時に教員に相談すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講義の概要</li> <li>2 環境問題と国際社会</li> <li>3 国際環境問題の法的紛争類型</li> <li>4 越境汚染と領域管理責任</li> <li>5 無過失責任条約</li> <li>6 国際公域の環境保全</li> <li>7 国際環境法の諸原則</li> <li>8 環境責任論の進展</li> <li>9 国際環境保全規範と事前防止</li> <li>10 事前防止の手続的規則—通報・協議</li> <li>11 事前防止の手続的規則—環境影響評価</li> <li>12 司法手続き・履行確保</li> <li>13 非国家主体・非拘束文書の役割</li> <li>14 講義のまとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際環境法の意義および機能に関する基本的知識のうえに、国際環境法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。 講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。		
<b>テキスト</b>	開講時に指示する。		
<b>参考文献</b>	『国際条約集』有斐閣 2019年。		
<b>評価方法</b>	期末試験の成績により評価し（70%）、課題レポート・小テストなどの成果および授業への参加度も評価対象にする（30%）。		

律・国・総	****/国際環境法 b/****	担当者	一之瀬 高博
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。</p> <p>〔講義概要〕 環境条約の内容、国家実行、国際会議や国際機関の対応、具体的紛争等を素材に、個々の環境問題の種類ごとに国際環境法の構造を分析する。</p> <p>【注意事項】 本講義は、元来、法学部専門科目として3年生以上に開講される科目である。国際教養学部では、「グローバル社会特殊研究（地球環境と法b）」として2年生以上に開講されるが、2年生が受講を希望する場合は、履修が容易ではないので、開講時に教員に相談すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講義の概要</li> <li>2 長距離越境大気汚染、酸性雨</li> <li>3 地球大気圏・気候変動問題—オゾン層</li> <li>4 地球大気圏・気候変動問題—気候変動枠組条約</li> <li>5 地球大気圏・気候変動問題—パリ協定</li> <li>6 海洋環境の保全—総論</li> <li>7 海洋環境の保全—船舶起因</li> <li>8 海洋環境の保全—海洋投棄</li> <li>9 南極の環境保護</li> <li>10 廃棄物の越境移動</li> <li>11 有害物質、放射性物質</li> <li>12 自然環境の保全</li> <li>13 生物多様性の保全</li> <li>14 講義のまとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際環境法の意義および機能に関する基本的知識のうえに、国際環境法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。 講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。		
<b>テキスト</b>	開講時に指示する。		
<b>参考文献</b>	『国際条約集』有斐閣 2019年。		
<b>評価方法</b>	期末試験の成績により評価し（70%）、課題レポート・小テストなどの成果および授業への参加度も評価対象にする（30%）。		

律・国・総	*****/国際経済法/*****	担当者	宗田 貴行
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義は、国際経済法の中核を占めると謂われているGATT/WTOの基本的知識の習得を目的とする。</p> <p>この目的の達成のため、本講義においては、図、表、グラフ等を用いて、極めて基本的な事柄から、わかりやすく解説を行う。</p> <p>この分野は、事例の検討が不可欠であるので、ケーススタディを積極的に行う。</p> <p>WTOに関連する新聞記事も頻繁に取り上げ、講義で取り扱っている事柄との関連性や重要性を指摘する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 導入</li> <li>2. GATT/WTO とは</li> <li>3. GATT の誕生、ブレトンウッズ体制</li> <li>4. 関税とは</li> <li>5. GATT の基本原則①関税の譲許</li> <li>6. GATT の基本原則②数量制限の禁止</li> <li>7. GATT の基本原則③最恵国待遇の原則</li> <li>8. GATT の基本原則④内国民待遇の原則 I</li> <li>9. 貿易救済措置①アンチダンピング</li> <li>10. 貿易救済措置②補助金相殺関税</li> <li>11. 貿易救済措置③セーフガード</li> <li>12. 関税の譲許・数量制限の禁止・最恵国待遇の原則・内国民待遇の原則に関する事例の検討</li> <li>13. アンチダンピング・補助金相殺関税・セーフガードに関する事例の検討</li> <li>14. TPP と WTO</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際経済法に関する基礎知識のうえに、特に、GATT、WTOに関する基本を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	毎回の講義の教科書・参考書の該当箇所、指定された事例について熟読すること。		
<b>テキスト</b>	田村次朗『WTO ガイドブック（第2版）』弘文堂 2006年		
<b>参考文献</b>	滝川敏明『WTO 法（第2版）』三省堂 2010年		
<b>評価方法</b>	レポート（100%）		

律・国・総	*****/国際関係法特講（国際経済法）/*****	担当者	宗田 貴行
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義は、国際経済法の中核を占めると謂われているGATT/WTOだけではなく、近年重要性を増しているEPA/FTAおよび国境を越えた各国独占禁止法違反に関する公的執行及び被害者の救済制度の基本的知識の習得を目的とする。</p> <p>この目的の達成のため、本講義においては、図、表、グラフ等を用いて、極めて基本的な事柄から、わかりやすく解説を行う。</p> <p>この分野は、事例の検討が不可欠であるので、ケーススタディを積極的に行う。</p> <p>WTOやFTA、EPAに関連する新聞記事も頻繁に取り上げ、講義で取り扱っている事柄との関連性や重要性を指摘する。</p> <p>TPPについても可能な限り解説を行う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 導入 GATT/WTOの基本原則と例外の概要</li> <li>2. 数量制限の禁止の近時の事例の検討</li> <li>3. 最恵国待遇の原則の近時の事例の検討</li> <li>4. 内国民待遇の原則の近時の事例の検討</li> <li>5. アンチダンピングの近時の事例の検討</li> <li>6. セーフガードの近時の事例の検討</li> <li>7. 補助金相殺関税の近時の事例の検討</li> <li>8. WTOの直接適用の問題</li> <li>9. アメリカ1914年不当廉売法と日欧の対抗立法</li> <li>10. FTA、EPA、TPPとWTO</li> <li>11. アメリカ反トラスト法、EU競争法の概要</li> <li>12. 独禁法の域外適用</li> <li>13. 独禁法執行協力協定</li> <li>14. 国境を越える独禁法違反と被害者の救済</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	各回講義のための教科書・参考書の該当箇所、該当する判例を熟読すること。		
<b>テキスト</b>	田村次朗『WTO ガイドブック（第2版）』弘文堂 2006年		
<b>参考文献</b>	滝川敏明『WTO 法（第2版）』三省堂 2010年		
<b>評価方法</b>	レポート（100%）		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/国際租税法/*****	担当者	石村 耕治
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人事交流やビジネス活動の国際化が急速に進むなか、自国のみならず、相手国の税法や租税条約などを理解していなければ、国際的な税金問題を考えるのは難しくなってきました。</p> <p>国際租税法の授業では、こうしたグローバルに活動し国際的に税金を負担する「民間企業」の課税問題について、法学的な観点から学んでもらいます。</p> <p>国際租税法を学ぶには日本税法(国内税法)の基礎知識が必要です。まったく税法の知識のない学生諸君を含め、国際租税法を履修した諸君の基礎的な理解を深めるために、当初は、国内税法、会社法などとの関連で授業を進めます。授業への参加度・貢献度を重視します。授業では、実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。国際租税法の基礎をしっかり学んで将来に役立ててください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際租税法で何を学ぶのか</li> <li>2. 国内税法（所得税法・法人税法など）との関係は</li> <li>3. 企業の海外進出形態と課税</li> <li>4. 個人居住者・内国法人（居住者）と個人非居住者・外国法人（非居住者）とは</li> <li>5. 居住者・非居住者の納税義務の範囲</li> <li>6. 国内税法と租税条約の関係</li> <li>7. 居住地国課税ルールと源泉地国課税のルール</li> <li>8. 源泉課税・総合課税・分離課税、PE 概念とは</li> <li>9. 国際的二重課税の防止策：①国内法による対応、②租税条約による対応</li> <li>10. 外国税額控除とは：①直接外国税額控除、②外国子会社配当益金不算入、③みなし外国税額控除</li> <li>11. タックス・ヘイブン対策（CFC）税制とは</li> <li>12. 移転価格税制とは</li> <li>13. 過少資本税制とは</li> <li>14. わが税法上の非居住者課税の仕組み</li> </ol>	
到達目標	国際租税法に関する基礎的知識のうえに、国際租税法に関する項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	教科書の指定された箇所を精読してください。授業中に出した課題は次回に提出してください。		
テキスト	石村耕治編『現代税法入門塾〔第9版〕』（2018年、清文社）		
参考文献	授業中に紹介		
評価方法	①定期試験～70%(レポート試験)、②平常授業への参加度など～30%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/国際知的財産権法/*****	担当者	張 睿暎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法分野の国際条約に関する基礎的な知識を身につけ、この分野の国際秩序とそれに伴う諸問題を理解することを目的とする。具体的には、まず、工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約の2大条約を中心に、WIPO（世界知的所有権機関）が所管する条約を学んでいく。次に、TRIPs 協定を WIPO 所管条約と比較しつつ、その成立過程と内容について解説を加えていく。最後に、同協定による知的財産権の保護水準上昇が発展途上国の民衆にもたらした諸問題や国際社会によるその解決への歩みを紹介する。</p> <p>国際的な知的財産権制度に関する講義であるため、日本法に関する解説はしない。「知的財産権法 a/b」および「法律学特講（初めての著作権法）/（著作権法の諸問題）」も合わせて受講すると、より理解が深まる。</p> <p>初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 授業のガイダンス、国際法と国内法</li> <li>2 知的財産権法の仕組み、知的財産の通商問題化</li> <li>3 工業所有権の保護に関するパリ条約①概観、基本原則</li> <li>4 工業所有権の保護に関するパリ条約②規定</li> <li>5 著作権に関するベルヌ条約①概観、基本原則</li> <li>6 著作権に関するベルヌ条約②規定</li> <li>7 その他の著作権関係条約、WTO/TRIPs 協定制定の経緯</li> <li>8 TRIPs 協定①概観、基本原則</li> <li>9 TRIPs 協定②規定</li> <li>10 国際知的財産政策と国際ルールづくり</li> <li>11 国際登録システムの発展、特許に関する PCT システム</li> <li>12 商標に関するマドリッドシステム、意匠に関するハーグシステム</li> <li>13 著作権及び商標のデジタル化への対応問題、特許と医薬品アクセスをめぐる問題</li> <li>14 総括：質問への回答と復習</li> </ol>	
到達目標	知的財産権分野の諸条約に関する基礎的知識のうえに、国際知的財産権法の現代的課題を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	初回ガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2時間）が求められる。		
テキスト	茶園成樹『知的財産関係条約』（有斐閣・2015年）		
参考文献	初回授業で提示		
評価方法	定期試験の結果（70%）および授業への参加度（30%）を合わせて評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/国際民事訴訟法/*****	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>渉外的な性質を有する私法関係の事例に特化して、訴訟手続上の問題点に関して検討する。また、英米の制度を原点で参照することをも目的とする。</p> <p>個々の問題点に関する受講者の毎回のレポートを中心に、ソクラテスメソッド（討論形式）で問題点を明らかにする方法を採る予定である。</p> <p>内容が、非常に高度であり難解であるため、関連する法分野の単位の修得が前提となる。したがって、原則として、民法・商法の主たる分野と、国際私法、民事訴訟法の単位を修得していることを、受講の条件とする。これらの単位の未修得者が受講を希望する場合には、個別に対応するので、初回の講義日に必ず出席して担当者と面接すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際裁判管轄の基本理念</li> <li>2. 国際裁判管轄の管轄原因①（住所）</li> <li>3. 国際裁判管轄の管轄原因②（義務履行地）</li> <li>4. 国際裁判管轄の管轄原因③（不法行為地）</li> <li>5. 国際裁判管轄の管轄原因④（財産所在地）</li> <li>6. 国際裁判管轄の管轄原因⑤（消費者契約の特則）</li> <li>7. 国際裁判管轄の管轄原因⑥（労働契約の特則）</li> <li>8. 国際裁判管轄の管轄原因⑦（特別の事情）</li> <li>9. 外国判決の承認①（概説）</li> <li>10. 外国判決の承認②（間接管轄）</li> <li>11. 外国判決の承認③（実体公序）</li> <li>12. 外国判決の承認④（手続公序）</li> <li>13. 外国判決の承認⑤（相互の保証）</li> <li>14. 国際的訴訟競合</li> </ol>	
到達目標	国家法という現在の法制度運用の枠組み、国家間の法制度の運用の調整にあたる国際民事訴訟法の処理の基本的な手法を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：該当箇所の条文を確認して下さい。事前学修：講義中に扱った練習問題を復習して下さい。		
テキスト	キストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持して下さい。		
参考文献	澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門【第8版】」（有斐閣双書）		
評価方法	全ての講義回において課されるレポートの提出状況及び内容を総合的（100%）に判断します。		

律・国・総	*****/国際関係法特講（国際文化遺産法）/*****	担当者	大塚 敬子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>〔講義目的〕 この講義は、文化財・文化遺産に関する国際法を学ぶことで、国際法的観点から国際社会の現代的課題について考察し、より広い視野と新たな知見を得ることを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 この講義では、①ユネスコ条約を中心とする「文化財・文化遺産に関する国際法」を学び、とりわけ、②「世界遺産」を国際法的観点から理解することを通じて、③国際社会の現代的課題について考察していきます。</p> <p>履修生には課題に取り組んでもらい、口頭発表の機会を設ける予定です。さまざまな考え方に触れて、文化の多様性を体感してもらい、授業にしていきたいと考えています。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>はじめに／国際法と文化遺産</li> <li>文化遺産に関する法と組織</li> <li>武力紛争下における文化財保護</li> <li>文化財の不法輸出入・返還</li> <li>世界遺産の保護（1）制度の形成・全体像</li> <li>世界遺産の保護（2）登録の基準</li> <li>世界遺産の保護（3）危機からの保護</li> <li>無形文化遺産の保護（1）制度の形成・全体像</li> <li>無形文化遺産の保護（2）制度上の課題</li> <li>水中文化遺産の保護</li> <li>文化的表現多様性の保護</li> <li>文化財保護と犯罪</li> <li>文化遺産保護に関する現代的課題</li> <li>まとめ － 「文化遺産を保護する」とは</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	①日頃から、文化遺産・文化財に関するニュースや話題を新聞等でチェックする。 ②世界遺産について調べて考察する（小レポートを授業期間内に1回提出）。詳細は授業にて説明します。		
<b>テキスト</b>	特に指定しません。		
<b>参考文献</b>	授業において紹介します。		
<b>評価方法</b>	定期試験 60%、授業の取り組み度（小レポート、授業内コメント記入を含む）30%、課題（口頭発表）10%（詳細は授業において説明します。「事前・事後の学修内容」の項目も確認してください。）		

律・国・総	*****/国際関係法特講（国際宇宙法）/*****	担当者	大塚 敬子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>〔講義目的〕 この講義では、国際宇宙法の知識を獲得することで、宇宙法的観点から国際社会の現代的課題について考察し、より広い視野と新たな知見を得ることを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 この講義では、①「宇宙条約」を中心とする「宇宙に関する国際法」を学び、②宇宙技術を用いた国際協力のあり方を学ぶことで、③国際社会の現代的課題について考察していきます。</p> <p>履修生には課題に取り組んでもらい、宇宙や宇宙技術への関心を持つことによって、法や社会に関する考察を深める体験をしてもらいたいと考えています。宇宙や科学・技術に関する専門知識がなくても大丈夫なので、楽しみながら取り組んでください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>はじめに／国際法における宇宙法</li> <li>領空と宇宙空間</li> <li>国際宇宙法の形成と発展</li> <li>宇宙における領有権問題</li> <li>宇宙の資源開発</li> <li>宇宙の軍備管理</li> <li>宇宙活動についての責任</li> <li>宇宙物体登録</li> <li>国際宇宙ステーション</li> <li>リモートセンシングの利用</li> <li>宇宙の環境問題</li> <li>日本の宇宙開発と宇宙法</li> <li>国際宇宙法の現状と課題</li> <li>まとめ － 「宇宙」からみる諸問題</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	①日頃から、宇宙・宇宙活動に関するニュースや話題を新聞等でチェックする。 ②宇宙技術について調べて考察する（小レポートを授業期間内に1回提出）。詳細は授業にて説明します。		
<b>テキスト</b>	特に指定しません。		
<b>参考文献</b>	授業において紹介します。		
<b>評価方法</b>	定期試験 70%、授業の取り組み度（小レポート、授業内コメント記入を含む）30%（詳細は授業において説明します。「事前・事後の学修内容」の項目も確認してください。）		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/国際関係法特講（国際企業法務）/*****	担当者	三浦 哲男
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際企業法務は企業法務の一分野であるが、企業法務の中でも“国際的な企業活動”や“企業の国際的な提携・グループ化”というグローバル企業活動の側面にスポットライトを当てて、出来る限り具体的な問題点（とくに契約形態を中心に）を取り上げながら実践的な解決策を模索していきます。この科目は前期の「国際取引法」の各論的な形態（できる限り“現場”での実務を解説・分析する形）で授業を進めていきます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際企業法務の現状と課題</li> <li>2. 同上</li> <li>3. 貿易取引契約と決済手続き</li> <li>4. 同上（事例分析）</li> <li>5. 販売店契約と販売代理店契約</li> <li>6. フランチャイズ・ビジネスと契約形態</li> <li>7. 同上（事例分析）</li> <li>8. 知的財産権と国際ビジネス</li> <li>9. トレード・シークレット（企業秘密）</li> <li>10. ライセンス契約</li> <li>11. 企業取引と国際租税</li> <li>12. 同上（事例検討）</li> <li>13. 海外事業の展開とプロセス</li> <li>14. 事業進出と合弁事業（契約）</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回の講義で配布する説明資料の項目をよく調べ、理解に努めること		
テキスト	『企業取引法の実務』（商事法務/補訂版第一刷/2011）		
参考文献	講義中に指示します		
評価方法	期末試験（80%）および小テスト（20%）（授業期間中4または5回実施）で評価する。 前期の国際取引法と同じ		

律・国・総	*****/比較会社法 a/*****	担当者	大川 俊
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】</p> <p>コーポレート・ガバナンスの領域に関する日米会社法制の比較・検討を行う。</p> <p>【講義概要】</p> <p>米国会社法の基本構造等を概観した後、経営者の義務と責任、株主代表訴訟制度について講じる。次に、敵対的企業買収の是非に関する基本的な審査基準等について講じる。以上を基に、昨今の法改正の動向も踏まえ、わが国のコーポレート・ガバナンスの展望を検討する。</p> <p>【履修上の注意】</p> <p>会社法Ⅰ・Ⅱを履修中または履修済みであることが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コーポレート・ガバナンス総論</li> <li>2 米国(1)：米国会社法の構造</li> <li>3 米国(2)：組織形態①—Partnership, Corporation</li> <li>4 米国(3)：組織形態②—Close Corporatin, LLC</li> <li>5 米国(4)：経営者 (Director, Officer) の権限等</li> <li>6 米国(5)：経営者の義務①—Duty of Care</li> <li>7 米国(6)：経営者の義務②—Duty of Loyalty</li> <li>8 米国(7)：経営者の義務③—Duty of Good Faith</li> <li>9 米国(8)：経営者の義務④—報酬、監視義務</li> <li>10 米国(9)：責任の免除、株主代表訴訟等</li> <li>11 米国(10)：敵対的企業買収①—Unocal基準</li> <li>12 米国(11)：敵対的企業買収②—Revlon基準</li> <li>13 日本(1)：会社法改正の動向</li> <li>14 日本(2)：コーポレート・ガバナンスの展望</li> </ol>	
到達目標	比較会社法の基礎、および、比較会社法に関する各種の事柄を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後に配布レジュメを精読すること。		
テキスト	講義ごとにレジュメを配布する。		
参考文献	適宜指示する。		
評価方法	学期末の筆記試験（100%）により評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	****/国際関係論 a/****	担当者	大串 敦
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義では、ソ連時代から現代にいたるまでのロシアとロシア以外の旧ソ連諸国の内政を扱う。ソ連の政治体制が独特な体制であったことは言うまでもない。その成立から解体、新体制の成立と現状を比較政治学的に分析・理解する。比較政治学の主要理論（革命論、体制変動論、政治体制論、政党政治、議会政治、連邦制、官僚制など）と地域に関する事実関係を理解することができればおおむね講義の目的は達成される。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的と方法、スラヴ・ユーラシア地域の基礎条件</li> <li>2. 革命の理論とロシア革命</li> <li>3. 全体主義体制とスターリン体制</li> <li>4. 民主主義と共産主義体制</li> <li>5. ナショナリズム理論と帝国としてのソ連</li> <li>6. 近代化論、社会経済発展と共産主義体制</li> <li>7. 体制転換の理論とソ連解体1：近代化、移行</li> <li>8. 体制転換の理論とソ連解体2：制度論</li> <li>9. 連邦制の理論とロシアの連邦制</li> <li>10. 憲法体制の理論と旧ソ連諸国の憲法体制</li> <li>11. 政治体制転換と経済体制転換</li> <li>12. 政党政治の理論と旧ソ連諸国の政党政治</li> <li>13. 新家産制国家論とロシア官僚制</li> <li>14. 競争的権威主義体制論と旧ソ連諸国の政治体制</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際関係に関する基本的知識のうえに、国際社会の成り立ち、国際関係の歴史的展開、国際関係における政治と経済の関わりを正確に解釈し、個別の事象について分析のうえ、見解を提示できるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	文献リストを配布しますので、できるだけ目を通してください。		
<b>テキスト</b>	特になし。		
<b>参考文献</b>	文献リストを配布します。		
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）による。		

律・国・総	****/国際関係論 b/****	担当者	大串 敦
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義では、ロシアを中心とした外交・国際関係を論じる。冷戦の一方の極であったソ連時代は言うまでもなく、地域大国として復活を遂げたロシアは、現代の国際関係でも主要なアクターである。本講義では、ロシア外交を通時的に論じるだけでなく、体制転換の国際的波及など、比較政治学と国際関係をつなぐような論点も取り上げていく。ロシア外交の基本的な志向とその展開と、ロシアとその周辺地域を巡る国際関係の新しい問題を理解できるようになることが目的である。最後に日露関係にも簡単に触れる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション、ロシアの外交思想</li> <li>2. 帝政時代のロシア外交</li> <li>3. 第一次世界大戦とロシア</li> <li>4. ロシア革命と革命外交</li> <li>5. 第二次世界大戦、冷戦の開始</li> <li>6. 雪解け・スターリン批判、キューバ危機</li> <li>7. 多極化・デタントとその崩壊・新冷戦</li> <li>8. ゴルバチョフの新思考外交と冷戦の終焉</li> <li>9. エリツィン時代</li> <li>10. プーチン時代：地域大国ロシアの復活</li> <li>11. ロシアと旧ソ連諸国：覇権、専制的平和</li> <li>12. 体制変動の国際的波及</li> <li>13. ウクライナ危機とロシア</li> <li>14. 日露関係の諸問題</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際関係に関する基本的知識のうえに、国際社会の成り立ち、国際関係の歴史的展開、国際関係における政治と経済の関わりを正確に解釈し、個別の事象について分析のうえ、見解を提示できるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	文献リストを配布しますので、できるだけ目を通してください。		
<b>テキスト</b>	特になし。		
<b>参考文献</b>	文献リストを配布します。		
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）による。		

律・国・総	****/国際協力論 a/****	担当者	片岡 貞治
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>論理的思考に基づく理論的枠組の構築と現実の国際社会の政治現象の実証的分析とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。</p> <p>国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。</p> <p>前期は、経済面における国際協力、即ち、開発協力及び開発援助政策についての分析を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>① インTRODクシヨン</li> <li>② 国際社会とは何か?</li> <li>③ 国際協力とは何か?</li> <li>④ 発展途上国問題と国際開発</li> <li>⑤ 日本の開発協力政策の史的展開 50-60年代</li> <li>⑥ 日本の開発協力政策 70年代-1990</li> <li>⑦ 日本の開発協力政策 90年代後半以降</li> <li>⑧ 日本の開発協力政策決定形成過程</li> <li>⑨ 日本の開発協力政策の今後の課題</li> <li>⑩ 主要国の経済協力政策I (米国、イギリス)</li> <li>⑪ 主要国の経済協力政策II (フランス、EU等)</li> <li>⑫ グローバリゼーションと開発</li> <li>⑬ MDGsとSDGs</li> <li>⑭ 総括</li> </ul>	
<b>到達目標</b>	国際協力に関する基本的な知識のうえに、世界の様々な問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	外務省の開発援助政策に関するホームページ ( <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html</a> ) を閲覧してください。		
<b>テキスト</b>	なし。		
<b>参考文献</b>	なし。講義のPPTを熟読してください。		
<b>評価方法</b>	試験 (80%)、授業態度 (20%) 等で総合的に判断する。		

律・国・総	****/国際協力論 b/****	担当者	片岡 貞治
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>論理的思考に基づく理論的枠組の構築と現実の国際社会の政治現象の実証的分析とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。</p> <p>国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。後期は、政治面の国際協力、即ち、国際平和協力、国連の集団安全保障の問題、集団的自衛権、安保法制、国連PKO、「積極的平和主義」についての分析を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国連システム</li> <li>② 集団安全保障 概念と問題点</li> <li>③ 集団的自衛権 概念と問題点</li> <li>④ 集団安全保障と集団的自衛権</li> <li>⑤ 集団的自衛権と日本 黎明期</li> <li>⑥ 集団的自衛権と日本 政府解釈の決定</li> <li>⑦ 集団的自衛権と日本 政府解釈の変遷</li> <li>⑧ 平和安保法 賛成派と反対派</li> <li>⑨ 平和安保法 正しく理解するには</li> <li>⑩ 湾岸戦争と日本の対応</li> <li>⑪ 集団安全保障の変形としての国連平和維持活動</li> <li>⑫ 国際平和協力法の成立</li> <li>⑬ 日本と国際平和協力 (PKO)</li> <li>⑭ 「積極的平和主義」と総括</li> </ul>	
<b>到達目標</b>	国際協力に関する基本的な知識のうえに、世界の様々な問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	外務省及び内閣府のPKOに関するホームページ ( <a href="http://www.pko.go.jp/pko_j/operations/pko.html">http://www.pko.go.jp/pko_j/operations/pko.html</a> ) を閲覧してください。		
<b>テキスト</b>	なし。		
<b>参考文献</b>	なし。講義のPPTを熟読してください。		
<b>評価方法</b>	試験 (80%)、授業態度 (20%) 等で総合的に判断する。		

律・国・総	****/国際関係史 a/****	担当者	永野 隆行
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義の目的は、オーストラリアの歴史をイギリスの植民地時代から第二次世界大戦終結時まで振り返り、現代オーストラリア理解の一助とすることである。</p> <p>多くの日本人が観光客、留学生として訪問し、また経済的にも日本と繋がりが深い国でありながら、オーストラリアがどのような歴史をたどってきたのかを知る者はおどろくほど少ないのが現状である。また知りたいと思っても、日本では情報がそもそも少なく、オーストラリアを知る機会はおのずと限られてしまっている。</p> <p>本講義では、イギリス人が18世紀後半に入植してから、6つの植民地がそれぞれ発展を遂げ、それが1901年にオーストラリア連邦として独立し、そして20世紀前半の二つの世界大戦を経験するまでの、オーストラリアの歴史を、イギリス（英帝国、英連邦）やアメリカ、アジア地域（日本や中国、東南アジア）との関係の中で振り返っていく。</p> <p>本講義ではアウトラインを提示したレジメを配付する。なお2回程度、理解度確認テストを実施する予定。</p>		<p>第1回：イントロダクション～オーストラリアを学ぶ意義</p> <p>第2回：植民地オーストラリア①～植民地の誕生</p> <p>第3回：植民地オーストラリア②～植民地の発展</p> <p>第4回：大英帝国・英連邦とオーストラリア① ～英帝国のなかのオーストラリア</p> <p>第5回：大英帝国・英連邦とオーストラリア② ～英連邦、コモンウェルスのなかのオーストラリア</p> <p>第6回：ゴールドラッシュと白豪主義政策</p> <p>第7回：講義前半の総括と質疑応答</p> <p>第8回：多文化主義社会オーストラリア</p> <p>第9回：20世紀初頭の戦争とオーストラリア ～「二つのナショナリズム」</p> <p>第10回：20世紀初頭の戦争とオーストラリア ～第一次世界大戦とアンザック精神</p> <p>第11回：20世紀初頭の戦争とオーストラリア ～第一次世界大戦とオーストラリア国内社会</p> <p>第12回：第二次世界大戦～アジア国際関係と黄禍論</p> <p>第13回：2つの捕虜収容所～アンボンとカウラ</p> <p>第14回：総括と質疑応答</p>	
<b>到達目標</b>	国際関係史の概括、根幹となる重要な諸項目、および、国際関係史に関する重要な概念や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	授業終了10分前に当日の授業の整理をおこなうので、それをもとに復習し、疑問点があれば、まとめておくこと。授業開始後10分程度で、前回の授業のレビューをおこなうので、確認すること。		
<b>テキスト</b>	永野隆行ほか編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007年。		
<b>参考文献</b>	講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布。		
<b>評価方法</b>	不定期に実施する数回の小テストの実施（30％）と試験（70％）による評価。		

律・国・総	****/国際関係史 b/****	担当者	永野 隆行
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>日本にとって、オーストラリアとの関係は極めて重要である。石炭・天然ガス・鉄鉱石など天然資源の供給地として、民主主義・人権など政治的価値観を共有する国家として、さらにはインド太平洋における安全保障協力のパートナーとして、オーストラリアは日本にとって重要な国家である。</p> <p>それにも関わらず、観光地としてのイメージはあっても、私たちのあいだでオーストラリアに対する全般的理解は浅い。本講義では、戦後のアジア太平洋国際関係においてオーストラリアがどのような外交を展開してきたのかを概観し、受講者には21世紀の国際関係において日本が学ぶべきものは何かを考えてもらいたい。</p> <p>本講義では、第二次世界大戦後のオーストラリアの外交・安全保障を中心に見ていく。オーストラリアは、第二次世界大戦を契機に、イギリスからアメリカ合衆国へと自らの安全保障の拠り所を変換させ、さらに日本を含めたアジア諸国との関係を深化させていった。こうした流れに沿いながら、オーストラリア外交の歴史を概観していく。</p> <p>本講義ではアウトラインを提示したレジメを配付する。なお2回程度、理解度確認テストを実施する予定。</p>		<p>第1回：イントロダクション～オーストラリア外交を見る眼</p> <p>第2回：チフリー労働党政権の外交～新たな国際関係構築の模索</p> <p>第3回：アンザス同盟の実現</p> <p>第4回：冷戦下のアジア① ～中国誕生、マラヤ暴動、朝鮮戦争、第一次インドシナ危機</p> <p>第5回：冷戦下のアジア② ～イギリスのアジアの戦争「対決政策」</p> <p>第6回：冷戦下のアジア③ ～アメリカのアジアの戦争「ベトナム戦争」</p> <p>第7回：講義前半の総括と質疑応答</p> <p>第8回：ポストベトナムのオーストラリア外交</p> <p>第9回：冷戦末期から冷戦後のオーストラリア外交 ～オーストラリアの「アジア化」</p> <p>第10回：ミドルパワー外交①その定義</p> <p>第11回：ミドルパワー外交②その実践</p> <p>第12回：日豪関係の歴史的展開①戦後貿易の再開</p> <p>第13回：日豪関係の歴史的展開②戦略的パートナーシップへ</p> <p>第14回：21世紀オーストラリア外交の行方&amp;質疑応答</p>	
<b>到達目標</b>	国際関係史の概括、根幹となる重要な諸項目、および、国際関係史に関する重要な概念や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	授業終了10分前に当日の授業の整理をおこなうので、それをもとに復習し、疑問点があれば、まとめておくこと。授業開始後10分程度で、前回の授業のレビューをおこなうので、確認すること。		
<b>テキスト</b>	永野隆行ほか編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007年。		
<b>参考文献</b>	講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布。		
<b>評価方法</b>	不定期に実施する数回の小テストの実施（30％）と試験（70％）による評価。		

律・国・総	****/アメリカ政治外交史 a/****	担当者	渡部 恒雄
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>現在のトランプ政権は、歴史に例を見ない特殊な政権だと評価されることが多い。しかし、アメリカの長い歴史を振り返れば、トランプ大統領の「反エリート主義」「アメリカファーストの内向き外交」「ポピュリズム」など、アメリカの歴史の延長線上で理解できることも多い。またトランプ政権においては米中関係が大きく緊張している。これは、1972年のニクソン訪中で劇的に転換して以後の対中関与政策の枠組みを大きく変えることになるのか、それともこれまでの延長上に収まるのか。その予測のためには、これまでの米中の歴史を振り返ることが有益である。しかも米中の間には日本という国が常に影響している。この講座は、映画鑑賞を交え、アメリカ建国以来の国内政治と外交を学び、アメリカ外交についての知識と分析力を深めることが目的である。中でも、日本に大きく影響を与えてきた米国の対中政策の歴史も重要な分析対象とする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション トランプ政権と米中関係</li> <li>2. 合衆国建国から南北戦争まで</li> <li>3. 海洋帝国の形成とアジア進出</li> <li>4. 中国をめぐる日米対立と第二次世界大戦</li> <li>5. 中華人民共和国成立と冷戦</li> <li>6. ベトナム戦争・映画鑑賞 「The Post」前半</li> <li>7. 映画鑑賞「The Post」後半、米中接近</li> <li>8. ウォーターゲート事件・映画鑑賞 大統領の陰謀</li> <li>9. 映画鑑賞「大統領の陰謀」後半</li> <li>10. カーターからレーガンへ</li> <li>11. 冷戦終結と湾岸戦争</li> <li>12. クリントン・ブッシュ（子）と中国の台頭</li> <li>13. オバマ、トランプと米中貿易戦争</li> <li>14. まとめ トランプと米中関係の行方</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	建国から今日までのアメリカ政治の大まかな流れ、アメリカの外交政策を形成する国際・国内要因、および、今日の世界におけるアメリカという国の位置づけを体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	毎回のテーマについて予習して授業に臨む。 授業で扱った内容について小テストを定期的に行うので復習しておく。		
<b>テキスト</b>	久保文明『アメリカ政治史』入江昭『米中関係のイメージ』ジェームズ・マン『米中奔流』		
<b>参考文献</b>	授業時に適宜指示		
<b>評価方法</b>	授業への貢献・小テスト 40%；学期末試験 60%		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	****/アメリカ政治外交史 b/****	担当者	岡垣 知子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>アメリカ政治外交史は、近・現代の世界史と重なり合う部分が多い。この講義では、まず、アメリカの政治システムと対外政策を他国との比較において概観すると同時に、建国から今日までのアメリカの歴史を展望する。植民地時代から冷戦後に至るまで貫かれているアメリカ政治・外交の理念は何か？時代の要請に応じて変化してきたもの、時代を超えて不変のものは何か？アメリカ独特の文化・社会的伝統に触れると同時に、その外交政策がいかなる要因によって形成され、変化する国際環境にどう適応してきたかを考察することによって、その舞台となった国際政治および世界史的背景についての知識と分析力も深めていきたい。</p> <p>※受講希望者は第1回目の講義に必ず出席すること</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション：アメリカとは何か</li> <li>2. アメリカの政治システム概観</li> <li>3. アメリカ外交の理念</li> <li>4. アメリカ史概観：建国から18世紀前半</li> <li>5. アメリカ史概観：国際政治舞台への登場</li> <li>6. 日米関係</li> <li>7. アメリカ外交の源泉：大統領と議会</li> <li>8. アメリカ外交の源泉：官僚組織</li> <li>9. アメリカ外交の源泉：メディアと世論</li> <li>10. 国際政治の中のアメリカ：覇権</li> <li>11. 国際政治の中のアメリカ：中国の台頭</li> <li>12. 国際政治の中のアメリカ：テロとCOIN</li> <li>13. 日米関係</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	建国から今日までのアメリカ政治の大まかな流れ、アメリカの外交政策を形成する国際・国内要因、および、今日の世界におけるアメリカという国の位置づけを体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業で扱った内容についての小テストを次週に行うため、よく復習しておく。		
テキスト	なし		
参考文献	授業時に適宜紹介する		
評価方法	レポート・小テスト：30%；授業への貢献度：20%；学期末試験：50%		

律・国・総	*** / 国際政治特講 (ドイツ古典哲学における戦争と平和と政治 a) / ***	担当者	杉田 孝夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、18世紀後半から19世紀前半における戦争と平和と政治をめぐる議論 (テキスト) の文脈 (コンテキスト) の分析を行う。考察の主対象はカント、フィヒテ、ヘーゲルそしてクラウゼヴィッツである。対象となる時期は、ほぼ200年ほど前の1780年代から1830年代までの時期であり、イギリス産業革命、アメリカ独立革命、フランス革命、ナポレオン戦争と神聖ローマ帝国の終焉といった歴史的事件が集中した時期である。まさに世界史的な構造転換が起こった時期である。かれらが同時代をどのように読んだのか、そこに表れたかれらのテキストの歴史的制約とその制約に条件づけられた普遍性を析出することが本講義の課題である。春学期はカントとフィヒテを中心に検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. サン・ピエール「永久平和論」とルソー</li> <li>2. カント「啓蒙とは何か」と「人倫の形而上学の基礎づけ」</li> <li>3. 「人類史の憶測的起源」と「理論と実践」</li> <li>4. 『永遠平和のために』の条件</li> <li>5. 『永遠平和のために』の構造1 共和制</li> <li>6. 『永遠平和のために』の構造2 国際法と世界市民法</li> <li>7. 永遠平和の保証としての「自然」の意図</li> <li>8. 政治学原論としての『永遠平和のために』</li> <li>9. フィヒテ「フランス革命論」と「学者の使命」</li> <li>10. 「永遠平和のために」論評</li> <li>11. 『自然法論』</li> <li>12. 『閉鎖商業国家』</li> <li>13. 『現代の根本特徴』と『ドイツ国民に告ぐ』</li> <li>14. 『国家論』における戦争論</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際政治分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	まずは毎回講義に出席し受講するという当たり前のことをしっかり実行してほしい。配布資料やノートにメモを取りながら講義を理解すること、そして図書館で関連文献を読み、ノートを補充して復習すること		
テキスト	カント著 (中村元訳)『永遠平和のために/啓蒙とは何か 他 3編』光文社古典新訳文庫、648 円、ISBN978-4-334-75108-1		
参考文献	毎回配布する講義資料に記載。		
評価方法	月末レポート (4月・5月・6月) 30%と学期末試験 (70%) による。		

律・国・総	*** / 国際政治特講 (ドイツ古典哲学における戦争と平和と政治 b) / ***	担当者	杉田 孝夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、18世紀後半から19世紀前半における戦争と平和と政治をめぐる議論 (テキスト) の文脈 (コンテキスト) の分析を行う。考察の主対象はカント、フィヒテ、ヘーゲル、クラウゼヴィッツである。対象となる時期は、ほぼ200年ほど前の1780年代から1830年代までの時期であり、イギリス産業革命、アメリカ独立革命、フランス革命、ナポレオン戦争と神聖ローマ帝国の終焉といった歴史的事件が集中した時期である。まさに世界史的な構造転換が起こった時期である。かれらが同時代をどのように読んだのか、そこに表れたかれらのテキストの歴史的制約とその制約に条件づけられた普遍性を析出することが本講義の課題である。秋学期はヘーゲルとクラウゼヴィッツを検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ドイツ憲法論(1) 国家</li> <li>2. ドイツ憲法論(2) 軍隊・財政・領土</li> <li>3. ドイツ憲法論(3) 代議制と議会</li> <li>4. ドイツ憲法論(4) ヨーロッパにおける民族国家</li> <li>5. ドイツ憲法論(5) ドイツの二大勢力</li> <li>6. ドイツ憲法論(6) 国民の自由と議員の自由</li> <li>7. 法の哲学(1) 近代家族と近代的個人の生成</li> <li>8. 法の哲学(2) 市民社会 A 欲求の体系</li> <li>9. 法の哲学(3) 市民社会 B 司法</li> <li>10. 法の哲学(4) 市民社会 C 行政と職能団体</li> <li>11. 法の哲学(5) 国内体制と対外主権</li> <li>12. 法の哲学(6) 国際法と世界史</li> <li>13. クラウゼヴィッツの戦争論(1) 戦争の本質</li> <li>14. クラウゼヴィッツの戦争論(2) 戦争と政治</li> </ol>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際政治分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	まずは毎回講義に出席し受講するという当たり前のことをしっかり実行してほしい。配布資料やノートにメモを取りながら講義を理解すること、そして図書館で関連文献を読み、ノートを補充して復習すること。		
テキスト	講義資料を毎回配布する。		
参考文献	毎回配布する講義資料に記載。		
評価方法	月末レポート (10月、11月、12月) 30%と学期末試験 (70%) による。		

律・国・総	経済原論 a/現代経済論 a/経済原論 a	担当者	野村 容康
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p><b>講義概要</b>          経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。とりわけ家計と企業に代表される個別経済主体の行動原理(ミクロ経済学)を詳細に明らかにし、市場で望ましい状態が達成されない場合の政府の役割について考察する。</p> <p><b>講義目的</b>          身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経済学の目的と方法</li> <li>2. 家計の行動①－効用の概念と予算制約</li> <li>3. 家計の行動②－効用最大化</li> <li>4. 家計の行動③－消費者余剰の概念</li> <li>5. 企業の行動①－生産技術の決定</li> <li>6. 企業の行動②－費用曲線と利潤最大化</li> <li>7. 企業の行動③－生産者余剰の概念</li> <li>8. 市場価格の決定</li> <li>9. 不完全競争市場</li> <li>10. 厚生経済学の基本定理</li> <li>11. 市場の失敗</li> <li>12. 政府の役割①－規制および補助金政策</li> <li>13. 政府の役割②－租税政策</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	現代経済論の基本、現代経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	各回の講義で解説した専門用語（プリントを配布）について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義に臨むこと。		
<b>テキスト</b>	特に指定しない		
<b>参考文献</b>	塩澤修平『基礎コース経済学』新世社		
<b>評価方法</b>	定期試験の成績（80％）に授業内での小テストの結果（20％）を加味して評価する。		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

律・国・総	****/日本経済論 a/日本経済論 a	担当者	須藤 時仁
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義は、基礎的な経済理論をベースに日本経済の仕組みや日本経済が抱えている問題点を明らかにするものである。講義を通じて、現実の日本経済がどうなっているのか、また実際の経済現象が理論的にどのように説明されるのかについて理解してもらいたい。なお、新聞やニュースで取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行う予定である。</p> <p>特に受講の条件というわけではないが、受講生はマクロ経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習していることが望ましい。また、できる限り新聞や雑誌に目を通して現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション</li> <li>2. 国民経済計算とは</li> <li>3. 三面等価の原則</li> <li>4. 日本の経済成長</li> <li>5. 産業構造の変遷</li> <li>6. 日本の景気循環</li> <li>7. 個人消費の特徴</li> <li>8. 消費の決定要因</li> <li>9. 消費と資産価格</li> <li>10. 貯蓄率の動向</li> <li>11. 設備投資の特徴</li> <li>12. 設備投資の決定要因：資本ストックと金利</li> <li>13. 設備投資の決定要因：企業経営者の経済見通し</li> <li>14. 資金調達と設備投資</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義資料は予めアップしておくので、関連項目を事前に読んでおいてください。		
<b>テキスト</b>	特定のテキストは使用せず、講義資料を各自でダウンロードしてください。		
<b>参考文献</b>	小峰隆夫・村田啓子『最新 日本経済入門（第5版）』。その他は初回の講義で指示します。		
<b>評価方法</b>	レポート 100%		

律・国・総	****/日本経済論 b/日本経済論 b	担当者	須藤 時仁
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義は、基礎的な経済理論をもとに日本経済の仕組みや日本経済が抱えている問題点を明らかにすることを主眼としており、日本経済論 a の続編である。この講義では、民間経済主体の行動についての理解を前提として、政府の行動が経済に及ぼす影響、金融市場と実体経済との関係、世界経済と日本経済との相互の関係について理解してもらいたい。なお、本講義でも新聞やニュースで取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行う予定である。</p> <p>特に受講の条件というわけではないが、受講生はマクロ経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習していることが望ましい。また、できる限り新聞や雑誌に目を通して現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション</li> <li>2. 日本の雇用状況</li> <li>3. 雇用の非正規化</li> <li>4. 日本の物価動向</li> <li>5. 日本の物価はなぜ上昇し難いのか</li> <li>6. 財政とは</li> <li>7. 財政と国債</li> <li>8. 日本財政の問題点と展望</li> <li>9. 金融とは</li> <li>10. 日本の資金循環と金融システム</li> <li>11. 日本の金融政策</li> <li>12. 国際収支の特徴</li> <li>13. 外国為替レートの推移</li> <li>14. 経常収支の決定要因</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義資料は予めアップしておくので、関連項目を事前に読んでおいてください。		
<b>テキスト</b>	特定のテキストは使用せず、講義資料を各自でダウンロードしてください。		
<b>参考文献</b>	小峰隆夫・村田啓子『最新 日本経済入門（第5版）』。その他は初回の講義で指示します。		
<b>評価方法</b>	レポート 100%		

律・国・総	****/国際経済論 a/****	担当者	益山 光央
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>国際経済の諸問題を理解するのに最低限必要と思われる基本的な事柄を講義します。その中心は、「貿易理論」、「国際貿易の一般均衡」、「貿易と経済厚生」、そして「貿易政策」などです。講義で扱う内容は、よりすすんだ事柄を学ぶのに必須の基礎的事項なので厳密な展開を心がけたいと思います。受講生はミクロ経済学を理解していること。予習と復習を求めます。私語厳禁。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際貿易理論概観 —消費・生産・貿易—</li> <li>2. リカード的貿易論 —比較生産費説の数字例—</li> <li>3. リカード的貿易論 —固定係数型生産関数による展開</li> <li>4. ヘクシャー・オリーンの世界 —貿易理論、要素価格均等化—</li> <li>5. ヘクシャー・オリーンの世界 —リプチンスキー定理とストルパー・サミュエルソン定理—</li> <li>6. 国際貿易の一般均衡 —交易条件の決定—</li> <li>7. 国際貿易の一般均衡 —経済成長と交易条件—</li> <li>8. 国際貿易と経済厚生 —自由貿易—</li> <li>9. 国際資本移動</li> <li>10. 外国人労働者 —移民—</li> <li>11. 自由貿易・関税・輸入数量制限 —部分均衡分析—</li> <li>12. 輸出補助金と輸出自主規制</li> <li>13. 幼稚産業保護論</li> <li>14. 産業内貿易 —独占的競争と製品差別化—</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際経済論の基本、国際経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前・事後の学修に関しては、授業時に指示する。		
<b>テキスト</b>	大山道広・伊藤元重『国際貿易』 岩波書店		
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>	試験のみ（100%）で評価		

律・国・総	****/国際経済論 b/****	担当者	益山 光央
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>春学期に学んだ、「貿易理論」とともに国際経済学の中心テーマである、「国際収支調整メカニズム」を学ぶ。具体的には、開放経済下の所得決定です。それと金融政策、財政政策の対外的な影響、外国為替制度などが中心になります。受講生はマクロ経済学を理解していること。予習と復習を求めます。私語厳禁。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民総生産と国内総生産 —経常収支と資本収支—</li> <li>2. 開放経済下の所得決定 —固定為替制度—</li> <li>3. 開放経済下の所得 —固定為替制度と国際間の所得関連—</li> <li>4. 開放経済下の所得 —変動為替制度—</li> <li>5. 国際通貨金と金本位制度</li> <li>6. 外国為替市場 —固定為替制度—</li> <li>7. 変動為替制度</li> <li>8. 先物為替市場</li> <li>9. 国際資本移動 —長期資本移動と短期資本移動—</li> <li>10. トランスファー問題 —政府援助と賠償—</li> <li>11. 国際通貨</li> <li>12. 国際収支と国際収支表</li> <li>13. 国際収支の不均衡</li> <li>14. まとめ —ベルサイユ条約の経済学側面と 30 年代大不況—</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際経済論の基本、国際経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	事前・事後の学修に関しては、授業時に指示する。		
<b>テキスト</b>	未定		
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>	試験のみ（100%）で評価		

律・国・総	****/国際金融論 a/****	担当者	相沢 幸悦
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>世界は、2008年9月のリーマン・ショックで経済・金融危機にみまわれました。欧米政府・中央銀行の大規模な資金供給でとりあえず終息しましたが、今度は、ギリシャ・ショックで欧州債務危機が勃発しました。おかげで1999年に導入されたユーロ崩壊による世界恐慌が懸念されました。</p> <p>こうしたなかで、2017年1月のアメリカでのトランプ政権の登場で、国際金融市場も大きな影響を受けつつあります。</p> <p>本講義では、国際金融市場の基本的仕組み、とくに外国為替、国際収支、国際通貨などについて、詳しく説明したうえで、第二次世界大戦後の米ドル体制の成立と崩壊、ドルに対するヘッジ通貨として導入されたヨーロッパにおけるユーロ導入についてあきらかにします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要</li> <li>2. 国際金融とはなにか</li> <li>3. 外国為替相場</li> <li>4. 外国為替市場</li> <li>5. 国際収支</li> <li>6. 所得収支</li> <li>7. 資本収支</li> <li>8. 国際通貨と国際基軸通貨</li> <li>9. 国債金融市場</li> <li>10. IMF体制の成立</li> <li>11. IMF体制の崩壊</li> <li>12. ユーロ導入の背景</li> <li>13. ユーロとはなにか</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際金融論の基本、国際金融論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義の予習・復習をおこなってください。現実の説明をするので日々の新聞をよく読んでください。		
<b>テキスト</b>	とくに使用しません。		
<b>参考文献</b>	相沢幸悦『ドイツはEUを支配するか』（ミネルヴァ書房、2018年）		
<b>評価方法</b>	中間試験(30%)と期末試験(70%)によって総合的に評価します。		

律・国・総	****/国際金融論 b/****	担当者	相沢 幸悦
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>世界は、2008年9月のリーマン・ショックで深刻な経済・金融危機にみまわれました。欧米政府・中央銀行の大規模な資金・流動性供給でとりあえず終息しました。ところが、まもなくして、ギリシャ・ショックで欧州債務危機が勃発しました。</p> <p>おかげで1999年に導入されたユーロ崩壊による世界恐慌が懸念されました。こうした中で、2017年1月のアメリカでのトランプ政権の登場で、国際金融市場も大きな影響を受けつつあります。</p> <p>本講義では、国際金融市場のリスク管理についてあきらかにしたうえで、リーマン・ショックによる世界金融危機についてあきらかにします。</p> <p>とくに、米中央銀行FRBによる危機対策、ヨーロッパの債務危機と危機対応についてくわしく講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要</li> <li>2. 国際金融市場とリスク管理</li> <li>3. 欧米における資産バブル</li> <li>4. リーマン・ショックと国際金融危機</li> <li>5. 米中央銀行（FRB）の危機対応</li> <li>6. FRBのゼロ金利政策と量的緩和</li> <li>7. FRBの金融政策と国際金融市場</li> <li>8. FRBの出口戦略と国際金融市場</li> <li>9. ユーロッパ統合の進展</li> <li>10. ユーロ導入による資産バブル</li> <li>11. 欧州債務危機の勃発</li> <li>12. 欧州中央銀行（ECB）の全面出動</li> <li>13. 国際金融市場のゆくえ</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国際金融論の基本、国際金融論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	講義の予習・復習をおこなってください。現実の説明をするので日々の新聞をよく読んでください。		
<b>テキスト</b>	とくに使用しません。		
<b>参考文献</b>	相沢幸悦『ドイツはEUを支配するか』（ミネルヴァ書房、2018年）		
<b>評価方法</b>	中間試験(30%)と期末試験(70%)によって総合的に評価します。		

律・国・総	****/多国籍企業論 a/****	担当者	小林 哲也
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>グローバリゼーションの原動力の一つは、国境を越えて活動する多国籍企業である。現代企業は、財の生産や流通だけでなく、情報や金融の世界でも、グローバル化を進めている。生産・流通・広告・金融など諸分野での新しい技術・ビジネスモデルの登場により、国際分業が再編成されてきている。AIやロボットなどの登場により、技術と人間との関係も、新たな段階を迎えている。Y.N.ハラリーのように、データを独占するエリート+AIによる、新しいカースト社会を予言するものもある。現代では、グローバリゼーションの展開に関して、文明史的な再考が必要となってきたのではないかと。</p> <p>本講義では、企業の国際化に伴う諸問題を包括的に議論し、グローバリゼーションを理解するための理論的枠組みを提供することを目的とする。前期で主として理論・歴史を取り扱い、後期で産業や企業に関するケーススタディを行うので、通年受講が望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. グローバリゼーション---可能性と問題点</li> <li>2. 現代経済における多国籍企業</li> <li>3. 巨大企業と「豊かな社会」</li> <li>4. コーポレートガバナンス</li> <li>5. フォードシステム</li> <li>6. 日本的生産システム</li> <li>7. 情報技術革命と企業組織</li> <li>8. 新しいビジネスモデルとアーキテクチャ</li> <li>9. ハイテク産業と経営戦略</li> <li>10. 国際的な産業の再編成</li> <li>11. 暴走する資本主義</li> <li>12. 温暖化・フラット化・過密化</li> <li>13. グローバリゼーションと日本企業</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	多国籍企業論の基本、多国籍企業論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	【予習】新聞・雑誌記事に日常的に眼を配るようになる。 【復習】配付資料について、各自整理・理解するようになる。		
テキスト	特になし。		
参考文献	J・ジョーンズ『国際経営講義』有斐閣、J.K.ガルブレイス『ゆたかな社会』岩波、Y.N.ハラリー『ホモ・デウス』河出書房新社		
評価方法	授業参加（小レポート、コメントなど）30%、期末試験 70%		

律・国・総	****/多国籍企業論 b/****	担当者	小林 哲也
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>秋学期は、多国籍企業の活動にかかわるケーススタディを中心として、グローバリゼーションの現状を分析する。</p> <p>新興国の台頭とともに、国際的な産業の再編成が進行中である。主要産業の興隆が10年単位から数年単位のスピードになっている。ビジネスモデルに関しても、重厚長大で垂直統合的なものから、水平分業的なアーキテクチャに急速に移行している。ある意味新興国こそがハイテクのフロンティアになっている。中国でのベンチャー企業の急速な巨大化など、世界経済が大きな転換期に直面していることは間違いない。</p> <p>日本企業に関しては、「技術は優れているのにハイテク製品でのシェアを失っている」という議論がある。講義では、必ずしも「技術」だけがイノベーションの成否を握っている訳ではないということも、事例をあげて解説していきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本企業の国際化</li> <li>2. 日本企業の海外進出 戦後復興から90年代</li> <li>3. 日本企業の海外進出 「摩擦」の政治経済学</li> <li>4. 日本企業の海外進出 アメリカ</li> <li>5. 日本企業の海外進出 ヨーロッパ</li> <li>6. 日本企業の海外進出 アジアへの進出</li> <li>7. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退</li> <li>8. 「世界の工場」中国</li> <li>9. IT革命と世界的な産業の再編成</li> <li>10. ハイテク産業の動向</li> <li>11. 主要産業の未来 自動車産業の再編</li> <li>12. 主要産業の未来 新しいビジネスモデル</li> <li>13. 日本企業の課題</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	多国籍企業論の基本、多国籍企業論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	【予習】国際ビジネスに関する新聞・雑誌記事に日常的に眼を配るようになる。 【復習】配付資料の用語やケースについて、各自整理・理解するようしておく。		
テキスト	特になし。		
参考文献	湯之上隆『日本型モノづくりの敗北』文春新書、藤岡淳一『ハードウェアのシリコンバレー深センに学ぶ』Kindle 版		
評価方法	授業参加（小レポート、コメントなど）30%、期末試験 70%		

律・国・総	****/西洋政治史 a/西洋政治史 a	担当者	作内 由子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>現在、私たちが当然と考えている、国民国家、議会制、民主主義、といった理念や制度は、ここ200年ほどの時期にヨーロッパ（およびアメリカ）で発展してきた。これらの理念や制度がいかなる歴史的展開の上に成り立っているのかを理解するのが本講義の目的である。</p> <p>春学期はフランス革命から第二次世界大戦まで（1789-1945）の発展について扱う。講義では人びとの暮らしがどのように変化していったのかについてできるだけ具体的に示すことで、制度の変化を説明していく予定である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. フランス革命—理念と現実①人民主権と平等</li> <li>3. フランス革命—理念と現実②教会と国家</li> <li>4. フランス革命—理念と現実③国民国家の形成</li> <li>5. 支配の広がり① 立憲主義・議会制①議院内閣制</li> <li>6. 支配の広がり② 立憲主義・議会制②普通選挙</li> <li>7. 支配の広がり③ 産業化</li> <li>8. 支配の広がり④ 帝国主義</li> <li>9. 三つのデモクラシー① 自由民主主義</li> <li>10. 三つのデモクラシー② 社会民主主義</li> <li>11. 三つのデモクラシー③ キリスト教民主主義</li> <li>12. 第一次世界大戦</li> <li>13. 議院内閣制の矛盾と危機① 議会制の危機</li> <li>14. 議院内閣制の矛盾と危機② 大恐慌</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	西洋政治史の基本的な知識のうえに、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	レジュメを事前に配布するので読んだうえで授業に臨むこと。その他の参考文献については授業中に適宜指示するので、興味を持った箇所については読んでみることにする。		
<b>テキスト</b>	レジュメを PorTa にて配布する。		
<b>参考文献</b>	授業中に指示する。		
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）による。別途 20 点満点の任意レポートを課す。		

律・国・総	****/西洋政治史 b/西洋政治史 b	担当者	作内 由子
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>現在、私たちが当然と考えている、国民国家、議会制、民主主義、といった理念や制度は、ここ200年ほどの時期にヨーロッパ（およびアメリカ）で発展してきた。これらの理念や制度がいかなる歴史的展開の上に成り立っているのかを理解するのが本講義の目的である。</p> <p>秋学期は、第二次世界大戦後のヨーロッパ政治を扱う。主な内容は国際関係と経済政策である。</p> <p>現在の先進国が抱える問題はしばしばグローバル化が一つの要因となっている。ヒト・モノ・カネの自由移動は、国内の経済政策や国民統合に関する政府の選択肢を縛る結果となり、デモクラシーの危機も引き起こしている。現在のヨーロッパが直面する問題の背景を検討していきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 第二次世界大戦</li> <li>3. 戦後体制の形成</li> <li>4. 冷戦と欧州統合の始まり</li> <li>5. 社会経済政策①国際政治経済体制</li> <li>6. 社会経済政策②福祉国家の形成</li> <li>7. 植民地の独立</li> <li>8. 「組織の時代」の終わり</li> <li>9. デタント</li> <li>10. 石油危機</li> <li>11. 冷戦の終結</li> <li>12. 欧州統合①共同市場と司法による統合</li> <li>13. 欧州統合②通貨統合</li> <li>14. 新右翼ポピュリズムの台頭</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	西洋政治史の基本的な知識のうえに、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	レジュメを事前に配布するので読んだうえで授業に臨むこと。その他の参考文献については授業中に適宜指示するので、興味を持った箇所については読んでみることにする。		
<b>テキスト</b>	レジュメを PorTa にて配布する。		
<b>参考文献</b>	授業中に指示する。		
<b>評価方法</b>	期末試験（100％）による。別途 20 点満点の任意レポートを課す。		

律・国・総	政治思想史 a / 西洋政治思想史 a / 西洋政治思想史 a	担当者	網谷 壮介
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>政治思想史とは、過去の人々が政治をどのように考えてきたのかを研究する学問である。ただしここで「政治」は、通常よりも広い意味で捉えられ、「複数の人々がともに生きる」ということに関わる営みすべてを指す。そのため、国家や政府だけでなく、人間や社会、経済についても広く見ていくことになるだろう。西欧の過去の思想をひもとき、私たちが今「当たり前」だと思っている政治や社会のあり方を批判的に問いなおす視座の獲得が目指される。</p> <p>春学期のテーマは「社会契約」である。社会契約とは「社会は契約によって成立している」という一見奇妙な発想だ。しかしこの考え方は、なぜ国家に服従すべきなのか、政治はどのように行われるべきか、どんな社会が正しい社会なのかといった問題を考える上で、非常に重要なツールとなる。代表的な考え方とその歴史的背景を理解し、自分の言葉で説明できるようになることが到達目標である。</p>		<p>①イントロダクション——政治思想史とは何か</p> <p>②古代・中世の社会観</p> <p>③ホッブズと『リヴァイアサン』</p> <p>④ホッブズの批判者たち</p> <p>⑤ロックと名誉革命</p> <p>⑥ヒュームの契約論批判</p> <p>⑦ルソーと『社会契約論』</p> <p>⑧カントの道徳論</p> <p>⑨カントの国家論とフランス革命</p> <p>⑩市民社会の秩序——アダム・スミス</p> <p>⑪市民社会と国家——ヘーゲル、マルクス</p> <p>⑫ロールズと『正義論』</p> <p>⑬ロールズの批判者たち</p> <p>⑭総括</p>	
<b>到達目標</b>	西洋の政治思想の内的構造とその歴史的展開、各思想家の個性を想像力をもって正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする		
<b>事前・事後学修の内容</b>	ポータルサイトにアップロードされている資料を事前に読み、(印刷するか、PCやタブレットにダウンロードして) 授業時に持参すること。		
<b>テキスト</b>	網谷壮介『カントの政治哲学入門：政治における理念とは何か』白澤社、2018年		
<b>参考文献</b>	重田園江『社会契約論』ちくま新書、2013年		
<b>評価方法</b>	定期試験 70% 授業内で時折課すリアクションペーパー30%		

律・国・総	政治思想史 b / 西洋政治思想史 b / 西洋政治思想史 b	担当者	網谷 壮介
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>政治思想史とは、過去の人々が政治をどのように考えてきたのかを研究する学問である。ただしここで「政治」は、通常よりも広い意味で捉えられ、「複数の人々がともに生きる」ということに関わる営みすべてを指す。そのため、国家や政府だけでなく、人間や社会、経済についても広く見ていくことになるだろう。西欧の過去の思想をひもとき、私たちが今「当たり前」だと思っている政治や社会のあり方を批判的に問いなおす視座の獲得が目指される。</p> <p>秋学期のテーマは「公と私」である(春学期を未受講でも理解可能な内容である)。公的なもの(the public)と私的なもの(the private)の理解は、歴史的に変遷してきた。公共空間とはどんな空間か。公的な生活とは何か。宗教は私的な事柄か公的な事柄か。ウェブは公共空間か。こうした問いを導きにして、古代ギリシアから現代へと思想史をたどり、公と私の関係を歴史的に捉えたい。</p>		<p>①イントロダクション</p> <p>②古代ギリシアとローマの公共性</p> <p>③市民的・観想的・宗教的生</p> <p>④初期近世の代表的公共性</p> <p>⑤近代の市民的公共性の勃興</p> <p>⑥共和主義</p> <p>⑦カント「啓蒙とはなにか」を読む</p> <p>⑧市民的公共性への批判</p> <p>⑨自由主義・大衆社会・社会国家</p> <p>⑩全体主義時代の公共性</p> <p>⑪アーレント</p> <p>⑫ハーバーマス</p> <p>⑬現代の公共性の問題</p> <p>⑭総括</p>	
<b>到達目標</b>	西洋の政治思想の内的構造とその歴史的展開、各思想家の個性を想像力をもって正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	ポータルサイトにアップロードされている資料を事前に読み、(印刷するか、PCやタブレットにダウンロードして) 授業時に持参すること。		
<b>テキスト</b>	特に指定しない。		
<b>参考文献</b>	網谷壮介『カントの政治哲学入門：政治における理念とは何か』白澤社、2018年		
<b>評価方法</b>	定期試験 70% 授業内で時折課すリアクションペーパー30%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/人権の歴史/*****	担当者	岡田 順太
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】人権の観念がどのような歴史的経緯を経て、法制化され、展開していったのか、また、その現実の保障状況はどのようなものか概観する。</p> <p>【講義概要】個別的テーマに即し、諸外国の憲法史にも触れながら、日本国憲法における人権保障の発展の経緯と課題について扱う。 適宜、履修者からの意見をもとにした議論を行う。</p> <p>【履修上の注意】履修者は事前に各テーマに関する見解をまとめて提出する。具体的には初回授業で指示する。 『六法』は必携である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション</li> <li>2. 格差社会の再来—個人主義と資本主義</li> <li>3. 安全・安心社会の陥穽—公権力肥大化の構造</li> <li>4. 法の支配と刑事裁判の諸問題—立憲主義はあるか</li> <li>5. 家族の多様化とその反動—24条と親密性</li> <li>6. 集団安全保障体制と国際貢献—9条と自衛隊</li> <li>7. 政治改革と憲法秩序の変動—55年体制崩壊と混迷</li> <li>8. 男女雇用機会平等の実現—14条と性差別</li> <li>9. 政教分離原則の理想と現実—政治と宗教の距離</li> <li>10. 社会保障立法と生存権の保障—25条の実質化</li> <li>11. 企業活動と勤労の権利・環境権—会社主義の克服</li> <li>12. 多文化共生と外国人の人権—新たな移民時代を前に</li> <li>13. 報道の自由をめぐる諸課題—受信料から付度まで</li> <li>14. 総括</li> </ol>	
到達目標	日本における主要な人権問題、人権問題に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	【予習】テキスト該当箇所を通読すること。【復習】授業内容の再現、演習問題の再考、ノートのまとめなど。なお、大学設置基準により授業時間の2倍の自習時間確保が必要となる。		
テキスト	倉持孝司編『歴史から読み解く日本国憲法〔第2版〕』（法律文化社、2017年）		
参考文献	テキストの各章に記載。		
評価方法	学期末試験 50%、事前課題 40%、平常点 10%		

律・国・総	****/地域政治史/地域政治論 a	担当者	大谷 基道
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政治の重要度が次第に高まっている。</p> <p>本講義では、住民が地域の諸問題を解決したいと思った時に必要となるであろう、地域政治を巡る基礎的な知識の理解に力点を置く。</p> <p>地域政治を考える際には様々な視点が存在するが、ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視点から講義を展開する。特に春学期においては、「長vs議会」、「自治体vs住民」の視点から講義を進めていく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要と進め方</li> <li>2. 選挙と代表</li> <li>3. 地方自治体の政治機構①（首長）</li> <li>4. 地方自治体の政治機構②（議会）</li> <li>5. 二元代表制①（日本の自治体統治機構）</li> <li>6. 二元代表制②（諸外国の自治体統治機構）</li> <li>7. 長と議会の対立事例①（長野県、鹿児島県阿久根市）</li> <li>8. 長と議会の対立事例②（名古屋市、大阪府・市）</li> <li>9. 住民と自治体</li> <li>10. 地域コミュニティ①（地縁型住民自治組織）</li> <li>11. 地域コミュニティ②（協議会型住民自治組織）</li> <li>12. 住民参加①（直接参政制度）</li> <li>13. 住民参加②（情報公開制度とオンブズマン）</li> <li>14. 住民参加③（NPO）</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	地域政治史に関する基礎的知識のうえに、地域政治史の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	指定する文献を事前に一読しておくこと。 また、授業後は、配付されたレジュメを参照しながら授業の内容を復習しておくこと。		
<b>テキスト</b>	特に指定しない。必要に応じて適宜プリントを配付する。		
<b>参考文献</b>	授業中に適宜紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験 60%、レポート 30%、授業への参加度 10%		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

律・国・総	****/アジア政治論 a/アジア政治外交史 a	担当者	松岡 格
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>中国の現状について理解するために、北京・上海・広州などの主要都市および、東北・内陸・国境地帯の各省について、地域ごとの現状（主要な住民の構成、主要産業、地域の歴史など）を解説し、履修者には中国国内の情勢に対する理解を深めてもらう。</p> <p>ある意味で、これまで身につけてきた中国に関する知識を別の角度から総括することになるであろう。</p> <p>本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また授業中、あるいは期限を設定して小課題を課すことがある。</p> <p>授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 広州・深圳と対外貿易</li> <li>3. 上海と工業・金融</li> <li>4. 重工業と東北三省</li> <li>5. 山東省とドイツ</li> <li>6. 出稼ぎ供給地としての華中地域</li> <li>7. 革命故地</li> <li>8. 首都、北京</li> <li>9. 古都、西安・杭州・南京</li> <li>10. 四川省と観光</li> <li>11. 雲南と少数民族</li> <li>12. 内モンゴルと草原・モンゴル族</li> <li>13. 新疆ウイグル自治区と中央アジア</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	アジア政治に関する基本的な考え方、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。		
<b>テキスト</b>	教員が用意して配付する		
<b>参考文献</b>	授業内で適宜紹介する		
<b>評価方法</b>	平常点（授業への参加度等）[30%]、小課題 [70%] を評価対象とする。授業に毎回出席することを前提とするので、欠席が続く学生は成績評価の対象としない。		

律・国・総	****/アジア政治論 b/アジア政治外交史 b	担当者	松岡 格
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>現代中国語世界の多様性を理解するための一つの方法として、本授業では民族・エスニシティを主なトピックとしてアプローチを試みる。</p> <p>広大な面積を擁する中国国内には、多くの民族が暮らしている。本授業では、他の国の多文化共存のあり方と比較しつつ、多民族国家・中国の実態について検討する。</p> <p>本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また授業中、あるいは期限を設定して小課題を課すことがある。</p> <p>授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. トン族の歴史</li> <li>3. トン族の文化</li> <li>4. ミャオ族</li> <li>5. ジンポー族</li> <li>6. タイ族の歴史</li> <li>7. タイ族の文化</li> <li>8. 中国の宗教と民族</li> <li>9. 回族</li> <li>10. 彝族</li> <li>11. 客家</li> <li>12. 多文化主義：アメリカ・カナダ</li> <li>13. 多民族国家と多文化主義</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	アジア政治に関する基本的な考え方、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。		
<b>テキスト</b>	教員が用意して配付する		
<b>参考文献</b>	授業内で適宜紹介する		
<b>評価方法</b>	平常点（授業への参加度等）[30%]、小課題 [70%] を評価対象とする。授業に毎回出席することを前提とするので、欠席が続く学生は成績評価の対象としない。		

律・国・総	****／地域研究特講（ラテンアメリカ経済と法） ／****	担当者	A. 松本
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ラテンアメリカに対しては、日本ではかなりステレオタイプのイメージが多い。中南米には面白い側面がたくさんあるが、ドラスチックなことも多い。法体系は、憲法をはじめ理想を求めている。しかし、運営の実態や法を施行する機関には大きな課題も多い。</p> <p>1.ラテンアメリカ諸国の一般的な概要を把握しながら、主な国の特徴や課題を理解する。</p> <p>2.地域の歴史的要素や、日本でも多少知られている人物などからのアプローチも行う。</p> <p>3.経済と社会を理解しながら、国や地域の法律問題、今議論になっている法改正等も考察する。</p> <p>4.ラテンアメリカと日本、また、アメリカや中国との関係についても触れる。</p>		<p>1) ラテンアメリカ（以下、ラ米）の一般概観と経済指標、世界と日本との比較</p> <p>2) 歴史的背景と独立後の国づくりの過程、憲法制定と政治体制、今も続く制度の課題</p> <p>3) ラ米諸国の政治と汚職問題、議会と法の制定、腐敗した司法制度と正義の未達成</p> <p>4) ラ米諸国の産業構造、工業化した国と第一次産品依存構造の国</p> <p>5) 南米諸国は穀物・鉱物資源大国、輸出規制と国内受給率</p> <p>6) ラ米諸国が世界に輸出しているもの、グローバル化に翻弄されている市民</p> <p>7) 世界でもっとも経済的・社会的格差の高いラ米、近年の左派政権と反米的でない反米政策</p> <p>8) ラ米諸国の教育指標、産業政策とミスマッチしている人材育成</p> <p>9) ラ米諸国の観光産業と世界遺産、コスタリカやキューバの健康ツーリズム</p> <p>10) ラ米経済のインフォーマルセクター（闇経済）、「脱税天国」と「デフォルト」</p> <p>11) ラ米諸国の若者と就活、インフォーマル雇用と失業対策、構造的貧困</p> <p>12) ラ米諸国のクリエイティブ産業と知的財産権（商標権侵害の事案）</p> <p>13) ラ米諸国とアメリカ、中国、欧州との関係、投資環境と外資への期待と規制</p> <p>14) ラ米と日本との経済関係、進出の日系企業の動向と日系コミュニティとの連携</p>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回授業には簡単なレジюмеを配布し、資料は後日ポータルに掲載する。		
テキスト	特に指定はしない		
参考文献	<p>国本伊代『概説ラテンアメリカ史（改訂新版）』、新評論、2003年 松下洋・乗浩子『ラテンアメリカ政治と社会』、新評論、2004年 西島章次・細野昭雄『ラテンアメリカ経済論』、ミネルヴァ書房、2011年 後藤政子・山崎圭一編『ラテンアメリカはどこへ行く』ミネルヴァ書房、2017年</p>		
評価方法	学期末レポート 60%、リアクションペーパー20%、授業参加度 20%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	****/地域研究特講(ラテンアメリカ社会の課題と法律問題)/****	担当者	A. 松本
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的： ラテンアメリカ地域の社会状況を少しでも理解することであり、実情と課題を考える。法的な視点も踏まえ、社会の今の動向を把握するに努める。</p> <p>1. ラテンアメリカ地域全体としての社会的課題を理解しながら、事案や話題になっているニュース等に照らしどのような法的問題があるかを考察する。</p> <p>2. 多様性や文化的側面、社会構造が問題解決を複雑にしているのかも考える。</p> <p>3. 日本から見るラテンアメリカと日本の中南米社会との関わり方も考察する。</p>		<p>1-ラ米社会の特徴：南米と中米、カリブ諸国、アンデスと内陸諸国の社会</p> <p>2-ラ米社会の「完全な憲法」と「不完全な社会」の矛盾</p> <p>3-スペイン語圏とポルトガル語圏の国：言葉の違いは社会にも反映</p> <p>4-世界で最も格差の大きい社会：所得、教育、医療の格差と不公平</p> <p>5-農村や鉱山の児童労働問題：憲法も国際条約も改善できない事情</p> <p>6-女性の社会的地位と役割、男女平等法の役割と高いドメスティックバイオレンス</p> <p>7-事実婚と同性婚の法制度：社会的効果と正規婚との違い</p> <p>8-ラ米の海外移住：米国とスペイン等の事例と国籍法</p> <p>9-ラ米域内の移住：ボリビアとベネズエラ等の事例と移民法</p> <p>10-憲法が定める公用語と民族構成：ボリビア、パラグアイ、中米諸国の事例</p> <p>11-多様な人種と民族：差別防止法と実態（ブラジル、アルゼンチン、メキシコ等）</p> <p>12-司法の不正義と社会の不満：警察と市民の正当防衛（アルゼンチン、ブラジル等）</p> <p>13-日本の若者が発見するラテンアメリカ社会：留学やホームステイ制度等にて</p> <p>14-日本の国際協力：JICA協力隊員や専門家派遣、日系社会青年&amp;シニアボランティアの活動</p>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回授業には簡単なレジメを配布し、資料は後日ポータルに掲載する。		
テキスト			
参考文献	参考文献の講読やネット上のニュースの閲覧を求める。		
評価方法	学期末レポート 60%、リアクションペーパー20%、授業参加度 20%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	****/地域政治史/地域政治論 a	担当者	大谷 基道
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政治の重要度が次第に高まっている。</p> <p>本講義では、住民が地域の諸問題を解決したいと思った時に必要となるであろう、地域政治を巡る基礎的な知識の理解に力点を置く。</p> <p>地域政治を考えるに際しては様々な視点が存在するが、ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視点から講義を展開する。特に春学期においては、「長vs議会」、「自治体vs住民」の視点から講義を進めていく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要と進め方</li> <li>2. 選挙と代表</li> <li>3. 地方自治体の政治機構①（首長）</li> <li>4. 地方自治体の政治機構②（議会）</li> <li>5. 二元代表制①（日本の自治体統治機構）</li> <li>6. 二元代表制②（諸外国の自治体統治機構）</li> <li>7. 長と議会の対立事例①（長野県、鹿児島県阿久根市）</li> <li>8. 長と議会の対立事例②（名古屋市、大阪府・市）</li> <li>9. 住民と自治体</li> <li>10. 地域コミュニティ①（地縁型住民自治組織）</li> <li>11. 地域コミュニティ②（協議会型住民自治組織）</li> <li>12. 住民参加①（直接参政制度）</li> <li>13. 住民参加②（情報公開制度とオンブズマン）</li> <li>14. 住民参加③（NPO）</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	地域に存在する問題とその解決を戦略的、すなわち長期的・歴史的観点から正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	指定する文献を事前に一読しておくこと。 また、授業後は、配付されたレジュメを参照しながら授業の内容を復習しておくこと。		
<b>テキスト</b>	特に指定しない。必要に応じて適宜プリントを配付する。		
<b>参考文献</b>	授業中に適宜紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験 60%、レポート 30%、授業への参加度 10%		

律・国・総	****/****/地域政治論 b	担当者	大谷 基道
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政治の重要度が次第に高まっている。</p> <p>本講義では、住民が地域の諸問題を解決したいと思った時に必要となるであろう、地域政治を巡る基礎的な知識の理解に力点を置く。</p> <p>地域政治を考えるに際しては様々な視点が存在するが、ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視点から講義を展開する。特に秋学期においては、「国vs地方」の視点から講義を進めていく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要と進め方</li> <li>2. 中央地方関係の理論とモデル</li> <li>3. 地方自治制度の沿革</li> <li>4. 国と地方の役割分担</li> <li>5. 地方分権改革①（第一次地方分権改革）</li> <li>6. 地方分権改革②（三位一体の改革）</li> <li>7. 地方分権改革③（第二次地方分権改革）</li> <li>8. 平成の市町村合併①（市町村合併の背景・経緯）</li> <li>9. 平成の市町村合併②（市町村合併に対する評価）</li> <li>10. 道州制</li> <li>11. 地方行革①（1990年代までの取組み）</li> <li>12. 地方行革②（2000年代以降の取組み）</li> <li>13. 近年の諸政策にみる国と地方の関係①（地方創生）</li> <li>14. 近年の諸政策にみる国と地方の関係②（ふるさと納税）</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	地域に存在する問題とその解決を戦略的、すなわち長期的・歴史的観点から正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	指定する文献を事前に一読しておくこと。 また、授業後は、配付されたレジュメを参照しながら授業の内容を復習しておくこと。		
<b>テキスト</b>	特に指定しない。必要に応じて適宜プリントを配付する。		
<b>参考文献</b>	授業中に適宜紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験 60%、レポート 30%、授業への参加度 10%		

律・国・総	*****/*****/まちづくり特論	担当者	荏原 美恵
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この講義では、地域の「まちづくり」について、公共事業などのハード面から、対人サービスや担い手育成などのソフト面まで幅広く捉えていきます。とりわけ、受講生自身が「自分事」として、これらの取組について考察していくことを目的とします。</p> <p>具体的には、「まちづくり」の現状と課題、その解決策について自ら考え、提案する力を養うとともに、グループワーク等を通じ多様な意見を認識した上で合意形成を行う過程を体感します。また、講義の中では、「まちづくり」に携わる専門家をゲストスピーカーとしてお呼びし、最新の事例紹介及びディスカッションを行う予定です。後半では、住民やコミュニティにフォーカスをあて、住民と行政との関係の変化、今後のあり方について触れます。最後に受講者全員がプレゼンテーションを行う予定です。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション</li> <li>2. 都市とまちづくり①（まちづくり演習）</li> <li>3. 都市とまちづくり②（都市計画の歴史）</li> <li>4. 都市とまちづくり③（事例研究）</li> <li>5. まちづくりと公共事業①（公共事業の意義）</li> <li>6. まちづくりと公共事業②（ワークショップ）</li> <li>7. 都市自治体と空き家問題</li> <li>8. 地域振興について考える①（地域振興の意義と課題）</li> <li>9. 地域振興について考える②（事例研究と演習）</li> <li>10. 福祉のまちづくり</li> <li>11. 多文化共生とまちづくり</li> <li>12. コミュニティとまちづくり</li> <li>13. まちづくりの「今」「これから」</li> <li>14. あなたの考える「まちづくり」</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	まちづくりにおける問題点とその解決策を戦略的、すなわち長期的・歴史的観点から正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	テキストの指定された箇所を事前に精読しておいてください。事後学修として、講義中に提示する課題について提出してください。		
<b>テキスト</b>	磯崎初仁、伊藤正次、金井利之『ホーンブック地方自治』（第三版）北樹出版、2014年		
<b>参考文献</b>	講義中に紹介します。		
<b>評価方法</b>	平常点 60%（授業への参加度及び毎回出席レポート提出が前提）、レポート 40%		

		担当者	
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<b>到達目標</b>			
<b>事前・事後学修の内容</b>			
<b>テキスト</b>			
<b>参考文献</b>			
<b>評価方法</b>			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	法律学特講（行政過程論）／*****／行政過程論	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「行政過程論」は、専門分野により理解の仕方が異なるように思いますが、この講義では、「法律学特講」の表記が示すとおり、「行政法」の“応用的復習”ないし“発展”とも言うべき内容をイメージしています。</p> <p>具体的には、憲法・行政法の基礎的理解を前提としつつ、行政過程において「法」がどのような役割や機能を持っているのかについて、いくつかの課題事例を通して受講生が主体的に考え実感してもらおう機会になると思います。</p> <p>したがって、「憲法（入門・人権・統治）」及び「行政法Ⅰ・Ⅱ」を履修済であることを前提に、行政学や公共政策学等にも関心がある3年生以上の方を対象とします。</p> <p>例年受講人数が5～10名程度ということもあり、教員の一方的な説明ではなく、受講生の主体的な参加や積極的な議論を求めるゼミ類似の形式で進めていますので、この点に十分留意した上で履修するかどうかを決めてください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 憲法・行政法の基礎知識の確認（テストと議論）</li> <li>2. 憲法・行政法の基礎知識の確認（第1回の続き）</li> <li>3. 行政活動と法の交錯（総論）</li> <li>4. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法①：総論）</li> <li>5. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法②：各論）</li> <li>6. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法③：詳論）</li> <li>7. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法④：総括）</li> <li>8. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画①：総論）</li> <li>9. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画②：各論）</li> <li>10. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画③：総括）</li> <li>11. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為①：総論）</li> <li>12. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為②：各論）</li> <li>13. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為③：総括）</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	行政を見わたす基本的視点から、行政過程に関する基本的概念を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	第1回と第2回では、憲法・行政法の基礎的理解を確認するための簡単なテスト形式の議論を行います。また、第4回以降は、それぞれのテーマに関連する内容について教科書等での復習が必要になります。		
テキスト	教材・資料等を適宜配布します。ただし、小型の『六法』は、各自毎回持参してください。		
参考文献	憲法・行政法の教科書を予習・復習のために手元に置いておいてください。		
評価方法	講義時間中の議論への積極的な参加（60%）と学期末のレポート（40%）を基に総合的に評価します。ただし、冒頭のテストと議論で理解が不十分と確認できた場合や、十分な参加がない場合には、学期末のレポートの提出は認めません。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/*****/政策過程論	担当者	田中 富雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、人口減少や人口構成の変動に伴い、さまざまな課題に直面する我が国の地方自治体、特に基礎自治体（市町村）に焦点を合わせ、政策過程のあり方を考え理解することを目的とする。その際、「参加」「自治」「制御」をキーワードとする。</p> <p>政策過程にかかわる多様なアクターの特性と関係性が、政策の帰結にどのような影響を与えるかについても考察する。そして、政策過程の現状と課題、改善の方策について検討する。</p> <p>また、日々のニュースの中から、政策過程に関するトピックを取り上げ解説する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政策過程</li> <li>2. 政策の関係者</li> <li>3. 政策課題の発見</li> <li>4. 政策課題の分析</li> <li>5. 政策案の作成</li> <li>6. 政策案の評価</li> <li>7. 政策決定と庁内調整</li> <li>8. 政策決定と審議会</li> <li>9. 政策決定とパブリックコメント手続</li> <li>10. 政策決定と議会</li> <li>11. 政策実施と政策資源</li> <li>12. 政策実施と調整</li> <li>13. 政策の中間評価・事後評価</li> <li>14. 政策過程と政策の帰結、政策過程の現状・課題・改善</li> </ol>	
到達目標	政策を見わたす基本的視点から、政策過程に関する基本的概念を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストを読み込むことを事前学習とする。授業内容を振り返り整理することを事後学習とする。		
テキスト	石橋章市朗・佐野亘・土山希美枝・南島和久（2018）『公共政策学』ミネルヴァ書房。		
参考文献	田中富雄（2018）『実例でわかる！すぐ使える！公務員の議会答弁の書き方』学陽書房。		
評価方法	コメント・ペーパーの内容（50%） 期末試験（50%）		

律・国・総	*****/*****/経済政策 a	担当者	童 適平
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>資本主義市場経済において、経済問題は主として市場メカニズムを通じて解決されることになっている。しかし、市場の失敗のように、市場メカニズムですべての経済問題がうまく解決されるわけではないのである。政府は、この市場の失敗を補完するために、資源配分機能、経済安定化機能、富と所得の再分配機能という3つの役割を持っている。本講義は、これら3つの機能を、ミクロ経済学とマクロ経済学の知識を使用して説明することを通じて、受講生の経済学理論への理解を深めるだけでなく、現実の経済問題への分析力を養うことを目的とする。</p> <p>経済政策論 a において、ミクロ経済政策を中心にその理論的背景、経済政策的解決の効果を解説することにする。理論だけでなく現実の経済現象を取上げて説明することによって、受講生に具体性を与え、理解しやすいように心掛ける。</p> <p>講義は基本的にPPTを使用して行う。PPTは事前に大学のPorTaに掲載する。</p>		第 1 回 ガイダンス 第 2 回 経済システムと経済政策 第 3 回 経済政策のミクロ経済学の基礎(1)-消費者行動 第 4 回 経済政策のミクロ経済学の基礎(2)-生産者行動 第 5 回 資源配分効率の基準と消費者余剰 第 6 回 資源配分効率の基準と生産者余剰 第 7 回 自然独占発生の原因 第 8 回 自然独占への対策 第 9 回 外部経済とその対策 第 10 回 公共財存在の理由 第 11 回 公共財の供給 第 12 回 情報の不完全性・非対称性 第 13 回 情報の不完全性・非対称性の解決策 第 14 回 金融市場における情報の非対称性とその解決策	
<b>到達目標</b>	経済政策の基本、経済政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	ミクロ経済学の基礎をしっかりと固めること；PPT 資料を授業の前に予習し、授業の後に復習すること。		
<b>テキスト</b>	指定しない。		
<b>参考文献</b>	1,岩田規久男・飯田泰之著『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞出版社。2,横山将義『経済政策』成文堂；3,その他。		
<b>評価方法</b>	期末試験を行う。学期中数回小テストを行う。小テストの解答を考慮して 30%、期末試験 70%		

律・国・総	*****/*****/経済政策 b	担当者	童 適平
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>資本主義市場経済においては、経済問題は主として市場メカニズムを通じて解決されることになっている。しかし、市場の失敗のように、市場メカニズムですべての経済問題がうまく解決されるわけではないのである。政府は、この市場の失敗を補完するために、資源配分機能、経済安定化機能、富と所得の再分配機能という3つの役割を持っている。本講義は、これら3つの機能を、ミクロ経済学とマクロ経済学の知識を使用して説明することを通じて、各受講生の経済学理論への理解を深めるだけでなく、現実の経済問題への分析力を養うことを目的とする。</p> <p>経済政策論 b において、まず、マクロ経済政策の目標と政策手段としての財政政策と金融政策およびその有効性を解説する。続いて、税制政策、経済安定政策、所得再分配政策、中小企業政策、社会保障政策の順でマクロ経済政策を理論的な背景、手段とその効果から解説する。理論だけでなく現実の経済現象を取上げて説明することによって、受講生に具体性を与え、理解しやすいように心掛ける。</p> <p>講義は基本的にPPTを使用して行う。PPTは事前に大学のPorTaに掲載する。</p>		第 1 回 ガイダンス 第 2 回 マクロ経済政策の課題 第 3 回 マクロ経済政策目標とその手段 第 4 回 財政政策の役割 第 5 回 金融政策の基本 第 6 回 財政政策と金融政策の有効性 第 7 回 税制政策 第 8 回 物価変動と経済政策 第 9 回 所得再分配政策 第 10 回 社会保障政策 第 11 回 日本の社会保障政策 第 12 回 労働政策 第 13 回 中小企業政策 第 14 回 日本の中小企業政策	
<b>到達目標</b>	経済政策の基本、経済政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	マクロ経済学の基礎をしっかりと固めること；PPT 資料を授業の前に予習し、授業の後復習すること。		
<b>テキスト</b>	指定しない。		
<b>参考文献</b>	1,岩田規久男・飯田泰之著『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞出版社。2,横山将義『経済政策』成文堂；3,その他。		
<b>評価方法</b>	期末試験を行う。学期中数回小テストを行う。小テストの解答を考慮して 30%、期末試験 70%		

律・国・総	*****/*****/環境政策 a	担当者	塩田 尚樹
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>現代社会が直面する深刻な環境問題である地球温暖化問題と原子力発電に関わる問題について概観し環境問題についての具体的なイメージを深めた後、環境問題の自発的解決の困難さと公的機関による政策の必要性について非協力ゲーム理論を使って検討します。</p> <p>「一人ひとりが個別に望ましい行動をとった結果が、社会を構成するメンバーの満場一致によって支持される改善の余地を残す残念な結果となるため、公的機関による介入の必要がある」という環境問題の特徴が、よく理解できると思います。</p> <p>「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えますので、授業態度のよくない人には退出してもらいます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 授業のねらいと方針</li> <li>2. 地球温暖化とその原因物質</li> <li>3. 地球温暖化に関する議論の経緯</li> <li>4. 気候変動枠組条約と京都議定書</li> <li>5. パリ協定</li> <li>6. 石炭までのエネルギー利用の歴史</li> <li>7. 石油・天然ガスの利用</li> <li>8. 原子力エネルギーとは</li> <li>9. 原子力事故</li> <li>10. 放射性廃棄物の処分</li> <li>11. 環境政策の必要性の判断基準</li> <li>12. 環境問題のモデル化</li> <li>13. 合成の誤謬</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	環境政策の基本、環境政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	「公共経済学」・「環境経済学」などを併せて履修すると、相互に理解が深まります。		
<b>テキスト</b>	使用しません。		
<b>参考文献</b>	鬼頭昭雄（2015）『異常気象と地球温暖化 ―未来に何が待っているか』岩波書店		
<b>評価方法</b>	定期試験 100%。ただし、講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります。		

律・国・総	*****/*****/環境政策 b	担当者	塩田 尚樹
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>環境政策の手法の有効性について、ミクロ経済学の立場から考察します。環境問題の具体的なトピックとしては、主に地球温暖化問題を取り上げます。</p> <p>環境税や排出量取引制度のような汚染物質排出に対して価格づけを行う「経済的」手法と、固定的排出量割当などの「非経済的」手段の、どちらが優れているのかが主要論点となります。まず、生産プロセスから環境汚染物質を排出する企業の利潤最大化行動を定式化し、各環境政策が企業にどのような影響を与えるか検討します。その後、汚染物質の総量規制を目的として環境政策を実施する場合に、どの手段が社会的汚染削減費用を最小化するのか確認します。</p> <p>「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えますので、授業態度のよくない人は退出してもらいます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 授業のねらいと方針</li> <li>2. 経済循環と物質収支</li> <li>3. 汚染物質排出量の総量規制</li> <li>4. 企業の生産技術と利潤関数</li> <li>5. 利潤の平均変化率の導出</li> <li>6. 利潤の平均変化率の性質</li> <li>7. 利潤の平均変化率の視覚化</li> <li>8. 企業の利潤最大化行動</li> <li>9. 価格インセンティブの企業行動への影響</li> <li>10. 固定的排出量割当</li> <li>11. 集計的汚染削減費用とその最小化</li> <li>12. ボーモル・オーツ税</li> <li>13. 排出量取引制度</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	環境政策の基本、環境政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	「公共経済学」・「環境経済学」などを併せて履修すると、相互に理解が深まります。		
<b>テキスト</b>	使用しません。		
<b>参考文献</b>	栗山浩一・馬奈木俊介（2016）『環境経済学をつかむ』第3版、有斐閣		
<b>評価方法</b>	定期試験 100%。ただし、講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります。		

律・国・総	*****/*****/都市政策 a	担当者	倉橋 透
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】</p> <p>現代においては、人間の生活や経済活動のかなりの部分は都市で行われている。一方、人間が集まっていることで様々な問題が生じ、政策的な対応も必要になってくる。</p> <p>この講義では、都市の定義を述べるとともに、ミクロ経済学（生産者行動の理論）を応用して、都市の存在理由を検討する。</p> <p>この講義は、多量の知識を一方向的に講義するのではなく、一つ一つ理解することをモットーとする（理解力や思考力の向上が隠れた目的である）。</p> <p>【講義概要】</p> <p>上記のモットーから、都市の定義、生産者行動の理論、都市の存在理由に限定する。確認問題を一緒に解き、黒板に板書してもらおう。数学やミクロ経済学を多用するので、講義開始前に勉強しておくこと。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の概要</li> <li>2. 都市経済学の目的、意義、特徴、方法</li> <li>3. 都市の定義－人口集中地区</li> <li>4. 都市の定義－都市雇用圏</li> <li>5. 都市の規模と首都機能移転の難しさ</li> <li>6. 生産関数、限界生産物、平均生産物</li> <li>7. 当量曲線、技術的限界代替率</li> <li>8. 利潤最大化問題</li> <li>9. 費用最小化問題</li> <li>10. 費用関数</li> <li>11. 供給関数</li> <li>12. 空間不可能性定理、空間の不均質性</li> <li>13. 規模の経済</li> <li>14. 集積の経済</li> </ol>	
到達目標	都市政策の基本、都市政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解いておくこと。事後にはノートで熟読し、十分理解しておくこと。また、事前・事後を通じて数学、ミクロ経済学を勉強しておくこと。		
テキスト	高橋孝明『都市経済学』有斐閣ブックス		
参考文献	伊藤元重『ミクロ経済学 第2版』日本評論社		
評価方法	定期試験 100%		

律・国・総	*****/*****/都市政策 b	担当者	倉橋 透
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】</p> <p>現代においては、人間の生活や経済活動のかなりの部分は都市で行われている。一方、人間が集まっていることで様々な問題が生じ、政策的な対応も必要になってくる。</p> <p>この講義では、ミクロ経済学（消費者行動の理論）を応用して、都市内構造（複数の用途の立地等）や地代の決定について分析する。</p> <p>また、アメリカの2000年代の住宅金融と金融危機にも言及する。</p> <p>【講義概要】</p> <p>消費者行動の理論、付け値地代の決定、都市内の空間構造、アメリカの2000年代の住宅金融と金融危機について検討する。確認問題を一緒に解き、黒板に板書してもらおう。数学やミクロ経済学も多用するので、講義開始前に勉強しておくこと。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 効用関数と無差別曲線</li> <li>2. 効用最大化</li> <li>3. 需要関数と間接効用関数</li> <li>4. 需要関数と間接効用関数についての問題演習</li> <li>5. 所得の変化、価格の変化の影響</li> <li>6. 需要曲線</li> <li>7. 住宅立地の規則性</li> <li>8. モデルの仮定</li> <li>9. 付け値地代の導出</li> <li>10. 付け値地代の性質</li> <li>11. 立地均衡と市場地代</li> <li>12. 所得と住宅立地</li> <li>13. 複数用途の立地</li> <li>14. アメリカの2000年代の住宅金融と金融危機</li> </ol>	
到達目標	都市政策の基本、都市政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解いておくこと。事後にはノートで熟読し、十分理解しておくこと。また、事前・事後を通じて数学、ミクロ経済学を勉強しておくこと。		
テキスト	高橋孝明『都市経済学』有斐閣ブックス		
参考文献	伊藤元重『ミクロ経済学 第2版』日本評論社		
評価方法	定期試験 100%		

律・国・総	*****/*****/土地法	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>土地法について、田中二郎博士（東大名誉教授、元最高裁判事）は、「土地に関する私法（土地私法）と土地に関する公法（土地公法）とをあわせ含み、これを総合的に考察するもの」としているが（同『土地法』有斐閣、1994年）、本講義もまた、現在の土地所有権・土地法秩序に関する基本的法規のあり方を概観する。</p> <p>講義の目的は、抽象的には土地法秩序のあり方を理解することだが、具体的には、不動産取引を念頭に置き、その際の基本的留意点・問題点を理解することである。このために、本年度は、とりわけ、宅地建物取引主任者試験問題の過去問を使って理解をチェックすることにより、不動産取引に関連する法制度、判例を検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法律行為と意思能力</li> <li>2 法律行為の行為能力</li> <li>3 意思表示①心裡留保、虚偽表示</li> <li>4 意思表示②錯誤、詐欺・強迫</li> <li>5 代理</li> <li>6 時効</li> <li>7 対抗要件①物権変動の意義</li> <li>8 対抗要件②第三者の意義</li> <li>9 共有・相隣関係</li> <li>10 担保物権</li> <li>11 債権譲渡・保証</li> <li>12 債務不履行・契約解除</li> <li>13 債権者代位権・債権者取消権</li> <li>14 住宅瑕疵担保・まとめ</li> </ol>	
到達目標	不動産取引を念頭に置き、その際の基本的留意点・問題点、および、売買契約法、賃貸借法などの基本的な条文及び判例を性格に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
テキスト	テキストは講義で指示する。		
参考文献	講義で指示する。		
評価方法	学年末の試験を中心にする（80%）。日常点も加味する（20%）。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/*****/医療・福祉概論 a	担当者	和久津 尚彦
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この授業では、医療に関する諸問題を、経済学を用いて分析することを学びます。医療に経済学を適用することに違和感を持つ人がいるかもしれません。しかし、医療サービスも有限な資源を用いて生産されていますので、資源配分の効率性という点から医療を考える場合には、経済学は相応の役割を果たすことができるはずです。</p> <p>医療制度は、医療提供体制と医療保険制度の2つに大別することができます。春学期は、主として医療提供体制に関する諸問題をとりあげ、ミクロ経済学を用いた医療の分析について学びます。また、これらに関連する日本の制度や現状についても説明します。</p> <p>授業への理解を深めるために小テストを行います。</p> <p>授業計画は授業の進行状況などによって変更することがあります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション</li> <li>2. 日本の医療制度の枠組み</li> <li>3. 日本の医療制度の政策課題</li> <li>4. 病院ランキングは役立つか—理論編</li> <li>5. 病院ランキングは役立つか—実証編</li> <li>6. 医療サービスと自由競争—理論編</li> <li>7. 医療サービスと自由競争—実証編</li> <li>8. 患者はかかりつけ医を持つべきか—理論編</li> <li>9. 患者はかかりつけ医を持つべきか—実証編</li> <li>10. 病床規制はなぜ維持されたのか—理論編</li> <li>11. 病床規制はなぜ維持されたのか—実証編</li> <li>12. ダイエットはなぜいつも先送りされるのか—理論編</li> <li>13. ダイエットはなぜ先送りされるのか—実証編</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	医療・福祉の現状・動向、ならびに、医療・福祉に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	授業は教科書にそって進めますので、事前に該当する章を読んで予習してきてください。また、単元ごとに小テストを行いますので、十分に復習しておいてください。		
<b>テキスト</b>	河口洋行『医療の経済学（第3版）』 日本評論社、2015年		
<b>参考文献</b>	授業中に適宜紹介します。		
<b>評価方法</b>	小テスト（30%）、期末試験（70%）で評価します。		

律・国・総	*****/*****/医療・福祉概論 b	担当者	和久津 尚彦
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>この授業では、医療に関する諸問題を、経済学を用いて分析することを学びます。医療に経済学を適用することに違和感を持つ人がいるかもしれません。しかし、医療サービスも有限な資源を用いて生産されていますので、資源配分の効率性という点から医療を考える場合には、経済学は相応の役割を果たすことができるはずです。</p> <p>医療制度は、医療提供体制と医療保険制度の2つに大別することができます。秋学期は、主として医療保険制度に関する諸問題をとりあげ、ミクロ経済学を用いた医療の分析について学びます。また、これらに関連する日本の制度や現状についても説明します。</p> <p>授業への理解を深めるために小テストを行います。</p> <p>授業計画は授業の進行状況などによって変更することがあります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. イントロダクション</li> <li>2. 社会的入院は解消できるか—理論編</li> <li>3. 社会的入院は解消できるか—実証編</li> <li>4. 公的医療保険はなぜ必要か—理論編</li> <li>5. 公的医療保険はなぜ必要か—実証編</li> <li>6. 診療報酬改定は伝家の宝刀か—理論編</li> <li>7. 診療報酬改定は伝家の宝刀か—実証編</li> <li>8. 混合診療解禁のメリット・デメリット—理論編</li> <li>9. 混合診療解禁のメリット・デメリット—実証編</li> <li>10. 「医師不足」は定員増加で解消できるか—理論編</li> <li>11. 「医師不足」は定員増加で解消できるか—実証編</li> <li>12. 「終末期医療」は無駄なのか—理論編</li> <li>13. 「終末期医療」は無駄なのか—実証編</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	医療・福祉の現状・動向、ならびに、医療・福祉に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	授業は教科書にそって進めますので、事前に該当する章を読んで予習してきてください。また、単元ごとに小テストを行いますので、十分に復習しておいてください。		
<b>テキスト</b>	河口洋行『医療の経済学（第3版）』 日本評論社、2015年		
<b>参考文献</b>	授業中に適宜紹介します。		
<b>評価方法</b>	小テスト（30%）、期末試験（70%）で評価します。		

律・国・総	*****/*****/地方財政論 a	担当者	金田 美加
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義は、地方財政の基本的な知識を習得し、わが国の地方政府の活動を論理的な視点で考えることができるようになることを目的とする。そのため、地方財政の基礎理論を学んでいく。</p> <p>地方財政論aでは、地方財政の現状と役割、公共財の理論を中心に上げる。講義では毎回資料の配布を予定する。</p> <p>なお、履修にあたっては、ミクロ経済学、公共経済学、および財政学に関する基礎的な知識があると望ましい（または、基礎的な知識を得ようとする意欲があると望ましい）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス（講義の内容と進め方）</li> <li>2. 公共財・地方公共財の定義と地方政府</li> <li>3. 地方財政の機能と役割</li> <li>4. 地方財政の現状（地方財政の構造など）</li> <li>5. 国と地方の財政関係①（地方財政計画など）</li> <li>6. 国と地方の財政関係②（補助金制度など）</li> <li>7. 地方税原則と税源配分</li> <li>8. 地方税の現状（租税収入、国際比較など）</li> <li>9. 地方債</li> <li>10. 外部性の理論（正の外部性と負の外部性）</li> <li>11. 公共財の理論①（公共財の最適配分）</li> <li>12. 公共財の理論②（リンダールメカニズムなど）</li> <li>13. 公共財の理論③（中位投票者定理など）</li> <li>14. 地方公共財とスピルオーバー問題、春学期まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	地方財政の現状・動向、ならびに、地方財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	各回に取り組んだ問題は必ず自分で解いて復習する、項目については語句説明文を作成する等の復習を行うこと。		
<b>テキスト</b>	テキストは特に指定しない。ポータル「講義連絡」にて毎回資料を配布する。		
<b>参考文献</b>	佐藤主光(2009)『地方財政論入門』新世社。その他、ガイダンスおよび講義内に紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験（100%）により評価する。（試験は持込不可。単位修得は定期試験が60点以上であること。）		

律・国・総	*****/*****/地方財政論 b	担当者	金田 美加
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p>本講義は、地方財政の基本的な知識を習得し、わが国の地方政府の活動を論理的な視点で考えることができるようになることを目的とする。そのため、地方財政の基礎理論を学んでいく。</p> <p>地方財政論bでは、租税による外部性と政府間補助金の理論を中心に上げる。講義では毎回資料の配布を予定する。</p> <p>なお、履修にあたっては、ミクロ経済学、公共経済学、および財政学に関する基礎的な知識があると望ましい（または、基礎的な知識を得ようとする意欲があると望ましい）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス（講義の内容と進め方、前期の復習）</li> <li>2. 租税の各論①（所得課税と消費課税）</li> <li>3. 租税の各論②（資本課税）</li> <li>4. 地方分権化定理とティボー理論</li> <li>5. 租税による外部性と地方財政①（租税輸出）</li> <li>6. 租税による外部性と地方財政②（重複課税）</li> <li>7. 租税による外部性と地方財政③（同時手番ゲーム）</li> <li>8. 租税による外部性と地方財政④（租税競争）</li> <li>9. 所得再分配機能と地方政府</li> <li>10. 政府間財政移転の理論①（補助金の効果）</li> <li>11. 政府間財政移転の理論②（逐次手番ゲーム）</li> <li>12. 政府間財政移転の理論③（ソフトな予算制約など）</li> <li>13. 政府間財政移転の理論④（フライペーパー効果）</li> <li>14. 地域間財政格差の計測、秋学期まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	地方財政の現状・動向、ならびに、地方財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	各回に取り組んだ問題は必ず自分で解いて復習する、項目については語句説明文を作成する等の復習を行うこと。		
<b>テキスト</b>	テキストは特に指定しない。ポータル「講義連絡」にて毎回資料を配布する。		
<b>参考文献</b>	佐藤主光(2009)『地方財政論入門』新世社。その他、ガイダンスおよび講義内に紹介する。		
<b>評価方法</b>	定期試験（100%）により評価する。（試験は持込不可。単位修得は定期試験が60点以上であること。）		

律・国・総	*****/*****/財政学 a	担当者	野村 容康
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p><b>講義目的</b> 本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりとなるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を身につけてほしい。</p> <p><b>講義概要</b> 前期は、どちらかと言えば政府の支出活動面に重点を置きながら、財政の機能とわが国財政の現状、公共支出に関する理論、政府債務の問題、公的年金問題等について解説する。後期は、政府収入の中で最も重要な租税に関する議論（租税理論、制度、税制改革論等）に焦点を絞って授業を進める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財政学とはーオリエンテーション</li> <li>2. 財政民主主義と財政の領域</li> <li>3. 財政学の歴史</li> <li>4. 予算原則</li> <li>5. 資源配分の調整機能</li> <li>6. 公共財の理論</li> <li>7. 財政政策の理論</li> <li>8. 所得分配と再分配の経済的根拠</li> <li>9. 所得再分配政策</li> <li>10. 補助金と価格規制</li> <li>11. わが国財政の現状</li> <li>12. 公債の制度と理論</li> <li>13. 公的高齢年金</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国家財政の現状・動向、ならびに、国家財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	前回の講義で解説した専門用語について復習し、理解しておくこと。 予めテキストの該当箇所を読み、自らの問題意識をもって講義に臨むこと。		
<b>テキスト</b>	八巻節夫編『新財政学』文眞堂		
<b>参考文献</b>	『図説日本の財政』東洋経済新報社		
<b>評価方法</b>	原則として定期試験の成績で評価する（100%）。レポートを加味する場合がある。		

律・国・総	*****/*****/財政学 b	担当者	野村 容康
<b>講義目的、講義概要</b>		<b>授業計画</b>	
<p><b>講義目的</b> 本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりとなるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を身につけてほしい。</p> <p><b>講義概要</b> 前期は、どちらかと言えば政府の支出活動面に重点を置きながら、財政の機能とわが国財政の現状、公共支出に関する理論、政府債務の問題、公的年金問題等について解説する。後期は、政府収入の中で最も重要な租税に関する議論（租税理論、制度、税制改革論等）に焦点を絞って授業を進める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 租税とはーオリエンテーション</li> <li>2. 租税の根拠と負担配分</li> <li>3. 租税の基礎的概念</li> <li>4. 課税の水平的公平</li> <li>5. 課税の垂直的公平</li> <li>6. 課税の中立性</li> <li>7. 公平と中立のトレードオフ</li> <li>8. 租税の転嫁と帰着</li> <li>9. 包括的所得税論</li> <li>10. 支出税と最近の税制改革論</li> <li>11. 日本の租税体系</li> <li>12. 個人所得税と法人課税</li> <li>13. 間接消費課税と資産課税</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
<b>到達目標</b>	国家財政の現状・動向、ならびに、国家財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
<b>事前・事後学修の内容</b>	前回の講義で解説した専門用語について復習し、理解しておくこと。 予めテキストの該当箇所を読み、自らの問題意識をもって講義に臨むこと。		
<b>テキスト</b>	八巻節夫編『新財政学』文眞堂		
<b>参考文献</b>	『図説日本の税制』財経詳報社		
<b>評価方法</b>	原則として定期試験の成績で評価する（100%）。レポートを加味する場合がある。		

律・国・総	*****/*****/日本文化論 a	担当者	城崎 陽子
講義目的、講義概要		授業計画	
<b>人生儀礼</b>  人の一生には節目ごとに様々な儀礼がおこなわれます。これを「人生儀礼」とか「通過儀礼」と呼び、属する集団での身分の変化や新しい役割の獲得が行われます。 本講義では、人が生まれて成長する過程で迎えるいくつかの儀礼（生誕、成人、婚姻、葬送など）を取り上げ、これを通史的に学習することで、日本文化における様々な伝統行事の成立や展開、そして人生儀礼の意義について理解することを講義の目的とします。		1 ガイダンスー人生儀礼とはー 2 生活習俗ー衣ー 3 生活習俗ー食・原始から奈良時代までー 4 生活習俗ー食・平安時代から江戸時代までー 5 生活習俗ー住ー 6 人生儀礼ー生誕・子授けから出産までー 7 人生儀礼ー生誕・食い初めから初誕生までー 8 人生儀礼ー成人・成年の条件ー 9 人生儀礼ー成人・成年式の歴史ー 10 人生儀礼ー婚姻・妻問婚の歴史ー 11 人生儀礼ー婚姻・嫁取婚の歴史ー 12 人生儀礼ー葬送・葬送の歴史ー 13 人生儀礼ー葬送・霊魂の行方ー 14 まとめ	
到達目標	日本文化の歴史的沿革、日本文化の特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前事後の学習として、配布されるプリントに提示される課題に取り組んでください。		
テキスト	テキストは特に定めず、適宜プリントを配布します。		
参考文献	参考文献は授業中に紹介します。		
評価方法	レポート 70%、課題を含めた授業への参加度 30%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/*****/日本文化論 b	担当者	飯島 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>○講義目的：民俗芸能・行事を通して、日本の民衆生活の基盤に潜む概念や価値観・世界観を認識し、理解する。</p> <p>○講義概要：日本の民俗芸能は世界にもまれに見る多様さと濃厚さで民衆生活と結びつき、いまだに多数残存している。いわゆる先進国としては唯一と言って良い。</p> <p>そこにはっきりと呈示されている、日本の文化の基盤を形成する「見えないもの」との対峙の仕方を、年行事・信仰・地域社会・儀礼等との関わり方から分析し、講義する。</p> <p>具体的には「神の来訪」「異人の出現」「稲作の習俗と芸能」「年齢階梯」という観点を「境界領域の存在」という地平から照射し、東西日本の様々な民俗芸能・行事を取り上げ、フィールドワークにもとづく映像資料も用いて、概念や価値観・世界観の実際がどう機能しているかに留意する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーション・導入</li> <li>2. 日本文化と「見えないもの」、境界領域の存在</li> <li>3. 神の来訪と芸能①…春日若宮の「おん祭」</li> <li>4. 神の来訪と芸能②…八重山の祭と芸能</li> <li>5. 異人の出現と芸能①…「異人」と日本全国の祭・芸能</li> <li>6. 異人の出現と芸能②…異類の代表、獅子</li> <li>7. 異人の出現と芸能③…岩手県の鹿踊</li> <li>8. 稲作の習俗と芸能①…中国地方の花田植</li> <li>9. 稲作の習俗と芸能②…東北の田植踊り</li> <li>10. 稲作の習俗と芸能③…能登の「アエノコト</li> <li>11. 年齢階梯と芸能①…年齢階梯制とは何か？</li> <li>12. 年齢階梯と芸能②…栃木県栗山町の若衆組</li> <li>13. 年齢階梯と芸能③…福島県二本松市の成人儀礼</li> <li>14. まとめ…境界領域の時空</li> </ol>	
到達目標	日本文化の歴史的沿革、日本文化の特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：特に必要はない。授業の内容（特に映像）に集中すること。 事後学修：授業の内容に沿った課題の提出を求める。		
テキスト	特になし		
参考文献	授業中に適宜示す		
評価方法	学期末に、記述式の試験を実施する。その成績 50%。課題の提出 50%。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/*****/地域文化	担当者	林 英一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講座では「地域文化」を学びます。方言や雑煮など「地域」ごとに生活文化に異なりが見られます。地域差と言われるものです。しかし、「地域文化」には、直接に生活構造で結びついたミクロ的「地域文化」と、類似文化の広がりから捉えられるマクロ的「地域文化」があり、また、他所から見た地域認識も「地域文化」を背景とするもので、必ずしも「地域文化」が担い手だけのものではないことがわかります。本講座では文化の差異だけではなく、「地名」や「祭り」を中心に地域文化のあり方とその変化を捉えていきたいと思います。とくに「変化」に関しては過疎地と都市部で旧来から行われてきた祭りの現状をふまえ、その方向性や背景を考えます。さらにボーダレスとなっている今日における「郷土」意識など、現代的な問題として考えていきたいと思います。地方創生が叫ばれている現在、地域文化を考えることは重要ではないでしょうか。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1、ガイダンス</li> <li>2、文化としての「地名」</li> <li>3、「地域文化」とは何か</li> <li>4、広義の「地域」と狭義の「地域」における文化</li> <li>5、結の実際（白川郷の屋根葺き）</li> <li>6、地域認識と社会概念</li> <li>7、地域文化としての祭り—祭りによる地域文化形成—</li> <li>8、地域文化としての祭り—祭りと地域認識の問題—</li> <li>9、地域文化の重層性</li> <li>10、伝統的祭りの方向性—過疎地域—</li> <li>11、伝統的祭りの方向性—都市部—</li> <li>12、フォークロリズム</li> <li>13、新興の祭りと地域文化</li> <li>14、ボーダレス社会と地域文化</li> </ol>	
到達目標	地域文化の歴史的沿革、地域文化の特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	配付プリントの事前・事後学修と指示した関連文献を精読し、自分の住む「地域」の現在を学べ、さらにこれからの考えつつ授業を受けてください。		
テキスト	プリントを配布します		
参考文献	授業中に紹介		
評価方法	期試験 100%。授業への参加度を加味する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

律・国・総	*****/*****/多文化共生論	担当者	石川 朝子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、日本社会における外国人の状況を知ることにより、国際移動によって「異文化」の中で生活する人々の抱える問題について理解を深めることが目的とする。</p> <p>特に、外国にルーツを持つ子どもの教育やかれらの教育達成について、いくつかの事例などをもとに検討を加える。また、地域との関係について現状を知り、多文化共生のあり方を考える。さらに、民族学校における教育や国際結婚で生まれた子どもの教育についての学びを深めていく。</p> <p>これらの学びを通して、多様な文化や背景を持つ人々との「共生」はいかにあるべきか、「多文化共生」の可能性を模索する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーション</li> <li>2. 「滞日外国人」とは？</li> <li>3. これまでの「滞日外国人」研究</li> <li>4. 日本の移民政策の変遷</li> <li>5. 日本に暮らす難民</li> <li>6. オールドカマーとは？</li> <li>7. 日本の外国人学校</li> <li>8. ニューカマーとは？</li> <li>9. 外国につながる子どもの教育</li> <li>10. 外国につながる子どもの高校進学</li> <li>11. 外国につながる子どものキャリア</li> <li>12. 外国人住民と地域の関係</li> <li>13. 「滞日外国人」研究を通して見えてくるもの</li> <li>14. 総括とディスカッション</li> </ol>	
到達目標	多文化共生の概要、および、特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	次週学習内容を理解するために、事前に資料を配布することがある。講義前に資料に目を通し、理解の上、参加することを期待する。		
テキスト	テキストは特になし。必要に応じてプリントを配布する。		
参考文献	宮島喬『外国人の子どもの教育』東京大学出版会（2014年）、荒牧重人ら編『外国人の子ども白書』明石書店（2017年）		
評価方法	各回提出のリフレクションシート（40%）、記述試験（60%）で評価する。		

律・国・総	****/アジア政治論 a/アジア政治外交史 a	担当者	松岡 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>中国の現状について理解するために、北京・上海・広州などの主要都市および、東北・内陸・国境地帯の各省について、地域ごとの現状（主要な住民の構成、主要産業、地域の歴史など）を解説し、履修者には中国国内の情勢に対する理解を深めてもらう。</p> <p>ある意味で、これまで身につけてきた中国に関する知識を別の角度から総括することになるであろう。</p> <p>本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また授業中、あるいは期限を設定して小課題を課すことがある。</p> <p>授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 広州・深圳と対外貿易</li> <li>3. 上海と工業・金融</li> <li>4. 重工業と東北三省</li> <li>5. 山東省とドイツ</li> <li>6. 出稼ぎ供給地としての華中地域</li> <li>7. 革命故地</li> <li>8. 首都、北京</li> <li>9. 古都、西安・杭州・南京</li> <li>10. 四川省と観光</li> <li>11. 雲南と少数民族</li> <li>12. 内モンゴルと草原・モンゴル族</li> <li>13. 新疆ウイグル自治区と中央アジア</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	現代におけるアジア諸国との関係、およびそれを取り巻く状況などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。		
テキスト	教員が用意して配付する		
参考文献	授業内で適宜紹介する		
評価方法	平常点（授業への参加度等）[30%]、小課題 [70%] を評価対象とする。 授業に毎回出席することを前提とするので、欠席が続く学生は平常点評価の対象としない。		

律・国・総	****/アジア政治論 b/アジア政治外交史 b	担当者	松岡 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代中国語世界の多様性を理解するための一つの方法として、本授業では民族・エスニシティを主なトピックとしてアプローチを試みる。</p> <p>広大な面積を擁する中国国内には、多くの民族が暮らしている。本授業では、他の国の多文化共存のあり方と比較しつつ、多民族国家・中国の実態について検討する。</p> <p>本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また授業中、あるいは期限を設定して小課題を課すことがある。</p> <p>授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. トン族の歴史</li> <li>3. トン族の文化</li> <li>4. ミャオ族</li> <li>5. ジンポー族</li> <li>6. タイ族の歴史</li> <li>7. タイ族の文化</li> <li>8. 中国の宗教と民族</li> <li>9. 回族</li> <li>10. 彝族</li> <li>11. 客家</li> <li>12. 多文化主義：アメリカ・カナダ</li> <li>13. 多民族国家と多文化主義</li> <li>14. まとめ</li> </ol>	
到達目標	現代におけるアジア諸国との関係、およびそれを取り巻く状況などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。		
テキスト	教員が用意して配付する		
参考文献	授業内で適宜紹介する		
評価方法	平常点（授業への参加度等）[30%]、小課題 [70%] を評価対象とする。 授業に毎回出席することを前提とするので、欠席が続く学生は平常点評価の対象としない。		

シラバス 法学部

---

2019年4月1日発行

獨協大学教務課

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1

電 話 048-946-1658



DOKKYO UNIVERSITY

学 科	学年	氏 名
学科	年	